

平成18年 第1回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成18年第1回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成18年6月15日(木曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 報告第1号から議案第38号まで一括上程

(提案理由の説明のみ)

日程第 5 請願・陳情委員会付託

①平成18年請願第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出の請願について

②平成18年請願第2号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題を解決するための意見書提出を求める請願

③平成18年請願第3号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (49名)

1番	楠	正次	議員	2番	内藤	孝	議員
3番	渡部	優	議員	4番	山内	政	議員
5番	高野	精一	議員	6番	馬場	信作	議員
7番	湯田	秀春	議員	8番	大宅	宗吉	議員
9番	渡部	忠雄	議員	10番	星	光久	議員
11番	目黒	幸雄	議員	12番	菅家	幸弘	議員

13番	星	登志一	議員	14番	平野	均	議員
15番	阿久津	梅夫	議員	16番	渡部	東	議員
17番	湯田	賢太郎	議員	18番	芳賀	芳一	議員
19番	芳賀沼	順一	議員	20番	星	和男	議員
21番	星	利一	議員	22番	星	茂	議員
23番	平野	昌盛	議員	24番	湯田	直美	議員
25番	森	豊喜	議員	26番	星	喜弥	議員
27番	平野	五十男	議員	28番	渡部	昌仲	議員
29番	五十嵐	司	議員	30番	平野	修治	議員
31番	五十嵐	正純	議員	32番	大竹	幸一	議員
34番	酒井	昭次郎	議員	35番	平野	虎一	議員
36番	阿久津	進	議員	37番	馬場	清雄	議員
38番	渡部	康吉	議員	39番	月田	和行	議員
40番	星	謙一郎	議員	41番	星	祥信	議員
42番	君島	勝美	議員	43番	村井	民重	議員
44番	河原田	苗利	議員	45番	湊田	幹夫	議員
46番	渡部	衛	議員	47番	馬場	秀男	議員
48番	室井	強	議員	49番	大山	卓	議員
50番	児山	寿明	議員				

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯田	芳博	町	長	杉浦	孝幸	助	役
五十嵐	廣	収	入	横山	恒廣	教	育
室井	智	総務課	長補佐	星	安晴	館岩	総合支所長
酒井	浩蔵	伊南	総合支所長	五十嵐	竹則	南郷	総合支所長
星	廣政	企画	観光課長	渡部	俊夫	税務	課長
菊地	新六	住民	生活課長	室井	裕	健康	福祉課長
舟木	平蔵	建設	課長	児山	忠男	環境	水道課長

湯 田 タマイ	会 計 室 長	横 山 孝 夫	教 育 次 長
森 秀 一	農 林 課 長	湯 田 順 一	農 業 委 員 会 長
馬 場 増 男	生 涯 学 習 課 長	長 沼 芳 樹	事 務 局 長
			学 校 教 育 課 長

事務局職員出席者

澤 田 洋 一	事 務 局 長	酒 井 直 伸	書 記
---------	---------	---------	-----

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は49名であります。

定足数に達しておりますので、本日招集されました平成18年第1回南会津町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○児山寿明議長 ただいまより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○児山寿明議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番、高野精一君、6番、馬場信作君を指名いたします。



◎会期の決定

○児山寿明議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より6月22日までの8日間とし、明16日及び17日並びに18日を休

会として、お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より6月22日までの8日間とし、明16日及び17日並びに18日を休会とすることに決しました。

場内が大変暑くなっておりますので、上衣の脱衣を許可いたします。なお、冷房を入れておりますが、ただいま入れたばかりなので、後ほど若干涼しくなるのかなというふうに期待をしております。



◎諸報告

○児山寿明議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

去る5月29日、渡辺善栄君から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により5月31日に許可いたしましたので、報告をいたします。

平成18年第1回南会津町議会臨時会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告並びに産業建設委員会の雪害現地調査報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付してあります文書によってご了承願います。

次に、南会津地方広域市町村圏組合議会の平成18年第1回臨時会に関係議員が出席して審議した結果、提案された全議案について原案のとおり可決されました。その概要はお手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付の文書によってご了承願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

旧4町村平成18年第1回定例会以後の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付してあります文書によってご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

ここで、町長より、平成18年度町政施政方針説明のための発言の申し出がありますので、こ

れを許可いたします。

町長。

○湯田芳博町長 本日ここに、平成18年第1回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともにご多用のところご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

私は、去る5月25日の第2回南会津町議会臨時会の開催に当たり、合併による初代南会津町長として、町政を担当する所信の一端について述べさせていただきましたが、新生「南会津町」のかじ取りを任されたことは光栄この上ないことであります。責任の重さを改めて痛感いたしましたしております。

また、同臨時会におきまして、助役、収入役、教育委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員の人事案件を提出いたしましたところ、ご同意を賜り、まことにありがとうございました。

3月20日の合併以来、2つの峠を越えての合併は、いわき市に次ぐ広大な面積を有し、町村合併特有の課題を抱える中で、このような早い時期に執行体制の確立を図ることができましたことは、地域の一体的発展と住民福祉の向上を確実なものにする上からも極めて重要なことであり、改めて議員各位に心から敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。

さて、本議会におきましては、南会津町の本予算としての平成18年度一般会計予算を初め、多くの重要な議案を提出しております。本議会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ちまして、平成18年度の町政運営に臨む基本方針並びに主要重点施策などについて所信の一端を申し上げますので、議員各位の町政伸展に対するご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、国の動きとしまして、戦後60年が過ぎ、予測を上回る速さで人口減少社会を迎え、少子高齢化の急速な進行やデフレ経済の長期化など、日本の社会経済情勢は大きな変革の時期を迎えており、国も地方も新たな青写真を描きながらも、財政構造改革を初めとする改革をさらに加速していかなければなりません。人口減少社会は、労働力の減少や消費の低迷を招くなど、我が国全体の経済活動に影響を及ぼすとともに、都市と地方の格差を拡大させ、さらには国民年金など社会保障制度の再構築問題など、我が国の将来に大きな不安をもたらしています。

また、最近では国民生活の安全や安心を脅かす事件や問題が頻発し、さらには異常気象等による大規模な災害が各地で発生しており、さまざまな分野で不安が広がっています。

一方、国会では、今国会の最重要法案と位置づけられた行政改革推進法など関連5法が成立し、簡素で効率的な政府の実現を目指し、総人件費改革、規制改革などが推し進められようと

しております。また、国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体の改革では、本年度が改革の一応の区切りの年となり、これにより4兆6,000億円を超す国庫補助負担金の改革と3兆円の地方への税源移譲、さらには普通交付税の大幅な見直しが行われたこととなります。今後は、三位一体の改革の第2ステージに向けた国の動向に十分な注意を払っていかねばなりません。

本町も、町村合併等により効率的行政運営を目指し懸命に努力しておりますが、地域再生への道は決して平たんではありません。自治体の財政基盤の確立に国が責任を持って対応するよう、さらなる税源移譲を目指し、引き続き全国町村会などを通じ地方の実態を強く国に訴えてまいります。

次に、福島県の動きとしまして、福島県の当初予算は一般会計で8,709億円と前年度に比べ5.3%減となっておりますが、子育て支援等の次代を開く仕組みづくりや過疎・中山間地域対策など、緊急に取り組むべき行政課題を中心に重点配分がなされております。

また、深刻化する少子化への対応として「里親による子育て支援事業」、団塊の世代を戦略的に誘客する「ふくしま定住・二地域居住拡大プロジェクト事業」、ブロードバンド環境の実現に向けた「光ファイバー通信基盤整備促進事業」、ラムサール条約に登録された「尾瀬地域の単独国立公園化」に向けた活動、さらには中高一貫教育のスタートなど、本町にとっても大変重要な事業が打ち出されております。

組織機構面では、この4月より県の出先機関が垣根を越えて連携し、出先の判断で地域の課題に迅速に対処することのできる地域連携室が発足し、担当職員が定期的に町村に出向き、資料収集や意見交換を進めることとなりました。町といたしましても、各課を横断した体制づくりを進め、職員が知恵を出し合い、地域課題の解決に迅速に対応できる態勢を確立してまいりたいと考えております。

次に、地方財政対策と予算編成方針について申し上げます。

国の平成18年度の地方財政対策は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増等により、5兆7,044億円の財源不足が生じ、対前年度比0.7%減の83兆1,508億円の地方財政計画規模と見込まれております。

平成18年度地方交付税総額は、総額の大幅な抑制基調のもと、各種補正係数の縮小などの制度改革が行われ、地方公共団体に交付される出口ベースで15兆9,073億円となっており、対前年度比9,906億円、5.9%減の大幅な減少となっております。また、三位一体の改革の国庫補

助負担金改革の削減額は、児童手当給付費負担金、児童手当国庫負担金、介護給付費負担金などの8,108億円であり、そのうち、地方に税源移譲される額は6,544億円となっております。これにより、平成16年度からの合計では4兆6,661億円の国庫補助負担金改革となりました。

地方税制改正では、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲、定率減税の廃止、固定資産税の調整措置の見直し、さらには地方たばこ税の税率引き上げが予定されており、税源移譲は、平成19年度分の所得税及び個人住民税から適用となり、平成18年度分は暫定的措置として所得譲与税に措置されることになっております。

以上のように、国の地方財政対策は、地方交付税の大幅な抑制により給与関係経費や地方単独事業費の抑制が進められており、税源移譲が進んでも、個人住民税の乏しい本町にあっては非常に厳しい財政運営を強いられることとなります。このため、町村合併後、初めてとなる平成18年度の本町の予算編成に当たっては、旧町村単位に共同歩調をとり、徹底した経常経費の抑制に努めながらも、継続的に取り組まなければならない生活関連資本の整備や少子高齢化に対応した福祉・保健政策の充実に取り組むとともに、地域力の喚起へ向けた新たな施策を導入するなど、事業の重点選別に努めた予算配分といたしました。

以下につきましては、昨年度の旧4町村の一般会計当初予算合計額と比較しながら、本年度一般会計予算編成の概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入面では、町税で個人町民税、法人町民税で幾分回復の兆しがあらわれているものの、固定資産税の評価替えによる減収、第三セクター所有資産の町への移譲等により、対前年度比6,002万円、3.8%の減少となりました。その他の経常一般財源では、地方特例交付金が地方交付税制度改革の影響で減少するものの、国庫補助負担金の改革に伴い税源移譲される所得譲与税が4,070万円の増となるほか、地方消費税交付金、自動車取得税交付金などでも伸びを見せております。

また、地方交付税においては、合併による特例加算措置として特別交付税が3億3,510万円増の大幅な伸びを見せ、全体で8.9%の増加を見込みましたが、なお投資的経費に不足する一般財源につきましては、財政調整基金の取り崩しで対応することなどにより、一般財源総額は102億4,377万円となりました。

このため、歳出面では、普通建設事業の圧縮や人件費などの経常経費の削減に努力しながらも、合併特例債、過疎対策事業債を活用し、地域事業の着実な推進に努めてまいります。また、福祉対策や産業振興などに不足する財源には、特定目的基金の取り崩しなどにより対応することとした結果、平成18年度一般会計予算額は、スキー場等の観光施設特別会計を編入した影響

もあり、対前年度比 7 億 3,484 万円、5.8% 増の 134 億 1,400 万円となりました。

この結果、平成 18 年度予算編成時点での基金残高は、合併特例債を活用した地域づくり振興基金への積み立てを含み、財政調整基金、減債基金及び特定目的基金の合計見込み額で 19 億 6,798 万円となり、一方、一般会計の起債残高は平成 18 年度末で 175 億 9,643 万円になるものと見込まれます。

新年度は、新町まちづくり計画の地域事業を中心とした総合的な事業展開を実施しながらも、新たなまちづくりと財政健全化へ向けた改革策を検討、実践してまいります。

次に、まちづくりに取り組む姿勢といたしまして、私は、田島町長を務めた 1 年 7 カ月、合併協議会長として旧 3 村長や住民代表の方々とともに合併の筋道をつくり、南会津町の誕生を実現してまいりました。地方分権がさらに加速する中で、私のこれまでの実績と体験を生かしながら新たな決意で変革の時代に立ち向かい、地域格差のない総合的な発展を実現し、南会津町を住民のだれもが住んでよかったと思えるまちづくりを推進してまいります。

5 月 25 日の第 2 回南会津町議会臨時会で所信を述べましたが、改めて、新町の課題解決に向けての具体的施策について申し述べさせていただきます。

1 つ、特色ある地域の暮らしを総合的に支援できる地域支援センターの創造に全力を注ぎます。

1 つ、公共交通対策を積極的に進め、4 つの地域を一体的につなぎ、地域の便利さをつくり出します。

1 つ、現場の声を第一に考えた地域提案型公共事業で安全・安心の暮らしをつくり出します。

1 つ、分散するさまざまな地域活動の連携を図り、生産や物産と観光が一体となった所得の向上に取り組めます。

1 つ、森林環境税を活用した仕事づくりと交流促進のステージづくりに取り組めます。

1 つ、幼児教育と学校教育の連携で、豊かな子育て地域を目指します。

1 つ、地域助け合い事業の充実で、少子高齢化社会を支える仕組みをつくり出します。

1 つ、将来予測に対応できる執行体制を整え、納得のいく行政運営を行います。

以上、8 項目の具体的施策は、これまでの施策の延長線上にあるものと新規にご提案申し上げるものとに分かれています。いずれにいたしましても、行き着くところは、町民がまちづくりの当事者として参画し、納得性が担保されたものでなければならないと考えます。

次に、平成 18 年度の主要施策の概要について申し述べさせていただきたいと思えます。

今ほど南会津町のスタートに当たっての町政執行の基本方針を申し述べましたが、基本方針

に沿った施策を着実に推進し、子供たちが夢と希望を持ち、次世代へ誇れるまちづくりを目指すとともに、田島、館岩、伊南、南郷の4地域の融合と地域格差のない総合的な発展の実現に向けて、誠心誠意努力してまいります。

平成18年度の主要施策に関しましては、田島町・館岩村・伊南村・南郷村合併協議会が策定いたしました新町まちづくり計画に掲げられている新町建設のための5つの基本施策ごとに、主要な施策の概要をご説明申し上げます。

初めに、産業の振興と地域間交流の促進に関する施策について申し述べます。

産業の振興に当たっては、本町の4地域が持つそれぞれの地域特性を踏まえ、調和のとれた活力ある産業経済の発展と、地域特性を十分に生かした地域提案型による交流型経済の活性化に取り組んでまいります。特に、広大な町土面積の約9割を占める林野は、本町の豊かな財産であり重要な地域資源であることから、木材関連産業の振興はもとより、森林の持つ多様な公益的機能を発揮させ、森林空間を活用したいやしや健康の提供による都市交流事業を展開し、雇用創出の拡大による地域活性化を進めてまいります。

分野別では、まず商工業においては、中心市街地の活性化と魅力ある商店街づくりを目指し、昨年度、田島地域において中心市街地活性化基本計画を策定いたしましたが、今年度は、法改正による計画の見直し作業を進めながら、田島商工会を中心としたタウンマネジメント機関の立ち上げに協力し、活性化事業の具体化へ向けた取り組みを進めてまいります。

また、後継者の育成や経営の近代化を図るため、各種制度資金や支援事業を積極的に活用し、引き続き経営環境の向上を支援してまいります。さらに、消費者ニーズに対応した集客力のあがる商業都市を形成するために、商工会、商店街協同組合と連携した各種イベントの開催を支援するほか、地域経済活性化対策奨励制度の対象を全町域に拡大し、地場産材の活用と商品券の流通による地域経済力の喚起を図ってまいります。

次に、観光の分野では、館岩地域を初め各地域で観光イベントを展開してまいります。伊南地域で実施される「クワガタの里づくり事業」を支援し、新たな地域資源の掘り起こしを図ってまいります。また、昨年度一定の成果をおさめました「あいづデスティネーションキャンペーン事業」に引き続く「極上の会津プロジェクト事業」に参加するなど、当地域の豊かな自然資源と伝統ある歴史遺産をベースに、各地域の観光施設との連携を図りながら、新たな観光客の誘客に努めてまいります。

また、効果的な誘客宣伝を図るため、南会津町の知名度向上を優先の課題とし、インターネット等を活用した情報の発信を進めるほか、グリーンツーリズムと連携した体験型観光なども

導入しながら、実益性のある観光の振興を図ってまいります。

さらに、たかつえ、南郷、だいくら、高畑の4スキー場のネットワークの強化を初め、さゆり荘などの観光宿泊施設の経営安定へ向け、それらを運営する第三セクターへ支援を行うほか、関係各課が一致協力した全庁的な取り組みを実施し、経営の改善と就労対策に力を傾注してまいります。

次に、農業の分野では、まず、この冬の大雪により被災した農業施設復旧資材の購入を支援するほか、農道、用排水施設等の基盤整備を継続的に実施してまいります。

農業経営では、園芸作物産地形成の強化と、グリーンツーリズムと連動した都市交流型の農業振興を目指してまいります。各地域の立地条件に適した収益性の高い南郷トマト、アスパラガス、花卉などの園芸作物の生産拡大を図るため、「うつくしま園芸・畑作グレードアップ事業」や「種苗導入補助事業」等に継続的に取り組み、南会津町の園芸作物のブランド化と産地化を進めてまいります。

また、経営感覚にすぐれた認定農業者等の担い手育成に努めるとともに、農事組合を中心とした集落営農を推進し、安定した農業経営の基盤づくりを支援してまいります。さらに、新たな担い手支援として南郷地域で実施しておりました「新規就農者支援事業」を全町的に取り組み、園芸作物等の新規就農者の発掘に努めてまいります。

一方、近年、建設業からの農業参入が進み、耕作規模も拡大する傾向にあることから、遊休農地の解消、就労の場の確保といった観点から、稔りの農地再生事業を活用した積極的な支援をしてまいります。

次に、林業の分野では、本町の豊かな森林資源を生かした林業経営の効率化と生産性向上のため、地域ごとの計画的な林道の整備を推進するとともに、舘岩地域の入会林野整備を進め林野利用の増進を図ってまいります。さらに、田島町森林組合を初め、伊南村森林組合、舘岩村森林組合等の森林施業を支援し、担い手の育成強化に努めながら、雇用対策も含めた森林活動の活性化を目指します。

また、昨年度より田島地域で取り組みを開始しました「里山再生事業」につきましては、福島県が本年度から導入しました森林環境税を財源とした交付金事業を活用し、整備対象区域での遊歩道整備やツツジ等の花木の植栽などを行うなど、いよいよ本格的な事業に着手いたします。今後は、本事業を町民の仕事づくりとして、さらには里山を健康増進やレクリエーションなどのいやしの空間として位置づけ、総合的かつ効果的な整備を図り、里山資源を最大限活用した地域の活性化を進めてまいります。

また一方では、森林資源のエネルギー化へ向けた取り組みとして、木質バイオマス利活用計画の策定に着手し、森林の多目的活用の可能性を広げてまいります。

定住者支援と雇用の分野では、定住者支援のための住まいと職の確保を総合的に支援するためのプランづくりに着手するとともに、インターネットによる定住化のための情報発信に努めてまいります。また、町有地の有効活用を図り、定住促進のための住宅団地造成等について検討を進めてまいります。

雇用対策としては、本町での職業能力訓練プログラムの実施について検討を進め、新規就業者、再就職者の就業機会の拡大を支援いたします。また、新規就農者への支援策を全町的に展開し、若者や団塊の世代の定住化を促進してまいります。

また、景気が回復基調にあることから、既存企業への雇用拡大に向けた働きかけを行うとともに、観光関連事業や地場産業を通じた雇用の創出に取り組んでまいります。さらには、昨年度に引き続き「地域提案型雇用創造促進事業」、いわゆるパッケージ事業に提案をし、地域ごとに人づくり、物づくりの分野に8つの事業を展開し、技術講習会等を通じてさらなる雇用創出機会の拡大を図ってまいります。

地域間交流事業では、各地域で実施されます各種の都市交流事業に対応するため、南会津町都市交流推進協議会を設立し、当地域の自然・歴史・文化の魅力を発信し、人的交流、文化交流、スポーツ交流、経済交流などの幅広い分野において、交流人口の拡大を目指してまいります。特に、体験型交流を積極的に取り入れながら、友好都市のさいたま市や台東区を初め、佐藤栄学園、さらにはふるさと在京会などを中心に、本町の豊かな自然資源や各地域の交流施設を有効に活用し、交流の輪を広げながら、実益性の高い地域間交流事業の基盤づくりを進めてまいります。

また、「よいとこ発見交流促進事業」による体験型交流人口の拡大や、緑のふるさと協力隊による若者の受け入れを進め、農業や林業などの地域資源を生かした新規就農者等の定住者確保に向けた取り組みも推進をいたします。

次に、生活基盤と生活環境に関する施策について申し述べます。

道路網整備の分野では、4つの地域を循環する国道121・289・352・401号の主要幹線道路については、新町としての一体感の向上を図るためにも最も重要な路線であることから、国道352号中山峠のトンネル新設の課題も含め、それらの整備促進について、関係機関と連携しながら国・県への積極的な働きかけを行ってまいります。また、早期完成が待たれます国道289号田島バイパスは、バイパス全線の道路敷地の確保に努め、国道121号との接点及び大門川橋

梁のかけかえなど、残されている工事が早急に整備されるよう国・県に働きかけを行い、全線の早期完成を目指してまいります。町内の基幹道路と生活道路における改良・舗装並びに老朽施設等の改修につきましては、地方道路交付金事業、まちづくり交付金事業を活用した計画的な整備を進め、道路交通の安全確保に努めてまいります。また、冬期間の除雪体制につきましても、計画的な除雪機械の整備を図りその強化に努めるほか、集落における相互支援力を生かした「地域たすけあい除雪支援事業」による4地域の均衡あるサービスの提供に努めてまいります。

市街地の活性化では、国道121号と国道289号田島バイパスをアクセスする縦軸の整備を進めるため、丹藤踏切改良工事に着手するほか、引き続き都市計画道路の築造、区画道路工事、宅地造成工事及び建物移転補償を実施してまいります。さらに、土地区画整理事業に係る国道289号田島バイパス工事では、道路沿線の仮換地指定、支障物件の移転を行い、道路敷地の確保と早期完成を促進してまいります。

高度情報化社会への対応では、かねてより地域住民から強い要望のありました光通信網の整備について、福島県の「光ファイバー通信基盤整備促進事業」の第1号の採択を受け、田島地域の荒海地区を中心に整備されることとなりました。これによりインターネット等の通信速度が飛躍的に向上し、地域住民の利便性の向上はもとより、立地企業の情報伝達の高速化に大きく貢献することになります。

また、携帯電話の不通話地区の解消につきましては、昨年度、伊南地域の移動通信用施設整備事業が完了し、通話可能区域も拡大しておりますが、なお不通話区域が残ることから、今後とも計画的な不通話区域の解消事業に取り組んでまいります。

公共交通の分野では、地域住民の大切な足となっております会津鉄道、野岩鉄道の両鉄道会社に対し、福島県及び会津地方の全市町村による経営支援を継続して実施してまいります。今年3月18日には、東武鉄道鬼怒川温泉駅とJR新宿駅間の特急電車の乗り入れが実現され、今後の輸送人員の増加とともに観光を中心とする地域の活性化が期待されるため、それに向けた受け皿づくりにも力を注いでまいります。

また、本年度は新たに南会津町公共交通対策協議会を立ち上げ、第三セクター鉄道の利用促進運動の展開を初め、町の総合的な公共交通システムの構築へ向けた検討を実施してまいります。特に、生活バス路線の活性化につきましては、本町の広大な町土を結ぶ重要な交通機関であることから、生活路線バス等の運行委託事業並びに補助事業を継続しながらも、4つの地域を一体的に結び、交通弱者対策や商工、観光の活性化を推進するための巡回型バス等の新たな

運行体系について、早期実現に向けた具体的な検討を進めてまいります。

快適な居住空間の形成へ向けた取り組みでは、昨年度、館岩地域が景観法に基づく景観行政団体の指定を受け、暫定的ではありますが景観条例を施行していることから、今年度は特に景観計画の策定を中心とした景観形成事業を推進し、将来の南会津町全体の景観形成のモデル地域となるよう、良好な景観の保全に努めてまいります。

また、住環境の整備につきましては、各地域の地域住宅計画の推進を図りながら、南郷地域の上町団地整備を初めとして、老朽化の著しい町営住宅建てかえについて、入居者の方々と協議を進めながら順次整備を図ってまいります。

消防、防犯、交通安全対策の充実では、まず防災への対応と防災対策の充実として、災害から町民の生命・身体・財産を守るため、補助事業により、非常時に備えて水利の不便な箇所へ防火水槽6基を設置するのを初め、消防車両格納庫、小型動力ポンプ積載車など、各地域の均衡ある消防施設の整備に努めてまいります。

また、迅速な災害情報の伝達により災害の未然防止を図らなければならないことから、長年の懸案事項でありました田島地域への防災行政無線の整備につきましては、本年度、電波伝搬調査を実施するなど、構築へ向けた準備を進めてまいります。

さらに、災害発生時の対策では、これまで職員用行动マニュアルの作成や町民向けの洪水ハザードマップを作成してきましたが、本年度は、新潟県中越地震の教訓を生かした南会津町地域防災計画の策定に取り組むこととしております。

地域ぐるみの防犯対策の充実では、連れ去り事件や声かけ事件など子供をねらった事件が全国的に多発していることから、家庭、学校、地域が連携した防犯意識の高揚と防犯対策の強化に努めます。また、防犯灯設置補助金の見直しを行い、地域での活動を支援してまいります。

交通安全対策では、県内の交通死亡事故が減少傾向にある一方で、高齢者が起因する交通死亡事故が増加傾向にあり、悲惨な交通事故を防止するために関係機関がより一層緊密に連携し、効果的な交通安全活動を展開してまいります。

自立した消費者の育成では、食品の安全性に対する不安が増大し、消費者取引に係るトラブルも急増していることから、消費者が安心した日常生活を送れるよう、情報の提供や相談窓口を設置するなどして消費者への支援を図ってまいります。

次に、環境衛生の分野に関する施策について申し述べます。

まず、環境衛生の推進では、豊かな自然環境を初めとする地域特性を生かした循環型社会を形成するためには、総合的かつ計画的な取り組みが必要であることから、本年度より本町の環

境衛生施策の柱となる環境基本計画の策定に着手し、豊かな自然と共生するまちづくりを推進します。

また、持続可能な循環型社会の実現のためには、私たちの日常生活や地域社会における町民、事業者の自発的な取り組みが重要であることから、環境教育の推進により町民の地域環境問題に対する理解を深め、環境保全のための意識の強化や不法投棄の取り締まりに努めてまいります。

また、ごみの減量化と適正な処理については、資源ごみの新規分別をこの8月から実施するため、町民への趣旨普及と協力を求めながら、分別収集の推進と不法投棄防止対策の推進等、各種施策を総合的に推進してまいります。

上下水道の整備では、田島地域の上水道事業につきましては、第3次拡張事業として浄水場から給水区域に向けた配水管布設がえ工事を継続して実施してまいります。また、簡易水道事業では、老朽化の著しい田島地域の栗生沢簡易水道整備事業の変更認可設計に着手するほか、同様に、南郷地域の南郷簡易水道整備事業の改良基本計画及び水質調査等を進め、安全な水道水の供給に努めてまいります。

生活排水事業の推進では、生活排水による河川の水質汚濁防止と水環境保全を図るため、全町的な高度処理化を目指しながら、引き続き合併処理浄化槽整備事業を推進してまいります。集合処理区域では、農林業集落排水施設の適正な維持管理に努めながら、事業経営の安定化へ向けた事務改善やコスト縮減を図ってまいります。

田島地域の公共下水道事業では、中心市街地の管渠工事が土地区画整理事業区域を除きほぼ見通しがついたことから、本年度は南下原地区の管渠工事、舗装復旧工事を進めながら、土地区画整理事業区域内の一部と後原・大坪地区の一部について実施設計を実施いたします。

南郷地域における特定環境保全公共下水道事業では、山口地区の管渠工事、舗装復旧工事を進めることとしております。

公共下水道事業につきましては、まだまだ接続率が低い状況であることから、今後も公共用水域の浄化へ向けた普及啓発に努め、下水道経営の安定を図ってまいります。

土地利用の推進では、田島地域の針生第2地区、さらには館岩地区の館岩第21地区、南郷地域の鶴巣第1地区の3地区において、地籍の明確化と町土の保全に向けて国土調査事業を進めてまいります。

次に、保健・福祉・医療に関する施策について申し述べます。

健康づくりの分野では、高齢社会の進展や社会生活環境の急激な変化等に伴って生活習慣病

の増加が大きな社会問題となっていることから、引き続き、予防対策のための基本健診を初め医療機関と連携した各種検診を実施し、早期発見・早期治療に成果を上げてまいります。

また、自分たちの健康は自分たちで守るという自主的な健康づくりや健康管理も重要な対策であることから、保健協力員や食生活改善推進員による保健活動、各種健康教室等を通じた栄養、運動、休養の正しい知識の普及・指導に努めてまいります。また、訪問指導や生活習慣改善指導、機能回復訓練等の保健サービスについて、地域医療機関と各地域の保健センターとの連携を図りながらサービスの充実に努めてまいります。

また、ひとり暮らしのお年寄りや高齢者世帯と地域とのかかわりでは、昨年度、田島地域で開始しました「地域たすけあい事業」の内容を見直しながら、高齢者が健康で生き生きと暮らすことができるよう地区単位で声をかけ合い、地域の中で支え合いのできる社会づくりを進めてまいります。

医療の分野では、地域医療支援センターへの支援に努めていくほか、南郷地域の民間医療施設への支援や伊南診療所の設備の充実などを図るなど、地域医療人材の確保を図ってまいります。また、県立南会津病院の整形外科医師が非常勤化となった問題につきましては、病院に対する地域の支援策等を打ち出し、地域と病院との連携を深め合いながら、今後の打開策について関係機関と協議を進めてまいります。

子育て支援の分野では、まず、児童手当の支給対象年齢が小学校6年生まで拡張されたことに伴う必要額の予算措置を講じております。放課後児童対策では、この4月より田島地域の荒海小学校学区において新たに学童保育事業を開始しており、現在、11名の児童を小学校の空き教室を利用しお預かりをしております。

保育所の特別保育では、本年度より町内すべての公立保育所において延長保育と一時保育を実施し、地域格差のない子育て支援を進めてまいります。また、去る5月に田島保育園が丹藤地区に新設となりましたが、本年度より、その施設建設資金の償還金に対し新たに補助を行ってまいります。

高齢者福祉の分野では、介護保険制度が平成18年度より改正され、これまでの一律的な支援から、要介護とならないよう、介護予防と自立支援に重点を置く取り組みへと移行されます。このため、重点かつ効果的な介護予防サービスを提供していくため、昨年度、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を見直し、新たな事業計画の策定を行ったところであります。さらに、本年度は、地域包括支援センターを庁舎内に設置し、介護予防のケアマネジメントや、お年寄り、家族の総合相談窓口として新たな事業展開を行ってまいります。

障害者福祉の分野においても、本年度より支援制度から自立支援制度への制度改正が行われており、障害者の自立支援へ向けた取り組みに重点を置きながら、障害者福祉計画の策定に着手してまいります。

一方、南会津郡内には、障害者を支援するための事業所、療護施設等が未整備となっていることから、今後は関係機関、団体等と連携を図りながら施設整備に向けた検討を進めてまいります。

次に、自然環境保全、教育・文化に関する施策について申し述べます。

まず、自然環境の保全と伝統文化の伝承につきましては、先ほど生活環境の分野でも触れましたが、環境基本計画の策定に着手し、環境教育の推進に重点を置いた施策の展開を図ってまいります。また、自然資源の利活用では、地域新エネルギーの取り組みとして太陽光発電システム設置費補助金を継続していくほか、木質バイオマスや雪氷冷熱について、本町の地域特性を踏まえた導入を進めてまいります。

伝統文化の伝承では、本町の4つの地域ごとにはぐくまれてきた伝統文化はその風土が作り出した独自のものであり、今後も、私たち町民一人一人がみずからの貴重な財産として次世代に保存・継承していかなければなりません。

本年度は、多くの文化財が雪害により破損し、また老朽化が進行していることから、大桃の舞台を初めとする文化財の修繕に予算づけを行い、その保全に努めてまいります。また、文化財、文化施設を有効活用し、地域の活性化に結びつけることが重要となることから、伝統文化、工芸品、たくみのわざなどの保存・継承とともに、それらを地域資源と融合させながら、文化施設の活用について検討してまいります。

学校教育の分野では、小学校就学前の幼児に対する幼児教育を充実させるため、幼稚園、保育所と小学校との連携強化へ向けた施策を検討してまいります。

また、昨年度より取り組みを開始しました30人程度学級編制による少人数指導及び県立田島高等学校との連携型中高一貫教育の取り組みにつきましては、引き続き県教育委員会等との連携を密にしながら推進し、基礎学力の向上に努めてまいります。

さらに、本年度は県の重点事業として、インターネットを活用した「地域を担う人材育成のための学習サポート事業」が、本町の5つの中学校ほか1校において実施されておりますので、町といたしましても、通信基盤設備の充実を図るなど、円滑な事業実施に向けた支援を行ってまいります。

また、施設整備面では、本年度、舘岩統合小学校公社建設事業に着手し、平成19年度の完成

を目指しておりますが、管内の多くの学校で施設が老朽化してきているところから、施設整備の改修費に重点的に予算を配分し、学習環境の向上に努めてまいります。

地域との連携による教育環境の整備では、各校の総合的な学習の充実を図り、地域教育として住民の参加を進めてまいります。さらに、安全かつ安心な学校給食を提供するために、地元の農産物を食材に取り入れる地産地消を継続して推進してまいります。

生涯学習事業では、新たな生涯学習推進体制の確立と生涯学習振興計画の策定に着手してまいります。さらに、地域の教育力の再生が緊急の課題となっていることから、地域に根差した多様な活動の機会を提供するため、昨年度に引き続き、安全で安心して活動できる子供の居場所づくりの支援を初め、地域におけるボランティア活動や青年会活動、さらにはスポーツ及び特色ある文化活動など、町民の自発的な活動を支援してまいります。さらに、行政と子育て支援団体等が連携し、家庭教育推進支援事業に取り組んでまいります。

また、総合型地域スポーツクラブの充実を図り、子供から高齢者までの地域住民のだれもが身近にスポーツを楽しめる環境を整備してまいります。本年度は、昨年度に引き続き佐藤栄学園スポーツフェスティバルを開催していただくほか、女子ソフトボール1部リーグチームの合宿を誘致するなど、町民のスポーツ技術の向上に努めてまいります。さらに、総合スポーツの拠点施設となるよう、びわのかげ運動公園の施設充実について調査を実施してまいります。

御蔵入交流館事業につきましては、これまで本町の文化芸術の拠点施設として多くの町民の方々に利用されてまいりました。本年度は開館3年目を迎えることから、これまで施設利用者の方々からいただきましたさまざまなご意見やニーズを踏まえ、運営方法の見直しや利用時間帯の変更等の検討をしてまいりたいと考えます。特に、文化ホールは、町民の方々が参加し日ごろの成果を発表できる町民手づくり公演などの事業を初め、子供からお年寄りまで幅広い層を対象とした自主事業を開催していくほか、多くの貸し館事業に利用していただけるよう工夫をしてまいります。

次に、住民と行政のパートナーシップと効率的な行財政運営について申し述べます。

私は、行政課題の解決と地域の活性化を図るためには、住民と行政の協働が必要条件であることを基本認識としております。住民と行政が情報を共有し、地域のコミュニティーを活性化し、住民の方々の知恵や行動力をまちづくりに生かしていくことで、真のまちづくりが達成されるものと考えます。

このため、各種のプランづくりに住民参加型のワークショップ方式を取り入れながら住民の意向を多く反映していくほか、町政懇談会の実施などの広報広聴活動の充実にも努めてまいりま

す。また、行政に内在する問題点を住民に情報公開し、南会津町の実態を理解してもらうことにより、行政運営の透明化を推進いたします。

地域自治、地域コミュニティの推進では、NPO法人や地域づくり団体等の活動を支援するため、「地域活性化発展支援事業」を充実していくほか、地域活動拠点施設の整備や電源地域交付金を活用し、住民団体等の自発的かつ主体的な取り組みを支援してまいります。また、生活環境と保健・福祉・医療の分野で申しあげましたように、「地域たすけあい除雪支援事業」、「地域たすけ合い事業」により、核家族化、高齢化によって衰えつつある地域力を地域ネットワークでカバーする仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、自治能力の向上と効率的な行財政運営の推進について述べさせていただきます。

新町まちづくり計画の財政計画に掲げました人件費の節減などの目標数値を達成するためには、徹底した経費削減と大胆な行財政改革を実施していかなければなりません。しかしながら、ここ数年来、国・県からの事務移譲が大幅に進み、さらには補助金等の一般財源化により財源の確保はますます困難をきわめ、複雑・多様化する住民ニーズにどのように対応するかが大きな課題となっています。

そこで、冒頭の基本方針にも掲げましたように、地域総合支援センターの創設に早急に取り組み、4つの地域がそれぞれの地域力を発揮し、行政にかわり福祉、教育、商工業、観光などの一部の行政サービスを提供し、住民の生活を総合的に支援する組織づくりを行ってまいります。

一方、本町財政の状況は、町税の減少、普通校税の削減など引き続き厳しい環境にあり、単独事業等の施策の選択肢が狭まり、弾力的な財政運営がますます困難となっております。このため、行政改革担当を設置し不断の行財政改革を推進していくほか、本格的な行政評価システムを構築し、事業の重点選別を図ってまいります。

また、平成18年度は、地域協議会を中心に新町まちづくり計画の事業計画の具体的な調整作業が行われるほか、総合振興計画、過疎地域自立促進計画の策定など、南会津町の確かな将来像に向け、長期的視点に立った具体的な事業計画を立案してまいります。さらに、行政課題の国・県等に対する要望活動とあわせ、雇用の拡充を初めとする地域経済活性化のための企業への働きかけを、関係機関と十分な連携を図りながら一体的かつ積極的に展開してまいります。

以上、新生「南会津町」スタートの年となる平成18年度の町政運営の基本方針を申し述べさせていただきましたが、新年度は、南会津町の礎を築く上で大変重要な年となります。地域間の融合と均衡ある発展を目指し、将来予測に対応できる執行体制を整えながら、合併してよか

ったと思われるまちづくりに向け、職員と一丸になって全力尽くして取り組んでまいります。

一部訂正をさせていただきます。申しわけありません。

先ほど館岩統合小学校の完成を「平成19年度」と申し述べましたが、「平成20年度」の誤りであります。おわびして訂正をさせていただきます。

議員の皆様並びに住民の皆様におかれましては、町政への一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。



◎議案の訂正について

○児山寿明議長 次に、総務課長補佐より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

総務課長補佐。

○室井 智総務課長補佐 議案の訂正をお願いします。

議案第33号 南会津町農林業集落排水事業特別会計予算書について差しかえをお願いするものであります。

既にお手元にご配付してあります予算に関する説明書が1ページ分欠落しておりました。この農林業集落排水事業特別会計予算書になります。その中で、債務負担行為等の調書であります。予算書の11ページに当該調書を挿入し、地方債に関する調書を12ページに移動し、あわせて4ページの目次を訂正いたします。

以上のとおり訂正いたしました特別会計予算書を後ほど1冊お配りしたいと思いますので、差しかえくださるようお願いいたします。

以上、おわび申し上げまして訂正させていただきます。

○児山寿明議長 ただいまの総務課長補佐の説明のとおり、予算説明資料の追加であります。ご了承をお願いします。

暫時休憩いたします。11時10分までとしたいと思います。

この間に、執行部において処置をお願いします。

休憩 午前11時03分

再開 午前 11 時 13 分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第 1 号から議案第 37 号まで一括上程、説明

○児山寿明議長 次に、日程第 4、報告第 1 号から議案第 37 号までを一括して議題といたします。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、平成 18 年第 1 回南会津町議会定例会に提案いたしました議案の提案理由のご説明を申し上げますので、ご審議を賜りましてよろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

まず、報告第 1 号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

まず、専決第 25 号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。

本件は、平成 17 年 8 月 14 日、南会津町丹藤地内の町道交差点において庁用自動車相手方自転車と接触し、転倒、負傷させたものであります。過失割合を町 60%、相手方 40% として、相手方に賠償額 22 万 5,919 円を支払うことで合意、4 月 19 日付で損害賠償額の決定並びに和解について専決処分したものであります。

なお、本件は 5 月の臨時議会において報告すべきところでありましたが、事務の手續上、遅くなりましたことにつきましておわびを申し上げます。

続いて、専決第 26 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び規約の変更に ついてであります。会津地区広域事業組合が会津若松地方広域市町村圏整備組合に編入・統合されることに伴い、福島県市町村総合事務組合から脱退することについて、地方自治法の規定に基づく協議があり、異議がないことについて専決処分したものであります。

次に、議案第 20 号 南会津町地域づくり振興基金条例についてご説明を申し上げます。

市町村の合併の特例に関する法律において、合併市町村における地域住民の連携強化や地域振興のために設けられる基金の積み立てに当たっては、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り地方債をもってその財源とすることができる旨、規定されております。当該基金造成に、今後4年間で合併特例債19億7,000万円の借り入れを予定しているところですが、本案は、資金の受け皿としての基金を設置するための条例を制定するものであります。

次に、議案第21号 南会津町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例についてご説明申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が平成16年に施行されたことに伴い、市町村長は国民保護対策本部設置を義務づけられ、その本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

次に、議案第22号 南会津町国民保護協議会条例についてご説明申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行により、地方公共団体においては国民の保護に関する計画の作成が必要となります。国民保護協議会において当該計画を審議し、国民の保護のための措置について広く住民の意見を求め、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために、本条例を制定するものであります。

次に、議案第23号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、報酬が月額で支給されている特別職の非常勤職員について、合併により通勤距離にも差が生じることから、一般職員に準じて通勤費用に相当する額を付加報酬として支給するため、所要の改正を行うものであります。

また、議案第22号でご提案申し上げました国民保護協議会委員の報酬について追加を行うものであります。

次に、議案第24号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、個人住民税の税率構造の見直し、所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増に対する減額措置の導入、所得税における住宅借入金等特別税額の控除の取り扱いに関する規定、個人住民税における地震保険料控除の創設、たばこ税率の引き上げ等がその内容となっております。

次に、議案第25号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ます。

本案は、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、特別工業導入地区内における課税免除の適用期限を平成20年3月31日まで2年延長するものであります。

次に、議案第26号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、公的年金等の控除の見直しに伴う国民健康保険税の負担増を緩和する措置として、平成19年度分の課税から、平成17年1月1日現在に65歳に到達していた被保険者に係る軽減判定所得の算定方法及び所得割算定基礎額の算定方法が改正されるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号 障害者等の介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき会津若松市との協議により規約を定め、障害者自立支援法の規定により設置される市町村審査会で行う障害者等の介護給付費等の支給に関する当町の審査判定事務を会津若松市に委託するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号 団体営大豆渡地区土地改良事業計画の変更についてご説明申し上げます。

本事業の執行に当たって、コスト削減のため線形を変更し既存の道路を利用することとしたため、当初の計画延長が23.5メートル減となったことや、既存の道路利用に伴い用地買収費及びパイプハウスの移転補償費用を減額できたことなどにより、土地改良法の規定に基づく計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

次に、報告第2号 平成17年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法施行令の規定に基づき繰越明許費に係る繰越計算書の報告をするもので、私立保育所施設整備事業ほか8件の事業につきまして、平成17年度内完成が困難であることから繰り越したものであります。

次に、報告第3号 平成17年度南会津町事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げ

げます。

本件は、地方自治法施行令の規定に基づき事故繰り越しに係る繰越計算書の報告をするもので、クロスカントリーコース整備用圧雪車の納品が当初計画より日数を要し、年度内の納品が困難となったため繰り越ししたものであります。

続きまして、平成18年度予算関係について申し上げます。

一般会計並びに各特別会計予算につきましては、編成の基本的な考え方として、国・県の予算編成や国の地方財政計画、三位一体改革の動向等を注視しながらも、合併による新町の新たなまちづくりのための第一歩となる予算であることから、合併協定書、新町まちづくり計画及び合併協議内容を指針として、速やかな一体性を促進し魅力ある地域づくりを図るため、各施策の着実な推進と各事務事業の適正な水準の確保に努めること、さらには厳しい財政状況を十分認識し、限られた財源の重点的かつ優先的な配分に努めることを基本に、主として旧4町村がそれぞれ積算を行い予算編成を行ったところであります。

なお、予算編成の概要につきましては、平成18年度町政施政方針で申し上げましたので、重複しないようにご説明を申し上げます。

また、本年度当初において南会津町の町長が決まっていなかったことから、4月から6月までの3カ月間に執行を必要とする経費について、町長職務執行者において暫定予算を調製したところでありますが、本予算成立後は暫定予算の効力は失われ、本予算にすべて吸収されることになるものであります。

それでは、会計ごとにご説明申し上げます。

なお、最初にお断りをしておきますが、各予算書における前年度比較は、平成18年3月20日から3月31日までの平成17年度南会津町予算との比較でありまして、これから説明いたします対前年度比較や伸び率は、別冊の当初予算概要に記載しました旧4町村の平成17年度当初予算額の合計額との比較で説明をさせていただきます。

まず、議案第29号 平成18年度南会津町一般会計予算についてご説明申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額を134億1,400万円とするものでありまして、対前年度比7億3,484万円、5.8%の増であります。これは、昨年度まで特別会計で経理しておりましたスキー場特別会計、観光事業特別会計を一般会計に統合したことが主な増加の要因であります。

歳入であります。第1款町税は15億3,756万7,000円の計上でありまして、町民税で多少の回復基調が見られるものの、固定資産税の評価替え等により対前年度比6,002万3,000円、3.8%の減となりました。

第2款地方譲与税は、税源移譲に伴う暫定措置として所得譲与税で措置されることにより、対前年度比6,687万9,000円、21.3%の大幅増で、3億8,070万円の計上であります。

第3款利子割交付金は、利子税の交付金840万円の計上で、対前年度比9.7%の増であります。

第4款配当割交付金は280万円及び第5款株式等譲渡所得割交付金は250万円の計上ですが、景気の動向等により大きな伸びとなっております。

第6款地方消費税交付金は、県内の地方消費税収入見込み額に基づき、14.9%増の2億1,030万円の計上となりました。

第7款ゴルフ場利用税交付金は、たかつえカントリークラブ利用に係る交付金370万円の計上で、1.7%の減であります。

第8款自動車取得税交付金につきましては、29.9%増の9,640万円を計上いたしました。

第9款地方特例交付金は、恒久的な減税分を補てんするための財源であります。定率減税の廃止に伴う経過措置により、20%減で3,800万円の計上であります。

第10款地方交付税のうち普通交付税は、平成17年度旧4町村の交付実績を基礎とした上で、行政の一本化、行政水準、行政負担率の格差是正のための経費を算入するための合併措置額を加味し、59億2,800万円を計上いたしました。特別交付税につきましては、合併による特例加算措置を見込み6億4,110万円で、合わせて65億6,910万円を計上し、対前年度比5億3,662万円、8.9%の増であります。

第11款交通安全対策特別交付金は、交付実績等から15.5%の390万円を計上いたしました。

第12款分担金及び負担金は、公立保育料を第13款使用料及び手数料に組みかえたことにより、対前年度比9,781万5,000円、47.3%減の1億919万6,000円の計上となりました。

第13款使用料及び手数料は、各公共施設使用料、各種証明等手数料及び公立保育料で、対前年度比1,112万9,000円、6.2%増の1億9,149万3,000円の計上であります。

第14款国庫支出金は、三位一体改革に伴う一部減額はあるものの、公立学校施設整備事業費の増等により、対前年度比6,200万5,000円、10.4%増の6億5,933万5,000円の計上です。

第15款県支出金は、合併市町村支援交付金や光ファイバー通信基盤整備促進事業補助金など新規補助金により、対前年度比1億8,599万3,000円、27.5%増の8億6,152万5,000円の計上となりました。

第16款財産収入は、土地区画整理事業保留地売払収入などで、ほぼ前年並みの4,147万

5,000円の計上であります。

第17款寄附金は、スキー場経営に伴う一般寄附金1,860万7,000円の計上であります。

第18款繰入金は、投資的経費充当一般財源として財政調整基金繰入金1億4,000万円を初め、各事業費充当の特定目的基金繰入金が主で、最小限に抑制したため、対前年度比8億317万7,000円、77.3%の大幅減となり、2億3,608万5,000円の計上であります。

第19款繰越金は1億5,000万円を計上いたしました。

第20款諸収入は2億6,731万7,000円の計上で、雪害による建物等共済保険金収入の増などにより、対前年度比7,552万4,000円、39.4%の増となりました。

第21款町債は、基金造成分などを含め合併特例事業債7億1,940万円、過疎対策事業債6億8,310万円、臨時財政対策債4億8,270万円など、合わせて20億2,560万円の計上で、対前年度比6億5,030万円、47.3%の増であります。

以上、歳入予算の概要について申し上げます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

第1款議会費は、対前年度比15.1%減の2億1,163万8,000円でありまして、議員及び職員の人件費のほか議会活動経費の計上であります。

第2款総務費は、対前年度比3億6,858万3,000円、19.6%増の22億4,994万9,000円の計上でありまして、その主なものは、第1項総務管理費で人件費を初め一般事務経費、地域づくり振興基金積立金等財産管理経費、支所関係費、景観づくり推進費、ブロードバンド基盤整備事業費等の高度情報化推進費、湯ノ花温泉交流センター等建設事業費、地域活性化発展支援事業補助金及び地域新エネルギー推進事業費等の自治振興費、公共交通等対策費などあります。

第2項徴税费は税務関係人件費及び事務的経費で、第3項戸籍住民基本台帳費は経常的な人件費及び事務費であります。

第4項選挙費は、町長選挙及び農業委員選挙の執行経費であります。

第5項統計調査費は人件費のほか商工統計費が主なもので、第6項監査委員費は経常事務費等あります。

第3款民生費は、対前年度比8,735万5,000円、4.5%の減で、18億6,751万6,000円の計上で、第1項社会福祉費は、人件費のほかセーフティネット支援対策事業委託費、地域たすけあい事業交付金、社会福祉関係補助金、国民健康保険特別会計繰出金、各種障害者福祉給付費、老人福祉対策費、介護保険及び老人保健特別会計繰出金、福祉施設管理運営費、国民年金費等あります。

第2項児童福祉費は、放課後児童対策事業費、健やか子育て支援事業費、乳幼児医療給付費、児童手当及び保育所運営費等であります。

第3項災害救助費は罹災見舞金の計上であります。

第4款衛生費は、対前年度比6,739万5,000円、5.3%増の13億4,542万9,000円の計上でありまして、第1項保健衛生費は、人件費のほか各種保健対策推進事業費、疾病等予防事業費、各種健康診査等老人保健事業費、環境基本計画策定委託費、町営墓地整備事業費等環境衛生業務費、簡易水道及び水道事業特別会計繰出金、保健福祉センター管理費が主なものであります。

第2項清掃費は、廃棄物処理対策費、田島下郷町及び西部環境衛生組合負担金、合併処理浄化槽設置費補助金等であります。

第5款労働費は、勤労者関係経費等で43万2,000円を計上いたしましたが、勤労者互助会運営の変更に伴い対前年度比80%減となりました。

第6款農林水産業費は、対前年度比2,397万9,000円、2.3%の増で、10億5,137万1,000円の計上であります。

第1項農業費は、農業委員会経費、人件費を初め水田農業改革支援事業費、中山間地域等直接支払事業費、よいとこ発見交流促進事業補助金、うつくしま園芸・畑作グレードアップ事業補助金、稔りの農地再生事業補助金、新規農業者参入事業補助金、農業災害対策費補助金のほか、各種農業振興事業関係費、元気な地域づくり交付金事業費、基盤整備促進事業費、各県営事業負担金、経営体育成促進事業費、農林業集落排水事業特別会計繰出金、農業振興施設管理運営費及び国土調査費等であります。

第2項林業費は、人件費のほか里山再生事業費、森林整備地域活動支援交付金、森林公園整備事業費、入会林野整備事業費、町有林整備事業費、森林居住環境整備事業費、県単補助治山事業費、県営事業負担金、緑資源機構造林事業費及び林業振興施設管理運営費等を計上いたしました。

第3項水産業費は漁業組合補助金であります。

第7款商工費は、人件費を初め地域経済活性化対策奨励事業費のほか、各商工会運営費補助金、中小企業利子補給等補助金、制度資金貸付金、各観光協会及びイベント補助金、スキー場等各観光施設設備管理及び整備費が主なもので、対前年度比1億4,148万5,000円、19.7%減の5億7,694万7,000円の計上となりました。

第8款土木費は、対前年度比2億4,920万円、15.4%の減で、13億7,130万7,000円の計上となりました。

第1項土木管理費は、人件費を初め元気ふくしま地域づくり交流促進事業費、地域たすけあい除雪支援事業交付金等であります。

第2項道路橋梁費は、町道修繕費のほか除雪経費、地方道路交付金事業及び町単独事業による道路新設改良費が主なものであります。

第3項河川費は河川環境保全事業費等であります。

第4項都市計画費は、人件費を初め公共下水道特別会計繰出金のほか、河川公園管理費、土地区画整理事業及びバイパス整備関連事業による踏切改良工事委託や、道路築造工事、宅地造成工事、物件移転補償などの事業費であります。

第5項住宅費は、町営住宅管理費及び公営住宅建設工事設計委託費等の計上であります。

第9款消防費は、対前年度比5,156万7,000円、9.4%増の5億9,788万7,000円の計上で、常備消防事業、広域圏組合負担金のほか人件費、消防団関係経費、消防施設設備管理費及び整備費、消火栓経費の特別会計繰出金、水防費、防災行政無線施設整備調査設計委託費及び地域防災計画作成業務委託費等災害対策関係費が主なものであります。

第10款教育費は、対前年度比3億9,433万円、31.4%の増で、16億5,058万8,000円の計上であります。

第1項教育総務費は、教育委員会費及び事務局費の人件費と経常経費のほか、外国青年招致事業費、学力向上パートナーシップ事業等教育推進事業費、教職員公舎管理費、スクールバス運行費であります。

第2項小学校費及び第3項中学校費は、人件費を初め各学校管理経費のほか、館岩統合小学校建設及び各小・中学校改修事業費、教材整備費等であります。

第4項幼稚園費は、人件費を初め町立幼稚園運営費、私立幼稚園関係補助金であります。

第5項社会教育費は、人件費、生涯学習推進事業費、芸術文化関係費、総合文化施設等各社会教育施設管理運営費、文化財関係施設整備費及び管理運営費などあります。

第6項保健体育費は人件費、各種スポーツ事業関係費ほか各体育施設管理運営費、学校給食運営費が主なものであります。

第11款災害復旧費は、農林業施設及び公共土木施設、過年災害復旧事業費で、対前年度比1,910万7,000円、92.1%の減で、164万7,000円の計上であります。

第12款公債費は、対前年度比3億6,685万7,000円、17.8%の増で、24億3,330万3,000円の計上ありますが、これは昨年度までのスキー場特別会計、観光事業特別会計の起債償還金分が増加したことによるものであります。

第13款諸支出金は、存目として1,000円を計上いたしました。

第14款予備費は5,598万5,000円の計上となりました。

歳出予算の概要は以上のとおりであります。

なお、館岩統合小学校建設事業についての継続事業として実施する経費の総額及び年割り額は、第2表継続費のとおりであります。

また、地方債の起債の目的、限度額その他の条件につきましては、第3表地方債のとおりであります。

以上、一般会計についてご説明を申し上げます。

次に、議案第30号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算につきましては、被保険者数の推移やこれまでの医療費実績等に基づき平成18年度の医療費見込みを積算した結果、予算の総額を対前年度比2億1,401万6,000円、11.5%増の20億7,220万円とするものであります。

それでは、歳入から各款別にご説明申し上げます。

第1款国民健康保険税は、対前年度比3,717万1,000円、6.9%減の5億42万円の計上となりました。なお、本年度の税率につきましては、被保険者数、所得税及び固定資産税の確定後に本算定することになります。

第2款国庫支出金は5億5,987万2,000円の計上で、療養給付費、老人保健医療費拠出金、介護納付金及び高額医療費共同事業に対する国の負担金並びに財政調整交付金であります。

第3款県支出金は、高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金で、1億624万3,000円の計上であります。

第4款療養給付費交付金は、退職者医療給付費等の交付金で、4億6,891万円を計上いたしました。

第5款共同事業交付金は3,562万8,000円の計上で、高額医療費の共同事業交付金であります。

第6款財産収入は、国保基金利子収入として2万3,000円を計上いたしました。

第7款繰入金は、国保基盤安定化、職員給与費等、出産育児一時金、財政安定化支援及び乳幼児医療費給付事業に対する一般会計からの繰入金、並びに医療費等に充てるための国保基金からの繰入金で、3億1,777万1,000円の計上となりました。

第8款繰越金は8,208万3,000円を計上いたしまして、第9款諸収入は保険税延滞金、第三

者行為納付金等で125万円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

第1款総務費は5,550万7,000円でありまして、経常的な人件費、事務経費等のほか、国保税賦課徴収費、医療費適正化特別対策事業費等であります。

第2款保険給付費は、一般被保険者、退職被保険者の療養費及び高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭給付費と審査支払手数料でありまして、対前年度比4億1,065万8,000円、36.9%増の15億2,396万7,000円を計上いたしました。

第3款老人保健拠出金は老人医療費等の拠出金でありまして、2億9,418万7,000円の計上で、第4款介護納付金は1億3,088万2,000円の計上、第5款共同事業拠出金は高額医療費の共同事業拠出金3,829万6,000円の計上であります。

第6款保健事業費は、保健衛生普及及び疾病予防事業費で800万9,000円の計上となり、第7款基金積立金は2万3,000円の計上で、利子収入の積み立てであります。

第8款諸支出金は、保険税の過誤納還付金等で71万4,000円を計上いたしました。

第9款予備費は2,061万5,000円の計上であります。

次に、議案第31号 平成18年度南会津町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、医療費に対する公費負担割合変更の経過措置やこれまでの医療費の実績等から見込みまして、予算の総額を対前年度比2億8,750万円、11.9%減の21億3,070万円とするものであります。

歳入から申し上げますと、第1款支払基金交付金は11億3,817万円の計上で、支払基金からの医療費、手数料の交付金であります。

第2款国庫支出金は6億6,168万3,000円並びに第3款県支出金は1億6,542万1,000円の計上でありまして、それぞれ医療費に対する負担金であります。

第4款繰入金は、医療費に対する町負担分を一般会計から繰り入れするもので、県負担金と同額の1億6,542万1,000円の計上であります。

第5款繰越金は存目1,000円、第6款諸収入は延滞金等で存目4,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款医療諸費は21億3,069万5,000円の計上で、老人医療給付費及び審査支払手数料であります。

第2款諸支出金は5,000円で、返還金等を存目計上いたしました。

次に、議案第32号 平成18年度南会津町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

ます。

本予算は、介護予防と自立支援に重点を置く制度改正と新たな介護保険事業計画に基づき保険給付費等を算定の結果、予算の総額を対前年度比3,716万4,000円、2.9%増の13億3,450万円とするものであります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第1款保険料は第1号被保険者の保険料で、対前年度比1,863万7,000円、10.5%増の1億9,638万4,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は存目1,000円の計上、第3款国庫支出金は3億1,001万2,000円の計上で、介護給付費に対する負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金の計上であります。

第4款支払基金交付金は3億8,790万3,000円の計上、並びに第5款県支出金は1億9,382万円の計上でありまして、それぞれ介護給付費及び地域支援事業に対する交付金及び負担金であります。

第6款財産収入は、介護給付費準備基金利子1万4,000円の計上であります。

第7款繰入金は2億4,593万4,000円の計上で、介護給付費に対する町負担金、地域支援事業費及び人件費、事務費分の一般会計繰入金並びに介護給付費準備基金からの繰入金であります。

第8款繰越金は26万8,000円を計上し、第9款諸収入は介護予防事業参加者負担金等16万4,000円を計上いたしました。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

第1款総務費は、人件費、事務的経費、保険料賦課徴収費、介護認定審査費等で6,060万1,000円の計上であります。

第2款保険給付費は、要介護者及び要支援者への介護予防、高額介護、特定入所者介護の各サービス給付費等でありまして、対前年度比3,451万9,000円、2.8%増の12億4,782万4,000円の計上であります。

第3款財政安定化基金拠出金は124万8,000円の計上、第4款地域支援事業費は、特定高齢者及び一般高齢者に対する介護予防事業費及び事務的経費並びに任意事業としての介護用品支給費で1,878万1,000円の計上であります。

第5款保健福祉事業費も介護用品支給費で426万4,000円の計上、第6款基金積立金は、介護給付費準備基金への利子収入積み立て1万4,000円を計上いたしました。

第7款予備費は172万6,000円の計上となりました。

第8款諸支出金は、還付金及び延滞金等4万2,000円の計上であります。

次に、議案第33号 平成……

○児山寿明議長 町長に申し上げます。

提案理由の途中ではありますが、ここで一たん休憩し、昼食後に続く説明をいただくことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○湯田芳博町長 はい、了解しました。

○児山寿明議長 それでは暫時休憩いたします。

昼食にいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時02分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、休憩前に引き続き議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第33号 平成18年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、各農林業集落排水施設の維持管理費及び起債償還金等で、予算の総額を対前年度比253万4,000円、1.3%減の1億9,170万円とするものであります。

歳入から申し上げますと、第1款分担金及び負担金は受益者分担金28万5,000円の計上で、第2款使用料及び手数料は、下水道使用料と新規加入金で5,499万3,000円を計上いたしました。

第3款繰入金は、施設管理運営費及び起債償還金等に対する一般会計繰り入れで1億3,641万1,000円を計上しまして、第4款繰越金は1万円、第5款諸収入は歳計現金預金利子1,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款集落排水事業費は施設管理経費等で5,771万1,000円を計上しまして、第2款公債費は起債の償還金1億3,161万6,000円を計上いたしました。第3款予備費は237万3,000円の計上であります。

次に、議案第34号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申

上げます。

本予算は、公共下水道及び特定環境保全下水道の維持管理費、管渠布設事業費及び起債償還金等で、予算の総額を対前年度比1,249万1,000円、2.5%減の4億8,980万円とするものであります。

歳入から申し上げます。

第1款分担金及び負担金は、事業に係る受益者負担金で534万円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、下水道使用料と工事店登録申請手数料で8,082万5,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は1億1,000万円の計上並びに第4款県支出金は550万円の計上でありまして、それぞれ公共下水道及び特定環境保全下水道整備事業に対する補助金であります。

第5款繰入金は、起債償還金及び施設整備事業費等に対する一般会計からの繰入金1億8,801万4,000円を計上いたしました。

第6款繰越金は2万円、第7款諸収入は歳計現金預金利子1,000円の計上、第8款町債は下水道整備事業に対する起債1億10万円の計上であります。

次に、歳出であります。第1款土木費は一般管理経費、公共下水道及び特定環境保全下水道施設の維持管理経費、管渠布設工事に係る事業費で、2億8,472万8,000円の計上であります。

第2款公債費は、起債償還金2億395万9,000円であります。

第3款予備費は111万3,000円の計上となりました。

なお、債務負担行為の内容につきましては第2表債務負担行為、地方債の限度額等につきましては第3表地方債のとおりであります。

次に、議案第35号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、各簡易水道施設の維持管理費、調査設計等の新設改良費及び起債償還金等で、予算の総額を対前年度比575万2,000円、1.2%減の4億7,880万円とするものであります。

歳入から申し上げますと、第1款使用料及び手数料は、水道使用料、申請手数料及び新規加入金で2億9,841万6,000円の計上であります。

第2款財産収入は簡易水道基金利子1万6,000円を計上し、第3款繰入金は1億8,025万5,000円の計上で、起債償還金、消火栓関係費及び補償工事費等に対する一般会計繰入金並びに基金からの繰入金であります。

第4款繰越金は10万円、第5款諸収入は雇用保険料個人納付金1万3,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款簡易水道事業費は2億378万8,000円の計上で、事務的経費のほか施設の維持管理経費、配水管布設がえ等の整備費、栗生沢及び南郷簡水調査委託等の新設改良費であります。

第2款公債費は2億6,911万8,000円の計上で、起債の償還金であります。

第3款予備費は589万4,000円の計上となりました。

次に、議案第36号 平成18年度南会津町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。本予算は、給水事業管理経費、第3次拡張事業等の建設改良費及び企業債償還費等が主なものであります。

まず、収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、水道使用料及び消火栓修繕費繰入金等の営業収益と、公共工事関連繰入金及び企業債償還金利子繰入金等の営業外収入でありまして、1億7,869万2,000円を計上いたしました。

支出の第1款水道事業費用は1億7,550万9,000円の計上となりまして、給水事業管理経費、減価償却費のほか、消火栓修繕及び公共工事関連事業費、企業債償還利子等を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は3,812万5,000円の計上で、第3次拡張事業費に対する企業債借入金及び起債償還元金に対する一般会計補助金であります。

支出の第1款資本的支出は、第3次拡張事業費のほか企業債償還元金、一般会計借入返済金及び予備費100万円、合わせて9,590万円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,777万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税資本的収支調整額及び減債積立金で補てんすることとしております。

また、企業債の起債の目的、限度額等につきましては第6条のとおりであります。

以上、平成18年度南会津町一般会計及び特別会計予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第37号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本案は、国土調査を実施しております片貝地区における19筆について、合筆の処理を行うには同じ字にしなければならないことや、公共物である水路を字界としたいなどの理由により、

地方自治法の規定により字の区域の変更を行うものであります。

次に、議案第38号 南会津町過疎地域自立促進計画（後期）についてご説明を申し上げます。

町村合併により、新たに南会津町過疎地域自立促進計画を策定する必要があります。これまで、新町建設計画との整合性を図りながら策定作業を進めてまいりました。過疎計画を策定することにより過疎債を充当することが可能となり、より有利な起債を活用して過疎対策に関する事業を実施することが可能となりますが、このたび福島県との協議が調ったことから議会の議決を求めるものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案等の提案理由のご説明を申し上げますが、よろしくご審議を賜りましてご決定くださいますようお願い申し上げます。

○児山寿明議長 以上で提案理由の説明は終わりました。



◎議案の訂正について

○児山寿明議長 ここで、総務課長補佐より発言したい旨の申し出がなされておりますので、これを許可します。

総務課長補佐。

○室井 智総務課長補佐 議案中、1点訂正させていただきたいと思っております。

報告第3号 平成17年度南会津町事故繰越し繰越計算書の報告について、35ページになりますが、ごらんさせていただきたいと思っております。

議案の35ページです。よろしいでしょうか。

[発言する者あり]

○室井 智総務課長補佐 そうですね。それは帳合い上のミスかと思っております。大変失礼しました。

それでは、ない方につきましては後からその部分を追加させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それで、35ページの次のページ、36ページになります。

繰越計算書の表がございますけれども、その中で中ほど、「翌年度繰越額」という欄があるかと思っております。この金額が抜けております。ですから、2,152万5,000円、この金額をご記入させていただきたいと思っております。「21525」という数字を入れてさせていただきたいと思っております。よろしく

お願いします。

以上です。

○児山寿明議長 ただいまの総務課長補佐の説明のとおり、議案の訂正についてご了承を願います。



◎請願・陳情の委員会付託

○児山寿明議長 次に、日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る6月13日までに請願3件を受理しております。常任委員会への付託に先立ちまして、請願書に係る紹介議員の趣旨弁明を求めます。

それでは、平成18年請願第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出の請願について、紹介議員の趣旨弁明を求めます。

星光久君。

○10番 星光久議員 それでは、お手元に配付されております請願書の朗読をもって説明にかえていきたいと思っております。

請願書。

南会津町議会議長、児山寿明様。

請願者、住所、南会津町田島字後原甲3531の1、氏名、南会津地区労働福祉協議会会長、渡部誠、同じく南会津町田島字後原甲3531の1、南会津地区連合会議長、渡部誠からであります。

紹介議員、星光久でございます。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出の請願について。

国民の生活を取り巻く環境は、所得や雇用の格差拡大、二極化の進展など、依然として厳しい状況にあります。このような中、増税などで可処分所得が減少し、生活のために無担保、無保証で借りられる小口の消費者向け貸金業者に頼らざるを得ない人たちもふえています。

ところが、そうした需要に応じている消費者向け貸金業者の金利は、利息制限法の制限金利15%ないし20%を超え、いわゆるグレーゾーンと言われる出資法の上限金利29.2%にも及ぶ

高金利での営業をしています。本来は無効であるはずの高金利によって、多くの利用者は払う必要のない利息を払わせられ、多くの自己破産者、経済的理由により自殺者を生み、果ては犯行にまで走らせる悲劇の大きな要因になっていると言えます。

2007年1月には、出資法の上限金利を見直す時期を迎えます。国において、貸金業規制法43条の存在意義がなくなった今、同条を廃止することに加え、国民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制などの利用者の立場に立った見直しが必要であると考えます。

つきまして、次の事項について、地方自治法第99条の規定により政府関係機関に対し意見書を提出させていただきますようお願いいたします。

- 1つ、出資法の第5条の上限金利を利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。
- 2つ、貸金業規制法43条のいわゆるみなし弁済規定を撤廃すること。
- 3つ、出資法における日賦貸金業者、電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上であります。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

次に、平成18年請願第2号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題を解決するための意見書提出を求める請願、平成18年請願第3号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める請願、以上2件について紹介議員の趣旨弁明を求めます。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 紹介議員を引き受けましたので、その紹介をしたいと思います。

障害者自立支援法の施行にともなう諸問題を解決するための意見書提出ということでございます。

趣旨について読み上げますので、よろしく申し上げます。

障害者自立支援法が4月1日より施行されましたが、当事者と家族関係者から強い不満の声と不安の声が出されています。今後、10月1日からの施設への移行も始まり、精神障害者も全面適用になれば、不安と不満の声は一層拡大することが予想されます。

当事者、施設、提供主体の立場からは、以下のような問題点が挙げられています。

- 1、障害者自身の負担が応能負担から応益負担になり、原則1割負担となった。このため、

障害者月平均負担額が1,000円から1万9,000円と19倍もの負担になった。障害基礎年金2級が月額6万6,000円であること、障害者の多くが年収100万円に満たないことを考えれば、自己負担が大き過ぎる。

2、小規模作業所は今後5年間に新しい施設体系への移行を余儀なくされるが、この4月には小規模作業所国庫補助金1カ所80万から110万（年額）が廃止となり、運営が大変苦しくなっている。

3、サービス提供主体がすべて市町村に移行したが、精神障害に関する施設運営について全く新しい事業となることや、関係条例などを整備するにも体制や時間的な困難がある。

これらの問題は、障害者自立支援法が障害者自身の負担をふやし、国の責任と負担を大幅に縮小するものであることと、その準備に十分な時間をかけずに行っていることによるものです。

については、障害者自立支援法によって引き起こされている問題の解決をするため、国に対して意見を提出することをお願いいたします。

請願項目は、障害者の自己負担を応益負担から応能負担に戻すこと、2番目として、障害者の人権を守る立場から、国の障害者福祉事業に関する予算を大幅に増額することを求める意見書を求めているわけでございます。

次に、安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める請願でございますが、これは――さきのをちょっとあれしましたが、さきのは福島県の社会保障推進協議会の事務局長、鈴木隆夫からの請願でございました。

次の看護師関係の関係では、福島県医療労働組合連合会の執行委員長、斎藤富春の提出でございます。

紹介議員は、馬場秀男と大竹幸一であります。

これも読み上げて紹介いたします。

住民の健康と福祉の増進に尽力していただいていることに深く敬意を表します。

高齢化社会を迎え、医療・介護・福祉の充実は国民の共通の切実な願いです。しかし、入院日数の短縮や医療介護内容の高度化などによって、現場はかつてなく過密労働になっています。医師は、厚生労働省の調査でも全国の6分の1の病院（16.5%）が医療法に規定された人数を満たせない状況であり、福島県でも医師不足は大変深刻な事態にあります。看護職員は目の回るような忙しさと疲れ果て、退職する人が後を絶ちません。

日本医労連が昨年行った調査では、十分な看護が提供できているとの回答は1割にも届かず、4分の3が仕事をやめたいと思っているほどです。人手不足のもとで、医療事故の続発に象徴

されるように、患者、利用者の命と安全を脅かされています。

安全・安心で行き届いた医療・看護を実現するためには、医師・看護職員を初め医療従事者の人手不足を解消する緊急対策が必要となっています。看護職員の配置規準の引き上げや夜勤日数の上限規制などの法的整備、診療報酬などによる安全・安心のコスト保障等が求められます。

このような趣旨から、下記事項についてお願いいたします。

請願事項は、1、国に対して、安全で行き届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める意見書を提出くださいということでございます。

慎重審議いただきまして賛同くださるようよろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

以上で、請願3件に係る紹介議員の趣旨弁明を終わります。

それでは、お手元に配付の請願文書表のとおり、請願3件を会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会に付託いたしますので、審査方よろしくお願いいたします。



◎散会の宣告

○児山寿明議長 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

上衣を着衣願います。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は6月19日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

なお、この後、この場所で議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

協議事項は、農業委員の議会推薦について、2つ目、過疎地域自立促進計画の概要の説明であります。

散会 午後 1時30分

平成18年第1回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成18年6月19日(月曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1番 楠 正次 議員
- 6番 馬場 信作 議員
- 47番 馬場 秀男 議員
- 11番 目黒 幸雄 議員
- 10番 星 光久 議員
- 19番 芳賀沼 順一 議員
- 13番 星 登志一 議員
- 45番 湊田 幹夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(49名)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 楠 正次 議員 | 2番 内藤 孝 議員 |
| 3番 渡部 優 議員 | 4番 内山 政 議員 |
| 5番 高野 精一 議員 | 6番 馬場 信作 議員 |
| 7番 湯田 秀春 議員 | 8番 大宅 宗吉 議員 |
| 9番 渡部 忠雄 議員 | 10番 星 光久 議員 |
| 11番 目黒 幸雄 議員 | 12番 菅家 幸弘 議員 |
| 13番 星 登志一 議員 | 14番 平野 均 議員 |
| 15番 阿久津 梅夫 議員 | 16番 渡部 東 議員 |
| 17番 湯田 賢太郎 議員 | 18番 芳賀 芳一 議員 |
| 19番 芳賀沼 順一 議員 | 20番 星 和男 議員 |
| 21番 星 利一 議員 | 22番 星 茂 議員 |

23番	平野昌盛	議員	24番	湯田直美	議員
25番	森豊喜	議員	26番	星喜弥	議員
27番	平野五十男	議員	28番	渡部昌仲	議員
29番	五十嵐司	議員	30番	平野修治	議員
31番	五十嵐正純	議員	32番	大竹幸一	議員
34番	酒井昭次郎	議員	35番	平野虎一	議員
36番	阿久津進	議員	37番	馬場清雄	議員
38番	渡部康吉	議員	39番	月田和行	議員
40番	星謙一郎	議員	41番	星祥信	議員
42番	君島勝美	議員	43番	村井民重	議員
44番	河原田苗利	議員	45番	湊田幹夫	議員
46番	渡部衛	議員	47番	馬場秀男	議員
48番	室井強	議員	49番	大山卓	議員
50番	児山寿明	議員			

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	助役
五十嵐廣	収入役	横山恒廣	教育長
室井智	総務課長補佐	星安晴	館岩総合支所長
酒井浩蔵	伊南総合支所長	五十嵐竹則	南郷総合支所長
星廣政	企画観光課長	渡部俊夫	税務課長
菊地新六	住民生活課長	室井裕	健康福祉課長
舟木平蔵	建設課長	児山忠男	環境水道課長
湯田タマイ	会計室長	横山孝夫	教育次長
森秀一	農林課長	湯田順一	農業委員会 事務局長
馬場増男	生涯学習課長	長沼芳樹	学校教育課長

事務局職員出席者

澤 田 洋 一 事 務 局 長 酒 井 直 伸 書 記

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は49名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○児山寿明議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を40分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願いを申し上げます。



◇ 楠 正 次 議員

○児山寿明議長 それでは、1番、楠正次君の登壇を許します。

1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 それでは、質問に入ります前に、記念すべき南会津町の定例会の一般質問の一番バッターとして、朝は皆様に激励の言葉をいただきましてありがとうございました。

それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。

1 番の執行体制の見直しについてであります、(1) 本庁と 3 支所それぞれの当初の職員と、これは18年度ですね、文書がちょっと違っているかと思えますけれども、旧町村、1 町 3 村の17年度当初の人数、これをお示しいただきたいと思えます。

(2) 職員の採用は臨時職員も含めて公募しているか。公募しているとしたらどのような方法で公募しているか。

(3) 勤勉手当の支給根拠は何か。過去において支給しなかった例があるか。また、18年 3 月 20日から 3 月 31日までの間に限り、100分の72.5を100分の75と読みかえる理由、それと 2.5%を金額にすると幾らになるか。また、この支給対象職員の人数もお知らせいただきたいと思えます。

2 番、森林環境税と里山再生についてであります、(1) ことし 4 月から創設された森林環境税の交付は受けられるのか。また、利活用の計画はあるのか。

(2) 新たな収入の場をつくり出すと聞いておりますが、どのような方策をとりますか。

(3) 間伐材や倒木などを利用した生物資源エネルギーをつくる工場などを立地する考えはあるか。

以上、お聞きします。

次ページに移りまして、3 番、ルート352の改良についてであります、滝原字龍沢地内のヘアピンカーブと言っても過言ではない急角度のカーブ、ご承知だと思いますけれども、ここは中心部が白線内で6.7メートルありますけれども、急でありますので普通乗用車と大型自動車のすれ違いはできません。冬期間はスキー場などに多くのバスが団体で入ってまいりますので、帰る時間は大体一緒の時間になりますので、夕方だと10台、15台とつながることもありまして、かなり待たされると、そういうこともございます。でありますから、ここは危険な場所でもあります。事故も、物損が多いので余り大きな表立ったことにはなりませんけれども、かなり事故の多い場所でもありますので、幅員拡大の考えはないかお聞きします。

4 番、町立館岩小学校の学校建設についてであります、(1) 公共事業が減少の一途をたどる中、多額の予算規模の事業でありますから、ぜひとも地元事業者に発注してほしいと考えるわけですが、業者の選定はどのように考えておられるか。

(2) 雪冷熱や小水力発電、ペレットストーブ・ボイラー、太陽光発電など、環境教育の一環としても新エネルギーの導入を考えるべきと思えますが、いかがでしょうか。

以上であります、数字部分の答弁はゆっくりと、私もメモして計算したいところもありますので、お願いしたいと思えます。

以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 1番、楠正次議員の質問にお答えをいたします。

初めに、執行体制の見直しに関する1点目、本庁3支所の17年度、18年度の職員数を示せとのおただしであります。平成17年度当初における旧4町村の職員数は、旧田島町が166名、旧館岩村が51名、旧伊南村が50名、そして旧南郷村が68名、合わせまして335名であります。また、平成18年度当初の職員数は、本町で191名、館岩総合支所で43名、伊南総合支所で39名、南郷総合支所で49名の合わせて322名となっております。

次に、2点目の、職員の採用は臨時職員も含めて公募しているかとのおただしでございますが、職員の採用に当たっては、昨年、公募により、大卒、短大卒及び高卒程度の試験を実施し、南会津町として6名を採用したところであります。また、臨時職員の雇用に当たっては、基本的には町のお知らせ、あるいはハローワークを通して公募し、面接等の試験を実施した上で採用していると認識しております。

次に、3点目の勤勉手当の支給根拠についてであります。南会津町職員の給与に関する条例第22条の規定であり、毎年6月1日と12月1日を基準日として、6月30日と12月10日にそれぞれ支給しているところであります。

過去において支給しなかったことがあるかとのおただしでありましたが、基準日から支給日までの前日までに懲戒免職等の処分を受けた職員に対しては支給しないこととなっており、この規定に基づき支給しなかった事例は何件かございました。

また、支給率の読みかえ規定につきましては、人事院勧告に基づき、旧4町村で平成18年3月31日までの支給率と平成18年4月1日以降の支給率が異なるため、附則において読みかえ規定を設けたものであり、新町の給与規程にも当該規定を設けたものであります。支給率の差2.5%を金額にいたしますと、勤勉手当の支給の基礎となる額30万円のモデル職員の場合7,500円となります。

次に、森林環境税と里山再生に関する1点目、森林環境税の交付と利活用計画についてのおただしであります。県が本年度から導入した森林環境税を財源とした交付金事業のうち、市町村が行う事業については、一定の算出基礎に基づいて配分される枠と提案型の事業に対して配分される枠があります。

本町では、一定の算出基礎に基づいて配分される枠については、新たな地区での里山再生プランづくりや、学校で行う森林環境学習事業及び森林整備に先立つ測量調査等の事業について、

県に対し事業認可申請手続を行い、既に交付決定通知を受けているところであります。

また、提案型の事業に対して配分される枠についても事業認可申請手続を行っており、これについては、県の森林の未来を考える懇談会の審査を受け、本年8月には事業認可を得られるものと認識をしております。

また、利活用計画についてであります。森林の持つ機能や役割は、個人の財産というだけでなく、水源の涵養や豊かな自然環境の醸成といった広域的な役割に至るまで多岐にわたっており、これらの一つ一つの機能や役割を高めていき、さらには森林の持ついやしの機能及び環境学習や交流の場としての機能を充実させることにより、地域振興へ結びつける一つのステージとして利活用を図ってまいりたいと考えております。これらを実現する有効な方策として、森林環境交付金事業のほかに、町単独事業として里山再生事業等の事業がありますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、2点目の新たな収入の場づくりについてであります。南会津町の主要産業として、これまで地域経済を支えてきた森林林業の雇用吸収力は大変大きなものがあると信じております。ただ、これまでの取り組みの方向性は、経済性を考えた木材生産の視点からとらえられたものが多く、ともすると森林の持つ多様な機能の活用面での対応が先送りされてきたように思うのであります。

そこで、里山や水源、森林の実態を把握しつつ、関係する所有者と総合的な活用ビジョンをつくり出していくことが急がれます。当面は集落単位で実施する里山再生事業を拡大させ、整備に伴う雇用と交流の拠点づくりの中で、物産販売を通し収入の場づくりを進めるものであります。

次に、3点目、間伐材等を利用した生物資源エネルギー施設建設についてのおたただしであります。本町のまちづくり計画の中で、新エネルギー活用事業の一環として、いわゆるバイオマスペレットプラント建設事業が位置づけられており、また、生物資源エネルギーとしてはバイオマス発電等も考えられるところであります。これらについては、間伐材等の森林資源の活用がベースになっていることから、当地方における間伐材の需給バランス及びペレットの利用拡大状況、並びに電力の需給バランス及びコストバランス等を長期的な視点に立って勘案しながら計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、国道352号の改良についてのおたただしであります。352号国道の改良は、合併協議会で決議した中山トンネルつけかえ及び改良促進要望、国道352号改良工事促進期成同盟会活動や合併支援事業とも密接に関係すると思われれます。したがって、多方面から危険箇所の解消

に向けた要望活動を粘り強く継続してまいりたいと決意しているところであります。

次に、町立館岩小学校建設に関する1点目、公共事業としての工事発注に伴う業者選定についてのおただしであります。現在、館岩統合小学校建設については、実施設計委託業務の発注がなされ、建設工事費等の積算作業中であります。基本設計を見た限りでは特殊な建築物とは考えられないため、また、過去の学校建設でも地元建設業者が施工した実績を持っていることなどから、地元建設業者の技術力でも対応が可能ではないか、このように考えられます。

しかしながら、2カ年間にわたる大規模な工事となりますので、受注者側の品質確保等受け入れ体制を十分考慮し、今後、実施設計の内容も検討しながら施工業者の選定を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2点目、環境教育の一環としての新エネルギーの導入計画はとのおただしですが、館岩統合小学校の基本設計に当たっては、環境に配慮した新エネルギー利用の太陽光発電、風力発電、あるいは水車を利用した小水力発電などの提案を受け検討してまいりましたが、総じて初期導入コストが高額なことや、積雪寒冷という地域性に十分な適応性が確保されるかなどの問題もありまして、いまだ決定には至っておりません。

しかしながら、実施設計に当たっては、施設面では学習空間、生活空間として健康で快適であること、周辺環境との調和を図ること、環境への負荷を低減させる設計、建築とすることを基本とし、さらには香りや感触を大事にした安らぎの空間を考慮し、内装などに地元産材をどれだけ利用できるかの検討を加えながら、備品購入についてもエコ製品を選定するなどに配慮してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えをさせていただきましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 丁寧に詳しくお答えいただきましたが、10年で170人にするというふうに公約されていたわけですが、自治体の規模縮小ではなく、人口減少に最大限の歯どめの努力をしながら、南会津町4地域の税収が増となるような政策、こういうものがあるかどうか。また、三位一体の改革により事務量も相当数ふえると思っておりますけれども、職員数がこのように減っていくことで住民へのサービスが低下にならないのかどうか、その辺お聞きいたします。

臨時職員の採用についてであります。町のお知らせ、ハローワークとかで公募しているということであれば問題はないと思っております。特に臨時に関しては不透明というような町民の声

も聞かれましたので、あえて質問させていただきました。

それから、勤勉手当の部分でありますけれども、勤勉手当というのは、まじめに、勤勉というのは一生懸命仕事に精励するとかという意味、そのものに対する手当支給であろうと思いますが、これは、例規集の中にあります5%から100%までの13段階ある中の1つの部分なのでしょうか。例規集の中にある13段階には100分の72.5というのがないわけですが、その何ページか前に72.5を75と読みかえるものとするという記はございますけれども、この72.5というのはどのように、これも読みかえてきたわけなのかどうかお聞きします。

あと、本給の部分で、17年度ではそれぞれ1町3村ともラスパイレス指数の違いもありまして、給与の等級が同じであっても格差が出ていると思いますが、この辺のすり合わせなどはどのようになさる考えかお聞きいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

初めに職員数の問題であります。議員おただしのおり、確かに行財政改革の中で人件費の抑制ということは大変重要な課題ではあります。しかしおっしゃるように、一方で、それでは、百七十数人に減らしていく過程の中で、地元に関今後若い人たちが働く場所が用意されているか、ここが大変重要な課題でありますので、今後はこの問題と綿密に関係を持たせながら、いわゆる雇用の創出、若い人たちの職場の確保、これらについて真剣に、そしてできるだけ早い機会にその確保ができるような対応をしてまいりたいと、このように思っております。

税収のもととなります税源ですが、これは同じく、雇用なり企業の体力がついていくことによって当然税源にもかかわってきますので、これらについてもしっかりと周辺支援をしていきたいと、このように思っております。

それから、勤勉手当につきましては担当の方から答弁をさせますので、よろしくご了解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

勤勉手当の支給率の件でございますが、本則と附則の差2.5%の意味でございますけれども、昨年の人事院勧告及び県の人事委員会の勧告で、本俸はそのまま勤勉手当で年間の給与を民間と合わせるということで、12月に支給した分が3月までの分ということで、旧町村で附則にかかった率ということで議決いただいたものですから、それを、合併が3月20日ということで

すが、その趣旨を生かしまして、先ほど町長が答弁したように、当該規定を新町の給与規程にも設けたものでございます。

また、旧4町村の給与の合わせ方、すり合わせの方法でございしますが、実際にモデル職員を使いまして給与の差を見ましたところ、最大で5号、6号の差がございました。それで、これをどのようにすり合わせするかということで、現在いる職員については、幾らか延伸というんでしょうか、毎年1号俸上がらないようにして、上の者は段階的に下の者が追いついてくるのを待つ、また、下の階にいた職員については、1年につき6カ月ずつ短縮しまして、最高3号俸の上も、下げるというわけではないですが、足踏みする。あるいは下の者は3号俸が限度なんですけど、短縮をかけまして、それですり合わせが完了というふうなことで合意をし、ことしの4月1日からそのように運用してございます。

○児山寿明議長 総務課長補佐。

○室井 智総務課長補佐 勤勉手当の考え方と申しますか、まじめに勤務された職員に支給されるというようなおたがしでございましたけれども、まず、国の給与に関する法律に基づきまして、6月1日及び12月1日現在在職する職員に対し、基準日以前6カ月の勤務成績に応じて人事院規則に定める日に支給する旨規定されておりますが、町の条例はこの規定を準用してつくっております。

それで、勤務成績の判断基準でありますけど、基本的には育児休業とか休職されている方、こういう方について、あるいは30日を超える病気休暇取得者、この方たちについては減額対象としているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○児山寿明議長 1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 40分は結構あるかと思ったら、ちょっと足りなくなりそうな雰囲気がありますから、今の部分は了解いたしました。

それで、森林環境税と里山再生についてでありますけど、森林面積が県下の自治体となったと思っておりますけれども、県で最も空気の浄化に貢献している町ではないかと思っております。自然環境は私たちがつくったものではなく、先人からの借り物という考えが私は正しいのではないかと考えております。ですから、後世の人たちに里山を再生しながら利息をつけて引き継ぐべきものと考えますが、この点についてはいかががお考えになりますか。

続いて、施政方針で、木質バイオマスの利活用計画、くず木や樹皮をガス化してロータリー回転させ、高効率の発電システムも現在は普及しております。岩手ではご承知のようにペレットの生産も20数年経過して現在もやっておりますが、環境によいことは、二番せんじでも三番

せんじでも、とにかくこれだけ広大な森林面積を持っているわけですから、ぜひとも取り組むべきだろうというふうに考えております。これから化石燃料がますます高騰すると、初期投資は大きいかもしれませんが、燃料代、光熱費等も、この施設を見てもかなりの金額がかかっておりますから、財政の圧迫を避けるためにも、ぜひとも進めていただきたいというふうに考えます。

石油卸大手のシェルが、参考までに申し上げますと、昨年度の売り上げが2兆2,000億円、この会社が3年前に、2050年には石油を扱わないというふうに宣言しております。ですから、バイオマスエネルギーと里山再生は同時に進めてくべきものだと考えますが、町長のもう一度改めて所信をお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、空気の浄化に大変貢献しているという、私たちの先人が営々と築き上げた自然あるいは森林の持つ大変大きな効果につきましては、議員おただしの認識と全く同一の考えを持っております。その森林については表面的な、あるいは一時的な活用、開発に終わってはならない、このように思っております。基本的な姿勢としては、私たち人間が暮らす地域社会の中で、私たちにも一部自然の中で暮らしを与えてください、こういう考え方、謙虚な考え方で活用を図って行って、先人から引き継いだ財産を後世にきちっと引き渡して、私たちの後輩がこの地域でさらに営みが続けられるように、そんなふうに基本的に思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、バイオマス発電に関しては、これについても、私も化石燃料の実態が今後どういうふうに予測されるのか非常に心配をしているところであります。これらについても、実は過日にいろんな経済界の人たちとお話をさせていただきました。そのときの見通しの中にも、化石燃料がこのまま本当に50年、100年と私たちの生活の中で重要な燃料として位置づけできるかどうかと非常に疑問を持っている方も多くございました。

それにつきましては、当面この地域で、例えばバイオマス発電する場合に、まずどこに、あるいはどういうものを対象にして設置するかということが重要になってくるかと思っております。つまり、東北電力の営業所の方にお話をしてみましたら、問題は、バイオマスで発電した電力を引き受けてくれるか、こういう問題がございまして、その安定的な供給が確保されないという難しいということもございました。これは別な地域での風力発電のケースとも相まって、そのようなご意見がございましたので、私どもは当面、もしそれらに対応するとすれば、例えばですが、

企業群のあるところにそういう施設をつくるのか、あるいはまた第三セクター等で営業されている地域に供給できるような場所を考えるのか、その辺はこれから地域協議会なり議員の皆様がたくさんのご意見をいただきながら検討してまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 楠正次君。

○1番 楠正次議員 森林の利活用の部分につきましては同じような考え方で、自然を大切にしていくという認識と承りました。

次の中山峠の部分でありますけれども、施政方針に中山峠のトンネル化の新設も課題として触れておられますけれども、計画路線になったとしても、相当年、トンネルの場合は要することが懸念されるわけでありまして。冬の部分だけ、さきの通告の中には記したわけですが、尾瀬の山開き後は非常に多い大型バスが、尾瀬の方の規制もございまして、5台、10台、本当に大型バスが連なって通行しております。旧田島側では、トンネルまで、旧高橋砥石工場ですか、あそこからを中山峠と考えますと5キロメートルであります。延長5キロメートルの中に2カ所、すれ違いができない場所があるわけです。国道なのにこれだけの距離にというのは、ちょっと残念な感じを持っておるわけでございます。1カ所は銀龍橋のところですから、これは素人目にも相当大きな予算が必要だろうと、トンネルを要望しながら、そういう大きな予算を財政の厳しいところに要求するのはと思えますけれども、龍沢のところは、のり面延長の部分を見ましても割合よくできているので、拡幅、できれば私はあそこの橋をかけて、安全な利便性というのを追求したいというふうに考えておるわけですが、旧田島地域から通う職員、館岩から通う職員もいますが、始業から終了まで勤務に精励された後の冬の吹雪であれば1時間半ぐらい待ったりとかということを見ると、1時間20分、15分というふうに時間がかかるわけでありまして、ここはぜひとも強い町長の決意をお聞きしたいと思えます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

中山峠トンネルあるいは道路の拡幅に伴うおただしでありましたが、私もこの問題については何度も県の道路関係部局に赴いて話をしました。特に土木部長については、2代、3代にわたってお願いをしているところでありますが、なかなか、当面、急いで改良しなきゃならないところについての要望を申し上げてまいりましたが、県の全体の予算の厳しい中では、いい返事がいただけない状況であります。

そこで、私は今度は別な角度からお願いをしようと思っております。それは、確かに今、生活している私たちが安全を確保することは大変大事でございます。しかし、先ほどご質問にありましたが、税源をどこにつくるか。つまり、交流経済を起こしていく中で、その道路の安全性あるいは必要性というものはより高まってくるだろう、こういうことを、今、県の土木部の方と、あるいはまた郡山国道事務所の方と協議を進めておりますので、議員おただしのように、さらに強力に、そしてまた、いろいろな方向から創意工夫をしながら要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 楠正次君。

○1番 楠正次議員 強く要望していただき、できるだけ早い実現を願っておるものでございます。

それでは、最後の部分の町立館岩小学校の建築について再度質問させていただきますが、地域に誇りを持てるまちづくりの中に、雪氷冷熱、木質バイオマスと本町の地域特性を踏まえ導入というように記したものがありませんでしたが、雪国でも温暖化の影響か、非常に夏が暑くなっております。雪氷冷熱の利活用は、単に温度を下げるということではなく、空気の浄化に大きなメリットがあります。ちり、花粉、二酸化炭素、アンモニア等を吸収し、新たに湿度を50%加えた人間に最優良な空気環境ができると言われております。

それで、初期投資が電気よりも多くかかるわけでございますけれども、ランニングコストは電気冷房の6分の1、そして寿命は3倍、4倍と言われておりますから、全体的に言えば50数%というような試算もできております。

先ほど小水力なども出ましたけれども、学校の近くには、比較的近いところに大きな砂防ダムがありますし、小水力の発電も可能かと思えます。あと、せつかく2階建ての屋根で、裏面に28台の駐車場部分がありますけれども、計画の中に、その部分などを利用すれば、雪氷冷熱などはそう大変でなくできてくるのではないかなというふうに考えるわけですが、町長のお考えをお聞きいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまおただしいただきましたご意見につきましては、本当に真摯に受けとめて今後対応してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、ランニングコストの部分と初期投資の部分については、私たちが十分これから検証しなきゃならない大きな課題でありますので、しっかりと今後検討してまい

りたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 1番、よろしいですか。3分を切っておりますので簡潔にお願いします。

○1番 楠 正次議員 先ほどの龍沢地区の改良についてであります、田島保育園の開所式の折、渡部恒三地元選出代議士がおいでになりまして、文教厚生委員会で南会津病院の整形外科医の配置について要望した折に、後段で龍沢地域の改良の部分を申し上げたところ、建設事務所に言えばすぐにできるんでないかなというようなお答えがありましたことを申し添えて、終わります。答弁は結構でございます。

○児山寿明議長 以上で、1番、楠正次君の一般質問を終わります。



◇ 馬 場 信 作 議 員

○児山寿明議長 次に、6番、馬場信作君の登壇を許します。

6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 6番の馬場です。

湯田町長におかれましては、このたびの選挙で当選され、特別職、三役も決まり、これから4年間、新町のかじ取りをお願いするわけですが、町政執行の基本は合併協定書と附属文書、新町まちづくり計画であると思えます。

そこで、合併協定書について質問いたします。

平成16年1月5日の4町村法定合併協議会の設立以来、20回の協議会を開催し、そのほかに小委員会、幹事会などの会議を積み重ね、合併協定書としてまとめ上げ、協定書の調印、4町村各議会において地方自治法第7条、第8条、第91条に基づく廃置分合などの合併議案を可決、県議会で可決、知事決定、総務大臣告示を経て3月20日に南会津町誕生となったその手順、経過は、合併協定書の約束事が県・国で承認されたという極めて重い協定書であります。合併議案を可決した我々議員が在任特例で在籍しているのも、協定書が誠実に実行され、新町の行方を確認するためでもあります。

そこで、今回提出の予算案や町政施政方針は協定書を尊重した内容であると思われませんが、改めて町政執行における合併協定書の扱い、意義についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

その協定書の11、事務組織及び機構の取り扱いについての項目では、別紙新町における組織

機構の整備方針の中で、一定規模以下の予算執行を支所長ができるよう検討するとあります。このことは地域の振興、迅速な事業の実施、あるいは地域密着型・提案型事業の推進に極めて重要であり、ぜひとも実現を期待いたしますが、その検討結果と町長の考えをお伺いいたします。

また、協定書25の建設計画では、旧4町村ごとの建設計画は、町村別地域事業として年度ごとに事業計画を立ててありますが、新町全体にかかわる事業は、一体性の確立、あるいはバランスのとれた発展のため建設計画を総合的に推進しなければなりません。地域住民説明会を経て作成された新町まちづくり計画では、交通網の整備として、住民ニーズに合った巡回バスの導入が明記されています。私は、目に見える合併効果として巡回バスの早期実現を期待しますが、時期、運行形態などをどのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、児童の安全確保に関する質問を教育長にお伺いいたします。

最近の子供に対する異常な事件の頻発は、皆さんご存じのことと思います。問題なのは、これら異常な事件が都市部だけとか、あるいは一地域の特別な事件ではなく、日本じゅうどこにでも起こり得るといふ、そういう社会状況になったことです。町内の地区においては、保護者、学校、地域が一体となり、避難の家を指定したり、あるいは子供安全パトロール、あるいは登校の見守りなど、それぞれ防犯活動を行っています。また、安全のため集団登下校を行っていますが、少子化の進行により、その集団登下校の集団が成り立たないような地区も予測されるようになりました。また、自家用車での送迎による登下校も日常化し、保護者の負担も大きくなっています。

児童を取り巻くこうした現状をしっかりと認識していただければ、子育て支援と登下校の安全確保のため、私はスクールバスの区域拡大を考えなければならない時期ではないかと思いますが、お伺いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 6番、馬場信作議員の質問にお答えをいたします。

初めに、合併協定書の取り扱いに関する1点目、合併協定書の履行と位置づけについてありますが、ご指摘のように、合併協定書は、4町村の異なる政策、事務事業等について新町に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性を確保するとともに、負担公平の原則に立ち行政格差を生じないように努めるため、24項目について町政方針を定めたものであります。合併協定書の町政方針を決定するに当たっては、平成16年1月から12月にかけて、延べ17回の合併協議会と33回の小委員会を開催し、慎重審議をいたしました。

したがって、合併協定書は、これらの審議により決定いただいた町政方針にのっとり、旧4町村長が合併協定書に調印しておりますので、当然、この合併協定書に記載されている内容は、南会津町の町政執行に当たって尊重されるべき事項と考えております。

次に、2点目の支所長の予算執行権及び金額についてのおただしであります。総合支所は、総務、企画等の管理部門と議会や各種委員会事務局長を除き、その地域の住民の利便性を確保するとともに、地域振興を図ることを目指して設置いたしました。そのため支所長の責任と役割は大変重要であると認識しており、その内容は、総合支所に係る一般事務の決裁については可能な限り支所長に専決権を与えるとともに、財務事務に関しては、基本的に本町の総務課長と同等の専決権を与えました。なお、工事に係る委託料及び工事請負費については、300万円未満までを支所長専決とし、総合支所における迅速かつ円滑な事務の執行に配慮したところであります。

次に、3点目、町内巡回バスの早期実現についてであります。依然として高い移動手段である自家用車の利用や、少子・高齢化などに伴う利用者の減少が続く中で、採算性の悪化から路線バスの運行も年々減少してきております。現在、本町では3路線の自主運行と4路線の委託運行により、町民の利便性確保に対応しているところであります。

しかしながら、現在、旧4町村をつなぐ路線は接続が悪く、各地域では利用しにくい運行になっているという声も寄せられておりますので、総合的な公共交通体系の構築に向けて、公共交通対策協議会を設立し、利用者の意見を聞くなどしながら、町内の生活路線バスやスクールバス等の運行も含めた複合的な運行体系を構築するための取り組みを進めており、具体的には鉄道との連結を基本に、4地域を双方向に循環するバスを運行し、町民の方が利用しやすい巡回バスを運行することを目指すとともに、路線バス運行のない地区には、地域に合う交通システムを考えていくことを検討するものであります。

以上、町長に求められましたご質問にお答えをさせていただきましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 それでは、6番の馬場信作議員にお答えいたします。

スクールバスによる児童の安全確保というお尋ねでございますが、全国的には、下校途中の児童への殺傷など大変痛ましい事件が連続して発生しております。このため通学路の安全点検や安全な通学方法の策定、実践的な防犯教室の推進などを各学校でも実施してきております。

南会津町においては、旧町村ごとにスクールバスの運行形態が異なり、田島地域では直営と

会津バスへの委託、舘岩地域では会津高原プロジェクト株式会社への委託、伊南地域では直営、南郷地域では冬期間のみ会津バスの路線バスを利用した委託となっております。

なお、田島地域では、冬期間のみ荒海小学校の藤生地区の児童をスクールタクシーで輸送したこと、また伊南小・中学校の青柳地区の児童・生徒を公用車で特別輸送した例もありました。

したがって、これらについて、登下校時における児童・生徒等の安全確保を重視する観点から教育委員会で検討に入りますが、先ほど町長の答弁にありました、5月31日に設立されました南会津町公共交通対策協議会でも、総合的な公共交通体系の構築とあわせながら検討してまいりたいと考えております。

なお、詳しいことについては担当課長の方にお問い合わせいたします。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 全体的に前向きな答弁で、期待したいんですが、その中で、合併協定書は当然尊重いたしますという答弁がありましたけれども、尊重するということは、特に、新町まちづくり計画は文書化されているだけです。それも極めてバラ色的な文書化されているわけですが、それをやはり具体的に事業化し予算化するのが必要だと思いますし、私はそういう意味での尊重するという言葉を受け取りたいんですが、その辺はそれで間違いないですか。ぜひとも、バラ色の文書を現実的に事業化、予算化を順次お願いしたいわけですが、その辺をもう一度お伺いいたします。

支所長が300万まで専決できるというふうになったという答弁でございますが、極めてそれも期待といたしますか、これからその成果を期待するわけですが、実際その実行に当たって、迅速さというものを一番求めます。幾ら専決でも、常に本庁にお伺いを立てるような専決では困りますし、地元の事業が支所の専決でできる。小規模な事業であれば、一々本庁に説明に行きなさい、補助金事業は本庁に説明に行きなさいとか、そういう時間的、体力的にかかるようでは地元の負担が大きくなりますので、専決という意味が、地元は地元で小規模なものではできんだという、そういう専決にしてほしいと思いますが、その辺はなおお伺いいたします。

3番目の巡回バスの件ですが、これは言葉のあやで、わかりにくいといたしますか、早期実現性が期待できないような答弁でございましたが、私が端的にイメージしているのは、町が直接運営するような無料の福祉バスで、公共施設なり、あるいは福祉施設なり、それが町民がいつでも、特に高齢者の人がいつでも、その巡回バスに乗れば無料で病院なり本庁なりへ行ける、それが距離的に大きな新町における町民の公平サービスの基本だと思います。

例えば、そういうバスが、あるいは黄色く塗られたバスが町の中を走れば、合併の効果とし

て目に見える最高の効果、町民が一番喜ぶ合併の効果だと思います。だから、公共交通がどうだの、どこかの対策協議会で検討しますと、時間的あるいは他の機関との調整云々と言っている間に時間が過ぎますので、町単独とは言いませんが、とにかく町が直接乗り出して、そういう無料化したバスで町内を定期巡回するようなシステム、そこまで思い切った巡回バスを私は期待していますし、また、ほかの合併した町村では、事実、無料福祉バスを実施している例もあります。だから何か可能性はあると思いますので、ぜひとももう一步踏み込んだ答弁を欲しいわけですが、もう一度お伺いいたします。

子供の安全に関しては、現状認識についてはそのとおりのことだと思います。ただ、これもやはり時間的なものがありますから、協議会だ云々言っている間にも危険はあるわけですから、もちろん手順は踏む必要があります、いきなり独断専行ということはありませんから。ただ、その辺はぜひとも迅速に、そして何よりも、合併する前の小さな自治体では、これはスクールバスは予算も、あるいは経費もかかります。だから、安全確保のためにやりたくてもなかなかできなかった経緯もあります。だから、応急的に車での送り迎えもありました。それが今度合併して大きな町になったのですから、予算規模も大きくなったのですから、これも一つの合併の効果として、住民が要望したのが迅速に決定したと、そう思われるような事業として、ぜひこれも早期実現をお願いしたいわけですが、その辺の考えとともに、当然、実施するには事業化するなり予算も関連してきますので、教育長だけでは答弁に限界があると思います。したがって、その辺の事業化、スクールバスの規模拡大に関する事業化及び財政的な予算づけを含めて、町長にその問題を改めてお伺いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。とりあえず私に求められた質問が3つあったかというふうに理解をしております。

まず初めに、合併協定書を尊重するという、その基本的な考え方あるいは姿勢についてだと思いますが、これは先ほど申し上げましたように、それぞれの地域がそれぞれ、これまで地域の特性や、あるいはその地域の持つ経済力、これらを考えながら十分これまで自治体として運営をしてこられた。そんな中で、当面する課題、問題を丁寧に積み上げてきた結果、この協定書ができたというふうに理解をしておりますので、最大限の尊重をしていくということになります。

ただ、この問題につきましてだけではなくて、では合併した新しい南会津町が10年後どういうふうになっているという想定ができていくかどうか、これは大変疑問なところがございます。

それから、その協定をするときにいろんな調整作業をしましたが、そのときの条件として、新たに国や県の施策が十分示された、そんな中で協定がなされたかという点、これもまた、十分にそういう条件が情報として入っておらなかった場合もあると。例えば、森林環境税が平成18年度から施行されましたが、合併協定の段階ではそういう問題は情報としてなかった、こういうこともございますので、私たちは絶えず基本的な姿勢として尊重してはいきますが、財政の問題や新たな国や県の方針、改革の中で、協定書の中身を検証し、議論をしていかなければならないと、このように思っております。そのために地域協議会が地域地域に設立されていると、こういうふうに理解をしております。

それから、支所長の専決の関係でございますが、おっしゃるとおりでございます。迅速性を持って、それぞれ地域住民に不安を与えないような体制をとっていかなければなりませんので、このことについてはしっかりと、ご指摘いただいた件について検討、そしてまた今後対応してまいりたい、このように思っております。

それから、巡回バスでございますが、いろいろなご意見がございます。私が今回、公共交通をどうしようということで、みんなで考えようということで協議会を立ち上げたのは、確かに地域の利便性をつくり上げなければなりません。しかし、先ほどもちょっと申し上げましたが、地域の財源をどういうふうにして体力的に強めていくかということも非常に大事です。そうしますと、無料バスを走らせるということが、本当に地域住民にとって将来にわたっていいことなのかどうなのか、こういう問題も、あるいはタクシーにしてもバスにしても営業をしている人たちがいます。そこで雇用し、所得を得ている方々もおるわけです。こういったものを総合的に検討して、将来に不安のないように、あるいは将来に負担を残さないような形での交通体系をつくり上げたい、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから最後に、このことは町長にもというお話がありましたので、そのことに若干触れますが、スクールバスという概念であります。例えば、国から補助金をいただいて購入したバスをもってスクールバスと、こういうふうにするのか、それとも、学校の子供たちを輸送する機関は全部スクールバスと、こういうふうにするのかによって違いますが、いわゆる補助事業でバスを購入して子供たちを輸送するということになりますと、非常に厳しい条件がつきます。距離の問題とか、そういうことでなくもし対応できる方法があれば、これは先ほど申し上げたように、公共交通機関の中でスクールバスも含めて現場の声を聞きながら、さらに検討を進めていきたい。しかし、議員おっしゃるようにいつまでも検討しているわけにはいきませんので、できるだけ早い時期にタイミングを見ながら、その答えを出していくということになるかと思

いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 スクールバスに関しては、スクールバスという名称を使いましたが、要はバス通学という意味ですから、あるいは、さらに拡大すれば車通学と言ってもいいかもしれません。それによって安全確保の方策を町として考えてほしい、ぜひ財政的な裏づけも欲しいということでもありますので、よろしくお願いします。

巡回バス、これもまた、その言葉からイメージするもので、もしかしたら質問と答弁がちょっとかみ合わないところがあるかと思いますが、確かにすべて無料にすればよしとするわけはありません。しかし少なくとも、有料、無料はともかく、広域な町内を巡回し、だれでも本庁でも、あるいは反対に、伊南村でも館岩でもお互いに行き来できるという、そういう交通システムは、合併した広域であるからこそ私は必要だと思いますので、それが町独自、単独でできるのか、あるいはバス会社その他交通業者に委託するのかを含め、今の路線バスの延長上ではなくて、やはり新しいシステムとしてぜひとも実現してほしいので、それは答弁のとおり、財政的な一番大きな裏づけは必要でしょう、十分検討時間は必要かと思いますが、その辺の趣旨だけはぜひ理解して早期実現を期待しております。

バスに関しては、すぐにここで、そういう財政的なものがありますから、できます、できませんという簡単な答弁は言えないと思いますが、最後に、期待以上の答弁がありましたし、期待どおりでなかったのもありますけれども、私は常日ごろ町長を見ていますと、足で稼ぐ現場主義だとか、あるいは林業とか自然に対する思い入れ、そして常に不利な条件も前向きで、プラス思考で、そういう発想を持っておられる町長でございますので、ぜひ合併協定書以上の政策が展開されることを期待しまして、質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、6番、馬場信作君の一般質問を終わります。



◇ 馬 場 秀 男 議 員

○児山寿明議長 次に、47番、馬場秀男君の登壇を許します。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 私は3つの点で質問したいと思います。町長のできるだけ具体的答弁をお願いしたいと思います。

1つは、この質問事項の書き方が、新聞報道の関係でなかなか実態に合った形で示すのが大変でしたが、合併の問題意識と対応ということでお伺いをしたいわけですが、4町村は多くの不安を抱えながら合併となりました。新たな体制で出発ということになりましたが、町長は、合併問題が持ち上がり、合併は住民投票でと住民の意思を尊重することを求める運動に参加されておりました。2つの峠を越しての合併には問題があつて賛成できないとの認識を示しておられたように認識しております。田島町町長にその後当選された後も、しばらくは議会等の質問でも合併の賛否を明確にされなかったと聞いております。途中から合併推進に変更されたのは、どのような認識の変化によるものか明らかにしていただきたいと思うわけでありませぬ。

この時点で合併の是非を論じようとは思いません。合併による問題に対する町長の認識が今後の町の行政施策に大きくかかわると思われるからであります。2つの峠を越しての合併は、いわゆる西部地区の過疎化を一層促進させることになる可能性が高い、そのことは過去の市町村合併の歴史の現実が示しているのではないのでしょうか。この歴史の現実を踏まえた認識はどうか。そして、衰退させない現実的展望と施策を考えておられるか示していただきたいと思ひます。

次に、2番目に温泉プールの建設の点でございますが、新まちづくりの計画の中にも、健康づくりの推進と森林浴と温泉の活用が挙げられておるわけでありませぬ。現在、住民は運動不足や、あるいは老齡化で多くの人腰が痛い、ひざが痛いと思ひでいる、これは非常に多い。しかも年寄りばかりではありません。今日では若い人までがそういう状況になってきているというのが現実でございます。

水中での運動は、これらの改善や健康一般についても非常に効果があるということで認められているところでございますが、この点に注目をいたしまして、これまでも地域の自治体で保健事業として取り上げてまいりました。檜枝岐のプール施設を利用したり、館岩のプール施設を利用したりして、西部3村でも取り上げてやっけてまいりましたが、せいぜい月に一、二回ということでございます。一、二回では、確かにやっけたときの評判はすごくよろしいし、希望も多いわけでございますが、実際の効果としては非常に中途半端なものであるというふうになっているわけでございます。この希望も大変強いわけで、私はこれまでも南郷村議会においてこの実現を迫っけてまいりましたが、何せ予算が足りないということで、いまだ実現をしていないわけでありませぬ。

そういうことで、田島地区では、この間、田島保育園を視察いたしましたけれども、そこで

も温水プールの建設が計画されているそうでもあります。それも話しましたところ、やはり保育児童だけではなくて、一般の市民も健康のために利用できるようなものにしたいというような話も聞いてまいりました。

南郷地区の山口温泉の利用について、私は常に提案してまいりましたけれども、あそこは約七十五、六度の温度で、きらら289に使用しておる、その残りというか、夜間は放流しておるわけでした。そういうことで、それを活用すればできるんじゃないかということで迫ってまいったわけですが、これは可能ではないかと思うわけでもあります。健康維持と、しかも医療費の軽減にも大きく寄与するんじゃないかろうかというように考えて、一石二鳥の成果を見込んで早期実現を考えていただけないものか、考え方をお聞かせ願いたいと思うわけですが。

3番目に、サービスは高い方に、負担は低い方というのをどう実現するかという問題であります。

町村合併のメリット、デメリットは多岐にわたっておるわけですが、4月の第1回臨時議会で求めた資料は、2カ月も経過しているにもかかわらず、全く一部分だけで大変不満でした。合併直後で事務多忙なためなのか、それとも議会に対する姿勢のあらわれなのか残念であります。

町村間の格差を調整するに当たって、サービスは高い方に、負担は低い方という方針が示されまして、住民にも説明をされました。住民は合併に期待を持たされたわけでありまして、結果はどうなるか関心は大変高い問題でございます。合併を進めてきた町長として、まずこの点についての考え方、基本姿勢を示していただきたいと思っております。

さらに、今回はより具体的に、合併協議で合併後5年以内に調整、統合するとされている上水道の件について質問をいたします。

水道料金は、現在、旧田島地区が一番高く、南郷地区が一番低いという状況になっているわけですが、南郷地区の料金に統一されるように取り組まれるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

上水道は、ほぼ100%の住民に給水されておまして、基本的なライフラインとして暮らしに直結しております。また、所得の高低に余り関係なく負担するものでありまして、低く抑えることが求められております。田島町との合併によって、西部3村にはなかった地方公営企業法の適用を受ける水道事業があり、やや複雑になるわけですが、上水道事業の場合は、他の交通や医療などの公共企業とは違いまして、全住民が毎日必ず利用するという特性もあり

ます。経営の基本原則にもうたわれているように、福祉の増進を図ることを目的とするという地方公営企業法にも明示されている事業であるわけであります。南郷地区でこれまで実施してきたように、給水施設の建設費は税金による負担、つまり一般会計の負担とする方針を貫いて低い料金とすべきと考えますが、どのような取り組まれるかご質問いたします。

以上、第1回の質問を終わります。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 47番、馬場秀男議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、合併の問題意識と対応についてのおただしであります。今回の4町村の合併は2つの峠を越え、さらに、その広さは県内でもいわき市に次ぐ面積を有するものであり、同時に、最も過疎化、少子高齢化が進んだ地域での合併、このように認識をしております。

私は、田島町長に当選後に、2度にわたり住民座談会を開催いたしまして、町内くまなく懇談する中で、住民の真剣な声を聞き、最終的に合併の道を選択したものであります。田島町長に当選前も当選後も、旧町村がこれまで培ってきた地域力が弱まることのないようにとの願いを持つ住民本位の施策展開は、いささかも変わるものではありません。

なお、新町の具体的かつ現実的展望と施策については、町政の施政方針で述べましたので割愛させていただきたいと思えます。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、温泉プールの建設に関するおただしであります。本町では今年度から腰痛やひざ痛対策として、全町民を対象とした水中運動教室を実施しております。実施に当たっては、館岩地区の会津高原ホテルと檜枝岐村のアルザ尾瀬の里の温水プールを活用し、合計42回の事業実施を計画しております。

このように、町が整備した施設での事業実施ではありませんが、温水を利用した事業を実施し、住民の健康増進を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、おただしのありました町内での温水プールの整備につきましては、ほかの投資的事業との関連性も探りながら、優先度に配慮しつつ今後検討してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、サービスは高い方に、負担は低い方にの実現についてのおただしであります。水道料金につきましては給水条例で定めておりますが、旧4町村によって料金格差があるのが現状であります。合併協定書では合併後5年を目途に統合するという内容になっておりますので、今後は水道事業運営審査会でこれら統一料金について審議、検討していただいた上で判断してまいりたい、このように考えております。

また、給水施設の建設費等は、特別会計を設けている趣旨から水道料金収入で賄うのが本質

と考えております。現実的な財政運営を見た場合、一般会計も逼迫をしているところから繰り入れも厳しい状況にあり、起債、借入金で対応しているのが現状であります。

なお、サービスは高い方に、負担は低い方という考え方は、議員おただしのように私も同様に考えております。しかしながら、一方では地方財政全般に配慮した中で判断を求められることも多くございますので、これまで以上に成熟度の高い合意形成を重ねてまいりますことを申し添えて、私からの答弁とさせていただきます。

なお、具体的事項につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 今、答弁いただきましたが、町長の問題認識ということで、もう少し詳しく答弁いただけたらと思いましたが、施政方針の中でということでございました。施政方針の中には、確かに町長の意欲は大変によく伝わってくる中身でございました。ただ、言葉が具体性がないために、一体どういうことを考えておられるのかが見えてこないというのが実態でありまして、この後の一般質問でもそういうものが恐らく次々に出てくるのではなかろうかと思えます。そう一遍に具体的に示すわけにはいかないということでございましょうけれども、今度の合併が、今、町長が認識されているとおり、峠を越し、過疎であり、広域でありという、広い地域であるというような問題というのは、どうしても大きな問題をはらんでいるということは事実だろうと思うんです。その認識がどれほどしっかりしたものとしてこれから施策が行われるかというのが最も大事なんだと、合併後の問題として。そのことを私は強く感じるわけで、そこを期待して、より具体的な答弁を求めたわけでございます。例えばの例を引きながらも、もう少し町長のこれに対する姿勢や構想を示していただきたいと思うわけでございます。

それから、温泉プールの問題でございしますが、確かに今回も町長答弁は、予算の問題が出されたわけでございます。当然予算の問題は絡んでまいるわけでございますが、一面では医療費の削減にもなり、そして健康問題という住民の基本的な問題にかかわる施策として非常に重要な問題と考えるわけでございます。これは予算をどの程度活用するかという問題については、補助制度やいろんなものがあるし、今後、健康維持のための施策については、政府も県も積極的にかかわってくるだろうと予測されますので、これは補助事業としてのせていくという姿勢が、こちらから提案して制度化させていくぐらいの意気込みが必要だと思うわけでございます。

各地の先進地の首長の姿勢を見ますと、制度をみずからつくっていくぐらいの姿勢で取り組んで成功しております、時間はかかるかもしれませんが。この温泉プールについては余り時間

をかけてもらっては困るんですけども、そういうことで取り組んでもらわなきゃならないんですが、これは大まかな数字でございましょうが、担当建設課あたりでどのような予算を必要とするものだろうかというようなことも、ひとつ概算的に、ここで大まかのものでいいですから出していただいて、その検討の資料にしていききたいなというふうに思うわけでございます。そう詳しい形はできないにしても、ひとつお伺いをしたいと思うわけでございます。

現在行われていることで、非常に効果的なことは目に見えています。若い人に聞いてもこの要望が結構強いんです。それだけ健康に対する関心、期待というのは非常に大きいということがわかっているわけでございます。

檜枝岐では余り遠くて効果的にできない。週にせめて2回、各部落を計画的にバス運行して、専門家を入れて指導しながら推進していけば非常に大きな効果が出るし、現在、館岩の老健施設の先生はその方の権威でもあると聞いております。ですから、その辺の知恵を活用しながら、やはり一日も早く実現を図っていただきたいというように思うわけですが、どのように考えられるか、より具体的にご答弁をお願いしたい。

サービスの問題でございしますが、これは本当に多岐にわたっております。合併によって喜ばれている部分も出てきているわけです。簡単に言うと、はり・きゅうの問題なんかも、田島で実施してきたことが全地域に普及して、よかったなというような声も聞かれますけれども、やはりメリット、デメリットは幾つかそれぞれに出てきておるわけでございますが、基本姿勢は町長も私と同意見だということで、ぜひともそれは堅持していただきたいと思うわけでございます。

何しろ予算の問題があったり、あるいは町政の難しさがあったりすることは承知おりますけれども、しかし、合併に当たって、財政の問題を抜きにしては合併できなかったわけで、その辺は当然、合併を進める責任として考えていかなければならない問題で、もちろん政府中心が右往左往してどんどんどん変化してきていますので、これに対応するのにこちらも右往左往しなきゃならないような実態であります。

しかし、そういう姿勢を貫くためには、どうしても住民本位に考えた発想を貫いていただきたいということが基本にあるわけで、どうかそのようにお願いしたいなと思いつつながら、実は水道の問題でも、先ほど第1回の質問でも申し上げたとおり、本当に基本的なライフラインであり、だれもが共通して、しかもだれもが使うという、まさに税金で賄っていいものの一つだろうと思うわけです。これも暮らしの基本として、やはり独自の考えに立って、低料金でできるだけ運営するには、管理その他運営の経費のみの使用料にしていくというぐらゐの姿勢は示し

ていただけないものかということでございます。

企業会計の問題については、法的にも、しかも中央の方針としても独立採算というようなことを指導しているわけですが、しかし、実際に各自治体はこれを独自の施策で低料金の実現を図っております。法的に云々ではないと思うので、その辺はぜひとも田島町の基本姿勢、しかも町長の基本姿勢として、そういうものを打ち出していく積極性を期待するわけですが、これは課長も含めてこの問題に対する答弁をお願いしたいと思うわけでございます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 ただいまおただしをいただきました。まず私の方から先にお答えをさせていただきます。

問題意識の問題でございますが、確かに具体性がない、こういうご指摘をいただきましたが、具体的なものについて私なりにイメージしたものがございます。しかし、私の基本姿勢として、できるだけ多くの現場の声を、それも余り表に出ない方々の声も聞きながら政策の実効性を高めていきたいと、こういう姿勢でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

この後、移動町長室で職員とのコミュニケーションを図りながら、そしてさらに職員が、先ほど6番議員からもおただしがありましたが、不安の持たない体制をつくって、住民の声がかかりと吸い上げられる、そんな形をとっていきたいというふうに実は思っております。今後さらにご意見をいただいたことについて真摯に受けとめながら執行させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、プールの問題でございます。私も、健康という視点から考えた場合に大きな効果が期待できる、このように思っております。

そこで、先ほども申し上げました、いろいろと町内には温泉施設がございます。そんな中で、現在町内で経営、運営をしているそれぞれの第三セクター等の施設がございます。これらの施設の運営もつなげて、総合的に見て、住民の健康の問題、そして、この問題はまさしく医療費の軽減に大きく寄与する問題でもございますので、しっかりとこの辺については総合的な仕組みづくりの中で対応してまいりたいというふうに思っております。

特に、この中で制度化させていくというお話がございました。このことについても私は同感であります。国の政策が示されたから、県から方針が示されたから、そのとおりにすべて対応するというものではなくて、そういうものの基準を見定めながらも、現場の事情がそういう制度に本当にマッチするかどうか、このことを丁寧に、そしてまた真剣に地域の中で議論を深めて形をつくっていきたいというふうに思っております。

それから、サービスの問題、これも一言では言えない多くの事業に関係をしまいでいます。私も負担とサービスの問題については、軽々に予算という物差しで押し進めてはならないと、こんなふうに思っております。

しかし、いずれにいたしましても、これも審議会あるいは地域協議会、そして、それぞれ議員の皆様方の多くの議論の中で検討していくべきだろうというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、この3つの問題、私が先ほどから申し上げていますように、これまで、ともすると健康の問題は健康の問題、それから、サービスの問題はサービスの問題というふうに分断して取り扱いをしてきたような気がいたします。ここのところをしっかりとつなげて、例えば、こういう部門で十分経費の節減ができたから、こちらの部門にきちっと予算の対応をしよう、こういう総合的な判断が求められる時代ではないかなと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

ただいま答えた以外については担当課長の方から答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 それでは、おただしの3番でございますが、サービスは高い方に、負担は低い方というようなおただしの件でございます。

町長が先ほど答弁申し上げましたとおり、水道の料金等につきましては、審議会等の中で十分に検討した上で判断ということでございました。水道の企業会計、地方公営企業会計の部分も議員さんからおただしがございましたが、経営状況は特別会計ということになってございますので、その中で独立性を尊重するというふうに課長的には思っております。

ただ、水も、おただしございました基本的ライフライン、都市生活の機能を保持する生命線というような重要なものというふうに課長としてもとらえてございます。ですので、今回、合併により、合併前から協議をしまいったところ、一定の統一料金にはなれなかったという問題がございます。その分については、さまざまな部分を検証しながら前向きに検討していきたいというふうに考えてございます。

ダブるかもしれませんが、本当に水というものは空気と同じような重要な部分というふうに考えてございますので、そのような認識の中で進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 残り時間12分あります。どうぞ。

○47番 馬場秀男議員 問題意識の点ですが、なかなか具体化にならないので、少し踏み込んだ形で問いただしてみたいと思うんです。

というのは、合併に当たって地域の住民は、特に西部の人たちは、田島と合併することでどンドンどういふ寂れてしまうんじゃないかという不安を非常に強く持っています。実際、西部対東部というような対立意識は持つべきではないし、そういう形で議員が動くことは絶対してはならないという面からいっても、そんなやり方でやっては本当にいいことは生まれてこないと私も考えておりますから、そういうことで考えているのでありませんけれども、しかし、実際に西部を現状維持あるいは発展させていくためには、東部以上に力を入れないと、これはできないんだと思うんです。そういう点をどのように認識されているのか、この1点を最後にこの問題ではお聞かせを願いたいと思うわけです。

それから、水道問題でございますが、独立採算というような形で料金をすべきだというような指導は確かにあるはずだと思うんですけれども、しかしこの地域として、山の中に住んで、いろんな不便を抱えながらも、自然と水ぐらいは本当に恵み物として享受していきたいというのは住民の共通した認識です。そういうことは認められるべきだと思うんです。そういうことを考えてみますと、単に地方公営企業法に基づいてどうこうじゃなくて、住民の立場に立った解決として、配慮した解決方法を探してほしい。実際、これはいろんな法律の中で、地方公営企業法の中でも、財務などにも17条の2とか、あるいは12条の3の補助金の問題とか、あるいは18条の出資金の扱いの問題とか幾つかあるわけで、これらの工夫も必要だと思います。

ただ、法的根拠まで私は調べておりませんでしたけれども、各自治体でそういう補助制度、補助制度が一番わかりやすいということだそうでございますけれども、補助として一般会計から繰り入れて解決をしているというわけでございます。福島市を初め各地で現実に行われております。その辺も十分検討されて、ぜひとも実現の方向で取り組んでいただきたい。何しろ5年間あるわけですから、その辺で姿勢をしっかりと示してほしいと思うわけで、再度質問をいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをさせていただきます。

まず、最初のおただしであります。いわゆる合併で西部地域と東部地域と、峠を隔ててそういう地域が出てまいりました。そこで、特に西部の方々については、この後、今の暮らしが現状が維持されるのか、あるいは現状からさらに発展していくのか大変心配をされておる、このことについては私も認識をしております。

そこで、特に西部の方にはということのおただしもございましたが、私は視点を変えれば、西部地区には西部地区特有のこれからの地元の経済を興せる資源がある、このように実は思っております。それは、例えば何かといいます、これまで館岩や伊南や南郷で作り上げてきた農作物もそうですし、あるいはその農作物を作り上げてきたこれまでの技術、そして、その農作物を今後どのような形で販売に結びつけていくか、このことを考えたときに、私は、さゆりの里の存在感、あるいはまた I N A の役割、また会津高原リゾート地域の貢献度、これらをしっかり結びつけていくことで、決して不安な要素ばかりではない、こんなふうには思っております。

巡回バスのおただしもございましたが、私はこれらの、その地域にこれまで設置、そして利用してきた施設の有効活用を本当に結びつけて、地域と都市との交流も含めて、私はこの税源になり得る、そういう事業に展開を考えておりますので、今後、とりあえず不安を抱える町民との公聴の場を持ちながら、それぞれ具体的な問題について対応を進めたいというふうに思っております。

それから、水道の特別会計の問題でございしますが、私も先ほど申し上げました。いろんな制約がございしますが、その問題はだからといって引き下がるのではなくて、絶えず地元から、地元の実情、あるいは地域力とも言っているかもしれませんが、これを引き出しながら県や国には改善、改革を求めていく、こういう姿勢でおりますので、今後与えられた時間の中で真剣に検討を進めたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 温泉プールの概算工事費のことでおただしがありましたので、お答え申し上げます。

今現在、どのような温泉プールがいいのか、単純に25メートルでいいのか、深さの問題、広さの問題、それから若者を含め高齢者の方、両方あわせた中ではどの程度の規模がいいのか、温度とかあると思っておりますので、その専門の方々の意見を聞きながら、これから少しずつ情報収集をしてまいりたいと思っております。段階的にわかり次第、議員にはお示しをしたいと思っております。

以上であります。

○児山寿明議長 47番、よろしいですか。

○47番 馬場秀男議員 はい。終わります。

○児山寿明議長 以上で、47番、馬場秀男君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食にいたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせをいたします。

15番、阿久津梅夫君、42番、君島勝美君は都合により早退いたしましたので、ご了承願います。

また、大変暑いので、上衣の脱衣を許可いたします。



◇ 目 黒 幸 雄 議 員

○児山寿明議長 それでは、11番、目黒幸雄君の登壇を許します。

11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 私は、3点について町長に質問いたします。

まず最初に、森林資源活用の具体策についてであります。町政施政方針で述べておられる里山を健康増進やレクリエーションのいやしの空間として位置づけ、資源を最大限生かした地域の活性化を進めるについては、先ほどの1番議員の質問がありましたので、おおむね了解をいたしました。

町長の考えは、林野庁が進める森林セラピー効果の医学的解明へ向けた取り組み、あるいは福島県が進める福島県フォレストセラピー推進検討会設置など、森林を活用した取り組みが基本にあるのかと思います。平成16年9月、正しくは10月ですので訂正をお願いいたします。平成16年10月に田島町ほか3カ村合併協議会新町建設計画検討小委員会がまとめた新町まちづくり計画基本施策に関する提言書の中でも、観光の分野と健康づくりの分野で森林浴コースの設定が提言され、その後の協議会で決定された新町まちづくり計画に活かされました。本町のように豊富な森林に恵まれた地域にとっては、その資源を活用することによって町の発展につながるものと思います。町長と同じ考えでございますが、町長の具体的施策をお聞かせください。

次に、山口温泉の再建についてであります。旧南郷村は、施設が老朽化したという理由で山口温泉を取り壊しましたが、住民は大変困っております。その裏には村の厳しい財政事情もありました。住民福祉の面からも低料金で気軽に入浴できる施設は必要であります。先ほど温泉プールの質問も出ましたが、施設の再建計画があるかどうかお尋ねいたします。

次に、地域支援センターについてであります。町政施政方針で、特色ある地域の暮らしを総合的に支援できる地域支援センターの創設について述べておられますが、その内容を具体的にお聞かせください。

以上、3点について質問いたします。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 11番、目黒幸雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、森林資源活用の具体策はとのおただしでございますが、森林には、いやしの機能を初めとした多様な機能、役割があり、これらの機能を有効に活用していくことが当地方の地域振興の一つのかぎであり、その1つとして、新町まちづくり計画の中で、森林浴、遊歩道整備等の関連事業が位置づけられているものであります。

森林セラピーについては、合併前から当地方において研究会が立ち上げられるなどの取り組みが行われており、旧南郷村及び旧館岩村においては、コース設定を含めた具体的な取り組みがなされてきております。今後は、これら先進的な取り組みを含めて、南会津町全体の取り組みとして、地域や公共施設及び関係機関との連携を深めながら、地域観光の振興や健康増進に結びつけた地域支援の一つの施策として取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、山口温泉の再建についてのおただしであります。昨年11月22日の旧南郷村臨時議会において山口温泉条例を廃止し、同年12月には施設を取り壊いたしました。南会津町内には、きらら289を初め多くの温泉施設があり、それらの施設の有効活用を図るとともに、将来の財政負担を考えると、山口温泉の再建については慎重に対応する必要があります。今後の再建計画は現在のところ白紙状態ではありますが、他の投資的事業との関連性をも探りながら検討していきたい、このように考えております。

次に、地域支援センターの具体策はとのおただしであります。地方分権が推進され、国・県からの事務移譲が進み、さらには三位一体の改革により財源確保がますます困難をきわめる厳しい自治体運営を強いられる中で、新町まちづくり計画では将来大幅な職員数の削減を想定しております。複雑・多様化する住民ニーズへどのように対応するかが喫緊の課題となっております。

ります。このため、山積する行政課題を解決し、従来の行政サービスを維持していくためには、住民と行政との新たなパートナーシップの構築が必要不可欠となっており、住民が主体的に町政運営に参画し、行政サービスの一部を担ってもらうことで、住民と行政の協働の新たなスタイルを構築していく考えであります。

その一つの方策として考えられるのが、地域のNPO法人、ボランティア団体、市民活動団体並びに企業などが、これまで行政がしてきた団体業務等を担う仕組みづくりが出てきます。これらの具体的取り組みは、各地域協議会での意見も加味しながら、生活現場の課題を引き出し、総合的に支援できるものにつくり上げていきたいと考えております。

以上、お答えをさせていただきましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 県民一人一人が参画する新たな森づくりに取り組む財源として、今年度から森林環境税が導入されまして、交付金事業にいち早く取り組まれたことに対し、敬意を表します。

その新しい事業もさることながら、ドイツでは森林浴で症状を改善する森林セラピーが盛んで、健康保険の対象になっているという新聞報道があります。林野庁では、森林セラピー研究会、平成16年1月でしたが立ち上げまして、厚生労働省の協力を得ながら、健康増進に向けた森林の活用、森林療法に係る医学的な課題の解明、国民への普及などを図るということであり、生理実験による森林のいやし効果を踏まえた地域振興を目指して、あるいは森林浴を国民のストレス解消や健康増進に役立たせる森林セラピーや森林セラピーロードとして、全国の10カ所をまず認定したそうなのですが、第2期募集はことし1月31日締め切られました。第3期の募集があった場合は応募される考えはあるかどうかお聞かせ願います。

一方、福島県においても、福島県フォレストセラピー推進検討会が17年6月に設置されておりますが、2回の検討会を経て、大玉村福島県民の森がモデル地区に選定されたそうございます。

先ほど町長のお話にもありましたが、舘岩村と南郷村で進めているということですが、この南会津町の中には福島県フォレストセラピー審査対象箇所となったところがあるわけがございます。それが舘岩地区のしらかば公園と南郷地区の高清水公園であります。町長はそこを重点的に推進される考えはないかどうか、お尋ねいたします。

町政方針で述べておられる、いやしの空間は、森と温泉を利用した観光にも、町民の健康づ

くりにも、さらには高齢者対策と幅広い分野があります。各課を横断した体制づくりを進め、職員が知恵を出し合い、地域課題の解決に迅速に対応できる体制を確立したいと町長は述べておられますが、林野庁の森林セラピー、福島県フォレストセラピー、森林環境交付金など、今後のことを視野に入れ、専門の係を置く考えはないかどうかお尋ねいたします。

次に、山口温泉の再建についてであります。山口温泉は、住民福祉、高齢者福祉の目的のほか、アトピー性皮膚炎にも効くため、温泉に通うのに大変なので山口地区に住宅を建てられた人もあります。そんなに大切な施設であったわけですが、老朽化が激しいという理由で大変残念な結果となりました。ふだん着で気軽に低料金で入浴できる温泉施設、田島地域からも比較的近い立地条件の南郷山口地区に村湯と言われる庶民的な施設が必要であると考えます。

山口温泉のこれまでの利用者は1日平均約30人、これを多いと感じる人、少ないと感じる人さまざまだと思います。しかし、この温泉を頼ってきた人は、どちらかという高齢者や体を元気に取り戻したいという人たちであります。私は、そういう人たちの意見も町長に申し上げなければなりません。よろしくお願いします。

平成15年の秋のことでしたが、下郷町で開催されたボランティア活動指導者研究大会に出席する機会を得ました。そのとき私は、壇上の一番最初のシンポジスト席に着席しておられる湯田芳博という方のお話を聞かせていただきました。そのとき、ボランティアに熱心なすばらしい方がおられると感心していたのを今でも覚えております。

私は平成14年から細々と、今でもそうですが、ボランティア活動をさせていただいておりますが、私は、そういう社会的弱者の人たちの意見を町長に届けるのも私の仕事のひとつだと思っております。この気持ちは町長にはわかっていただけのもとは私は信じております。町長、お願いします。どうかもう一度考え直してほしいと思います。

次に、地域支援センターについてであります。特色ある地域の暮らしを総合的に支援できる地域支援センターと、行政方針の後段で述べておられる地域総合支援センターは同じであるものと思いますが、町長が言われる、行政にかわり福祉、教育、商工業、観光などの一部の行政サービスを提供し、住民の生活を総合的に支援する組織というものは、もう一度具体的にお示し願います。

また、地方自治法では、地方公共団体は、事務を進めるに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない、また、常に組織及び運営の合理化に努めなければならないという内容の定めがあります。また、地方自治法の別の条項では、地方公共団体の長は、内部組織の編成に当たっては、事務及び事業の運営が簡

素かつ効率的なものになるよう十分配慮しなければならないと定めてあります。

過般の合併協議会でも、事務組織及び機構の取り扱いについて提案されております。第12回の協議会でしたが、提案されました。次の第13回合併協議会ではそれが継続審議となりました。第14回協議会では、事務組織及び機構の取り扱いについては、委員の提言を含め原案どおり決定しましたと会議録に残されております。その後、合併協議会だよりが発行されまして、この事務組織については全世帯にお知らせが届きました。この段階では、時代の流れがあるから仕方ありませんが、地域総合支援センターなどということは出てきておりません。当時、合併協議会の委員であられた方は熱心に協議してきたにもかかわらず、新しいものが出てきたところであります。

また、協定項目12、事務組織・機構の取り扱いには、新町における組織・機構の整備方針が定めてあるはずでございます。その整備方針に対する考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、とりあえずここで2回目を終わります。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。大きく分けて4つのおただしがあったかというふうに理解をしております。

まず、森林環境税に伴うご提案でございますが、結論から申し上げますと、3期募集があった場合は、条件を十分精査しながら応募の方向で検討させていただくということで考えております。

森林セラピーあるいはフォレストセラピーという問題は、まさしくおっしゃったドイツが発祥でありまして、今、私たちのさまざまな行政課題の中で医療費の削減をどうするか、これが本当に大きな問題としてのしかかっております。即効性のあるもの、あるいは長期的な対策を講じなければならないものがあると思いますが、私は、先ほどお話ししましたが、先人から引き継いだ自然の環境の中で、必ず医療費の削減に向かう方法があるだろう、このように理解をしているところであります。

それについて専門の係を置く考えはないかということですが、現在のところそこまでは考えておりません。ただ、今後、応募した後の結果等が出ましたら、そのときにまた改めて考えたい、このように思っております。

それから、山口温泉の問題であります。このことについても、私も地域の中でそれぞれ健康や、あるいは高齢者の方のよりどころとなる、そういう場所があることは大変重要だと理解をしております。

そしてまた、アトピー性に効果があるというお話であります。現在、私が知り得る情報によりますと、化学物質過敏症という方々が都市部の方で大変多い、このようにも聞いております。この方々も現実的に南会津町に訪れてその場所探しをしている、こんな情報もございますので、これらについては地域のさまざまな資源の有効活用とつなげて今後考えていきたい、このように思っております。

私は、そんな中で1つだけ申し上げさせていただきますが、地域が、都会が抱えるさまざまな問題を解決する能力、あるいは解決できる環境がもしあるとすれば、これらのことをしっかりと県あるいは国に提言をしていって、この地域の持てる力をアピールしたい、このようにも思っております。

それから、地域支援センターであります。おただしのように、当初の合併協議では議論されておられません。ただ、首長会議の中では私の提案として申し上げましたが、もちろん協定書に載るのまではいきませんでした。しかし、この支援センターというのは、今考えますと、それぞれの団体、それぞれのものがそれぞれの法律で運営をしておりますので、1つになるということとはなかなか容易ではありません。したがって、センター機能として連携していくという内容のものでとりあえず考えていこうということになります。

それは先ほど申し上げましたが、総合支所をつくったから、その総合支所がすべて地域の暮らしの支援を、あるいは問題を解決できるかというところではない。それは1つには、先ほども申し上げましたが、10年間で、約ですが、半減にまで近づけるような職員の削減シミュレーションがございます。それで、今までどおり行政サービスをきちっと行いながら職員がそれだけ減ったときに、本当に職員の人たちが大丈夫なんだろうか。そこで、私は今、いわゆる行政でしなければならない業務、あるいは民間にお任せできる業務、これらを検証しながら、総合的に支所を中心として、総合支所を中心とした地域のサポート体制をつくっていこうというのが総合支援センター構想でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 町長、森林資源の活用は、もちろん考えられていることはよくわかりますが、私の言いたいことは町長はわかっておられるかもしれませんが、医療の面とか、高齢者対策とか、観光の面につながるわけなんです、温泉と森林は。ですからその辺を、施政方針の中にもありますが、各課を横断した行政をしてみたいと何ページかに書いておられますので、観光、それから森林関係、高齢者対策の総合的な係が必要ではないだろうか、次代を見詰めてですね、お願いしたいと思ってお伺いをいたします。

あと、山口温泉は、一部の声ではありますが、非常に温泉がなくなって寂しくなると、山口地域は寂れているんです、現実には。ある商店は、町村合併をしたことによって売り上げが減少したと、そういう事実があります。なぜそうかといいますと、指名審議会の際に書類なんか持ってきたり、入札なんかのときに村においでになったりという機会がないものですから、帰りに花泉を買ってきてくれよという場面がなくなったわけでございます。

ですから、私はいつも、合併協議会の時代から、地域が寂れるようなことがあってはならない、昭和の合併の轍を二度と踏んではならないということで、合併には反対でありましたけれども、財政的な理由から賛成の立場で本名村長を応援してまいりました。ですから、その辺の地域のことも、田島町地域のことももちろん大切でしょう。ですから、その辺の検討をお願いしたいと思います。

あと、最後になりますが、地域支援センターについても、これは効率上、余計な経費がかからないというような、財政負担が多くならないというような検討をされながら、地域総合支援センター、恐らくNPO法人のことを言っておられるのかと思いますが、町長独自の機関では、あくまでも地方自治法、それから条例に基づいた組織・機構しかできないわけですから、その辺も検討されながらお願いをいたします。

最後の答弁、これだけお願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

課を超えた取り組みということでございますが、全く私もそのとおりだというふうに認識しております。例えば医療の問題、これについては、医療の分野だけで考えては医療費の削減はできない。例えばですが、二次交通を整備することによって高齢者が自宅から外出をする、こういう空間、機会を与えれば健康というものは確保されるだろう、こういうご意見もございますし、また、高齢者がそれぞれお年を召されても、やりがい、生きがいを持った、そういう取り組み、例えば物づくりなども、そういう機会、場所をしっかりと設置していけば医療費の削減につながるだろう、こういうふうにも言われております。

そこで、つくったお年寄りがこれまで自分たちが積み上げてきた技術とか知恵とかわざ、これらをしっかりと表に出すことによって、実は地域の特産になり得る可能性もありますので、当然、観光と物産という結びつきが出てくると思います。これらの課を超えた取り組みというのが、なかなかこれまで言葉で、あるいは職員との話し合いの中では実現できなかった。しかし、この問題についてはいつまでも先延ばしできませんので、これらに対応するような組織

づくりを今後本気になって取り組みをしていきたい。その1つとして、私の公約にもありましたが、町長直轄の政策室も考えていきたいということでございます。

それから、山口温泉でございますが、先ほども申し上げましたように、都会で解決のできない課題が地域の我々のところでは解決できるという問題もありますので、これらについては、先ほども申し上げたように、例えばですが、さゆりの里という、いわゆる株式会社の総合的な施設の運営、これらとも絡めながら、そしてまた、さゆりの里が本当に営業活動なり経営活動ができるような、いわゆる森林セラピーのステージとどうつなげていけば有効的なのか、このことも考えながら検討を前に進めたいというふうに思っております。

それから、最後になりますけれども、地域支援センターにつきましては、おっしゃるとおり私の直轄の組織としてはできませんので、これらはいくまでも総合支所を核として、その周りをきちっと、地域が抱える問題あるいは暮らしの安全・安心を担保するようなサポート体制にしていきたい、こういう考え方で当面検討を加えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 以上で、11番、目黒幸雄君の一般質問を終わります。



◇ 星 光 久 議員

○児山寿明議長 次に、10番、星光久君の登壇を許します。

10番、星光久君。

○10番 星 光久議員 通告順序に従い質問していきたいと思えます。

私の質問は4点ほどあるわけなんです、1つについては、県立病院の整形外科の医師不足の問題で、田島病院は昭和18年10月に上町というところに開設いたしまして、ずっとそれを追って、寺前に行ったのが昭和27年8月でございます。そういう経過をたどっていきまして、平成7年4月に現在の県立病院ができたわけなんです、その経過の中で、火災等があつて一時は病床が少なくなった経過はありますが、現在の医師が不足したという経過は今までございません、62年ぐらいたつわけなんです。

そういう中で、我々はずっとこの運動をやってきた経過の中で、平成元年に一時、県立病院は移転等の中身があつて、いろんながらみがあつて、一時は廃止というような状況も出されました。これは多分、4期生の議員の方だと思ひ出してもらえばわかると思うんですが、そう

いう運動の中で、平成13年に1つ、小児科の先生を引き揚げるということで出されましたが、すぐに竹田病院からの補充によりまして医師の空白はございませんでした。

そういう中で、我々が恐れているのは、総務委員会の中でもスキー場視察に行ったり、いろんな関係をしてきたんですが、スキー場だけでもって大体60万人、年間の尾瀬のお客様を数えますと100万人を超す観光客がございます。その中で、今後我々が心配する、今も心配なんです、そういう中で、もし県立病院に整形医師がないなどというようなことを聞いたら、この100万人を超す観光客も危ぶまれると思います。これは確かでありますし、そういうことで、我々が非常に心配するのは、それ以上に、今、整形というのは県立病院の本当の重要ポストというか、野球チームで言うならばエースピッチャー、そのピッチャーがない場合は、赤字になるのは当然目に見えています。去年、3病院が廃止された経過も、赤字だからと言って廃止された経過がございます。田島病院ぐらい、このぐらいの規模の病院は赤字が2年間も続きますと当然廃止、これは火を見るより明らかでないかと思えます。

その関連もあって、今度は、病院がなくなったら合同庁舎も危ない、そういうような話が今ひそひそと聞かれております。そういう中で、町としても、町長も本気になって力を入れて、ぜひ医師の確保をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2つ目については中学校の給食について、新町長になってから初めて質問するんですが、南郷地区、伊南地区、館岩地区で生徒数218名、田島、荒海、檜沢で429名、大体倍ぐらいの生徒数ですが、ここでもって、田島地区429名の給食を行って西部地区がしていないというんだったら話もわかるんですが、218名の給食をしておいて429名が今もってされていないという。新年度になってからでございますのでなかなか難しいとは思いますが、この辺については、私も1年半の、旧田島町長時代に6回ぐらいやったかなという感じなんです、そういうことで、給食の問題についても健康管理を含めてお願いしたいと思っておりますので、この辺についてもよろしく申し上げます。

それから、南会津町立荒海中学校の用地問題なんです、このことについても、これは西部地区の人は初めてだと思えます、昭和50年1月に約500万で荒海中学校の敷地を個人から売買契約して買ったんですが、これがいまだに買い主、町の方に渡っていないということで、裁判も含めて、弁護士も含めていろんな形で、勘定すると90回ぐらい30年間の中で話し合っているんですが、がちが明かない。湯田芳博町長になってからも勘定すると30回ぐらい、交渉というか話し合いというか、どういうことになったかわからないんですが、そういう中で、記録的にはそういう回数になっているんですが、それもいまだに目に見えないというか、決まって

いないというか、そういうことで明けて18年になって、町長は何回ぐらいの交渉なり、そういう形で裁判所なり弁護士なりに相談して解決しようとしたのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、4つ目には、旧栃木富士、いわゆるGKNという、外資系の資本が入ったものでこういう形になっているんですが、20数名が就職希望をしておりますが、就職できないということで、今もって解決しておりません。このことについては、町としても10年ぐらい前に企業誘致をやって、一部上場であって、しかも景気のいい時代であったものですから、ほかの職をやめて栃木富士に行った経過がございます。

そういう中で、特に40代、50代、家の中の大黒柱というか、そういう方が今、20数名再就職を求めているんですが、いまだに解決のめどがつかないというか、なかなか難しいというか、地場産業にも町内の他の会社にもいろいろ手を尽くして行ったんですが、希望どおりの人数は採ってもらえないということで、本当に大変だなという思いしております。そういうことで、町としても最大限の支援をお願いしたいということでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問については自席から願ひしますので、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 10番、星光久議員の質問にお答えをいたします。

初めに、県立南会津病院の整形外科医の不足についてのご質問であります。この問題につきましては、合併前の管内町村長でいち早く県に対する要請活動を展開するほか、会津総合開発協議会の重点要望事項として関係機関に強い働きかけを実施してきているところでありますが、問題の背景には、全国的なマクロ現象として、医師の都市部への偏在化に伴い、地域医療を担う地方の医師不足の問題が根底にございます。

こうした中で、深刻な医師不足を抱える本県でも、県立医大定員増の特区申請や医師定着に向けた施策を展開中ではありますが、町といたしましても単なる要請行動のみに終わることなく、昨年設置をいたしました南会津病院地域医療協議会を核として、さまざまなサポート体制を確立しながら問題解決に全力で取り組んでいきますので、改めて議員各位のご支援をお願いしたいと存じます。

次に、中学校の給食についてのおただしであります。現在、南会津町においては、田島地域の小学校及び南郷地域の小・中学校が自校方式、館岩地域及び伊南地域の小・中学校が共同調理場方式による学校給食センターを設置して学校給食を実施しております。このことから、

南会津全体の学校給食のあり方を含め、田島地域の中学校給食については、有識者、保護者を含めた検討委員会を立ち上げ、よりよい方策を見出してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、南会津町立荒海中学校用地問題の早期解決をとのおただしであります。これまで地権者とは再三交渉を続けてまいりましたが、土地問題のほかに、個人が主張する未解決になっている事柄についても同時に解決を求められていることが本問題の解決をおくらせる大きな原因でもございます。話し合いによる解決方法を進めながらも、一方では専門家に相談し、より解決性の高い方法等について検討を進め、早期解決に向けて努力してまいりたいと考えております。

なお、平成18年に入って私が当事者に会った回数は2回でございます。

次に、旧栃木富士産業株式会社の再就職支援についてであります。早期退職者36名のうち15名が再就職決定と聞いております。再就職が決定していない21名のうち17名が、引き続き再就職支援会社のパソナキャリアセット株式会社の支援を希望し、現在、再就職活動を行っているところであります。町といたしましては随時情報を収集し、旧栃木富士産業株式会社と連携を図りながら、地元にある既存の企業や関連会社との接触も試みております。今後、さらに積極的に就職支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

以上、お答えをさせていただきましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 なかなか飲み込みが悪いものですから、1項目ずつ再質問したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

まず最初に、整形の医者不足の問題であります。確かに首長、それから議長さん等を含めて行ってきた経過もでございます。また、我々も郡内の区長さんを初めとして要請行動、あるいはいろんな形で、どこの場所に行っても、医者はいないかと言って、いたら頼みますというように形で要請はしているんですが、この中身について、町長の町政施政方針の中にもあるように、佐藤学園も今来ています。この前パンフレットを見たんですが、ソフトの1部リーグの合宿、既に決まったようなんですが、そういう中で我々が心配するのは、スポーツ選手は整形が一番大事でございます。そういう中で、医師がいらないなんて言ったら合宿も来なくなるし、佐藤学園の合宿も危ぶまれると思うんですが、その辺も含めて町長どうなのか。

それとあと、引き続き、それ以来ずっといろんな問題があった。文化交流だのいろんな問題、

そういう中で、そこらはどうなのか、うそをついて、医者がいるから合宿は大丈夫だなんていうようなことはないと思うんですが、これを聞いたら没になってしまうんじゃないかと心配されるわけ。そういうことでこの辺はどうなのか、よろしくお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

県立南会津病院の整形外科医の非常勤化の問題、私も大変重要な問題と位置づけておりますし、ただいま議員がご心配をなされたと同じような心配をしているところであります。

そこで、こういうことがわかったら当町にはスポーツ関係の交流事業はできないのではないかと、こういうご心配もあります。今のところ私の方から、整形外科医が常勤していないという情報はお上げしておりませんが、多分それなりの影響はあるのではないかとこのうふうには思っております。

しかし、現実的にスポーツの段階では、けがをしないようにという、ある意味では訓練もしておりますので、これらについては、今後、整形外科医の常勤がないからといって取りやめにならないようにしていきたいと思っております。

あわせて、先ほど申し上げましたように、整形外科医の確保の問題については、昨夜、公明党の県議の先生方ともお会いしましたが、年度途中は非常に厳しいが、新年度で何とか常勤化を目指したいということで、それぞれ県議会の先生方も、私たちも、そしてまた当町の議員の人たちも一丸となって取り組みを進めていくべきことだと思っております。

中で、1つだけお話をさせていただきますが、現在、後期研修で南会津病院に研修に来ている医大生がおります。あすお会いすることになっておりますが、前回1度、男性の研修医とお会いをしました。その席でも、すばらしい地域であると。ただ問題は、私たちがここに例えば常勤医としてずっと長く医療に携わるには、やはり医師として研究できる機会、これがどうしても欲しいという意見がございましたので、これらの問題も、今後、町挙げて、あるいは管内の町村共有の問題として取り組みを進めていきたいというふうには思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星 光久議員 そういう心配をされていることは同感なんです。そういうことで我々もいろんな形で心配しているんですが、町民の声を聞いて歩いているんだけれども、こんなに立派な町長がいたり立派な県会議員がいたりして、そういう中で2人も一遍に整形医者が、5人もいるなら2人ぐらい持っていかれても、影響はあるけれどもそんなには影響ないと、だ

けれども、2名いるうち2名、100%持っていかれては、これは大変だぞと、そういうことで、我々もどこへ行っても、医者はいないかと歩いているんだけれども、町長だって目配り、気配りをしているけれども、なかなか目の届かないところもあるし、町民だって知らないところもある。そういうことで、今後は全町に回覧板でも回して、知っている友人がいたり、親戚とかだれかもしいたら何とか来てくれないかと、そういうことの呼びかけも必要でないかなと思っているわけ。私も何か所も医者を頼んだりなにかしているんだけれども、私ぐらいの力では何にもならないものだから、そういうことでぜひお願いしたいと思います。

そういう中で明るいニュースというか、伊南村に、臨時で週に何回かなんですが、小野木整形医者が来るということで、最低でも1部リーグの合宿とか、佐藤学園が合宿に来ているとき、そのときだけでもいいから医者を1人ぐらいふやしたりなにかして、医療体制を確保してくれないかというような働きかけはできないものかなと心配しているわけ。そういうことで、スポーツ関係やいろんな中で協力するつもりなんですが、やっぱり我々の力では及ばず、町長が一生懸命になってこの辺についてもどうかなと思いますので、再度よろしくお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

病院局がこの問題の窓口になっております。私はこれまで何回か出県をいたしました。出県するたびに病院局の方の理事、参事とお話をしております。そんな中で、これは実は個人情報という問題もあって、なかなか公に出していくということは難しいんでありますが、地元出身のお医者さんのリストをつくろうということで、いろいろと情報を集めながら、それぞれ家庭の理解をいただいて、今現在、10数名のお医者さんのリストを病院局と私の方で共有しております。しかし、この中には整形外科医はおりません。

ただ問題は、お医者さんのつながりというのは、ある意味ではきずなが大変深いということも聞いておりますので、そのお医者さんを通して整形外科医が当町に来ていただけるかどうか、このことも、今、慎重に病院局の方と打ち合わせをしておりますが、現在のところ、なかなかいい返事は得られていないというのが実態であります。しかし、このことについてもさらにあきらめずに続けていきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 もっと心配されるのが赤字。昨年も県立病院が3つ廃止になりましたね。町長、よくわかっていると思うんですが、そういう中で、病院が赤字になるのは簡単だ

と。もっとも野球チームだって何だってエースがいなければ、そのチームは成り立たないんですが、医者がいなければ、今度の県立病院の中でも、2人は引き揚げになったけれども、2人を取り巻く今までのスタッフというか、そういう人は大体残っているそうなんです。そういう中で、医者はいない、看護師というか、そういうスタッフというか、そういう人は残っていて、整形医がいなかったら県立病院が赤字になるのは当たり前。二、三年もすれば赤字になると思います、間違いなく。今年度の決算で赤字は目に見えているんじゃないかと思います。

そういう中で我々が心配するのは、南会津に県立病院がなくなったなんていったら、人口から何からそれこそ大変ではないかと思うんですが、その辺の危惧は町長としてどう思うか、もう一度お願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

整形外科医の場合、常勤していないということは、結局は手術ができない。簡易な手術は別としても、手術ができないということですから、言ってみれば救急病院において整形外科医の部分に関する機能を持たないというふうに位置づけられる。これは議員がおっしゃられるまでもなく、私たちにとっては、ここでのいろんな交流事業を起こそうとしたときに、あるいはまたここで生活を営々と続けるときに、本当に真剣な問題なんです。

私もできる限りのことを今のところしています。ですが、このことについては町長一人では十分な力にはなりません。したがって、どうぞ今後、私が先頭に立つことはやぶさかでありませぬから、議員の皆さんにも、そしてまた町民の方々にも、ただお願いだけではなくて、今現在来ているお医者さんにもそれなりのおつき合い、あるいは感謝、こういうことも含めて、一生懸命地域として頑張っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 そういうことですので、お互いに医者探しに頑張るほかないですが、あらゆる手を尽くしながらお願いしたいと思います。

そういう中で、3月には、南会津郡内の区長さんたちが立ち上がって署名活動も含めてやってきたんですが、なかなか難しいと、そういうことで県の方から言われて、これからも息長くこの運動を続けていかなきゃならないなというような、そういう答えになったそうなんです、そういうことで町長も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

1つばかり時間をとっているわけにいかないから次に移りますが、中学校の給食について、

西部地区で南郷では小・中自校でやっている、それから伊南、館岩では給食センター方式でやっている、そういう形で、田島は小学校は自校式でやっているんですが、中学校の大体430名については給食がなされていない。同じ町民ながら、片方では給食をやっている、片方では給食をやっていないとなれば、不平等というか、そういうことで我々も心配しているんですが、そういう中で、荒海地区の方は館岩から持ってきたり、田島、檜沢地区はこっちが近いから、伊南のセンターの方から200とか何ぼとか区分けして、給食センター、まず実施できるまでそういう取り組みはできないものか、できるものか、ひとつ検討なさったらどうかと思うんですが、よろしくお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどご質問があったとおり、この問題につきましては、旧田島町時代から大変関心のある施策としてご質問をいただいております。

そこで、私は町村合併した後というお答えをしておりましたが、去る6月12日に教育委員、そして中学校の校長先生、もちろん教育長一緒でございますが、懇談会を持たせていただきました。それぞれ中学校の事情があったり、あるいは校長先生の思いがあったり、あるいはまた地域のPTAの方々のお考えがあったりすると。そんなときに私は町長として、予算措置をする、あるいは施設の管理者としてこの問題に対応するという点では、やはり前提として教育委員会の意見というものが尊重されるべきだろう、あるいは学校という現場の方々の姿勢、あるいは今後の規模等についても十分配慮したものにならなければならない、こんなふうに思っております、今後さらに、先ほど申し上げたように、この懇談会を受けて検討委員会を立ち上げて問題の解決に取り組みたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 6月12日に立ち上げたということで、第一歩を踏み出したということで期待するほかないですが、早急に実施するようお願いして、今後も努力してもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、3番目の荒海中学校の敷地の問題で、先ほど町長は、ことしになってから2回、16年7月、町長になってから大体30回ぐらいということで、町長ばかり行ったか、それはわからないんですが、ことしになって町長本人は2回行ったというような形が出たんですが、40年、30年か、こういう形で、お金の話を言うとなかなか難しい問題で、買ったときは500万で

買って、今30年たって、そのころ坪1万6,000円で、結構高い土地だったと思うんです。今だと、ざっと銀行の利子を含めて大体3,000万円ぐらいの価値がある。そういう中で、これはいいですが、弁護士費用、それから裁判費用、これは何ぼぐらにかかったのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○児山寿明議長 教育次長。

○横山孝夫教育次長 お答え申し上げます。

何分古い経過がございまして、調査しましたけれども、費用に関する資料が別個になっておりまして見当たりません。私の方でも今回調査した結果、こういったことで非常に反省をしております。やはり支出も絡めて一連のものは1冊のつづりとしてなっていないなければならないというふうに私自身も思っております。今後は、こういったことに対しましては支出も含めて管理したいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 私が想定するのは、一番問題は弁護士費用なんだ。私も経験しているんだけど、弁護士費用が物すごくかかる。町の無料相談でも何でも、弁護士さんと呼ばわかれると思うんですが、1日ちょっと来て10万ぐらいいってしまう。そういう形でかなりあると思う。我々も当地域で裁判を10年間やった経過があつて、何ぼかかったかという、五、六百万、土地代より多くかかったという経過ある。

そういうことで、慎重に、要らないなら金を返してもらって、これからどうなるかわからないけれども、そのぐらいのあれでいかないなかなか決まらないのではないかと思う。町長を含めて何回も解決しようとしていたけれども、話し合いで解決できますか。私はできないと思います。30年間で90回、100回ぐらいやっている。そういう中で、本当に必要だったら、我が土地だもの、機械で穴を掘って何か建てて始まったらなんて考えるんだけど、そういうことも含めて実力行使というか、我が家の土地を掘ったって別に大丈夫だと思うんですが、そういうことでいかななものか、よろしく願います。

○児山寿明議長 申し上げます。3分ちょっとの時間でございまして、簡潔にお願いをいたします。

町長。

○湯田芳博町長 答弁をいたします。

結論から申し上げますが、私が旧田島町の町長に就任する前の出来事の問題がありまして、議員がおっしゃるように自分の土地だからという行為がなかなかできない、その背景がござい

ました。それで、私が18年に入って2回行ったと申し上げましたが、2回目に、当事者として着地点をきちっと探さないと、この問題についてはこのままでずると先送りするわけにいかないと、こういう話を申し上げておきましたので、今後、その言葉のやりとりをスタートラインにして次の対応をしっかりとしていきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 時間がないそうですが、そういうことでできる限りの解決方法を見出して、ぜひ9月ごろにはいい返答をいただきたいと思いますので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

それから、旧栃木富士の再雇用問題、この前、独自に来たんですが、20数名が就職されていないし、本社でも、何とかならないかということで組合を通じて3名ばかり栃木県から来たんですが、そういうことで話し合っ、これから年金まで、年金が65になったから、それまで就職できなかつたら家庭の崩壊だし、そういうことになりますのでよろしく頼みますということで、時間ですので議長からやめろと言われましたのでやめますが、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○児山寿明議長 以上で、10番、星光久君の一般質問を終わります。



◇ 芳賀沼 順 一 議員

○児山寿明議長 次に、19番、芳賀沼順一君の登壇を許します。

19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 南会津町になって初めてで、50名のほかに100名近い人を前にすると、何か足が震えてまいりました。

通告順序に従いまして一般質問をさせていただきます。6項目あるんですが、1、2、3、4と、ほかの人と似たようなものです。

まず初めに、町の借入金の償還はということで、南会津町の借入金である起債の償還についてお伺いしたいと思います。

18年度の予算では134億円、かなりの大きい予算ですが、これについては、合併協議会のまちづくり計画の中でも132億円ぐらいの予想をしてあったので、町村合併1年目でのいろんな

サービスの増を考えるとこんなものかなと、こう思います。

しかし、一般会計の起債残高約176億円については、合併前の4町村それぞれの合計でも約162億円だったのが14億円もふえたのには少々驚きました。合併特例債事業分約7億4,000万を引いてもかなりの増でございます。町長の施政方針にも、将来予測に対応できる行政運営、こうあります。私たち議員も行政と協力し合って、町民が安心して住めるまちづくりを進めていきたいと思っています。

そこで、これからの4年間の町政執行で、町長の8項目の具体的施策を執行しながら、どのようにしてこの起債を少しでも減らしていくのか、考えがあれば伺いたいと思います。

次に、町民の相談窓口、役場庁舎の窓口、ここにはベテランの職員を置けないかということで、町民の方から、何人もの方から言われます。旧田島町のときから、窓口には業務のよくわかる職員を置いてほしい、こういう声が数多くありました。何かを尋ねたり書類をもらいに行くと、ちょっと待ってくださいと言って奥の人に聞きに行くことがしょっちゅうあると。職員の方からすればしょっちゅうではないいんでしょうが、住民からすると、4回行って2回もあるとしょっちゅうと、こう言われるんですが、こんなことが何度も重なったり、あるいは人によっては、何と何の書類を持ってきてくださいと、一たん受付に行って、家へ帰ってその書類を持っていくと、あと1つ足りなかったと、また家へ戻った、何度も家と役場を往復するときもあった、こういう不満の声が結構あります。人間ですから間違いはだれでもあります。しかし、1人の人が何回も、また何人もの人が体験をしているのは、町民サービスの面からは非常に良くないことだと思います。

役場の職員は給料が高い、こう言われるのは、そういうことをなくすには、町民サービスをよくする、これが大事だと思いますので、これは私は職員が悪いのではなくて、職員の配置の問題だと思います。他の市町村でも窓口にはベテラン職員を配置している市町村もあると聞きます。課長を窓口に入れてくださいとは言いませんので、この合併を機会に、机の順序をちょっと、入社した人を前ではなくて、次かどこかへ、ちょっと順序を少し入れかえてはどうか、町長の考えを伺います。

次に、国道289号の迂回路について。

4月29日に福米沢地区で火災があって、被災者の方々には心よりお見舞いを申し上げます。

以前より地元住民の方から、国道289号の福米沢と金井沢の間には橋が1カ所しかないために、一朝有事の際の迂回路がない、交通麻痺の心配の声がありました。4月29日も急ぎの車が消防車で通れなくて、館岩回りでの移動となったと聞きました。救急車の移動、あるいは南会

津町となって通勤などを考えると、心配は近隣住民だけの問題ではございません。早急に国や県に対して迂回路の整備を要望すべきではないでしょうか。

次に、私の前に10番議員が長くいろいろ話していましたが、中学校の給食について私も伺いたいと思います。

大体のことはわかりましたが、中学校だけが給食がないということは、合併後は町民サービスはよい方に合わせるという面から見てもこれは不公平だと思います。すべてが安い方に、よい方にと、こうはいかないところもあるでしょうが、子育てや教育については不公平をなくすべきであります。この給食について、設備あるいはその他の面から、今年度は無理であっても早急に同じにするべきです。もしできないのであれば、その具体的理由があれば伺いたいと思います。

以前にも、何年か前に、私たちが議員になる前ですが、田島の中学校の全生徒、全家庭のアンケートをとって見たならば、中学校はやっぱり親の弁当が教育の一つであると、そういう答えの方が多かったということで、一時給食にならなかったという話も聞きましたが、もう一度全中学校の生徒家庭のアンケートなどをとってその希望を聞いてみるべきではないでしょうか。

また、そのアンケートですぐやってくださいというのが多くても、給食の実施には施設設備が間に合わないと、こういうこともあるので、もしそうであるならば、民間の業者に委託して弁当給食、こういうところもあります。また、安く上げるのであれば、おかずだけを委託して、ご飯は家から持っていくというような体制もできるのではないのでしょうか。

次に、監査委員の選任についてお伺いします。

5月25日の臨時議会において、助役その他の人事案件の承認をいたしました。そのときは監査役が1名だけで議員からは出ておりませんでした。今回の定例会には出てくるものと、こう思っていたのですが、配られた議案書には上がっておらず、地方自治法第196条で定められている町監査委員2名のうち1名は議員からとなっています。このまま1名のままではこれからの例月監査も難しく心配でございます。議員からの監査委員の予定があれば伺います。

最後に、館岩統合小学校の用地についてお伺いします。

旧館岩村、2つの小学校統合について、合併直前の議会で決定したことについていろいろとされていますが、統合を決めたことには私は異論はございません。しかし、建設地については少々疑問が残ります。なぜならば、ことし3月に合併の決まっている旧伊南村の小学生は現在約60名です。今後少子化が進めば、伊南地区の半分は館岩小学校へ、半分は南郷も統合して南郷統合小学校へ、こういう議論が遠からずされることは明白でございます。もちろん田島も

そのとおりです。いかにスクールバス利用と言っても、伊南の大桃地区から予定されている現在の館小の場所では遠過ぎます。18年3月に決定しなければならなかった理由を伺います。

以上6点の質問をいたしまして、私のこの場からの質問を終わります。なお、再質問があれば自席よりお伺いします。

ありがとうございました。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 11番、芳賀沼順一議員の質問にお答えをいたします。

初めに、町借入金の償還はとのおただしであります。議員がご指摘のとおり、一般会計における地方債残高は、本年度末の見込みで約175億9,600万円となり、旧4町村での残高合計が162億1,900万円でありましたので、13億7,700万円増加したことになります。一般会計に統合することといたしましたスキー場、観光事業、それぞれの特別会計の地方債残高11億5,200万円を考慮しますと、実質2億2,250万円の増加にとどまっております。

地方債は、ご承知のとおり、一時に多額の資金を要するとき、また、一般財源が乏しく財源不足を来す場合に、将来、税その他の収入をもって返済する義務を負うものであります。将来に多大な負担を残すことのないよう計画的な発行に努めてまいらなければなりません。そのことを踏まえた上で、合併後のまちづくりに当たっては、行政水準の一元化、合併後の速やかな一体性の確立、均衡ある発展に資するために行う公共施設の整備などを総合的に進めていく財源として、新町まちづくり計画を基本としながら、私の8項目の具体的施策の達成のため、地方債を有効に活用していきたいと考えております。

また、地方債の選択に当たっては、償還金の年度間の推移を把握しつつ、過疎債や合併特例債などの交付税措置のある有利な起債を引き続き活用し、過大な後年度負担とならないよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、相談窓口にはベテラン職員をとのおただしであります。窓口で住民の方と接する際には、職員がその業務を十分理解した上で、真心を持って接することが大切であることは言うまでもありません。

そこで、私は職員に対して、喜ばれる仕事をしよう、そう働きかけをしておりますし、絶えず関係者と話し合いをしているところであります。一部町民からの苦情等もあると聞いておりますが、日々研さんを重ね、気づきの学習を課ごとに進めてまいりますので、現状配置でご理解くださいますようお願いをいたします。

次に、国道289号の迂回路についてのおただしであります。国道289号における福米沢地

区と金井沢地区とを結ぶ橋は、帯沢川にかかる帯沢橋が唯一の橋であり、有事の際には交通が麻痺し、一般車両はもとより救急車両等緊急車両の通行にも支障を来している状況はご指摘のとおりでございます。

さきの火災で道路管理者も承知していることと思いますので、迂回路や代替路線の建設につきましては、国道のバイパス整備や町道整備等を視野に入れ、地元との協議、検討を踏まえて、県、国への要望活動を強力に推し進めたい、このように考えておりますので、議員のご支援もよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、監査委員の選任についてのおただしであります。5月25日開催の臨時議会でご提案申し上げました人事案件についてさまざまなご議論があり、今回の定例会に予定しておりました議会選出の監査委員の選任についても、これまでいろいろなご意見があることから、その人選について熟慮を重ねてまいりましたが、ようやくその準備ができましたので、議長への説明を申し上げた上で、本定例会に追加提案をさせていただく予定であります。どうぞご了承くださいませようをお願いを申し上げます。

以上、町長に求められました質問にお答えをさせていただきましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 それでは、引き続きお答えいたします。

まず、中学校の給食について、アンケートを実施、それから民間委託の弁当給食などということでございますが、田島地域の中学校給食について、生徒及び全家庭を対象として学校給食のアンケートをとって見たらどうかというご意見でございますが、先ほど来、町長から10番議員にお答え申し上げたとおり、検討委員会の立ち上げを計画しておりますので、その中で当然検討されるべき意見集約の手段であると考えております。

また、民間業者に委託した弁当給食あるいはおかずのみの委託はどうかというご提案でございますが、これらについても検討委員会の中で選択肢の一つとして協議してまいりたいと考えております。

続きまして、6つ目のご質問でございますが、館岩小学校の用地の問題でございますが、館岩統合小学校の建設場所の決定の経緯については、平成16年2月実施の住民アンケートで松戸原地内が多数を占めたこと。さらに、同年4月22日開催の議会総務文教常任委員会での中央地区が適当との意見を踏まえ、同年4月27日の館岩村教育委員会定例会で中央地区が適当との結論に達し、5月6日付村長への提言をしております。

その後、村当局において2カ所の選択肢の中から、館岩小学校の校舎上流側と裏側の用地を確保し整備することが、新たな土地を求め造成するよりも経費的にも大幅な縮減が図られ、最も一体的に活用できると決定したものです。

また、大きな理由として、現実的にそれだけの土地を確保できる場所がほかにないということが挙げられます。さらに、公立学校施設整備の国庫補助事業の認定を受けるためには、申請に当たって、実施前年度に計画図面等により事前ヒアリング及び現地調査を受けますが、当該年度については、当初予算への計上とともに用地の確定が必至となっております。また、用地については、譲渡所得の課税の特例を受けるため、土地収用法に該当する旨の田島税務署との協議確認も必要となっております。

したがって、決して事を急いで進めてきたものではなく、合意形成の順序を的確に踏んで進めてきたものですので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 丁寧なる説明をいただきましたが、予算について、償還金についていろいろと、ふえた分は非常によくわかりました。返還の、減らしていく考えをもう少し具体的にあれば、なければさっきのままでいいですが、お願いします。

あともう一つ、予算と一緒になんですが、返還率がもしわかれば、数字ですので、ここでわからなければ後からでも結構です。例えば、一般会計の交付税の算入率が平均で、14年度の合併協議会の協議では、田島は約51.4%、それから、一番いいところで南郷が62.4%、館岩が50.7%と、こんな数字が出ているんですが、一般会計分だけでもいいですから平均の算入率がわかれば、わからなければ、数字ですので後で結構です。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 1点目の起債の返還、減らしていくかどうかにつきましては、先ほど町長が申しあげましたとおり、地方債、これはいわゆる借金ですから、少なければそれだけ後年度に負担がかからないのは事実でございますが、当該年度の歳入が不足する場合や、あと合併特例債、過疎債、交付税等の措置のある有利な起債もございますので、それらを勘案しながら、過大な後年度負担とならないように努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、返還率につきましては、ただいま手元に数字がございませんので、すぐ出せるかどうかちょっとわかりませんが、後でお話し申し上げたいと思います。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 数字については本議会すべて終わってからでも結構でございます。

今の助役の説明ですと、有利な起債をしてという話でしたが、起債そのものは有利な起債、合併特例債も過疎債も借りて、それで借金するというわけにはいかないと思うんですが、事業をそれでやって別のお金を返すという意味にとらえてよろしいのでしょうか。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 単年度だけを見ますと、返す分は返す分、借りる分は借りる分ですが、行政は継続しているものでございますので、単年度だけではなく、新町まちづくり計画も複数年度、あるいは今後予定されています振興計画等もある程度のスパンを考えまして、それらの中で単年度ずつ予算をご審議いただくという方式でございますので、単年度の返す分、新たに借りる分というふうには考えてございませんので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 わかりました。そうすると、例えば積み立て分の20億7,000万も1年ごとに5年間借りて、1年目に借りたのは次の年に返すように使うとか、そういう形ですね。結局は単年度の予算でなくて、長期スパンの予算で借りて返していくという意味にとりました。わかりました。

それから、2番目の相談窓口にはベテラン職員をとということなんですが、これは現状のままということなので、これは町長の権限です所以我がとやかく言うことではございませんが、今後、窓口の職員の仕事に対する理解度ですね、この点をよく見ていていただきたい。やっぱり町民から数多い批判が出るようであれば、町長の権限として机の位置を入れかえるぐらいのことはお願いしたいと思います。

それから、3番目の国道289については強ちに陳情していくということですので、よろしくお願いいたします。

それから、教育長ですが、検討委員会、町長もそうですが、このメンバーを教えてくださいたいと思います。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 現在試案の段階でございますが、平成11年度の段階で1度給食の検討委員会を立ち上げております。その際には、各小・中学校長、PTA会長、それから栄養士等が入っております。これらを基本として今後検討したいと思っております。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 教育委員は入らないんですか。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 教育委員については、代表で入るか全員に入っていたかについては、まだ未定でございます。教育委員会の事務局については当然入っていくというふうを考えております。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 いろいろメンバーが決まるんでしょうか。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 今回の議会の一般質問で答弁させていただきましたので、早急にと
いうことで、できれば7月にも立ち上げる方向で検討させていただきたいと思います。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 わかりました。早急に立ち上げていただいて、不公平感が長く続かないようにお願いしたい。教育委員会体制もすべて新しくなったところで、しっかりとこれは対応していただきたいと思います。

それからもう一つ、教育委員会の件ですが、6番の館岩小の用地問題、先ほど教育長が答えたことは、私たちが文教厚生委員会で視察をいたしまして、課長よりしっかり説明を受けていますので、その流れについてはわかります。流れは、館岩村として立てた計画であり、館岩村の利便に沿って立てた。アンケートをとって、館岩の住民が館岩村だけのもので松戸原がいいとなったんだと思いますが、当然、そのころには合併協議会ができて合併する時点ですね。ですから、館岩村の人たちを責めるんじゃなくて、教育長自身として、新しい町になって、南郷村も伊南村も全部同じ町なんです。そのことを考えると、今の場所で本当に適当だと思っておりますか、お伺いいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

これまで、私はなったばかりであれなんですけれども、今考えていることは、それぞれのスパンといいますか、時点といいますか、その時点時点で考えていかなくちゃならないのも行政だろうというふうに考えます。そういった点から考えますと、現在のところ、今言われたような統合の仕方というのは今のところまだ考えておりません。というのは、統合は私はできるだけ避けるべきだと、なるべく避けたいかと、私自身としてです。

それはなぜか。学校というのは皆さんご存じのように、子供たちを教育する場だけの機能ではないだろうと私は思っています。その地区地区の長い伝統と歴史を持った、そして、地区地区の人たちの意見あるいは考え方を集約する場所でもある。あるいは図書館的な役割もあった

り、いろんな機能を持っているのが学校だと私は常々思っております。

それがゆえに、今、極端に言いますと、複数の学年が1つの学級になる、教育界では複式と呼んでいますが、そういったようなことをしなくちゃならなくなってきて、子供たちが学校教育を受けるのに障害を来す、不便を来すと……

〔「すみません。今回演説を聞いているんではございませんので、答弁は短目をお願いします」と言う者あり〕

○横山恒廣教育長 はい。ということで、現在のところ、その場になってみないとまだ考えておりません。現在は現在の中で、来たものについてやっていくということでございます。

以上です。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 今回40分ですので、教育長の考えといっても場所の考えを私は聞いたんです。もう一度その場所を、いろんな流れで、私だって、統合しない方がいいというのはみんな思っています。だけれども、政治的にも、あるいは財政的にも、いろんな面から辛くても統合するわけです。そういう面で、合併した南会津町としてあの場所は適当だと、教育長として。今度教育長になったわけですから、校長先生ではありませんので。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 ただいまの件につきましては、今のところそこまで考えておりません。現在行われている統合のことについて考えております。ほかの学校との統合については考えておりませんので、場所についても当然考えに及んでおりません。

以上でございます。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 私は、今のところに建てるのが悪いとか、あの土地はお化けが出るからだめだとか、そういう意味で言っているのではございませんで、南会津町としてどうしても統合することがわかっていて、今、どんどんどんどん少子化しているわけですから、国でも少子化をとめられないわけです。この南会津町で少子化をとめられるなら別ですが、そういうことを考えて、今の場所で適当ですかと、こういう考えなんです、では同じ質問を町長に一言お願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

少子化問題を考えたときに、当然、現状と将来予測の中で、少子化をとめ得る状況にはなか

なかないだろうというふうに思っております。ただ、先ほどほかの議員の一般質問にございましたように、この地域が、この自然が、ここに暮らすお年寄りが持っている力というのは、私たちが想像する以上のものがあるというふうに思っております。

そこで、先ほど温泉の問題もございましたが、それらをしっかりと表に出して活用していったときに、私は、政治として少子化を食い止めなければならない。そしてまた、先ほど教育長の方から話もありましたが、学校を通して多様な教育現場をつくっていく、教育ステージをつくっていく、こういうことも考えれば、館岩村の議会で決定されたものを最大限尊重していきたい、こんなふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 教育長も町長も議会ですので余り私も責めませんが、本当はこれから先、10年、20年後に、やっぱりあそこはよかったとか、あそこはやっぱり間違っていたとかという、今の子供たちが私たちの立場になったときに批判あるいは賛同の声が出るかもしれません。やっぱりそのときのためにもしっかりと私は議論しておかなきゃならないと、こう思ったものですから聞きました。

しかし、はっきりその場所についての考えは出ませんでした。ただ1つ、あの場所に建っても、今になってだめではあれなんです、いいですから、大桃の子供たちがあそこへ通うことのないような、やっぱり伊南村そのものが少子化にならないような施策を今後町長にはしっかりととっていただきたい、こう要望いたします。

それから、最後に、監査委員でございますが、議長に説明した上で今回の議会で追加提案するというお答えでしたが、今議会中で大丈夫なんですね、それだけ確認して私は終わりたいと思っております。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども申し上げました人事案件については、前回の議会のご議論を私なりに真摯に受けとめております。そんな中で、いろいろとご意見もありましたので、本来であれば定例会当初にと思いましたが、なかなかその状態にこぎつけることができませんでした。したがって、今回ようやく、先ほど議員のおただしのように、監査の実務に支障を来すことのないようにということで、しっかりとその背景を議長に説明しながら、ご提案を追加として申し上げたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼君。

○19番 芳賀沼順一議員 質問を終わります。ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、19番、芳賀沼順一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時02分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 星 登志一 議員

○児山寿明議長 13番、星登志一君の登壇を許します。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 議席番号13番、星登志一。通告に従い一般質問を行います。

私は、サラリーマンをやめて議員になってから約7年、ちょうど当時のことを思い出しております。当時、我々がまちづくりをやっているときに、議会とはどうあるべきだと、議員とはどうあるべきだというような議論がありまして、そのときに、是々非々で議論するのが議員ではないかと、町長派、反町長派というような議論でやっていたのでは本当のまちづくりができないのではないかというような議論がありました。それで、私はあえてサラリーマンをやめて議員に立候補したわけでありまして。

最近の議会の流れを見ると、私は当時を思い出さずにはられません。幾ら町長を応援したから、あるいは反対したからといって、それだけのみで議論することには、まちづくりの上で大きな危険性があると、私はこんなふうに考えております。

特に、今回の暫定予算にかかわる議案の提出の仕方、助役の人事にかかわる議案の提出の仕方には、私は今後4年間の町政に対する危惧を感じております。町長は常日ごろより、できない理由探しはしない、対立からは何も生まれない、あるいは今回の町政施政方針にうたっているように、町民がまちづくりの当事者として参画して納得性が担保されたもの、そうでなければならぬと、このように言うておりますけれども、我々町民の代表である議員は、果たして

今回の議案の提出について納得性を得ているのか、私はこの点が非常に疑問でありますので、次の3点について、町長の誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

1点目、通常、暫定予算というものは経常経費を出すことが常であると、投資的経費は新しい執行者に託するのが大前提だと思いますが、今回の暫定予算を出した、その認識をお伺いしたいと思います。これは前回私が職務執行者代理であった元館岩村長に聞いたところ、当然議事録は残っておると思いますけれども、合併協議会で4人の首長で決めたという発言がありましたので、当然、現湯田町長もその辺は認識していると思いますので、改めて暫定予算の認識を確認したいと思います。

2つ目に、合併による暫定予算は、まず、1年前より計上しなければならないという性質は十分わかっていたことと思います。通常、計上できない投資的経費をなぜ4町村の首長が相談をして決めなければならなかったのか、その明確な理由をお願いいたします。

3つ目に、助役の人事案件、通常であれば追加議案には出せないということであります。それをあえて出してきた。私はここで一番かわいそうなのは助役だと思います。一生懸命南会津町のためにやろうということやってきて、控室で多分待っていたのかと思います。その声は十分にこの議場の討論は届いたのではないかと。私はあえて人事に関しては、どんな人が選ばれても私は町長の人事案件に対しては反対するつもりはありません。それは町長が選ぶ権限があるからです。ただし、その方法論によっては、やってはいけない方法はやっぱりやってはいけないんです。その辺のけじめだけはきちんとつけていただきたいと、このように思いますので、果たして助役をそれほど、追加議案を出すほどの緊急性があったのか、もう少し丁寧にご説明をお願いしたいと思います。

次に、雇用対策と企業特別減税についてご質問をいたします。

今回の18年から21年までの自立促進計画を見ても、雇用対策については目標数値を設定した具体的な政策は見受けられないと感じました。289号線の甲子峠の開通も間近に迫り、白河方面の企業誘致は今が一番大事なときではないかなと、私はこんなふうに思います。

そこで、次の3項目について具体的な施策等ありましたらお伺いいたします。

まず、1番目に、合併の目的には専門職の育成が必要であるということは幾度も言われました。そこで、新町長になってから、南会津町に一番必要な専門職は、私は企業誘致係だと思いますが、企業誘致係の専門職を置く計画は現町長はあるかどうかをお伺いいたします。

2番目に、雇用をふやすために努力している企業の固定資産税を軽減するなど、町独自の施策を展開すべきであると私は思っております。今まで、現在町にある企業が頑張っている、そ

の企業を助けるような施策をしていくというような話はありませんけれども、具体的な施策は、私はまだ聞いていないと、こんなふうに感じます。実際に町にある固定資産税の軽減にしても、これは国がこの辺まではいいよと決めたものしかないかと、こんなふう感じております。只見町が、今、一生懸命追加で新しい工場を建てたと、固定資産税が高くなってできないよというようなときでも、町独自の減税案を出しているように聞いております。新たに南会津町として特別の減税案を今後模索する計画があるのか、その辺をひとつ伺いたします。

3つ目に、雇用対策の目安として、前回の議会で私は、可処分所得の把握が必要でないかと、この把握によって南会津町にはこのくらいの所得がないと住めないよと、あるいは可処分が低いよと、もう少し上げるためにはどうするんだという数値がはっきりすると、もっとみんなで一生懸命企業誘致を始めるのではないかと、私はこんなふうに思います。そこで、職業別、年齢別、男女別などの資料はいつごろできるのか、その辺の目安を明確にしていきたいと、こんなふうに思います。

以上で私の一般質問は終わります。なお、追加の質問がある場合には、自席において再度ご質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 13番、星登志一議員の質問にお答えをいたします。

初めに、議案提出の異常事態はなぜとの質問に関する1点目及び2点目でございますが、暫定予算の認識、投資的経費を計上した理由についてであります。暫定予算は、地方自治法第218条第2項の規定に基づき、必要に応じて一般会計年度のうち、一定期間に係る予算を調整し、議会に提出することができるものとされております。

平成18年度一般会計暫定予算には、議員おただしのとおり、人件費や扶助費等の義務的経費や施設維持管理経費等の経常経費のほか、投資的経費として約10億6,000万円が計上されております。主なものは、舘岩小学校建設事業費4億600万円、土地区画整理事業費2億6,500万円、農林道等整備事業費が1億7,500万円、町道新設改良費が9,400万円でありました。これらは、国庫補助事業の事業認定のために予算の確保が必要であったことや、前年度からの継続事業であったこと、降雪期前に工事を完了させるための早期発注の必要があったこと、さらには地域経済を考慮し、切れ目のない公共事業の施工が必要と判断したことなど、新町の円滑なスタートのための措置であったものと考えています。

暫定予算には政策的な経費はできるだけ避けることが望ましいとはいえ、以上のような理由から一定程度の計上をいたしましたものであります。4月の臨時議会でも専決処分の承認を得てお

りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、3点目の助役の人事案件に関してであります。地方自治法において、臨時会に付議すべき事件については、あらかじめ予告しなければならない旨規定されておりますが、今回追加提案となりましたのは、さきの臨時会でも申し上げましたとおり、すべての業務は人が行うものでありまして、合併後の各種事業を執行する際、助役を設置することについて、急施を要すると判断したことから追加提案をさせていただきました。

なお、急施を要するかどうかにつきましては、さきの臨時会で質疑を重ねられましたが、採決によりその認定をいただきましたので、その趣旨はご理解いただけたものと考えております。

次に、雇用対策と企業特別減税に関する第1点目、企業誘致の専門職についてであります。合併後の職員数につきましては、退職者に対する新規採用数が原則35%の補充とされており、企業誘致のみ担当する専門職を設置する余裕はない、このように考えております。

次に2点目、雇用対策としての固定資産税の軽減であります。固定資産税は、言うまでもなく町税収の多くを占める財源であり、課税免除の適用を拡大することは町財政に与える影響が大きいため、現在は過疎法や農工法に沿った固定資産税の免除を行っております。固定資産税の軽減による雇用対策はほかの自治体での事例もあり、その有効性は十分認識しておりますが、企業のニーズにこたえる人材育成もあわせて重要であると考えますので、本町といたしましては、雇用に関する施策の準備として町内の求職者の実態把握から取り組んでまいりたい、このように考えております。

次に、3点目、職業別、年齢別、男女別の資料はいつできるか、このようなおたかしであります。現在ある直近資料として、平成12年の国勢調査及び平成13年の事業所、企業統計調査がございます。また、お示しできる資料といたしましては、平成17年の国勢調査がありますが、平成12年の実績から判断をいたしますと、確定数値の上がる時期は平成19年になると思われ。さらに、本年度は事業所・企業統計調査が実施される予定であり、その確定数値の上がる時期は平成20年になると思われ。

以上、お答えをさせていただきましたが、具体的事項については担当課長に答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、1番目の議案提出の異常ですね、1番と2番について再質問したいと思います。

確かに、これは法律だとかそういうのでは決まっていなくても、合併をするという

ことは、全員の方が1年以上前から認識していると思うんです。なおさら、新しい町長が決まるまでは暫定予算をやれよということもわかっていると思います。もちろん我々議員もわかっていたので、そのために田島の議会においては、全員協議会のときに投資的経費は出さないですねということを再三、再三と言うとまた町長に、2回しか言われたいなんて言われるからあれだけれども、2回か3回それは確認しているはずなんです。その上で暫定予算に投資的経費が出てきたので、我々はおかしいんじゃないですかということを話しているわけです。1回目であればそうは言わないです。確認をしているわけなんです。

その上で、通常は、私は経常経費と言いましたけれども、先ほど町長の答弁があったように、本来であれば義務的経費の人件費と扶助費の一部くらいしか上げられないような性格の予算なんです。それを、前の職務執行者代理が4人の首長で決めましたということを行っているんで、町長は、暫定予算というものは本当に義務的経費だけしか上げてはいかんと思っているのか。いざとなったら、自分の応援者が多いから投資的経費まで入れても大丈夫だと、こんなふうに見えるので私は質問したんです。再度、投資的経費はなぜ入れたんですか。義務的経費だけで終わらなかったのはなぜなんですか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は、前回の議会でも申し上げたと思いますが、国あるいは県の先例事項を無視しようとは思っておりません。しかし、私たち自治体の責任者は、あるいは自治体に関する公務につく者は、その自治体が抱える現状をしっかりと本質的に見抜いて、その本質に合った対応をしていくべきだと思っております。

したがって、これまでの先例は先例として、その実情を考えながら議会のご理解をいただいて、ここならでの、地元ならでの方法を探っていくべきだと、このような考え方で、今回、先ほどご意見があったように、それぞれの首長で話は出ました。しかし、最終的に決定するのは職務執行者でありますから、私たちはその決定権は持っておりませんが、そういう話し合いをしたことは事実であります。今後も私は、決まりは決まりとして遵守することを否定はいたしません。しかし、その状況が、予期せぬ状況が生まれたときには、そこでは、その状況に合った判断をしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 1年前から要求はしていたはずなんですけれども、それはその人の解釈によって、2年も3年もないと要求できないとか、いろいろなことがあるでしょうけれ

ども、この問題はこれでいいです。

次に、3番目なんですけれども、私はやはり助役の人事案件は前もって出すべきだったんじゃないかなと。その次の朝、議運にかけるようなほど困っているのであれば、新しくまた臨時議会を開いて、その人事案件を出すのが私は議会に対する筋論ではないかと思うんです。

しかし、あそこの場で、その案件を議運の方でこれはだめだよと言うと、ほかの案件にかかわるので、私は通常であれば議運だってあれは通さなかったと思いますけれども、いろんなことがあったので通したんでしょう。

それで、今、私が町長に聞いたのは、それほどの緊急性のある人事をして助役さんをお迎えしたわけなんですから、その迎えた後、どのような緊急性があったのかとご質問したわけなんです。議会に議案を出したから緊急性があったのですという町長の答えでは、私は納得をいたしません。できません。助役が助役の席に座って今日までどのような緊急性があったのか、その点をお伺いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

たくさんの緊急性のある問題を処理しました。したがって、ここで例を挙げることはできません。私は、この合併が本当に、先ほどご議論もありましたが、不安を抱えた合併でありました。その不安解消に当たってさまざまな問題で、助役のみならず収入役、手分けをしながら事に当たりましたので、私は今回、この人事案件にご同意いただいた議員に心から感謝をしております。

以上でございます。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 さまざまあり過ぎて、答弁できないほどあり過ぎたというわけですから、1週間の間に相当あったんでしょう。

これは町長の職務権限ですから、これ以上は私は申し上げませんが、議会と行政が一生懸命やっていくためには、お互いに、それこそ町長の言葉ではないですけども、納得性が担保されるような議会運営を私はしていくべきだと思います。でないとな今回のように、総務委員会に館岩小学校の説明もないとか、あるいは地域協議会の委員の名前が総務委員会にないとか、今までの議会ではこういうことは考えられなかったんです。必ず委員会にそういったことを説明して設計図を上げてやっていたわけなんです。余りにも早急に事を進めようと思うから私はこういう事態になるんじゃないかと思うんです。人事案件と多分これは絡んでいるんじや

ないかと思うんです、やり方が。

その辺、町長、総務委員会にいろんなことを、私も総務委員に聞いたんですけれども、あなたの総務委員会でこういうこと上がっているのかと、私は地域協議会の、もうそろそろメンバーは行っているのかなと思って、終わったら聞こうかと思うんです。あるいは、館岩小学校の設計図だってでき上がっているんだらうから、文教の委員に見たのかと聞こうかと思ったけれども、全然そういった説明がないというんですけれども、その辺は、町長は各委員会にそういった大事なことを説明したというような認識はあるんですか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今回の合併で、先ほど窓口業務のおただしもございました。さまざまな手違い等があることは承知しております。ただ、そういうご指摘をいただいたということであれば、今後の対応に、十分しっかりと対応していくということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは最後に、雇用対策の大きな項目の3番目、可処分所得についてなんですけれども、これは全町民がわかるようにすると、本当に町の収入あるいは職場がないなというのは全員がわかると思います。失業している人だけじゃなくて、うちの町にどのくらいの能力があるのかと。そうすれば、職員だけじゃなく議員もみんなで一緒になって、それこそ西白河の工業団地に行って、手分けして工場を訪問してでも企業誘致、2年後に何とか道が通るからということをやするような状況だと私は思います。

そこまでは専門職をつくらないということですから、これ以上は質問しませんけれども、せめて3番の、平成12年度の可処分所得は我々議員に配付できるのか、それから19年度のデータがどのくらいあるのか。データさえあれば我々議員でソフトをつくってもいいと思います。その辺をお伺いいたします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいまのおただしの件でございますが、12年度分については出ておると思いますので、これは差し上げることができると思います。ただ、今回の分については残念ながら、20年程度になると思いますから、今あるやつは差し上げることができると思えます。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、19年度に出るかどうか、17年の国勢調査ですね。

それで、ついでですので、まだ時間があるみたいですから、17年の国勢調査は終わったわけですけれども、この次の国勢調査をするときに、それと一緒に、町独自でつくりたいデータを一緒に調査する方法を少し研究しておいてもらいたい、町の方にですね。この次の国勢調査まで。せっかく国勢調査で国の金を使うわけですから、ついでに町独自の調査もできるようなシステムを、企画になるのか総務になるのかわからないですけれども、つくってほしいなど、こんなふうに思いますけれども、町長、いかがですか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

必要性も含めて、今後検討していきたいと思っております。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 以上で、私の一般質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、13番、星登志一君の一般質問を終わります。



◇ 湊 田 幹 夫 議 員

○児山寿明議長 次に、45番、湊田幹夫君の登壇を許します。

45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 一番最後になりました。お疲れでしょうが、あと40分間我慢してください。よろしくお願いします。

いろいろ質問を聞いていると本当に大変だなというのが実感です。私も予算書を見ました。いろんなことを考えました。でも、今回は初めての合併で、皆さんも思うでしょう。勉強しても勉強してもなかなかわかりません。これが事実です。そのかわり9月には細かく質問したいと思いますが、今回は旧町村の問題、私は随分回っているんですが、よくわかりません。田島のことについて2つだけ質問させていただきます。

私、いろんな事業をやっている関係上、一番先の中心市街地活性化計画、これは田島だけだと思んですが、これは前から商工会と一緒に、よく細かいことはわかりません。時々町長に伺って、一生懸命やっているということは聞いています。いろんな意見も聞いています。

そこで、この前の説明によると、法改正によってこの計画が見直しになったと、またかと私

は思いました。私は、前の議会においては、幾らそういうことを計画しても、私も30数年議員をやったり商工会にお世話になっているんですが、計画書はできて一回も実行がないです、町活性化の。まちづくりということは何もしていない。コンサルタントにみんな金を払っている。他町村はどうだったかわかりませんが、こんなことはやらない方がいいよということを議会で申し上げた。私の発言は本当に適当ではないんですが、いつもこんな調子ですから、ひとつご理解を願いたいと思います。

それで、この法改正は、いつごろまでに申請し、実行の年月、今度、企画観光課長ですか、観光という名がついて私はうれしくなった。田島では観光という名前がなかったんですが、今度変わりました喜んでます。いつも企画と討論していたんですが、今度の課長は立派な課長で期待していますので、よろしく願います。いつごろまでできるのか。

それから、課長はおわかりかどうか、町長が一番わかるのかなと思うんですが、何回か出席しているそうですが、重点事業、何と何をやっているのか私はわかりません。

それから、この前の中に地域経済活性化対策奨励金制度という科目がありました。その中を見ると内容がよくわかりません。ただ、商品券を出すとかという、これは館岩から伊南から全部に渡すのかなと思っているんですが、その内容が全然わからないので具体的にお願いしたい。

私は、どちらかという、皆さんご存じのとおり、田島のまちを歩いているとシャッター街になりました。そこで、ここには書いていないんですが、意地悪質問ではありません。これは当然勉強してはいると思うんですが、先月でも現在でもいいですが、空き店舗は何件あるのか。課長は田島でないからわからないかもしれないけれども、部下に勉強させていると思いますから、それを明確に、空き店舗は何店舗ありますよと。具体的にわかれば、荒海が3件だと、永田が1件だと、そこまではいかない、合計で結構ですから、そのぐらいは勉強していると思う。していなければ月給を下げてもらいたい。そのぐらいの情熱がなければだめだと思うんです、活性化、活性化と言っても。ひとつお答えを願いたいと思います。

それから、私が一番重視しているのは、活性化の中でも、どんな仕組みをやっても田島の商店街は成り立ちません。これは大型店が来ているからです。どうですか、皆さん。私は真っ先に反対しました。でもしょうがないですね、消費者が多いから。若松などへ行くと大きな商店街でけんかですよ。田島の町を見ると、どんな商店街も閉鎖、閉鎖、閉鎖です。あと3年後、5年後、どうなるでしょうか。

そこで、私が気にしているのは、中心市街地の基本計画の活性化の問題、これが重要視され

てくると。しかも法律があって、今度は町が入った。商工会ばかりではない。私は期待しています。この親方はだれだか私はわからない。多分町長かなと期待しているんですが、商工会長だから。この基本計画をする親方はだれなのか、大学の先生なら私は絶対反対ですよ。何もならない、これが現実です。

駐車場が一番の可能な活性化の一つの仕事だと思う。去年、9月だか6月だか忘れましてけれども、あの駅前広場は駐車場がなくて困っていた。前の企画課長に幾ら言っても直してくれない、10年たっても直らない。そこで私は質問した。そうしたら町長はやりますと。やりますと言ったのはいいけれども、今まで5人の町長と私はおつき合いしてきました。そのあしたから実行ですよ。これには驚いた。普通、議会できょう言ってあしたから実行するというのを見たことがなかった。決して褒めるわけじゃないですよ。それだけの実行力のある方だと思って私は感心をした。今後も、いいことは、議会で約束したことは必ず実行をお願いしたい。後から行ってまたいろいろ質問しますが、時間の都合上、中心市街地の問題は今のことをお答え願いたいと思います。

それから、2番目に観光行政です。

幸い、うれしいというか、これをお願いして、この前、全員協議会で諮った観光連盟、皆さんにお願いしたら15名集まりました。渡部恒三観光政策促進調査会長になったせいかもしれないけれども、私の力ではないんですが、議員連盟でこういうのをつくって、今度顧問になってもらうわけですが、私は今度の4日の総会に行って堂々と南会津の町をPRして、絶対観光で過疎対策を解決したいという念願でいますので、本当にご署名の方ありがとうございました。ほかの方もありがとうございました。よろしくをお願いします。

観光行政についてですが、今後の鳴山城の活用をどのように考えているのかというお伺いですが、この議会前に、去年から私は騒いで、そして担当に聞くと予算がないと、困ったなど。そこで会津広域に、会津全体の広域組合がありまして、そこにお金が積んであって、その利息でいつも申請して私は補助をもらっているんですが、そこへ申請したら、鳴山城に発掘とかいろいろな問題があつてうるさいから、花で飾ろうということで申請したら、オーケーが出ました。

それから、県のサポート事業にもお願いした。100万の内諾を受けた。いざ本番やろうかなと思ったら、教育長はそのときはまだいかなかったんだけど、県に事前にお問い合わせしてもらった。花ぐらいなら何とかなるだろうというお話だったので喜んでその手配したんですが、いざこうなったと言ったら、ちょい待ちなさいですよ。指定ですよ。それで泡食って、困

るということで、企画から係長、それから教育委員会から2人、私と4人で県に行ってきました。向こうではずっと机を並べて待っていました。法律は法律、発掘しなければだめですよという問題も出ました。花ぐらいいは何とかなるだろうと私は言いました。発掘しないところに花を植えたり大根をつくったりしている者もいるんだけどどうなんだと言ったら、それは前からやっているのはしょうがないと。じゃ何とか変更してやりたいからどうですかと言ったら、毎年変更するんだからそんな必要はないだろうというお言葉を聞いて、よし大丈夫だなと期待して帰ってきました。そうしたら変更届を出しなさいということです。

早速係長に言って教育委員会へ出した、教育委員会から県に上がった。まだうんともつんとも来ないんですよ。雪が降ってしまうと私は騒いでいるんですが、私が直接行くよと、窓口はうちだと教育委員会に怒られました。すみません、議会があるから行きませんと、こう言いましたけれども、私は、行政のあり方、政治のあり方、やはり弾力性と、こうすれば大丈夫だと。交通違反はみんなやっていますよ。それを一々とがめていたら方法がない。いいことと弾力性、あるいは保護ばかりではないですよ、文化は。活用ですよ、活用。それを訴えたいんです。それを改めて教育長にお願いしますので、近日中に花が植えられる状態にしてください。よろしくご答弁をお願いします。

それから、文教委員会でいろいろ論議しました。私、久川城というところに、伊南に行ったことないです、正直なところ、歴史を随分歩いたけれども。予算を見ると、鳴山より山が大きくて面積が広い、金額が大きい。田島は、大した金額でないけれども、なぜだと聞いたら、2人の人を雇って人件費で1年間草刈りをやっている。積極的だなと。田島はそうじゃない。名目上、森林組合、部落に。やっぱり1年間管理しなきゃだめなんですよ。何月から何月まで、あとはぼうぼう。常に私が言っているんですが、そういうのにもあわせて、これは教育長と書いておかなかったけれども、何とかご答弁を願いたいと思います。前進的な考えをお願いします。

それから、2番目に山王茶屋の今後の活用をどのように運営されていくかお聞きしたいんですが、この問題は田島以外の議員はわからないと思うんですが、山王峠から引くこと30年かかりました、お願いして。これをつくるときに、もう腐れかけていたんですが、私はやることないと、町長に金が大変だからと言ったら、これは絶対やると。おかげさまで立派にできました。私の30年の夢がかないました。

しかし、去年の質問で、せっかくつくったんだから案内板をつくらないとだめですよと質問したら、お山の学校に負けないような大きな看板をつくるということで、私は記憶に残ってい

ます。ところが予算書を見ても何もない。今後どのようなPRと活用ですよ、問題は。佐藤学園が夏3回、4回、私も計画書を見ましたが、どんどん来ます。あそこを何とか第二の下郷の大内にしたいというのが町長の夢のはずなんだよ。ひとついい答弁をお願いします。

あと、自席からいろいろ細かいことを申し上げますが、よろしくをお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 45番、湊田幹夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、中心市街地活性化基本計画に関する1点目、申請時期と事業実施時期についてのおただしであります。平成18年6月8日に公布された中心市街地活性化法は、平成10年の旧法施行当時から7年経過したことにかんがみ、中心市街地を取り巻く情勢の変化に対応するために改正されたもので、旧法に基づき、既に市町村によって策定された中心市街地活性化基本計画は、新法に適合する計画の見直しが必要となります。新法の施行が本年8月の予定であり、現段階では国の基本方針が示されておられませんので、基本計画の認定を受けるための申請は来年度になるものと考えております。

次に、重点事業についてのおただしであります。平成17年度に旧田島町が策定いたしました中心市街地活性化基本計画では、歴史的資源を活用した集客施設の整備、回遊による時間消費を生み出す町の構造をつくるなどを基本方針としております。重点事業としては、シンボルとなる景観と289号バイパスと中心市街地の連絡機能を高めることを目的とした祇園祭の参道となる宮本道の整備事業、来訪者の利便性を高めるためのサインの設置や案内機能の充実を図る案内拠点の整備事業、町中の魅力を高める機能として、上町の歴史的建物を活用した拠点づくり事業がございます。しかしながら、中心市街地活性化法の改正により、基本計画そのものの実効性が担保される内容とする必要がありますので、今後さらに検討を加えていくこととしております。

次に、地域経済活性化対策奨励制度との関連性についておただしがございました。地域経済活性化対策奨励制度は、南会津産あるいは福島県産材をおおむね60%以上使用して住宅や附属建物を新築や増築する個人に対し50万円を上限として奨励金を支給する制度であり、町内の建築業者による施工であること、ホープ計画の仕様に合致することなどが支給要件となっており、奨励金は商品券で支給することとしているため、当該制度の活用により地場産材を用いたホープ計画に基づく良好な住宅整備が図られるだけでなく、建築工事が地元の建築業者に発注されることで住宅関連産業の活性化と、商品券が町内で使用されることによって地元商店の活性化が同時に図られる制度でありますので、町中の魅力を高め、にぎわいづくりの点で基本計画の

方向性に沿うものと考えております。

次に、観光行政についての1点目、今後の鳴山城の活用についてであります。平成6年度に鳴山城址活用整備基本計画を策定しているが、鳴山城址及びその周辺を整備する前提条件として発掘調査を長期にわたり実施する必要があること。また、基本計画の事業をそのまますべて実施することは、現在の町の財政事情を考えれば極めて困難であると言わざるを得ませんが、近年、歴史的・文化的資源に対する観光ニーズが国民的高まりを見せており、町といたしましては、旧田島町で策定した中心市街地活性化基本計画の中で、会津田島駅周辺の回遊ルートの一つとして位置づけをしたことから、歴史的資産である史跡、鳴山城址として散策いただけるような活用を図ってまいりたい、このように考えております。

次に、山王茶屋の今後の活用と運営についてであります。現在、育成している民話の昔話の実演や、わら細工、森の工作、そば打ちなどといった昔暮らしの体験と、たくみのわざが光る伝統芸術といった企画イベントを地元住民の方々と一緒につくり上げ、暮らしの知恵の伝承や学外教育の拠点づくりへと展開させていけるように検討を進めているところであります。

また、会津山村道場との共同開催事業として、旧山王茶屋でのいやしのミニコンサートや語り部団体などによる南会津昔話フォーラムの開催などを実施しながら、でき得れば物産振興へもつなげたにぎわいづくりの核にとともに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、お答えをさせていただきましたが、具体的事項については担当課長に答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 先ほどおただしの空き店舗の関係で申し上げたいと思います。

本年度の田島の商工会、出席をさせていただきましたが、会員の脱会が22名ということは、私、正確に空き店舗を把握しておりませんが、課内の担当から日々いろいろな情報を寄せていただいておりますが、20件脱会したというふうなことで、空き店舗については具体的な数字ではないんですが、恐らく50件、あるいは100件近い空き店舗があるんじゃないかというふうに私は認識をしております。

以上でございます。

○児山寿明議長 生涯学習課長。

○馬場増男生涯学習課長 それでは、3点ほど教育委員会の方におただしがあったようですので、お答えいたします。

鳴山城に近日中に花が植えられるようにしてほしいと、このようなおただしでありました。確かに田島町観光協会を通じて、県指定文化財の鳴山城に花を少しでも植えて、歴史を回遊できるような整備をしたいということで上がってございますが、県指定の埋蔵文化財ということで、実施方法等について、実は県の文化グループの方からも詳しく内容を知りたいというふうなことがあります、その辺のキャッチボールがおくれているせいで、はっきりした時期を今明示できませんので、ご了解いただきたいというふうに思います。

それから、鳴山城の管理を久川城と比較をしながらおただしがあったように思います。確かに旧伊南の久川城につきましては、森林組合といますか、その作業員の方が年間を通じて管理をしているというふうに聞いております。

ただ、私の方の鳴山城につきましては、1カ所は上町地区の老人会の皆さんに、本当に会のコミュニケーション、そういうものを含めながら、地域の宝の山として、実は3回、4回と下刈り等を皆さんに、手刈りだったり、あるいは機械だったりしていろいろ管理をしていただいております。

また、山側につきます上千畳、下千畳、姥平、そういった場所につきましては、実は森林組合にお願いをいたしまして、年に3回、4回と必要に応じて管理をしているというふうな事情でございます。あわせて、合庁から旧田島保育所に至る遊歩道等の整備につきましても、そういう形で環境の整備をしております。

あともう1点、お山の学校に負けないほどの看板という、私が発言したことは事実でございます。そういう思いで実はいしましたが、雪害等に追われまして十分な予算措置がとれませんでした。現在に至っております。活用等につきましては先ほど町長が答弁したとおりでございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 思いのほか予算がつかない。私、この予算を前から見ているんだけど、私も、西部どうこうと言ったら失礼ですが、西部の議員ならボーンと出しますよ。田島はまじめ過ぎでだめだなというのが実感です。これは余計なことですが。

それで、まず第1の中心街の法改正というのは、どういうことが改正になったのか、これをお聞きしたい。別な文書にも、最初もらったのに出ているんでしょう。法改正によって見直しをしていると。法改正はどんなところが改正されたのか。それから、見直しはどんなことを見直しているのか。ここに書いてあるでしょう。

それから、その法改正によっていつまでに申請して、いつごろ決定するんですか。許可にな

りそうな見通し、これをまずお聞きします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、ただいまのおただしにお答えをさせていただきます。

まず、今回の南会津町田島町中再生事業実施計画策定事業につきましては、従来の届け出から今度認定制度に変わったと。中身が、町中再生事業を改正して中心市街地に関する法律に基づいて今回義務づけられたことは、町中再生事業の協議会の組織化をなささいということでございます。組織化ということは、住民の人も交えてそういう組織化をなささいということでございます。

それで、現在では事業主体が田島町商工会、それから、6月9日付で財団法人福島県産業振興センターの方に申請をしております。これは6月9日に出しましたので、出したばかりですから、今後これが間違いなく私は決定されると思います。決定次第、今申しあげましたように、商工会が中心になって、町と一緒にそういう組織化をなささいということなものですから、素案といたしましては上町地区、それから中町地区の重点地区をつくりまして、そこで組織をしまして、そういう形で今後具体的に進めていきたい。昨年度の計画は今回つくる実施計画の中で具体的に進めてまいりたいというふうに思います。

うちの方の考え方としても、前段、きょう町長から支援センターの話がございましたが、そういう空き店舗を具体的に活用しながら、そういうところも支援センター的な役割を果たすのではないかなど、必ずしも役場の庁舎だけでなく。そういう考えで、現在、商工会と一緒に具体的な進め方について検討しておる最中でございますので、ご了承いただきたいと思います。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 今の説明、私は耳が遠いせいか内容がよくわかりません。簡単に言うと、6月9日に申請し直したという解釈でいいですね。

〔「はい、そうです」と言う者あり〕

○45番 湊田幹夫議員 そうすると、その許可はいつごろになるんですかと、見通しで、大ざっぱでいいですよ。3年後か5年後か10年後か、何だかわからないで、そのうち、もにやもにやになって消えてしまいますよ。

あと1つお聞きしたいのは、中町とかいろいろごちゃごちゃ言ったけれども、何をやろうとしているのか。私が一番気にしているのは、さっき1つの例を挙げた駐車場の問題は駅前は全部解決した。今、町中で解決しないのは、東邦銀行のわきの駐車場。商店街活性化組合で借りていたけれども、駐車場が、東邦銀行でつくったためにみんな引き揚げた。採算が合わないと

いうことでみんな脱退してしまった。今、お寺で貸しているんだけど、5,000円だって、3,000円でもいいから観光協会でやってくれという申し込みがあるんだけど、これは去年からの問題で町の方をお願いして補助も出ない、そういうことこそ活性化を早く利用して、そういう金があるのかどうかというのを私は気にしているんです。

今度の祭りに1日1万円で3万円で観光協会で借りたはずだ。そういう行政では困るということです。活性化というのは、町中を見て、空き店舗をどうしようか、駐車場をどうしようか、まず駐車場ですよ。どこへ行っても今の時代は車社会。そういうのを重点的に考えて申請したのかどうかということ。

あと1つは、問題は、商工会がやっているからと言うけれども、商工会は当てにならない。やっぱり課長が中心になって職員にハッパをかけて原案をつくって、いつごろ許可になるのか、それをもう1回。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 6月上旬に出しましたので、6月中にはこれは認可されてくると思います。

それで、先ほど申し上げましたように、今回の町中再生事業の協議会の中で検討されるわけですが、駐車場の、当然そこを拠点とした町中再生を含めまして、これは商工会の方と詰めております。町としても地域活性化発展支援事業というふうな具体的な町独自の支援策も持っておりますので、具体的にこの計画に基づきながら本年度中に作成して進めたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

基本的には、大きく分けると、もちろん空き店舗の関係ですが、例えば空き店舗の中には、祇園祭の屋台の常時展示ベースに用いるとか、具体的な提案をしながら現在申請しておりますので、よろしくご了承いただきたいと思います。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 活性化事業に入るかどうか分からないが、企画観光というんだから、お祭りのことを頭に入れてください。今、町は、来年は祭りができない騒ぎをしているんですから、そういうのを応用して、屋台云々と言ったけれども、そういうのをどういうふうにして祭りを維持するか。御党屋がだめだとか、やる場所がないという、そういう問題は行政が一番把握しているはずだ。私の心配するのは、活性化事業というのは、来年の祭りがつぶれそうなんです。これが現実だから、そういうのもよく執行部と相談して、6月9日にそういうことが入っているかどうか、もう1回。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 当然、今回の計画の中には、やっぱり田島は祇園祭が一番のあれですから、800年の伝統を誇るわけですから、そういう中での歴史的な町並みを再生するといえますか、歩きながらずっとやれるような方法、町中再生、そういうのは計画の中に入っております。

例えば、ここで具体的なものがかなり細かく上がっているんですが、酒屋の石蔵を利用した空き店舗の活用とか、あと祇園祭、当然ありますので、祇園祭の屋台を町中に展示しながら、にぎわいのあるまちづくりのスペースとしてそれをやっていくとか、そういうようなことで、まちづくりと一体的に店舗改造を含めて検討してまいりたいというようなことで、これは上町、中町の商店街の最重点整備地区というふうなことで、地域の方々を入れながらやっていくということでございます。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 細かいことはいいです。ただ、祭りができるように考えてください。それから、こども歌舞伎、こういう問題も重視して、話題になって、一番中心的にやって、細かいことはいいから、とにかく祭りをつぶさないように大ざっぱに考えて、きちっとやってください。

そうすると、7月中には返事が来て、実行がいつごろできるか、これも不安だけれども、とにかく課長がかわったんだからしっかりやってください。その言葉に尽きます。

それから、鳴山城の問題について、馬場生涯学習課長はどうも誠意がない。私は心配して、観光課の湯田係長はすぐやった、県にやった。私の言いたいのは、いつごろ回答をもらえるのか、それを急いでいるのに、今もってわからない。いつごろ何々委員会があるからそれまでには結論をと、その返事をくれ。雪が降ってから花は植えられないですよ。私はその返答をお願いしているのに、どうしても誠意がない。守る気持ちはわかりますよ、やらなければいいんだから。もう1回返答もらいます。

○児山寿明議長 生涯学習課長。

○馬場増男生涯学習課長 県指定ということで、県の文化グループの方に、観光協会が今回考えていらっしゃる鳴山城の指定地域内での花の植栽については話は上がっております。ただ、その詳細な作業内容についてももう少し詰めた内容を提示してくださいと、こういうふうなボールが観光協会の方に行っているかと思えます。ですから、そのボールが文化グループの方に返っていけば、おのずと返事が来るように、そういう手はずになってございます。

○児山寿明議長 3分を切っています。手短に簡潔に。

45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 時間が切れるからやめます。終わり。

○児山寿明議長 以上で、45番、湊田幹夫君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○児山寿明議長 これで本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明20日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

上衣の着衣を願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時07分

平成18年第1回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成18年6月20日(火曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 26番 星 喜 弥 議員
- 3番 渡 部 優 議員
- 8番 大 宅 宗 吉 議員
- 32番 大 竹 幸 一 議員
- 7番 湯 田 秀 春 議員
- 23番 平 野 昌 盛 議員
- 48番 室 井 強 議員
- 4番 山 内 政 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (47名)

- | | |
|----------------|------------------|
| 1番 楠 正 次 議員 | 2番 内 藤 孝 議員 |
| 3番 渡 部 優 議員 | 4番 山 内 政 議員 |
| 5番 高 野 精 一 議員 | 6番 馬 場 信 作 議員 |
| 7番 湯 田 秀 春 議員 | 8番 大 宅 宗 吉 議員 |
| 9番 渡 部 忠 雄 議員 | 10番 星 光 久 議員 |
| 11番 目 黒 幸 雄 議員 | 12番 菅 家 幸 弘 議員 |
| 14番 平 野 均 議員 | 15番 阿久津 梅 夫 議員 |
| 16番 渡 部 東 議員 | 17番 湯 田 賢 太 朗 議員 |
| 18番 芳 賀 芳 一 議員 | 19番 芳 賀 沼 順 一 議員 |
| 20番 星 和 男 議員 | 21番 星 利 一 議員 |
| 22番 星 茂 議員 | 23番 平 野 昌 盛 議員 |

24番	湯田直美	議員	25番	森豊喜	議員
26番	星喜弥	議員	27番	平野五十男	議員
28番	渡部昌仲	議員	29番	五十嵐司	議員
30番	平野修治	議員	31番	五十嵐正純	議員
32番	大竹幸一	議員	35番	平野虎一	議員
36番	阿久津進	議員	37番	馬場清雄	議員
38番	渡部康吉	議員	39番	月田和行	議員
40番	星謙一郎	議員	41番	星祥信	議員
42番	君島勝美	議員	43番	村井民重	議員
44番	河原田苗利	議員	45番	湊田幹夫	議員
46番	渡部衛	議員	47番	馬場秀男	議員
48番	室井強	議員	49番	大山卓	議員
50番	児山寿明	議員			

欠席議員（2名）

13番	星登志一	議員	34番	酒井昭次郎	議員
-----	------	----	-----	-------	----

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	助役
五十嵐廣収	収入役	横山恒廣	教育長
室井智	総務課長補佐	星安晴	館岩総合支所長
酒井浩蔵	伊南総合支所長	五十嵐竹則	南郷総合支所長
星廣政	企画観光課長	渡部俊夫	税務課長
菊地新六	住民生活課長	室井裕	健康福祉課長
舟木平蔵	建設課長	児山忠男	環境水道課長
湯田タマイ	会計室長	横山孝夫	教育次長
森秀一	農林課長	湯田順一	農業委員会 事務局長
馬場増男	生涯学習課長	長沼芳樹	学校教育課長

事務局職員出席者

澤 田 洋 一 事 務 局 長 酒 井 直 伸 書 記

開議 午前10時03分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は37名であります。

都合により欠席届のあった議員は……

〔「47です」と言う者あり〕

○児山寿明議長 47名であります。

大変失礼しました。訂正をいたします。

都合により欠席届のあった議員は、13番、星登志一君、34番、酒井昭次郎君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○児山寿明議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、当規則第56条の規定により、その発言時間を40分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されますようご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、大変暑くなるようでありますので、上着の脱衣を認めます。



◇ 星 喜 弥 議員

○児山寿明議長 それでは、26番、星喜弥君の登壇を許します。

26番、星喜弥君。

○26番 星 喜弥議員 おはようございます。

通告順序に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きく分けて5点でございます。

まず1点目は、地域の均衡ある発展について。

町長は、1町3村の合併協議会長として大変なご苦勞をいただき、敬意をあらわすとともに、また、今回施行され、また選挙では住民の温かい信任を得て、新生南会津町長として初の議会ではありますが、旧田島町長として、人の心を大切にする愛のある行政を掲げられた結果だと思われま。

そこで、町長は、今後4年間の町政施政方針で8つの具体的政策を掲げておられますが、地域の均衡ある発展について何点か伺います。

田島の中心地においても、本年に入ってからガソリンスタンドを先頭に、昔からのしにせが数軒シャッターの閉まる時代であります。空き店舗対策や商業イベント等の開催により、魅力ある商店街の形成を目指していくのか、また、商工会と連携して今後どのように対策をしていくのかお伺いいたします。

2点目。3月20日の合併により、高齢化では、県内では高い方に位置づけました。それに伴い、過疎化がますます進むと思われまますが、その対策を町長はどのように考えているのか伺います。

3点目として、本庁と支所機能について、組織、機構の統合一元化は特殊事情等もあり難しいと思われ、本庁と支所機能の充実、支所への権限移譲と予算配分についても、支所長決裁で、より早い住民サービスの可能など、支所機能の充実される住民サービス向上をどのように町長は目指していくのかお伺いをいたします。

次に、一般廃棄物処理について。

この合併による田島衛生組合、西部衛生組合、組織の違った組合が2つ存在し、また、隣の下郷町が参入して合併して、即、一元化は困難と考えま。そんな中で、年々ごみ処理が、経費が増加しております。田島地区におけるごみ処理として、平成18年度当初予算での衛生組合の負担金を見ると、火葬業務、し尿処理業務負担は除いて3億6,084万5,000円であります。

今年6月1日現在、旧田島地区の人口は1万3,001人であり、1人当たり2万7,755円、1世帯で見ると7万138円と、年々処理費の負担が大きくなってきております。資源循環型町を目指して、ごみの減量やリサイクルを推進して、実施計画等を今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

次に、観光分野についてお伺いをいたします。

町長は、効果的な誘客、宣伝を図り、南会津町の知名度向上を最優先課題として、インターネット等を活用した情報の発信をするべきと掲げておりますが、この冬の大雪により、6月上旬まで駒止湿原は開通できなく、5月の連休中は1日100台以上の車が空戻りした。その情報発信等は対応されたのかお伺いいたします。

また、この冬の大雪でトイレが使われず、簡易トイレで対応され、お客さんより不平不満が大きく聞かれますが、今回の予算に計上されておりますが、いつごろまでに新築されるのかお伺いをいたします。

次に、価格に強いブランド米について。

具体的政策の中に、農業については盛り込まれておりませんが、南会津町におきましては、農業分野でのウエートを占める割合は1番だと思われます。平成16年度売上高は米が46%、野菜28%、花卉9%、畜産8%と米の売上高は52億円と、1番売上高になっておりますが、肥料、その他の価格が上昇傾向にあり、冷夏、異常気象の影響で高騰した平成15年度産を除いて、米の値段は下落傾向にあります。

また、この冬の大雪で心配されましたが、農家も田植えも終わり、ほっとしているところだと思えます。秋の価格が心配されております。隣の県の旧山古志村は、地形的には大変厳しい条件にもかかわらず、有名な魚沼産こしひかりの生産地であります。全国に誇れる有機栽培農業に、安全・安心はもちろん、おいしい米を生産できるのは、生産者はもとよりJA、そして行政が一体となって取り組んできた結果であろうと思えます。

そこで、本町のこれからの稲作栽培の計画について、町長はどのように考えているのかお伺いをいたします。

次に、農道整備について。

旧桧沢地区の金井沢集落の農道は、昭和38年基盤整備と比較的早く、ほとんど整備なしの状態です。そんな中で、帯沢橋の同一場所において、4月には火災、数日後には交通事故により、数時間にわたり交通どめとなりました。第2帯沢橋のため計画された静川より直線農道が未整備です。一日も早く農道を整備され、非常事態に対応できる迂回路を1つ必要と住民の声も大

きいが、町長の考え方を伺います。

演壇からの質問は終わります。明確な答弁をお願いします。

答弁の内容によっては、自席より再質問をさせていただきます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 26番、星喜弥議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域の均衡ある発展に関する1点目、町の中心地のシャッター対策についてのおたただしですが、中心市街地の商店街はモータリゼーションの進展による都市部での購買が集中していること、また、商店街の後継者不足によって空き店舗が増加しております。町中のにぎわいを取り戻し、中心市街地の活性化を図ることは町の喫緊の課題でありますので、商工会と協力しながら、今年度立ち上げを予定しております町中協議会において、実効性のある解消に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、2点目、高齢化・過疎化対策についてのおたただしですが、合併により高齢者比率が高まることは周知のことであり、それを負の資産や町のマイナスイメージとしてとらえるべきではないと考えます。中には、元気に活躍され、地域貢献に生きがいも感じている高齢者もたくさんおりますので、今後、このような姿勢で人生を送られる方々がふえるような施策を講じ、地域内の親から子、子から孫へとつながる活性化に力を注いでいきたいと、このように考えております。

また、過疎化に対する対策は、本定例会で提案をしております南会津町過疎自立促進計画を基本に、各地域でさまざまな過疎対策事業を推進していくこととしております。特に、雇用対策に直結するような施策については、優先順位を上げながら積極的に取り組みたい。例えば、里山再生事業であり、企業誘致、あるいはまた、都市農村交流、農林水産資源を活用した観光産業の振興などが大変重要であると、このように思っております。

また、4つの地域を一体的に結ぶ公共交通体系の整備も重要となるので、各般の調整作業を精力的に進めてまいります。

次に、3点目、総合支所のより早い住民サービス向上についてのおたただしですが、総合支所は住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として、所管区域を対象とした地域振興策の企画立案、新町建設計画に予定される地域別整備方針の実現を図ることとして設置をいたしました。そのようなことから、支所長の責任と役割は、大変重要であると認識しているところであります。総合支所に係る一般事務の決裁については、可能な限り支所長に専決権を付与するとともに、財務事務に関しては、基本的に本庁の総務課長と同

様の専決権を与え、住民サービスの低下にならないよう配慮をいたしたい、このように考えておるところであります。

次に、一般廃棄物処理についてのおただしであります。本庁における廃棄物処理につきましては、全国的に循環型社会推進の施策が実施される中で、ごみの再資源化と減量化について、合併を機に、さらに効率的に進めてまいりたいと考えております。現在、2つの一部事務組合施設において焼却処分している一般可燃ごみの搬入量についても、町民生活の多様化に伴い増加傾向にあり、ひいては処理費用の増加をもたらしているところでございます。

当町においても、8月より容器包装リサイクル法に基づく新規資源ごみの分別収集を開始いたします。今回の新規分別では、これまで燃えるごみとして分別しておりましたプラスチック製容器包装や紙製容器包装が資源ごみとして回収、リサイクルされるため、一定の成果があらわれるものと期待しております。

新しい分別収集につきましては、全町民の理解と協力が必要であることから、広報等を利用した事前周知に努めるとともに、7月初旬より地区の説明会を開催することといたしております。

次に、観光分野に関する1点目、駒止湿原の開通情報についてのおただしであります。ホームページでの情報発信といたしましては3回発信をいたしました。これは、湿原内の調査のたびに更新という形で対応してきたものであります。また一方では、駒止峠道、針生集落入り口、針生郵便局、この3カ所に案内板、看板を設置しながら電話の問い合わせ等に回答してまいったところであり、これまで、大きな混乱はなかったと、このように認識しております。

次に、2点目、トイレ新築の計画についてであります。駒止湿原にとりましてトイレはなくてはならない施設であり、この冬の雪で壊れましたトイレの復旧につきましては、単に原状復旧ではなく、訪れるハイカーにとって使いやすいものでなければなりません。したがって、トイレの改築については速やかに対応すべく指示をいたしました。本予算に計上するに当たって、これまでのくみ取り方式から簡易水洗方式へ変更し、中も広く、再び駒止湿原を訪れたいような、そういう設計にいたしました。

次に、価格に強いブランド米についてのおただしであります。本町においてブランド米としての地位を確立させるためには、消費者ニーズに合わせた米づくりと、自然環境を生かしたブランドイメージづくりが必要と考えます。

消費者ニーズについては、現在、JA会津みなみで取り組んでいる「会津エコ米」3・8運動の推進や、給食産業の大手産業であるグリーンハウスとの契約のための減農薬、減化学肥料

によるあきたこまちの特別栽培がございます。これに関連して、昨年12月にはJ A特別栽培米部会が設立されるなど、安心・安全の米づくりが進められております。

ブランドイメージ確立については、源流のきれいな水を生かした米づくりのため、水質調査を行う計画でありますので、こうしたイメージを消費者に訴えるとともに、より収入性の高い米づくりを集団的に推進していきたいと考えております。

次に、農道整備の計画についてのおただしであります。金井沢地区の農道につきましては、平成10年に350メートルほど改良舗装の整備をいたしました。それ以降は地区の皆様の維持管理により現在に至っております。現地を確認いたしましたところ、道幅が3メートル程度の砂利道となっている状況であります。現在のところは金井沢地区における農道の整備計画はありませんが、今後、地区全体の合意に基づく計画が要望として出されれば、十分な協議を進めるとともに、町の財政事情を勘案しながら整備の検討に入りたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えをさせていただきましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 26番、星喜弥君。

○26番 星喜弥議員 何点か、続きの再質問をさせていただきます。

昨日、1番議員の答弁で、本庁、支所の今後10年間の職員のシミュレーションが示されましたが、半数以下になるということをお聞きしたわけでございます。旧村住民からは、支所になり、役場の中、また中心地におかれましては火の消えたようになり、ますます過疎化が心配のようであります。財政的には問題があると考えられますが、町長、4年間の行政運営の間くらは現状の職員を配置し、住民サービスの不安のないようにと考えられますが、町長の考え方を伺います。

大きな福島市なんかは、毎日、新聞等で過疎化過疎化とにぎわわせているわけですが、これには施政方針にもあったとおり、大きな店に客が偏り、中心地が寂れていくのは、皆どこの村・市・町も同じした共通の悩みであるのは私も認識しております。

そんな中で、6月12日、NHKニュース番組で白河市においても中心地活性化には白河高校へ行政が支援して、空き店舗に直売所を開業し、フレッシュな若さを受けてにぎわいを受けて活性化にすばらしい効果があると報道されました。多分、皆さんも見た方が多くあると思えます。我が町にも田島高校や南会津高校2校もあります。何かそんな町長のアイデア等の考えがあるのかお伺いをいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員がご心配をされてご提言がありました。私も同感の認識をしております。

そこで、具体的に中心市街地の問題につきましては、いわゆる町ができる範囲、それから、商工会がすべき事項、そしてさらには、それぞれの個店の経営者のとるべき活性化の事業等がございます。これらにつきましては、今まで、ともすると商工業については商工業の方々がその対策を講じてまいりました。しかし私は、商工会が、あるいは商業をする人が、どんな人を対象にしているかということを考えたら、これは農林業もあるいは建設業も含めて総合的に、その対策を考えなければならない、このように思っております。

そこで、町は、やはりその主導的な立場を担うのは商工会であると、このように考えまして、商工会長さん、事務局長さんに、その対策について私どもの考えを示し、そして今、ようやく商工会でもその空き店舗対策を含めた活性化の対策を始めたところでもあります。このことにつきまして、予算的な、財政的な措置が必要な場合については、町が全体的な財政状況を判断しながら支援をする。このような取り組みをしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 26番、星喜弥君。

○26番 星 喜弥議員 わかりました。

もう一点だけ。18年度の当初予算を見ますと、今、町長は商工会と連携を密に深めながら地域の活性化に努めると、こう答弁いただきましたが、今回の予算を見ると田島が610万、館岩が608万、伊南が600、南郷が408万とこういう、何か違う予算を組んで、南郷だけが何か損しているような感じだけれども、これはどういう意図でこんな予算の措置になったのかお聞かせ願えれば。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

商工会の予算執行に当たっては、いわゆる、その地域の中心的な商工会、こういう位置づけがございます。田島の商工会についてはそういう位置づけになっております。その位置づけによって連合会の方から支援策がございます。その支援策で十分でないというふうに判断したもののについてはそれぞれの旧村の中で支援策を講じてまいったということですので、その予算の数字にはばらつきが出てまいります。そのほかに、私は610万という、今数字をお示しいただきましたが、それだけで本当に、今後、この中心市街地を初め、いわゆる地域の経済の活性化

ができるのか、こういう提案を商工会に申し上げたわけです。いずれにいたしましても、町がかかわることはやぶさかではありませんが、それを実行する、実践するのは、やはり主体となって動く団体であり、その団体には強いリーダーシップを持った人材が配置されなければならないと、このように考えておりますので、今後とも商工会の方と協議を進めてまいります。

よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 26番、星喜弥君。

○26番 星 喜弥議員 はい、わかりました。

では、2番目の方に移りたいと思います。一般廃棄物処理について。

さっき演壇の方から、田島地区の方は1人当たりで1戸当たりの方を私が調べて明示しましたが、西部衛生組合は1人当たり、1戸どのくらいの経費がかかっておるのか示していただきたいと思います。

また、先日、若松市の議会に、一般質問の議事を傍聴に行ってまいりましたが、そこでも一般廃棄物処理について審議されて、私も勉強してきたところではありますが、若松市では1人1日当たり1,147グラム、市民1人当たりになると9,346円と、これは人口の格差もあり、比較はできないと思います。また、若松市ではごみ袋は統一しなくて買い物袋でも何でもいいオープンでやっているものだから、少し南会津町はごみ袋が決まっているから、なるだけそれにいっぱい入れろという、こう、町民が認識あるようでございますので、若松はオープンで買い物袋、ヨークの袋でもどこの袋でもよく使っているのもそれしかかからないと、こう町長は答えたようでございます。

また、町長は8月までそういうリサイクルのあれを示されましたが、きょうの福島民報の県内34町村有料化せずには南会津郡も載っております。これは本当に町民としてはありがたいことだと思います。まずこれを長く実行してもらうには、やはり町民の協力を得てごみ減量化に協力してもらうしかないと思いますので、町長の考え方を伺いいたします。

これを見ますと、会津若松市も入っていますし下郷町も入っています。34町村が有料化せずと、きょう町長も新聞を見たと思いますが。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

このごみ問題につきましては、大変重要な課題でありまして、先ほど当初にご質問ございましたように、もう4億に迫る勢いで、ごみの、いわゆる処理経費が膨らんでおります。こういった事情を考えながら、今後、ごみの広域化という問題にも取り組んでまいらなければなりません。

せん。それは、確かに、そのごみを減らしていくということ、一つ大事です。それからもう一つは施設の運営、このことについても将来予測をきちんと立てながら、広域化が望ましいのか、あるいは広域化を、会津一円の広域化を図った場合に、その、いわゆる将来のランニングコストはどういうふうに、現在と比較してコストダウンになるのか。ここのところも真剣に考えながら進めていかなければなりません。

そんな中で、いわゆる、できるだけ資源化をしていこうというのが今回の容器包装リサイクル法の制定でありまして、この問題につきましても、いわゆる田島下郷衛生組合、それから西部環境衛生組合、両方の事務組合の方と時間をかけて検討してきた結果、8月からという方針が出たわけでございます。それは、それを実行するだけでは済むことではありませんので、ごみの減量化に、この機会をとらえて、町民の理解を得ながら進めてまいりたい。

したがって、当分の間、有料化は特に考えていないということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

なお、先ほどおただしのありました西部環境衛生組合の方の数字については、担当の方からお答えをさせていただきます。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 それでは、おただしのありました西部環境衛生組合における、西部3地域における人口並びに世帯数に係る単価について報告をいたします。

議員さんの数字、田島地域の場合に3億という数字出ましたので、その額に合う部分での比較というふうにさせていただきたいと思えます。

まず、人口に対しましては1人当たり4万140円というふうに試算してございます。世帯数ですと11万5,596円でございます。人口につきましては7,067名、世帯は2,454で数字を算出してございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 26番、星喜弥君。

○26番 星喜弥議員 ありがとうございます。

時間もないので3番目の観光行政についてお伺いいたします。

町長から、今答弁がありました、その中であって駒止湿原、私の地区であって悪いわけでございますが、連休中には農家の方が一番忙しい中であり、車が行ったと思うと、もう数分後には戻ってきて、住民は、いや、トラクターの事故が起きないか心配されたのです。そこで私が観光課の方に連絡したところ、それは教育委員会で対応ですよと、答えです。やっとのこと

で、さっき、町長は看板を3つ設置したとありました。私が連絡してからつくった看板ですよ、これは。そういう事態では、やはり、何か、教育委員会の対応ですよなどと言われたのでは、我々、私だからいいけれども町民はおもしろくないと思いますよ、やはり。きのうも窓口相談で出たけれども。芳賀沼さんから。やはり、その親切さがあるって、これはこういうわけで、今1メートル50ぐらいの雪があるから駒止湿原には行けないんだよとかそういう親切さがあるって、観光課なんだから駒止湿原だって観光で売り出しているわけなんだから、教育委員会で対応なんて私らに答えているけれども、きのう町長が言った、各課を横断した対応が必要で、町民の負託にこたえるなんて答えも聞きましたが、この辺のところの町長の考え方をひとつ。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は昨日の質問に関連してお答えをいたしました。町民に喜ばれるような仕事をしようということで職員の方といろいろと話し合いを進めたり、それぞれ、その場面場面で指示をしてみました。あいさつをなささいと言うとあいさつはするんですが、なかなかその後の対応ができないということがございまして、喜ばれることって一体何だろう、こういう共通の考え方でいった場合に、今、議員からおただしのように、いわゆる、ほかのところに問題を先送りするような対応があってはならない。これは全くご指摘のとおりでございますので、この問題についてはその原因をきちんと見きわめながら、今後、そういうことのないようにしっかりと指導してまいりたいと、このように考えておりますのでどうぞご承知いただきたいと思っております。

○児山寿明議長 26番、星喜弥君。

○26番 星喜弥議員 最後の農道整備についてでございますが、このあれを見ますと、農道のその後はほとんど未舗装路状態にあると、地域振興計画にあるわけでございますが、文教厚生委員で今回施設訪問に行ったところ、私の見た限りでは、町長も力を入れて農道整備に一躍進んで、町民からは喜ばれていると認識しております。

そんな中で、あえて金井沢地区を出したということは、やはり、きのう芳賀沼順一さんからあったように、あの農道を整備して、早く県に、第2帯沢橋の建設に向けて要望できるような態勢を整えて、住民の安心・安全まちづくりに、要望にこたえるのが私たち議員だと思っておりますので、町長の考え、最後をお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまのおただしも全く的を射た本質的なご提言、ご意見だと思っております。したが

まして、昨日の19番議員のおただしと関連性がございますので、これらについては強力に整備がなされるように進めてまいります。

私は、これまで合併して3村の農道整備事業を見てまいりました。3村から比べますと、それはいろいろと、個々に言えばそれぞれの事情がございますが、総体的に見ますと田島地区が農道整備が非常におくれているとこういう印象を持っておりますので、この辺についての計画も、先ほど申し上げたように、地区の方々と十分話し合い、協議を持ちながら整備の計画をつくってまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○26番 星 喜弥議員 よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 以上で26番、星喜弥君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 優 議 員

○児山寿明議長 次に、3番、渡部優君の登壇を許します。

3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 議席番号3番、渡部優でございます。

通告順序に従いまして一般質問を開始いたします。

私の今議会における質問は大きく3点でございます。

その1、町政の基本的理念と具体的政策は、2、町長直轄の政策室設置は、3、障害者自立支援法施行を受けての町の取り組みはであります。

まず1点目ではありますが、町政の基本理念と具体的政策はということで質問をいたします。

1町3村の合併により発足した、この県内2番目の広大な面積と、そこに点在して住む1万9,800人の人口しか持たない過疎地におけるまちづくりというのは、本当にだれがやっても容易ではないと考えます。

そこで、南会津町初代町長としてどんな町政の基本理念で臨むのか伺います。

このことは、現町長が旧田島町長として就任された時点でもお聞きしているわけですが、私ども議員のこれからの活動において、町長の基本理念を知っておかないと、その政策に対しての整合性とか、そういったことをチェックすることも私どもの仕事であるというふうに、私、認識しておりまして、必ず聞くようにしております。

そこでお伺いするわけでありまして。

また、その理念のもとに8項目にわたり具体的政策を提示しているわけであります。私はこの中で、特に町長の理念の最も反映されているであろう施策が総合支援センターの設置だろうというふうに考えております。前回の、旧田島町議会においても一般質問はしているわけでありますが、また、昨日、11番議員も質問をしているところであります。今回、私は、この町長の理念からの観点で、具体的にどんな組織や活用をイメージしているのか伺いたいと思います。前回の質問でも、前回の旧田島町議会でも聞いているわけですが、より具体的にイメージ化がされているのではないかというふうに思いまして1番目の質問にしました。

それから、2番目、町長直轄の政策室設置はということで、今回の町長選挙において、当選後の5月1日付の民友新聞のインタビューの中で、町長直轄政策室を新設し対策を講じたい、いろいろな対策を講じたい、政策室を中心に、役場内で各課横断のプロジェクトチームを組むというふうなことを述べております。このことも、旧田島町議会において内容が同じようなことを、私質問しているわけですが、機構、組織の改革、合併前に田島町内でこういった政策室なんかを設けて、組織を改編したらなじぶ。そして、それをそのまま、合併した後の南会津町でも生かしたらどうだというふうなことで質問をした経過があるわけでありますが、きのうほどから出ているいろいろな質問があるわけです。まさに、その中身においては、今回設けた支所等の充実等が大きく聞かれるわけでありますが、今回の合併後の当初予算の中でも、当初の予算が134億という大きな金額になっている。この立て方が、まず支所の要望と支所で上げたものを合算した。それは1年目、ほとんど合算の金額とほとんど同じだろうというふうに私考えていまして、その創意工夫というのが、まずそんなに見られていないというふう考えました。それも1年目の、合併後1年目、2年目、1年目ということで仕方のない容認できる範囲なのかなとも思いますが、そういったことを考えますと、やはり新町において、その政策室全部を見渡せる、4地区を全部を見渡せる、また、いろいろな情報を得て、県の情報、国の情報を得て、将来にわたる南会津町をつくっていくその姿を政策として反映する政策室が必要であろうというふうに常々考えておりましたので、非常に、この新聞報道には納得のいくものでありました。

そこで、その役場内の組織の中で、どういったその政策室が位置づけされるのか非常に難しいとは思いますが、本庁が全体を見渡す役割を持っているとは考えますけれども、ただ、なかなか今回の組織では本庁は田島地区、田島支所的な役割も兼務しているわけでありまして、なかなか全体を見渡せないという状況があるというふうに、私考えています。それで、どのような位置づけになるのかと。役場内の組織において。それが大事だろうというふうに考えてい

ます。そのことをお伺いします。

また、要員等ほどの程度。または、外からの人を招聘するような考えがあるのかお伺いしたいというふうに思います。

また、組織変更でありますので条例の制定が必要であろうというふうに考えますが、いつごろ想定しているのか伺います。もう早急に、早急に、これはつくっていかなくてはならないというふうに考えていますので、町長の考えをお聞かせください。

それから、3番目に障害者自立支援法を受けての町の取り組みはということでお伺いします。

これも、旧田島町議会で質問をして、私がかかわってずっとやってきているわけなんですけれども、今回の支援費制度にかわり、自立支援法が4月に施行されたわけでありまして。その変わったことに対しては、非常に私は危惧を持っていて、前回、その問題点を指摘させていただいたわけですが、4月に施行された中で、その周知などの取り組みはどのようにされてきたか、まず伺いたいというふうに思います。

また、今回、地域生活支援事業が、この法律によって、市町村及び都道府県が行う事業として法定化されたんですね。その相談事業等を市町村が必ず実施しなければならない事業が定められました。その中には、コミュニケーション事業とかあるわけでありまして、そこで、本町における地域生活支援事業の概要、または、具体的に決まっていればその内容を伺いたいと思います。

それから、今回の改正の中にもありましたが、補装具の選定、これは、今回の改正では現物支給ということから補助費ということに大きく変わったわけでありまして。負担も定率負担ということで、所得に応じて一定の負担減の中身があるわけですが、定率負担ということになりました。

それから、日常生活用具の給付等も、これは負担者の負担——負担の方は市町村が決定するということになっていまして、その裁量権が大分市町村が主体に動くということで、この地域生活支援事業というものは、非常に地域の差が出る中身なんですね。そういうことで、その中身をまずお伺いしたいというふうに思います。

ちょっとまとまりませんでしたけれども、壇上、演壇の上からの質問は以上であります。ありがとうございました。

なお、再質問時は自席の方からさせていただきます。

以上であります。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 3番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町政の基本理念と具体的政策に関する1点目。

初代町長としての町政の基本理念についてのおただしであります。議会定例会の冒頭に申し述べました町政施政方針の中のまちづくりに取り組む姿勢のとおり、8つの具体的な施策を中心に、地域格差のない南会津町の総合的な発展を目指してまいります。改めて申し上げますと、特色ある地域の暮らしを総合的に支援できる地域支援センターの創造に全力を注ぎますということであります。2つ目といたしまして、公共交通対策を積極的に進め、4つの地域を一体的につなぎ、地域の便利さを創りだしますということであります。3つ目が現場の声を第一に考えた地元提案型の公共事業で、安全・安心の暮らしをつくり出しますということあります。4つ目が、分散するさまざまな地域活動の連携を図り、生産や物産と観光が一体となった所得の向上に取り組めますということあります。5つ目が、森林環境税を活用した仕事づくりと交流促進のステージづくりを積極的に取り組みを進めますということあります。6つ目が、幼児教育と学校教育の連携で、豊かな子育て地域を目指しますということあります。7つ目といたしまして、地域助け合い事業の充実で、少子・高齢化社会を支える仕組みをつくり出しますということあります。8つ目が、将来予測に対応できる執行体制を整え、納得のいく行政運営を行いますということであり、このことにつきまして、改めてここで表明をさせていただきますが、真摯に取り組むを進めますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地域支援センターの具体的活用や組織についてのおただしであります。このことにつきましては、おおむね11番議員の質問のときにお答えをさせていただきました。あえて申し上げれば、総合支所の機能を持続的に低下させない、こういう決意のもとに総合支所を核として、暮らしのサポート体制をしっかりと構築をする。その選択肢の一つでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、町長直轄の政策室の設置についてのおただしであります。合併により広域化した本町における各種行政課題に対応するためには、従来の枠組みにとらわれることなく、各課横断的な取り組みが必要になってまいります。そこで、その核となり、地域経済の活性化等緊急の課題に、柔軟かつ機敏に対応できる町長直轄の政策室がぜひ必要であると、このように考えているところであります。

具体的な位置づけとしては、従来の課あるいは室とは並列とせずその上位に位置づけ、より機動性を持たせるため、旧田島町の都市企画室や旧南郷村の観光施設民営化準備室のような課

内室ではなく、独立した町長直轄の室といたしたい、このように考えております。

また、職員につきましては数名程度を早期に配置したいと考えていることから、その設置に関しての課設置条例の一部を改正する条例案を、今定例会に追加議案として提出したい、このように考えておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、障害者自立支援法の施行を受けた町の取り組みについておたがございました。

まず、1つ目の周知については、合併前の旧町村ごとに対応しております。旧田島町の場合は、3月号の広報紙に自立支援医療をメインとした内容で記事を掲載いたしました。また、施設入所者に対する介護給付事業につきましては、申請時にリーフレットを配布するなど、家族等への説明を行っております。

次に、町が実施することになる地域生活支援事業については、相談支援事業、コミュニケーション事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援事業、福祉ホーム事業の6つの事業に分かれ、現在、実施に向けた準備段階にございます。これらの個々の事業につきましては、利用者ニーズに配慮しながら、効率的な無理のない対応ができるようにサービスの内容を組み立ててまいりたい、このように考えております。特に、手話による通訳などをサービスとして提供するコミュニケーション事業の実施に関しては、手話サークルなどにご協力をいただくなど、町に存在する人材資源を活用しながら、地域における助け合いや支え合いの仕組みを確立していきたいとこのように考えております。現在求められる業務は、それぞれの事業内容を早急に詰め、各種団体との十分な協議の機会を持ちながら準備することでありますので、その対応に適切な指示をしてまいります。

また、補装具の選定についておたがございましたが、これは日常生活用具給付事業の用具選定のことと思われまますので、現段階における考え方を申し述べさせていただきます。障害を持たれている方が日常生活を営む上で必要となる各種生活用具につきましては、福島県が指名している生活用具給付品を基本として選定する予定であります。

なお、利用者から希望される用具等がございましたら、その必要性や効果などを加味した上で、柔軟に対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えをさせていただきましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 再質問をさせていただきます。

1問目。1問目の町政の基本理念と具体的政策はの中の基本理念ということでお伺いしたわ

けですけれども、その施策的なものをお聞きしたわけではなく、施政方針の中にもものってありますように、施策にかかわる基本的な考え方があろうかというふうに思います。まずその中に出てくる中身といえば、町民がまちづくりの当事者として参画し、納得性が担保されたものという表現でのもっているわけですが、非常に難しい表現ですよね。これは、私が勝手に簡単に言いかえて言わせていただければ、まず、住民と行政の協働ということだろうというふうに思います。それも、お互いに責任を持ってやろうということだろうというふうに思うんですが、その点を再度お伺いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

住民が当事者としてという考え方なんですありますが、これは、個々の問題を取り上げるのではなくて総じてお話をさせていただきますが、これまで、地域に問題、あるいは課題が発生しますと、ともすると、行政にその原因、あるいは手法、あるいはまた対策、解決方法を求めてきております。しかし、私は、旧田島町長時代に農道整備、あるいは水路等の整備等について地域の力をみんなで出し合おうと、こう申し上げまして、50万を限度として、地域のいろいろな事情に合った改良の仕組みをつくりました。このことが地域において大変好評であります。そのときに出た意見が、私たちも地域づくりの当事者あると、こういうご意見がありましたので、そうです、それぞれの領域で住民は力を持ったこの地域の立派な人材として当事者になるべきだと、こういう考え方のもとで、それぞれ役割を持ちながら、ともに地域の持続的な発展に寄与しようと、頑張っていこうと、こういう考えで、私は基本理念の中に入れていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 はい、了解しました。

それから、総合支援センターの中身ですけれども、まずは、ほとんど具体的なイメージが私の中にも、町長の目指している中身がちょっと見えない状況であるわけですけれども、これももしかしたら町長直轄の政策室の中でも検討されるのかなというふうには思いますけれども、行政が行う仕事の一端を担っていただく。担っていただくという表現はちょっとあれですね。やるというふうな、やる場所であろうというふうに思うんですけれども、これだけ広範囲にわたる地区でありますので、社協が行っている事業等の中身にも若干重なるのかなというふうにも思うんですけれども、そういうイメージではないのかな、町長が考えているのは。

先ほど出ましたように、各地域でこれをやりたいあれをやりたいではなくてやるんだという

ときに、人的な支援をやったり財政的支援を行ったりするような場所になるのかなというふうに私は思っているんですけども、中身としては、きのう11番議員からも出ましたように、NPOの組織が立ち上がって委託をされて、そこが運営するというような形なのかなというイメージはあるんですけども、もうちょっと中に入っただけませんか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私がイメージしているものがこれからいろいろな、いわゆる現場の声、あるいは議員さんたちの提言、さらには、職場の、役場の人たちの取り組み等によって、より明確化になっていくものと思っておりますが、現在のところ想定しているものは、今まで、皆さんもご存じだと思いますが、支援センターと言われるものは7つから8つございます。それぞれ、では、それがどこにあるのかと言われてますと、例えば社会福祉協議会の中にボランティア支援センターがあったり、あるいは、南会津教育事務所の中に教育支援センターがあったり、あるいは、商工会の中にそういう産業商工業の支援センターがある。これは利用者側からすると大変利用しにくい状況であります。こういうものをまず、もう一回、それぞれの法律、それぞれの制度でつくられたものですから一つにはなりません。しかし、これをつなげて、あるいはフロアを一つにする。そういう検討をする中で、総合支所ですべて問題解決する機能を持たせるのではなくて、総合支所を核として、その周りにそういう地域にある支援の組織、あるいは団体等がきちんと暮らしのサポートをトータル的にマネジメントしたり、あるいは実践をしたりする形になれば、合併によって生じた、いわゆる総合支所の住民の方々の不安の解消にもつながっていくだろうと、こういう考え方でございます。これ以上の具体策については、私が余りはっきり申し上げますと今後の議論に1つの枠をはめるということにもなりますので、そういう考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 了解しました。

総合支援センターの中身も町民のコミュニケーションの場での1つの提供ということも入れていただきたいというふうに思います。

それから、2番目の町長直轄の政策室設置はという中身ですけども、現在の、この後追加議案の説明があるというふうに先ほどおっしゃったので、その場で詳しくは出るというふうには思うんですけども、今の組織の課の上部に置くというふうなお考えだというふうに、今お聞きしたのですけれども、今支所が3カ所ありますよね。旧3村にあるわけですけども、こ

れも何回か議題に上がった中身ですけれども、田島に支所がないということ考えた場合に、来年度に向けてでしょうけれども、田島支所をつくり、そして、田島地区の現場対応をしていただくという形にして、本庁の中に政策室を置くという形の方が、非常に組織的には円満なのかなというふうに、私なんかは思ったんですけれども、前回、旧田島町議会時に質問をした中身においては、なかなか、現在の課の中の政策決定とか、情報の収集力が弱いというふうに、僭越ながら指摘させていただいたわけですけれども、その中で、なかなか将来にわたる政策をつくれないうふうなことでそういった部署をつくったらどうだというふうなことで質問をした経過があったというふうに思います。

今回合併をして3村に支所ができた。現場対応ということだったろうというふうに思います。それで、田島町には支所ができなかった。つくらなかつたということを考えれば、これからでも、10年間の特例の中でしっかりとした足腰の強い町をつくっていくということを考えれば、来年にでも今年度中でも、その支所を立ち上げて、そして、本庁体制はそういった政策室を中心にした組織の方が流れ的にはいいのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをさせていただきます。

町長直轄政策室についてであります。結論から申し上げますと、いわゆる、ただいま、あるいはまた昨日からご質問をいただいております総合支援センター、これをどういうものにしていくか。これは、町長はそう考えているけれども一体だれがいつどうやってその要望を進めるんだということになります。したがって、この町長直轄政策室の中で総合支援センター構想を具体的に構築していきたいというのも1つございます。

それから、昨日もご質問にあったかと思いますが、私たちは地方自治体の執行責任者として、財政削減、いわゆる財政支出の、いわゆるむだな経費を極力削減するという任務、そういう責務がございます。しかし一方で、削減する一方で将来をきちんと見通した、将来の持続ある地域の発展のために、今何をここで始めなければならないのか。どんなものに手を打っていかなければならないか。つまり、雇用対策を含めて新たな地域発の経済事業を起こしていかなければなりません。そういう問題は課内で議論して成果が得られるものではありませんので、課を超えてということで申し上げてまいりましたが、なかなか、これまでやってきた職員の価値観の中では難しいものもございます。したがって、この直轄政策室の中で考えていこうということをおもっております。

それから、もう一つは、いわゆる、先ほどごみの問題も出てきました。このごみの減量の間

題は大変重要でございます。しかし一方で、医療費の非常に増加している現状を見ると、この医療費の対策をどうするかということも出てきます。この医療費の問題も、ひとつ健康福祉課やそういう係だけの議論、あるいは提言だけでは十分でない。つまり、いわゆるお年寄りをどうやって地域の中に出てもらって、そして生きがいを持ってもらって、大きな病気にならないようにするかという問題になってきますと、企画観光課の方の部門にもなります。こういった医療の部分も含めて、総合的に将来に向けてこの政策室でしっかりと現場の声を聞きながら議論を進めたいということで、この政策室の設置に踏み切ったところであります。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 田島支所の観点はちょっとお答えしていただけなかったのですけれども、その点も、余りしつこくは聞きたくないのですけれども、組織の流れ上、先ほど私申し上げました中身の中で、やはり田島支所という考えはございませんでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをさせていただきます。

現在のところ、田島支所を立ち上げるという考え方は持ってありませんが、先ほどからお話ししておりますように、総合支援センター構想の中で、いわゆる、現在、本庁でやっているものがそういう業務分担ができれば、その時点で検討してまいりたい。このように思っております。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 了解しました。

なお、町長直轄の政策室の中で議論をいただけるとありがたいなというふうに思います。

それから、3番目の障害者自立支援法施行を受けての町の取り組みはということで再質問をさせていただきます。

市町村が行う地域生活支援事業という中身を先ほど提示していただいたわけですが、これは国が示した法定的な内容でありまして、これだけはやりなさいというふうな中身だろうというふうに思います。それで、先ほど私、演壇の方から申し上げましたように、この地域生活支援事業というのは、地域差が出る中身なんですよね。それで、この南会津町は、この障害者自立支援法を受けて、他町村とは違う、こういったことはこの町ではやりたいというふうなこともあろうかというふうに思うんですね。その市町村の創意工夫でもってニーズに対応できるという裁量権を大分与えられているわけですから、やはり、安心して安全なまちづくりのために、障害者もいらっしゃるわけですから、独自の政策というものは会議の中で上がらなかった

のでしょうか。お聞きいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまの地域生活支援事業についてでございますが、私も議員と同じような認識を持っております。絶えず、私は職員に対して、昨日も申し上げましたが、国の制度は制度として、その中で地域の実情がどうなっているのか実態把握をきちんとして、その中に改善、改革の余裕があるのか、あるいはそういう領域があるのか。これをしっかりと確かめてくださいと、このように申し上げております。

そんな中で、この地域生活支援事業については、仰せのとおり、ここで差が出ます。この差をどういうふうには、では、解消し対応していくかという問題は、今後、さらに議論される場所ではありますが、1つだけ申し上げますと、私たちはお金をかけるということ、資本を投入するという事の中に、必ず、これは回収をするんだと。いわゆる効果をきちんと明確に位置づけておく。その効果は、直接的な効果だけであってはならない。交流して広がって行って、つながって行って効果があらわれるものもあると、こう考えまして、障害者の方々に今1つの提案をいたしましたのは、いわゆる物づくりをしております。しかし、物をつくることだけで終わらないで、むしろ、この地域で物をつくっている人たちが何に困っているのか。そういうところに、その方々が、例えば参画できないかということで、販売の方に参画しようということで、例えばの話ですが、いろいろな施設の中で、機会を見ながら、その施設と相談をしながらそういう業務をしていこう。そういうふうにつなげて考えた場合に、この地域生活支援事業は他に比較して、ここならではの、南会津町ならではのものにでき得ると、こんな認識は持っております。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 今、町長がおっしゃったように、障害者も社会に出て収入を得て生活の喜びを得る、生きる喜びを得るというふうな姿にぜひ持って行っていただきたいというふうに、行政の役割も大きなものがあるというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、今回の自立支援法の中の一番の、私は改悪だというふうに思っているのですけれども、応能負担から応益負担ですか、いわゆる定率負担になったと。1割負担になったと。軽減等の中身はあるわけでありましたが、一律1割負担をしていただくというふうな取り組みになったわけですけれども、前回の旧田島町議会でも申し上げたように、就職、所得の保障もないのに、

何で定率負担なのかというのが障害者の大きな声だろうというふうに思うんですけれども、その中で、また、地域生活支援事業に戻りますけれども、その負担的には当町はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

なお、前回——前回というか、この間新聞に載っていました、この支援を受けての県内の軽減措置をやっている町村は今のところ聞いていないと。県の方の見解で、県の方はこれからニーズと調査をして考えていきたいというふうな新聞報道があったのですけれども、当町としてはどんなお考えなのかお伺いしたいというふうに思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今回の改正で定率負担の問題、一律10%でございますが、6月の初めころでしたか、精神障害者の会、あるいは支援する人たちが町長室に見えられました。この問題について、現状を訴えていきました。そんな中で、私も本当にこのままでいいのかという認識は持っておりますが、では、しからばどういうふうに、町としては対応するんだというところまでは、今のところ検討を進めておりません。ただ、1つだけ、その方々とお話したときには、これまでのように、やはり支援する側も、ただただ行政や国の制度を批判するだけではなくて、私たちができること、あるいは田島町には発展支援事業もある。こういう取り組みの中で、しっかりとお互いに姿勢を見せよう。それが、もし町民に理解され、いろいろな立場で支援しようという動きになれば、これはまた新たな定率の問題も含めて検討する大きなテーマになっていくだろうと、こういうふうに話をさせていただきました。

したがいまして、今現在、定率についての考え方は白紙の状態ということでお答えをさせていただきます。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 ぜひ検討をしていただいて、この町は優しい町だなというふうな町にしていきたいなというふうに思います。もちろん、障害者みずから働いて、先ほど申し上げたように生活する喜びを得ることが一番大事だというふうに思いますので、支援、支援、支援ということではなくて、それも行政の一つの後押しがあれば、仕事を見つかったりもできるだろうというふうに思います。

最後になりますけれども、一言申し上げて、私、質問終わりたいというふうに思います。

先ほど町政理念について、私お伺いしましたけれども、このたびの町長選挙において、芳博町長が、ある20代の青年に、一緒にやろうというふうに言われたと。その青年が私のところに

来て、非常にうれしそうに私に言われたんですね。これこそが、湯田町長の、本当に根本的な理念だろうというふうに思います。ましてや、若い青年が、20代の青年が、日ごろ役場の幹部さんたちや町長などから、一緒にやろうなどと言われた経験はなかったというふうに思います。

この理念というのは非常に大事だろうというふうに思うし、現町長の生命線であろうというふうに私は思っております。この理念というのは、やはり、住民にだけではなく町職員、ましてや議会に対しても、町長が描くまちづくりにおいて町長が達成すべき不可欠なものであるというふうに、私考えております。ぜひ、この理念のぶれることなく、これからの町政執行、まちづくりの基本とするならば、必ず町長が目指す町というのはできるというふうに、私確信していますので、ぜひ最後に、再度町長にその決意をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○児山寿明議長 残り時間が少ないので手短にお願いします。

町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまの意見を真摯に受けとめて、その理念の継続に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 以上で私の質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で3番、渡部優君の一般質問を終わります。



◇ 大 宅 宗 吉 議 員

○児山寿明議長 次に、8番、大宅宗吉君の登壇を許します。

8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 8番、大宅です。

私は、質問事項2点、これより質問させていただきますが、いずれも答弁は町長にお願いします。

まず第1点、地域振興策についてであります。

国の規制緩和の政策により、その功罪はともかくとして、各地で地域おこし事業や異業種の

参入によって雇用の場の増加が図られたり、停滞している地域産業に、何とかしようという活力が見られるようになってまいりました。

一方、業種によっては過当競争となり、大変不況に立たされている業種も出てまいりました。我が南会津町も、今後、この傾向が続くであろうと推測されるわけであります。

このような中、今年度の予算を見ますと、いろいろ事業案が計画されていますが、合併後最初の予算案ということもあり、旧町村の事業案がそれぞれ提案されている感は否めません。当然、事業は継続が大切であるということもありますので、決して悪いこととは思いませんが、郷土の発展のため、今まで旧町村がそれぞれやってこられた事業、そして、相互理解と協力を深め、地域の輪と特性を生かし振興を図るためには、より理解度を深めることが肝要であると考えます。農林業や商工業、建設業、観光業等の実情をお互いに知り合い、一丸となって振興を図るためには、これら異業種間の話し合いのできる場の設定をしたらいかがかと考えます。

少し時間を費やす手間はありますが、地産地消を推進したり、資源の有効活用をすることができたりと、そのメリットは大きいものがあると思います。地域を知るということは大切なことであると考えます。

このようなことから、より一層の地域振興を図るため、私は仮に地域産業連絡協議会と言いますが、このような趣旨の集まりの組織を設けられる考えはあるかどうか伺います。

2番目に、地域均衡と活性化について、3点についてお伺いいたします。

まず最初に、新町南会津町として総合支所方式を採用されたわけですが、本庁と支所の機能がそれぞれの役割の中、きちんと果たされることが大切です。そのためには、いろいろな条件や方法があるわけですが、人事の配置や人数、そして、そこで働く職員の考え方や意識が大変重要だと思います。

したがって、本庁と支所の連携や情報の共有、意思の疎通、確認等執務実態がうまく機能していないと、各支所や本庁の役割が十分に果たせず、住民サービスが低下したり、各地域間のバランスが崩れたり、遅滞したりする懸念があると思います。旧町村時代、それぞれの地区のなれ親しんだ方法やシステムが、合併によって変わった部分も多分にあり、職員の方も大変苦労されていると思いますが、これらの課題について、現在どのように職員の中で話し合わせられ実行され確認されているか、その対策をお伺いいたします。

2番目、合併してからちょうど3カ月たちました。合併協定である地域協議会は、現在どのようなになっているのでしょうか。合併協議会では、地域住民の意見を行政に反映させるとともに、住民に身近な事務を住民に身近なところで処理し、住民と行政が連携する協働のまちづく

りを推進するため、条例を制定して設置すると決められました。各自治区には事務所及び地域協議会を置き、その構成員は区域内に住所を有し、住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮して町長が選任するとありますが、その構成員は選任されたのでしょうか。協議会の役割として、町長、その他の町の機関より諮問された者、または必要と認めた者について審議し、町長、その他の町の機関に意見を述べることもできています。

また、町長は条例で定める町の施策に関する重要事項であって、地域自治区の区域に係るものを決定し、また、変更しようとする場合はあらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならないともなっています。

そしてまた、町長、その他の町の機関は、そのような意見を勘案し、必要がある認めるときは適切な処置を講じなければならないとあり、この地域協議会は非常に重大な役割を持っているものと私は認識しています。

したがって、協議会委員に選任され、お引き受けされた方々は、それなりの自覚と責任を持って活躍していただきたいと希望するわけです。各地区が画一的な施策をもって均衡であるとは、毛頭考えておりませんが、それぞれの特徴を生かし、地区の発展と住民サービスのできるように、どのような、今現在進捗状況であるかお伺いいたします。

最後に、3つ目、行政と各種事業を確実に機能的に運営するために、財政不足や、以前新聞等によると、今後、職員の数が平成30年までに約130人の削減計画目標ということが載っていましたが、これら長期展望を視野に入れながら、現在、町の関係組織の見直しや改編、または、新たな組織として有能な職員や人材の活用を図る考えはあるのか伺います。

町の職員の削減は、財政上当然考慮していかなければならないとよくよく理解はできますが、町民にとっては大切な就労の場でもあるわけです。有能な人材の活用と就労の場があってこそ、町の過疎化に歯どめがかけられたり、町の発展が期待できるものと思います。

地域支援センター構想を、先ほどから何度も町長は質問されておられますが、これらについて、中・長期の展望という視点からでの考えをお伺いいたします。

以上、2点、大きな問題についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 8番、大宅宗吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域振興策についてのおただしであります。新町まちづくり計画の中で基本目標を地域資源を生かした産業振興として、農業と商業を密接に関連づけ、農産物の生産振興と、その販売展開の推進を掲げております。

また、観光部門では、首都圏からの交流人口を増加させるとともに、地域資源を生かした観光と4つのスキー場の活用に力点を置いた施策を設定しております。現在、田島地域では、民間企業で南工会という組織が動いております。町でも雇用の確保、産業の振興の面から連携を図ってきたところでありますが、新町においても、先人が築き上げてきた資源をもう一度検証し、それぞれの分野をつなげた発展的、持続的な取り組みを積極的に進める必要を強く感じております。

おただしの地域産業連絡協議会の設置につきましては、より実効性の高いものにするためにも、今後、地域協議会のご意見をいただきながら検討してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、地域均衡と活性化に関する1点目、本庁及び各支所機能を十分果たすための対策についてであります。本庁と総合支所、各課等の相互連絡調整を図り、統一性の高い町政を有効的に執行するため、課長会議を初め、適時適切に総合支所から支所長や担当課長の出席をお願いし、絶えず現状と課題の共有を図っているところであります。合併間もないこのときを、気づきと創意工夫のときととらえ、職員みずから積極的に現場の声を引き出し、納得性とやりがいのある職場環境を導き出せるよう、今後はさらに移動町長室を考えているところであります。

さらに、2点目、地域協議会の設立、進捗状況についてのおただしであります。第1回目の地域協議会を6月2日から6日にかけて、舘岩、伊南、南郷、田島の順で開催いたしました。今回の会議の内容は、会長、副会長の選任、地域協議会の概要の説明、平成18年度の地域事業の説明を行い、委員からの質疑や要望をお聞きしてまいりました。今後、地域協議会は定期的なものとして、8月、11月、2月ごろに開催いたしますが、地域協議会がその区域内の重要な事項について独自に審議する場合は、必要に応じて随時開催することになっております。

なお、地域協議会の役割については、一般行政報告に記載しておりますので割愛をさせていただきます。

次に、3点目、組織の改編と職員の人材活用についてのおただしであります。議員おただしの方向性に、私も全く同感でありまして、現在、職員の皆さんと課題の認識、解決の方法、そして、何よりも将来予測への洞察力を身につけようと、本気で話し合いを進めているところであり、特に研修参加後の気づきをどのように行動、実践するかについて、一人一人丁寧に、そして真剣に議論をしているところであります。すべての仕事は、その人材によってなし遂げられるものと強く認識しているところであり、過去の歴史から大いに学びつつも、過去の経験

則にとらわれない柔軟性を身につけ、地元ならではの提案をつくり出そう。このような協議を日々重ねているところでございます。

そこで、3番議員の質問にもお答えをいたしました。本定例会の追加提案として、町長の直轄政策室を設置するための条例案を提案いたす予定にしております。今後とも、新たな行政需要に的確に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えをさせていただきましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 まず最初に、産業振興の方でお伺いしたいのですが、連携を深めたいと、町長、今答弁ありましたけれども、私、役場内の職員だけの課のだけの連携ではなくて、やはり行政と民間が一体になった連携というものが重要であると、私はそう思いますが、そのような連携をやはり今後図っていくために、それぞれの、私としては構想ですけれども、今まで決まったような人たちばかりではなくて、各地域に埋もれている、また、そういう考えを持っているそういう人たちを掘り起こして、そういう人たちの考えを取り入れて実行していくということが大切かと思えます。ですから、充て職とかそういうものではなくて、本当に、真に現場で頑張っている人たちの意見を真に聞くと。そういうような体制にしていただければと思えますのが、そのような考えがあらわれるかどうか伺います。

それから、今、先ほど答弁の中で南工会という組織の話が出ましたが、私、これよくわかりません。概要でもいいですからご説明いただければ。お願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、連携の関係でございますが、ただいま8番議員が申されましたこと、私も常々そう思っております。私の手元に委員の選任についての文書が上がってまいりますが、それを推薦、あるいは選定をした理由について十分な、今検討をしております。そんな中で、最近上がってきたものに健康づくり委員の選任がございました。このことについては、先ほど申し上げましたように、それぞれの団体等の充て職みたいの方々については、もう一度検討し直すということで、今現実的に、いろいろな形で健康づくりに取り組んでいる方。あるいは、地域の中で、余り表には出ないけれども確かな活動をされている方。これをもう一回みんなで探そうということで進めておりますので、このことについては私も全く同感でありますので、大変大

事にしていきたいと思っています。

2つ目の南工会のことでございますが、南会津工業という、いわゆる、誘致あるいは進出をした企業がそれぞれ旧田島にはございました。その旧田島町の中でそれぞれの企業と現状問題を話し合おう。あるいはまた、町の政策について意見交換をしようということで、年2回会合を持っております。その会合の中にそれぞれの工場等の視察も含めて実施しております。現在、南工会の課題としては、それぞれの業務に波があります。その波があったときに、いわゆる派遣会社に社員をお願いをしてもなかなか、まとめて10人というような規模の確保はできない。こういう問題を町で何とか対応できないのか。こういう要望もございました。したがって、これから、若者定着等を含めて、この企業との意見交換会はさらに進めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 ぜひとも、民間と行政の連携を。今まではどちらかという疎遠のような状況に、各旧村単位でもありましたから、ぜひとも、推進力をつけるためにこれを実施していただきたいと、そうお願いします。

それから、職員の件ですが、職員は公僕として共通認識を持って職務を遂行できるよう、また、広い見識や見聞をしたり、民間企業への研修等を実施される考えは今後あるのかどうか。郡山ではデパートとか、あるいは民間の飲食店とかそういうところに、実際、職員が派遣されてそういうふうに行われているようですけれども、やはり、民間の考え方、これからの行政も、さっき費用対効果というような話もございましたけれども、やはり、企業的経営を、自治体も考えていかなければならないと私はそう思います。そういう意味で町長の考えを伺いたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

結論から申し上げますと、現在、民間企業あるいは民間のいろいろな、いわゆる政策等の機関、研究機関等に派遣するという思いは大変強いのでありますが、実は今のところそこまでの決断には至っておりません。と申しますのは、職員の方々、これまで行政を中心とした研修会、あるいはいろいろな会議に出席をいたします。そのときに当然復命がございます。この会議に出て、あるいはこの研修に行ってきた勉強になりましたという復命は、一切、私は受け付けません、こう申し上げております。勉強しにいて勉強になることは当たり前のこと。したがって、まずそういう研修等に出る気構え、これをもう少し内部で、みんなで確認し合った上で、

その後十分に民間等で学べる、あるいは築ける、こういう状況になったときに考えたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 ちょっとしつこいようではございますけれども、私、職業としては農業もやっているわけではございますけれども、国の農業政策、この政策を決定する基準となるもの、一体何なのか。何十年も日本の農業というものの現状を国はわかっているはずなんですけれども、現実に施行されている農政は、全く現場を無視したような農政ばかりです。それは、ごく身近な自治体からそういう状況の把握がなっていないから、それは農業ばかりではないと思っておりますけれども、商工業でもそうだと思いますけれども、やはり一番住民に直結している職員の方が、その状況を実際にわかって、そして一つ一つ積み上げたものが国の農政の行政の反映となってくるものと私は思います。

ですから、そういう意味において、国はもちろんそういうことも当然考えていただきたいのですが、少なくとも、この合併した旧1町3カ村の職員の人たちは、それぞれの今までの旧町村単位での状況はある程度認識しているとは思いますが、新しく職場になって赴任された各地区の職員がおられるわけで、そういう人たちが地元を再認識されるがためにも、やはりそういう場をぜひとも設けていただきたい。私はそう思いますが、その点でもう一度お願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま農業政策の問題を例に挙げておただしをいただきました。私も、本当に心の底から同感であります。農業政策については、今、県あるいは国に、そういう意味では異を唱えるべきところは異を唱え、改善を求めるところは改善を求めています。しかし、なかなか、これが実行に移されないという状況にあります。

そんな中で、せめて地元で、それぞれの自治体で農業政策を独自にできないのかと、こういうことで、いわゆる職員の人材育成に取り組んでいるところであります。私も町長になる前に8カ月間、経営者研修の方に参加をいたしました。これは8カ月間延べずっとではなくて、周期的に行ったり来たりした研修でありましたが、そんなときに、いわゆる心構えのない人たちは必ず脱落をしていきます。こういうことであっては、やはりせっかくの機会が物にできないので、もうしばらく、私は職員の方々と、その姿勢、いわゆる投資と効果、あるいは回収という問題も含めて議論を深めた上で、その後、いずれ議員がおただしのような時期が来るかと

いうふうに理解をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 それでは、地域協議会の件について伺います。

先ほど町長は、既に地域協議会が開かれたと申されましたけれども、役員を選任したり事業内容を検討をしましたというような話がありましたが、その内容としてせめて役員、それから役員構成員の任期とか、それから、もし、その委員の選任基準等町長のお考えがあれば。それから、どういう過程で選任されたのか。例えばどういう人にか町長独自の判断でしたとか、あるいは、どういう方々とちょっと話されたとか。もしそういうことがお話しできればお伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただ、私からは、その選任基準についてお答えをさせていただきまして、役員並びに構成員の件については担当課長の方からお答えをさせていただきます。

選任基準につきましては、先ほど8番議員がおただしにありましたように、でき得る限り、この合併に関心を持っている方。そして、それぞれの分野にやはり、余り偏らないような形。それからまた、これまで余り委員とか何かに登場しない、そういう人たちを、できるだけ声かけをして見てくださいということをお願いをしております。そんな中で1つだけお話ししたのは、合併協議会にこれまでかかわっていた方々がいることの方が、むしろ協議会としての運営上好ましいのではないだろうかということで、合併協議委員の方に参画をいただいたという経緯がございます。

いずれにいたしましても、その地域の支所長を通して、これらの基準をもとに選定をいたしましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 そういう中で任期と役員の件、どうなっていますか。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、役員でございますが、田島、これが18名、それから、南郷、館岩が12名、伊南が12名、これが委員でございます。役員につきましては、具体的には……伊南10名。

それから、役員の任期でございますが、これは2年で再任を妨げないということになってお

ります。

それから、具体的には地域協議会の会長さんの役員なんですが、田島町につきましては会長が舟木亀吉様、副会長様が辺見久美子様、それから、館岩につきましては会長が芳賀恭助様、副会長が星喜久夫様、南郷地区については会長が小椋時雄様、副会長が……

〔発言する者あり〕

○星 廣政企画観光課長 これ伊南ですね。伊南につきましては小椋時雄様、副会長が林敏男様、南郷地区につきましては会長に岩渕国男様、副会長に馬場司夫様ですか、それぞれ決めまして、具体的には委嘱状の交付から概要を説明しまして、これから具体的に地域の状況に応じて、先ほど町長が申しあげましたように、8月、11月、2月を、ひとつ予算前をめぐりに定例会を持ちますが、必要に応じて、今後具体的な回数、夜昼を問わず、委員の中で、これは報酬そのものを支払わないものですから、その中で旅費程度ということなものですから、その中で具体的に協議は、地域に応じて進めていくという状況でございます。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 今、答えられた課長さんは企画振興……

〔「企画観光」と言う者あり〕

○8番 大宅宗吉議員 観光。

では、この協議会はそこに属するという……

〔「ええ、そうです」と言う者あり〕

○8番 大宅宗吉議員 そうですね。

私、先ほど質問の中でも申しましたけれども、やはり、この協議会は飾りであってはならないと思います。ですから、単なる諮問機関でなくて、町長はいろいろここに諮っていかねばならないということもありますし、そういうことからして、これが本当に機能して、地域の特性を生かす。そして、均衡のとれる行政ができるように町長さんの運営をぜひともお願いしたいと思います。

それから、地域支援センターということが、先ほど何回も質問されておりますが、この事業内容、総合支援センターということからすれば、考え方として公益事業と、それから収益事業と、そのような仕分け方にすれば、それは総合的な考えからすれば両方やられる、可能だというような考えをお持ちですか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず最初に、地域協議会のことで申し上げますが、形だけであってはならない。そのとおりで、実はこの地域協議会の中でいろいろ出た意見をもとに、移動町長室をやろうという判断をさせていただきましたので、大変現実的な議論の場になっていくだろうというふうに理解をしております。

それから、地域支援センターの件であります。当面考えておりますのは、広域的なサポート体制というふうに考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、いずれにいたしましてもお金をかける、そこに資本を投入するということは、どんな形であっても、最終的には福利厚生や何かの部分でも、いわゆる評価をしなければなりません。それは、効果と回収という意味で、いわゆる次の段階に踏み出すこともあり得ると、このように考えております。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 いずれにしましても合併したわけです。1町3カ村がそれぞれ今までやってきたこと、一緒になってやろうと。そういうふうな事情があってもそのようなことでやってきているわけですから、住民が一番不安に思う、やはり、私らは端っこだからとか、そういう意識は、必ず心のどこかにはあるかとは思いますが、これは、いたし方のない部分かもしれませんが、私たちが南会津町の中心は、行政も経済も、何といても田島地区が中心であることはだれもが周知のとおりだと思います。そういう意味で、合併することによって、逆に地域の見直しと、その各地の意識が高まってきていると思います。よい意味での意識は大切ですが、地域エゴになっては、私は最悪だと思うわけでございます。南会津町が真の融合ができるように、私たち議員も誠心誠意努力していかねばならないと思っています。

そういう意味からしても、町長を初め職員の方々、これらの人たちにも誠心誠意努力をしていただいて、地域を理解していただいて、これからの行政に頑張っていただきたいと、そう希望いたしまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で8番、大宅宗吉君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食にします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

○児山寿明議長 ここで、企画観光課長より発言したい旨の申し出がなされておりますので、これを許可します。

企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 先ほど、8番議員さんに地域審議会の任期、2年と申し上げたわけですが、3年と訂正させていただきたいと思います。

なお、再任は2回までできるということでございます。

○児山寿明議長 訂正方よろしく申し上げます。



◇ 大 竹 幸 一 議 員

○児山寿明議長 それでは、32番、大竹幸一君の登壇を許します。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 早速一般質問に入りますが、非常に眠い時間でありますので、眠くならないように頑張っておりますのでよろしく申し上げます。

最初の質問は、行政サービスの低下についてという質問でございます。

3月に町村合併がしましたけれども、この合併の大きな目的は行政サービスの向上ということにありまして、これはいろいろな機会に説明をしたり聞いたりしたわけでありまして、しかし、最近町民より、次のようなサービス低下の声が聞かれます。一例を挙げますと、田島地区におきましては、カスミ草などの苗の補助が、合併前は継続栽培分もありましたが、合併分は新規に拡大する分だけになったと、こういうことであります。私も3年か4年前までにはカスミ草をつくっておりましたので実感としてわかりますが、約1反歩をつくりますと苗の補助が5万円ほどの補助があるわけでありまして、これがなくなったということですから、大変大きいということがわかるわけでありまして。

また、2つ目には、館岩地区の小学校で自然の家での宿泊研修をする場合、今まで村から

2,000円の補助金があったのですが、これがなくなったため児童の負担がふえたと、こういう声も聞かれております。

さらには、この前の16日に、この御蔵入交流館で少年劇場というものがあつたそうではありますが、これは今まで西部地区の小学生は南郷で、年に1回劇を見る機会がありまして、それを無料で見たということではありますが、今度は御蔵入交流館で行いまして300円という負担がふえたと、こんな声が聞かれております。

これらは、合併協議と申しますのは、これは合併協定書というふうに私は思っておりますけれども、この段階では具体的にはなっておりませんでした。したがって、その後、どの段階で決められたのか。予算編成方針の段階なのか、これを伺いたいと思います。

さらにまた、それにつきましては、要綱という形でまとめられているのかどうか伺いたいと思います。

さらに、こうした例以外のことが合併協議、合併協定書以降の段階におきまして決まったサービスの変化がある場合、それを伺いたいと思います。その数が多ければ表にして、わかりやすくして伺いたいと思っております。

さらに、私は、自分なりに感じた点としまして、広報紙につきましてもサービスが落ちたなというふうに思っております。今まで、恐らく広報紙が一般質問に上がることは余りなかったかと思っておりますけれども、やはり広報紙というのは町の顔でありますから、やはり早い機会に改善をしていただきたいという点で質問項目に上げたわけでございます。

「広報みなみあいづ」5月号ですね、これを例にとつて質問をいたしますと、合併してもページ数がほとんどふえておりません。合併前と同じ、大体20ページ。合併前の月ではちょっと少ない月もありましたので、1割ぐらいしか今のところふえていない。その分、内容は結構ありまして、文字の大きさが……フォントですね、これが小さくなっておりまして大変見にくいというふうに思っております。そんなに圧縮してつくる必要があるのかなと。

そこで、この広報紙につきましては、合併前の4町村の予算と合併後の今回の予算、これはどうなっているのか伺うものであります。

3つ目ではありますが、大変誤字が多いということに気づきました。

一例を挙げますと、文芸欄という欄がありますけれども、その欄だけで11文字の誤字があつたわけでありまして。以前は、この原稿を出した団体を役場に呼ばって、そして校正をしていたわけでありまして、今度はやられていなかったわけでありまして。この対応としましては、この編集委員会がありませんので、ぜひ編集委員会をつくって、そして多くの人の情報収集、そし

てチェックをすると。こういう体制をつくる必要があると思いますがいかがでしょうか。

さらに、文芸欄の作品掲載数であります。毎月1団体から3つの作品しか掲載されないようになりました。合併前の約半分に削られたわけでありまして。私は、ここを合併前よりもサービスが落ちていると、こういうふうに言っているわけでありまして。せめて、1ページは使って作品数を3つ以上にふやしてほしいなというふうに思っております。

さらに、5点目であります。この文芸欄の作品の漢字にはすべて振り仮名をつけるというふうになりました。これについては、各団体から早速、それでは困るという話もありまして、改善の方向にはありますけれども、いましばらく待ってほしいと、こういうことでもあります。確かに難しい漢字はやむを得ないとしましてもすべての漢字に仮名を振るとするのは、これは文学的な価値を落としてしまうわけでありまして。この点につきまして、5月号に載った各団体の代表に聞いてみますと、やはり私と同じく、すべての漢字というものは困ると、そういうことを言っておりましたのでこうした声を参考に、ぜひ改善を求めたいと思います。

次の問題は町営住宅問題であります。

きょうの民友新聞に修学援助者数が大変ふえていると、こういう社説が載っておりました。これは、小泉構造改革等によりまして、そのひずみ、それが大きく広がっている一例であります。ある人は、飛鳥2というような立派な船に乗って1,000万円近いお金をかけて地球1周をすると、こういう旅をする人もいれば、一方では300万以下の収入しかない人がどんどんふえていると、こういう現実があるわけでありまして。

そこで私は、3月議会におきまして格差解消の一つとしまして、町営住宅に住んでいる方、こういう方は収入も一定程度低い。それから、住宅に困窮していると、こういうことでもありますから、その負担の軽減を図る必要があるということで、2つほど提案しました。その1つは、入居申請とともに求められている連帯保証人の書類提出は、条例のとおり入居が決定してからとすべきである。2つ目は、今2人必要とする連帯保証人は、会津若松市のように1人とすべきであると、こういう提案をいたしました。その提案に対しまして、4月臨時会において改善が図られたことがわかり、さらに、入居者選考委員会も廃止されたということが条例を見ると明らかになりました。

今議会では、次のとおりに質問いたしますが、まず1つは、入居に際して払う敷金、これは住宅使用料の3カ月分となっておりますけれども、会津若松市などのように2カ月分として利用者の負担を軽減してはどうかということでもあります。

それから、2つ目は、この敷金の残高と管理方法、利子はどうなっているか。この敷金につ

いては予算書の中にも見たことがありませんので、どのようになっているのか伺いたいと思います。

3つ目は、退去する際に多く発生する修繕費、これはいわゆる自然損耗による修繕費というふうに、そういう観点から質問いたしますが、旧田島の条例では、畳の表がえ、破損ガラスの取りかえなどの軽微な修繕及び給水栓、点滅器、その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は入居者の負担となっているが、今度の合併後、新しい条例では、ふすま、壁紙の張りかえというふうに、畳の表がえのところが変わったわけでありまして。それ以降のところは破損ガラスの云々については同じでありますけれども、なぜそこが変わったのかその理由を伺いたいと思います。4月7日の臨時会の際には200もの条例が、わずか短時間で審議されるというようなとんでもないことがあったわけですが、私はこの条例を一つ一つ見てみますと、その変わった点があったことがわかりました。その理由を伺いたいと思います。

さらにその後、この問題について調べていきますと、昨年12月最高裁判所におきまして、この公営住宅の自然損耗の修繕費、これは家主が負担すると、こういう判決がありました。またさらに、旧建設省は98年に同様のガイドラインを作成しておりました。そしてまた、2004年には国土交通省も、裁判の判例などを追加した改訂版というものを公表していたわけでありまして。

これらから判断しますと、畳の表がえ、あるいはふすま、壁紙の張りかえ、これらは、本来は家主、つまり町が負担すべきと考えますが、そのために条例の改正が必要でないのかというふうに思いますが、どのようにするか見解を伺いたいと思います。

以上、この席からの質問は終わりました、答弁によりましては自席から再質問いたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 32番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、行政サービスの低下に関する1点目、田島地区でのカスミ草等の苗の補助の決定経過についてであります。合併協議会の分科会、部会、幹事会で検討を行い、産地づくり推進に向けて、総花的に補助を行うのではなく、真に規模拡大を目指すやうな農家を支援するため、規模を拡大する分について補助をすることに決定いたしました。

なお、このことにつきましては、平成18年1月31日の第20回合併協議会で概略を報告しているところであります。

次に、2点目、館岩地区小学校の宿泊研修補助金廃止の件についてであります。旧館岩村においては、館岩・上郷小学校4年生、5年生がさいたま市立自然の家に宿泊研修する際に、

1人2,000円を補助しておりました。この件については、合併協議における事務の一元化調整として、学校教育分科会で協議されましたが、旧館岩村に持ち帰り、協議検討の結果廃止することとし、後日開催された教育部会及び幹事会において承認されたものであります。

この背景には、合併4町村のほかの小・中学校で、このような宿泊研修に対する補助の例がないこと。さらに、旧伊南村において補助していた、小学校、中学校の修学旅行補助金を廃止したこともありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目、合併協議以降に決められたサービスの変化についてのおたただしであります。行政サービスにかかわる基本的なものについては、幹事会、正副会長会議を経て合併協議会で議決をいただき、最終的に合併協定書に反映され、それに基づき、今定例会に予算を計上したところであり。しかしながら、事務費、旅費を初め行政執行の中で細部にわたるものについては統一した予算編成方針に基づきまして、旧町村ごとに査定し、その結果をお互いに確認して予算を計上しております。このことは、単に合併によるサービスの変化ではなく、現下の地方財政と将来見通しを検証した結果の改革や見直しでありますのでご理解をいただきたい、このように思います。

次に、4点目、広報紙のサービス低下についてのおたただしであります。広報紙のページ数、文字の大きさにつきましては、平成17年度は月16ページで、平均10ポイントの文字の大きさを5,400部を作成し、平成18年度は月20ページで、平均9から9.5ポイントの文字の大きさを9,000部を作成しております。ページ数は昨年度と比べ、約2.5割をふやしております。また、文字の大きさにつきましては若干小さくしたものの、行間及び文字間をとり、読みやすさを工夫しているところであります。

また、広報紙に係る予算額につきましては、平成17年度が16ページで月9万2,400円。1部当たりになりますと17.1円。平成18年度は20ページで13万2,300円。これは月でございますが、1部当たりになりますと14.7円ということになっております。

広報は今までのお知らせ的な機能から、良好な、住民と行政との創造、協働等を目指すことと、住民みずからによる地域社会の構築のための情報等を踏まえる必要がございます。その基礎となるものは各地域の正確な情報を提供することが重要と思われ。ます。

また、それら広報によって、地域の全体像や地域の取り組み等が町民に知らされることによって、住民の自由な意思や行動を受けとめながら、それを本町の公益につなげるための広聴活動を実施することも必要であるものと考えております。

これらのことから、広報の正確性を再認識し、誤字等がないように工夫するとともに、今後

の広報のあるべき方向性について、本庁と各支所の担当職員で構成した編集会議で再検討するように指示をしたいというふうに思っております。

ご指摘の文芸欄の作品掲載に関するおただしにつきましては、さきに申しあげました広報紙の役割を考えますと、現在のページ数程度でやむを得ないものと考えております。

また、振り仮名の件につきましては、広報を読む読者への配慮からも難しい漢字につきましては振り仮名をつけさせていただくようお願いしたいと考えております。

次に、町営住宅に関する1点目、敷金の利用者負担軽減についてであります。公営住宅法第18条において、敷金は3月分の家賃に相当する金額の範囲内において徴収することができるようになっており、南会津町町営住宅管理条例第27条においては、家賃を3カ月以上滞納したときに住宅の明け渡し請求ができることとなっております。また、同第14条において、未納家賃等があるときは、敷金のうちから控除することになっています。したがって、同月の3月分を敷金としておりますので、現在の取り扱いのままでご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目、敷金の残高と管理方法及び利子についてのおただしであります。本年3月20日の合併時点における敷金の残高は1,451万8,380円であります。管理方法につきましては、雑部会計において管理をしており、利子は3,267円で、一般会計に繰り入れをして住宅修繕費等に充てております。

次に、3点目、退去時の修繕費に関する条例の変更理由についてであります。合併協議会において、合併するそれぞれの町村の管理条例のすり合わせを行い、その作業の中で破損ガラス等の取りかえなどの中に、畳の表がえ等が含むものとして変更をいたしました。誤解が生じるようであれば、今後、近隣町村の実態調査等を行いながら、管理者及び入居者双方にとって納得のできる範囲の中で、より条例とするための検討をしてみたいと考えております。

次に、町営住宅管理条例改正についてのおただしでございます。民間賃貸住宅等においては、修繕費等を考慮した家賃設定が可能であります。町営住宅は公営住宅法によって家賃算定方式が定められており、低廉な家賃で提供しているため、判例の事情とは異なるものと思われれます。

また、公営住宅法第21条において、事業主体の修繕費用の負担の範囲を定めておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えをさせていただきましたが、具体的事項については担当課長に答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 まず、行政サービスの問題で、例として挙げましたカスミ草などの苗の補助ですね。この問題についてであります。新規拡大分の、いわゆる意欲のある人に補助をしたということでありまして、しかし、現在値段も非常に安くて、さらに高齢化もしているというふうなこともありまして、なかなかその規模拡大をしたくてもできないという状況もあるわけなんです。そういう中で、補助の削減ということになりますと、これはますます栽培意欲をなくすわけでありまして、そして、これを一気にゼロでなくて、例えば、今まで3分の1の補助があったわけなんですけれども、これを、やはり4分の1なり5分の1なり、このような協議はされたのかどうか、そこを伺います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

現在まで、それぞれ補助制度、助成のあったものがなくなるということは、それは当事者にしてみれば大変負担のかかる話になってまいります。このことについては、私も承知しております。ただ、先ほども申し上げましたが、これまで当たり前のようにもらえていたものが、今後ずっと続くのだということで事業運営をした場合に、本当にこれからの継続性につながるだろうかという問題も、一方では考えなければなりません。

そこで、私が旧田島町長時代に、これもご理解をいただいて納得していただいたと思っておりますが、肥料の助成補助金、これも削減をさせていただきました。このことについては、発展支援事業をどうぞ活用していただきたいと、このように申し上げましたが、なかなか独自に規模拡大等の発展をさせるという企画が出てこなかったことも事実であります。そこで、農林課の方に、現在、企画観光課の方でやっております発展支援事業の農業版を何とか検討してほしいと、このように指示をしておりますので、そういうやる気のある人たちの機会についてはなくしてはいないと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今、町長から、当たり前のように補助をもらえるのを改めるというような言葉がちょっとありましたが、私はこれは改めてほしいと思うんですね。これは、当たり前ではなくて、町長が1年7カ月前に町長になる前に、私ら5年、6年前になりますけれども、やはり花卉部会の中で町の方と話し合って、そして、どういうふうにしたらばその栽培者がふえるかと、そういうことを真剣になって話し合って、そしてつくったものなんです。それを、当たり前のようにもらえるなどという言い方、これ、とんでもないですよ、これ。これや

はり、すぐこれ発言を撤回してほしいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

過去にそのような経過があったということはお認めをいたしますが、状況は絶えず変化していきます。したがって、私は絶えず状況変化の中で新たな取り組みをしていく。そういう意味で私はこの意欲のある方々に、拡大をする方々に助成をするという方向転換をさせていただいたということがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今後改善を図ってほしいと思いますが、次に、また例として挙げました子供の宿泊の問題であります。これについて、ほかでやっていないからということで、これ削られたというふうに、私もこれ、ちょっと担当の方にも聞いたらそんな話だったのですが、しかし、合併のその基本である行政サービスを落とさないで頑張るんだと。ここの観点を忘れていると私は思うんですね。

それで、これ、ちょっと教育長にも伺いますが、義務教育は無償ということがあるわけですね。これを狭く解釈して、教科書と授業料が無償なんだと、こういう解釈もあるようですが、私は、さらに、もっといろいろな点からなるべく負担をかけないようにやるんだと。こういう精神でなければだめだと思うんですよ。いかがですか。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 ただいまの質問にお答えします。

確かに義務教育は無償でございます。しかし、総合的にいろいろなことを考えましたときに、経済性とか、そういったことをやはり考えなくてはならない。つまり、国の方においても、現在、教科書でさえ何とか無償でなくしようというような考え方もある現状でございます。そんな中でございますが、議員おただしのとおり、本当に、全部こういうのはやっていければ、行政としては本当に幸せだと思うのですが、なかなか難しい状況であるということで、やむなく、このすり合わせの中でこのような結果になったのだらうと、私は考えます。

以上です。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 追加してお答えをいたします。

先ほど申し上げました、町長が申し上げました館岩地区の宿泊研修、あるいは伊南地区の補助関係でございますが、これらは旧田島町でやっておりました小・中学校の入学祝い金制度、

これを西部地区に導入する際に、今ほど申し上げました2つの事業について、発展的に解消して、それらで補うと。逆に言いますと、2,000円の補助よりも入学祝い金の方が予算的に多く配分するというので、子供に対する支援をより一層充実する観点からそのようなすり合わせとなったということをご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今後の改善を求めますが、お願いしますけれども、次は広報の問題にいけますが、先ほど町長の方から、たしか17年度の広報については16ページという話がありました。私、単純にページの数だけ競うつもりはありませんけれども、そして、18年度は20ページという話があったかと思います。ちょっと、私の聞き間違いでなければね。ところが、これ、何を見て言っているのでしょうか。例えば、私、ここに17年10月の広報を持ってきましたけれども、これもちゃんと20ページあるんですね。今回のその広報も20ページなんですね。何を見て、これ答弁されたのですか。ちょっと、全然おかしいですよ。間違っていますよ。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私の言葉足らずだったと思いますが、その月によってページがふえるということもございましたので、平均的な発行を考えたときに16ページが平均だと、こういうふうに思って答弁をさせていただきました。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 平均という趣旨がわかりましたけれども、しかし、その16ページだけを見ますと、17年度は16ページで18年度は20ページだから、相当ふえているのではないかと、こういうふうになりますので、そこを注意していただきたいと思います。私が見る限りでは、ほとんどふえていない。今のところは同じですね。今のところはほとんどふえていないという状況であります。

そこで、これは、今、町長平均ということを言いましたが、ある程度編成方針といいますか、何ページにするかというふうな方針を、固定的には持つの難しいと思うんですけれども、その辺、一応あるのかどうか。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 本年度の予算編成時にそれぞれでやったわけでございますが、今までの、先ほど申しました平均ページ数よりも、合併して、それだけ多くの地域の情報を載せることから、先ほど申しましたようにページ数をふやすようにして予算計上をいたしたところでございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今後とも、そんな方向で、なるべくふやす方向でお願いしたいと思います。

それからあと、いま一つは、編集委員会の話に対して編集会議という話がありましたが、これは職員だけの編集会議だと思いますが、私はむしろ、毎月集まらなくてもいいですけども、やはり一般の人も交えたような編集委員会をつくって、一般の人には二月に1回くらいでもいいと思うんですが、やはりいろいろな観点から声を聞く、職員以外の体制をつくったらどうかと思いますがいかがでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

現在のところそういう考えは持っておりません。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 はい、わかりました。

それでは、時間もあと5分くらいでしょうから、町営住宅の問題へいきますが、町営住宅の問題で新しい条例におきまして、自然損耗についての修繕費ですね。これについて条例が変わったということではありますが、実は条例が変わっても退去する際に入居者が負担して修繕するものについては、条例が変わる前も畳の表がえのほかにもふすまや壁紙の張りかえもやっていたと、こういう話を聞いております。さらにまた、その条例が変わってから、今度はふすまや壁紙の張りかえというふうに条例がなってからも、今度畳の表がえもやってもらうと、こういう条例と実態が合っていない、そういう実態があるんだということを聞いていますが、それは本当ですか。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えを申し上げます。

4町村の条例の中でも、以前から畳の表がえは入居者の負担ということでやっておりました。したがって、新町になってからも今までどおりのことなものですから、住民のサービス低下にはなっていないと、このように考えております。その中で、町長が答弁しましたように「等」という字、議員ご指摘のように200ほどの条例のすり合わせをやった中で、修繕費はガラスの破損等というところに読みかえたのかなと、こんなふうに思っております。

申し上げましたように、今後、近隣町村の条例を調べた中で不都合であれば、いろいろ調査した中で検討してまいりたいと思っております。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 実は、昨年の秋に町営住宅を退去された方から、畳の表がえのほか
に網戸や、あるいはふすまの張りかえですね、こういうものもやるように言われてやりました
と。畳が8万3,000円、網戸とふすまの張りかえが5万6,000円で合計で13万9,000円ほどかか
ったと、こういう話を聞いておりますが、先ほども言いましたが、もう既に昨年の時点で条例
と合わないことをやっているのだと思うんですね。また、条例が変わってからも条例と合わ
ないことをやっている。これは条例違反だと思うんですよ。町が、あるいは、我々が議会で承
認したこれ条例ですね。条例と合わないことを町民にやってもらっていると。これは本当にお
かしいと思うんですね。

そして、さらに、現在の条例と実態がおかしいし、さらにその条例が、この最高裁の判例、
あるいは国の指導ですね、それと合っていない。これ、二重の意味でおかしいと思うんですよ。
二重の意味で。

それで、先ほど条例改正については、一般のアパートと違って安くやっているの、その判
例とは違うんだと。こういうふうには先ほどご答弁がありましたが、しかし、ことし3月6日の
朝日新聞にも載っていますが、敷金問題研究会のヤスダという弁護士ね……

○児山寿明議長 残り時間は1分30秒です。

○32番 大竹幸一議員 その方は、公共性の高い公団は家主のかがみとして負担を早く見直
すべきだと、こういうふうには言っているんですね。

だから、公共住宅というのは家主のかがみなんです。だって、それに基づいて一般の民間
の方も追随してくるというふうになりますから、やはり率先してその負担を軽くするよう
にすべきだと、こういうふうには言っているのですがいかがでしょうか。

○児山寿明議長 建設課長。

残り時間1分です。簡潔に。

○舟木平蔵建設課長 判決の事例なんですけれども、町長が申し上げましたとおり、民間の賃
貸住宅は10年、20年スパンの中で、そういうような補修も含めた中での家賃の設定が可能で
あります。ところが、公営住宅の場合には法が前提となりますので、住宅の使用料金は各事業
主体が勝手に決めることはできませんので、その辺の違いはあります。したがって、新聞
の記事は、私承知しておりますけれども、各自治体がすべて、それに追随するというふうなこ
とではなく、各自治体の中で財政事情を考慮した考えの中で家賃の設定をすべきであると、こ
ういうことも書いておりますので、すべてではないというふうに私どもは認識しております。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 以上で質問を……

○児山寿明議長 制限時間です。

○32番 大竹幸一議員 終わりますが、非常に不満の残る答弁であったことを指摘して質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、32番、大竹幸一君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 秀 春 議 員

○児山寿明議長 次に、7番、湯田秀春君の登壇を許します。

7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 議席番号7番、湯田秀春。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は所用があって議案書が届く前に質問事項を書かざるを得ませんでした。したがって、答弁内容が町政施政方針の中に記入されていますことを前もってご承知いただきたいというふうに思います。

今回の質問は、数字的には4番となっておりますが、大きくは3点であります。

1点目は、南会津町となって初めての定例議会であり、新町長の所信表明の意図することについて、詳しく説明願いたいということでございます。

2点目は、町民にとって関心のある合併後の政策について、公平性の観点からお尋ねしたいことが2件ほどあります。

最後ですが3点目、行財政の改革について伺いたいというふうに思います。

まず、新町長については、この広い南会津町のトップとして、どんな考え方でどんな行政執行するのだろうと、多くの町民は関心を抱いていると思います。そこで、去る5月25日の町長の所信表明について、再度確認の意味で述べてみたいというふうに思います。

先ほど町長の方からもありましたけれども、通告してありますので読ませていただきます。

1つとして、特色ある地域の暮らしを総合的に支援できる地域支援センター創設に全力を注ぎますと。地域支援センター創設とはどういうものか。もう既に11番、3番議員にもお答えしておるわけなんですけれども、通告してありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目としては、公共交通対策を積極的に進め、4つの地域を一体的につなぎ、地域の利便さをつくり出しますと。具体的な内容があれば伺いたいということでございます。

3番目としては、現場の声を第一に考えた地元提案型公共事業で、安全・安心の暮らしをつくり出しますと。地元提案型公共事業とはということでございます。

4番目。分散するさまざまな地域活動の連携を図り、生産や物産と観光が一体となって所得の向上に取り組みますと。具体的なイメージがあれば伺いたいと思います。

5番としては、森林環境税を活用した仕事づくりと交流促進のステージづくりに取り組みますと。私は田島出身でありますから、昨年、里山再生事業をやりましたのでそういうことかということ、そこにクエスチョンマークをしておきました。

6番目としては、幼児教育と学校教育の連携で、豊かな子育て地域を目指しますと。

7番としましては、地域助け合い事業の充実で少子・高齢化社会を支える仕組みをつくり出します。これも具体的な内容があれば伺いたいというふうに思います。

8番目として、将来予測に対応できる執行体制を整え、納得のいく行政運営を行いますと。ほかに、さらに詳しく具体的な説明を願えればありがたいと、こんなふうに思います。

次に、大きく2番目として、田島地区の中学校の給食をどうするかということ、教育長さんにお尋ねしたいと思います。

4町村が合併して田島地区だけやっていないものに中学校の給食があります。田島地区の中学校給食を実施する考えがおありかどうか伺います。これも既に、10番、19番の議員に検討委員会、7月ごろ立ち上げるというふうなことを聞いておりますが、教育長さんの考えですね。中学校の給食というのはどういう姿が理想かということ、観点を変えてお尋ねしたいと思います。旧田島町の教育長さんは、親が弁当をつくってやるのが、これが理想というか正しいんだというふうな話があったかと思いますが、今度の新しい教育長さんはどういうお考えになっているかお聞きしたいと思います。

それから、その次、同じく、やはり田島地区でやっていない面で防災行政無線の設置、これがございます。これも導入する考えあるかどうか伺います。あるとすればいつごろを予定しているかということでございます。

最後になりますが、行政改革大綱の策定期限はということ、合併協定によりますと、行政改革大綱を策定するとなっておりますので、その内容と策定期限についてお尋ねしたいというふうに思います。

また、新町まちづくり計画の行財政の分野の中で、財政健全化計画の策定とありますが、そ

の内容と策定期を伺うものであります。中でも、新町の適正な職員定数、きのうは職員数322名というような話があったわけですが、この人口に対して適正な職員定数というのは果たしてあるのかどうか。そういった意味で伺いたいと思います。

それから、行政評価制度の導入を考えておられるかどうか伺いたいと思います。

最後になりますが、合併特例債事業の計画があれば、その内容と総事業費は幾らなのか、これを教えていただきたいと、こんなふうに思います。

町村が合併し、一段落とは思いますが、今後の過疎化と少子・高齢化の進行を考えると、自立できる自治体を目指すなら、行財政改革は待たなしで続けていく必要があるかと思いません。実は、きょうの日経新聞をごらんになった方は、北海道の夕張市、これが再建団体にきょう表明するというような記事が出ておりました。まさしく、自治体も非常に厳しい状況に置かれているかと思いません。

そこで、3つの提言をさせていただきます。そこには書いてはありませんけれども、そんなに難しいことではないのですけれども、1つ目は、職員のコスト意識を持つために予算を残すのが美德であるというような考えを進めていただきたい。予算を残すのが美德であるという考えを進めていただきたい。

それから、2つ目は、町民のコスト関心を持たすために貸借対照表をつくっていただきたいと。これは、総務省の新地方公会計制度の研究会報告書でも、今後3年以内に貸借対照表、それから行政コスト、こういったものをつくりなさいよというふうに言われていると思いますので、この辺をお願いしたいなど。提言したいなどというふうに思います。

最後になります。これは行政評価制度、多分お考えになっているかと思いますが、内部でやる行政評価と外部があると思うんですけれども、役所を訪れる町民にアンケートをお願いして、そういう外部評価も導入していただきたいという、この3つのことを提言いたしまして私の一般質問、この演台からは終わりたいと思います。

なお、再質問があれば自席よりさせていただきます。

以上でございます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 7番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、所信表明の意図についてのおただしであります。さきの町政施政方針で述べたとおりであり、国・県の動向を見きわめつつも、地方財政対策と生活関連手法の整備について、地域力の喚起に向けた重点選別の予算執行に努力してまいりたい、このように考えております。

そこで、おただしの8つの課題解決施策について説明を加えます。

まず1つ目、特色ある地域の暮らしを総合的に支援できる地域支援センターの創設についてありますが、このことについては、先ほどのお話のとおり、11番議員の質問にお答えしたとおりでありますので、ご了承をいただきたいと存じます。

2つ目、公共交通対策を積極的に進め、4つの地域を一体的につなぎ、地域の便利さをつくり出すということについてありますが、2つの峠を越えた合併の格差のない総合的な発展を目指すには、生活路線バスのあり方や鉄道交通の有効性から見た二次交通対策が必要不可欠と思いますので、これらの実現を目指すものでございます。

3つ目、現場の声を第一に考えた地域提案型公共事業で、安全・安心の暮らしをつくり出すということですが、ご存じのように、これまでの公共事業は補助事業としてさまざまな条件が全国画一的に定められております。採用に当たっての不満や施行後の苦情もたくさんございます。

そこで、補助事業から交付金事業に移行される制度改革の中にあつて、そこに暮らす人が考え、決めるという最も当たり前の原点の視点で、国や県へ提案する事業を推進していくことということでございます。

4つ目、分散するさまざまな地域活動の連携を図り、生産や物産と観光が一体となった所得の向上に取り組むということですが、これもご存じのとおりで、商業や工業、農業や林業など個々別々の取り組みをこれまでしたこと、してきましたことに反省を加え、つながってつながって生産したものは必ず収入につなげるという一体的な取り組みを進め、それぞれの分野の努力が実り大きいものとなるように所得の向上の目標を掲げて、そして、取り組みを進め、さらにはそれぞれの事業体が体力をつけられるものにしていきたいと、このような考えであります。

5つ目、森林環境税を活用した仕事づくりと交流促進のステージづくりについては、1番議員の質問にもお答えをしたとおりでありますので、ご了承いただきたいと思えます。

6つ目、幼児教育と学校教育の連携で、豊かな子育て地域を目指すということですが、このことについても、既にご存じのことと思えますが、学力の向上や子供たちの健全な育成など、将来を担う子供たちの問題は、一つ学校という枠の中だけで解決できないと、こう考えるのは私だけではないと思えます。そこで、幼児教育の主体的責任を担う家庭や保育施設などと高等教育まで一貫性のある学校教育を相互に連携を図り、地域における総合的な教育力を高める取り組みにしていきたいという願いであります。

7つ目、地域助け合い事業の充実で少子・高齢化社会を支える仕組みをつくり出すということにつきましては、地域が持つ、特に集落の助け合いの力をこれまで以上に引き出し、地域で目配りする、あるいは地域で子供の安全を確保する。このような地域で支え合う力、あるいは、介護や除雪事業でひとり暮らしの不安を解消する、そういう力。こういうものを確立しながら、少子・高齢化社会の課題を住民の自主性と創意工夫で解決できる南会津町ならではの、顔の見える地域づくりを目指すものであります。

8つ目、将来予測に対応できる執行体制を整え、納得のいく行政運営を行うということにつきましては、11番議員や3番議員、または8番議員の質問にも関連がありました。答弁をさせていただきましたので、ご了承をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、これらの政策実行は行政組織の枠を超えながら、現場の声を第一義に考え、より現実的で実効性のあるものに仕上げていく必要がありますので、それ相応の時間を費やすこととなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、防災行政無線設置の考え方についてであります。防災行政無線の計画につきましては、新町まちづくり基本政策の柱の一つである、みんなが住みやすいまちづくりの実現のため、安全・安心の確保の施策に位置づけられております。既にご承知のとおり、舘岩、伊南、南郷地区においては整備されていることから、田島地区での整備が課題となっております。さらに、田島地区が本庁となることから、中枢の役割を果たすための統制機能の整備も必要となり、本庁からの的確な災害情報を通報できる体制が求められております。

本年は南会津町防災行政無線施設整備に伴う調査設計業務を委託し、現地調査等をいたしまして、電波伝搬調査、音響伝搬調査、設置場所調査を実施いたしまして、無線回線設計を行い、全体事業費の把握に努めてまいります。

また、東北総合通信局に、合併による防災行政無線移行計画書を提出することが義務づけられておることから、協議を重ね、その結果も踏まえ年次計画を策定していきたいと考えております。

新町建設計画では、広域事業として合併特例債を活用して事業を推進する計画となっておりますので、今後、全体的な財政状況にも配慮しながら、平成19年度には着工できるような手続を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、行政改革大綱の策定期間に関する合併特例債事業の内容と総事業費についてからお答えをさせていただきます。

合併特例債の建設事業の総額は、平成18年度から10年間で約93億7,000万円で、このうち、

合併特例債は67億5,000万円を予定しております。また、基金造成に係る総額は4年間で20億7,000万円で、このうち合併特例債は19億7,000万円を予定しているところであります。

建設事業の主なものは、防災行政無線の整備事業、地上波デジタル放送基盤設備事業、ごみ処理広域化事業、町道及び農林道の整備事業、県営事業負担金、義務教育施設整備事業、保育所整備事業などを予定しております。

次に、行政改革大綱の内容と策定期間についてであります。国においては、平成17年に地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を策定し、地方公共団体に対して行政改革大綱の策定を要請しているところであり、町としましても、今年度中の策定を予定しております。

その内容といたしましては、事務事業の再編整理、統廃合。それから、指定管理者制度の活用を含む民間委託等の推進。さらに、定員管理の適正化。そして、手当の総点検を初めとする給与の適正化。さらには、市町村への権限移譲、出先機関の見直し。そして、第三セクターの見直し。それから、経費節減等の財政効果等となっております。その指針に沿いながら張り張りをつけて、今後策定する考えであります。

また、財政健全化計画の策定につきましては、合併後の最初の決算となります平成18年度決算の状況を見て判断したいと、このように考えております。計画の内容は、県から示された市町村財政計画策定要領に基づいて、公債費比率、経常収支比率等の各種財政指標の適正水準の確保。行政水準に状況や歳出抑制のための方策などを、年次別計画により目標値を掲げて策定するものであります。

職員定数は、合併協議会において作成した財政シミュレーションでは、職員の補充率を35%として推計しており、これを基本としながら、新たな行政需要に的確に対応できるよう、適正な定員管理を図っていく考えであります。

また、行政評価制度は、現在研究を開始したばかりであります。今年度、その導入の検討をする考えでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、町長に求められました質問にお答えをさせていただきましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 続きまして、田島地域の中学校給食を実施する考えがあるかとのおたがしでございますが、10番議員、19番議員にお答え申し上げましたように、検討委員会を立ち上げまして、鋭意検討に入りたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

なお、先ほど中学校における学校給食のあるべき姿、理想はどう考えるか教育長答えろというようにお話がございました。個人的には持っていますけれども、個人的な場合と、私は今現在教育長としての立場でございますので、その教育長の立場から申し上げます。

渡部前教育長は、PTAの、この町のPTAの代表、それから、校長、それから栄養職員の代表等の集まりのときに、考えられたこと、決まったこと、それをもとにして学校給食は弁当がよろしいというようなことになっていたのだと思います。そういう経緯、私も田島小学校におったときに給食の担当係をやっておったものですからその辺は存じております。

それで、この教育行政を携わる者としては、やはり地域の人々のニーズ、そういったものを酌みながら、町当局とのいろいろな折衝をしながら、そして、そこの中でできる範囲で、皆さんのニーズにできる限りこたえたいというふうに考えております。

以上でございます。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 一番最初の所信表明の意図についてということで、中身は11番、3番、6番議員あたりもそれぞれ聞いてありますので、視点を変えてちょっと町長にお伺いしたいと思います。というのは、町長の田島町長就任のときにもやはり8項目挙げました。それとこれは違うとなればどうしようもないわけですけども、そのときも、地元提案型交流経済というような形で、8目挙げたのですが、1年7カ月田島町長をやって、今度南会津の町長になったと。そうしますと、若干違いがあるわけですよ。その違いについて、どうしてこう違うのかというふうなことで視点を変えてお聞かせ願えればと思います。

というのは、前に議会との連携を深めというようなことがありました。これがなくなっております。それから、既存企業の支援というようなことで雇用の安定を図りますとありますけれども、既存企業の支援というのがなくなりました。これどうしてなくなったのかなというものもありますし、それから、有償ボランティア制度の創設というふうなことも言っておられたわけですけども、この辺がなくなって、今度のところにどういうふうな形でその結びつけていくのか、もしお考えがあればお聞きしたいと、こんなふうに思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、交流経済の関係でございますが、これについてはこの8項目の中に入っていないではないかと、こういうお話ですが、実は、言葉としてそういう文言がとれたからなのかというご心配をいただいていると思いますが、そうではなくて、例えば公共交通対策の段階で地域の

便利さをつくり出すということで、合併に伴う、いわゆるそれぞれの地域の便利さを引き出すということに重点を置いたからこういう表現になりますが、同時に、これは、いわゆる新宿から、あるいは浅草から電車が当町に接続されています。これらの観光客等、あるいは交流の事業を起こす場合に二次交通というものがどうしても必要になってまいりますので、これらとタイアップしたものになっていきますし、また、その分散するさまざまな地域活動の連携を図るということの中に、特に、生産は生産、販売は販売という、どうしても分断されたものがあつたので、これを連携することによって交流経済を起こせると。つまり、例えば、系統利用だけで販売をしていくものではなくて、交流の中で販売促進を図るという効果になれば、私は、当初に旧田島町長時代に申し上げた交流経済との結びつきはあると、このように理解しております。

また、既存企業の支援につきましては、これは、これまでも先ほど8番議員のときにもお答えをしましたが、いわゆる、進出企業、あるいは誘致企業との連携、あるいは意見交換会の中で、しっかりと今までサポートしてきたつもりです。その中で、当面考えられるのが、いわゆる雇用の安定確保だということもございましたので、町政施政方針の中に新たに、そういう技術の訓練等についての考え方も入れさせていただきました。

いずれにいたしましても、項目を余り多くしたくないということからそういう配慮になりました。

有償ボランティアについても、既にこれは、考え方の違いがあるかもしれませんが、地域支援助け合い事業、これはもうまさに有償ボランティアの一つの成果であると、こんな位置づけをしておりますので、いずれにいたしましても地域助け合いの支援事業の中で、さらに有償ボランティアの枠を拡大してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 わかりました。

それで、地域支援センターの件、いろいろ聞きましたから、私で3回目ですから大体わかったのですけれども、これ、どこか他の町村でもやっているということではなくて、町長みずからこういう言葉を出しているのか、よそでもやっておられるのか、その辺伺いたいと思えます。

それから、先ほど、この地域支援センターというのは、どうも総合支所の職員がだんだん減って、その行政サービスが低下するから、何かそれをサポートするように聞こえるのですけれども、そういう考え方なのか。それから、この田島の場合どういうふうに位置づけたらいいの

か、ちょっとそこだけ伺っておきます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

まず、他の町村でこういう取り組みがあるかという質問であります。言葉としてこういうふうに言われているかどうか、そこまでは、ほかの様子は把握しておりません。ただ、私がなぜこの考え方を持ったかといいますと、実は合併協議会の会長をさせていただきました。合併協議中に、全国の合併協議会の正副会長会議が東京でございました。総務省からの出席もございました。そんな中で、私から、私の合併は2つの峠を越えた合併になるんですと、こういう話をさせていただいて、この本庁と支所という機能だけでは、なかなか地域のこれまでの文化や風土や、あるいは持っている力、地域力というものをどうしても引き出せない、そんな不安もございますので、何とか、行政として総合支所を設置しますが、その総合支所を中心として、核として、総合的に地域の力を引き出して暮らしのサポートをできるような、そんな仕組みをつくりたいのだがどうでしょうかと、こういう話をしましたが、当時の課長補佐さんは、それぞれの法律があって、なかなか一括したものにはならない。しかし、つなげて、その状況、環境をつくり出すということはそんなに難しいことではないと思いますと、こういうことだったので、合併した後に、どうぞ地域の人たちの協議を進めながら相談に来てくださいと、こういう経過がありまして、私はこの件を発案させていただきました。

それから、そのサポートについてですが、議員のおただしのようなイメージでよろしいかと思えます。

以上です。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 わかりました。

それで、それから、中学校の給食も検討委員会でやると。

それから、防災行政無線も19年には着工したいということで進めていると、こういうことでわかりました。本当のことを言うと、防災行政無線そのものがどういうものなのかちょっとわからないのですけれども、ちょっと説明願えませんか、どういうものか。西部でやっていたのでしょうか。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

防災行政無線、防災の立場で、いざ万が一の災害、有事に備えて町民に速やかに、無線を通

じてお知らせする。有線ですと光ケーブルであってもNTT回線であっても、有線は切れれば通話できないわけです。無線はそういった危険性は、リスクは少ないかなということで、無線で町民、住民の方にお知らせしましょうと。西部地区では屋外の拡声機ございます。あれは相当、田畑……田畑と限らず屋外にいる人たちには有効ですが、家の中ではなかなか聞こえづらい、にくい世帯もあるというか地区もある。私どもの方では、いわゆる戸別受信機ですね。各戸、家の中に戸別受信機。各世帯に、ラジオ型といいますかそういうイメージしていただければいいのですが、戸別受信機を各家の中に置くと。公共施設にも置くと。そうすると、その建物の中にいる人も、どしゃ降りの雨の中でもまあまあ何とか聞こえるといいますか、そういったシステムでございます。

以上です。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 そうしますと、これを各世帯ごとに入れていくということでしょう。そうすると、これ、田島の場合ならかなり大変な金がかかるような感じするんですけども、それをどういうふうにするか、例えば田島も各世帯全部こう置くというお考えなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。どういう計画持っておられるか。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 確かに、例えば私は伊南出身ですが、世帯数が500ちょっと。田島町さんの、それこそ10分の1と言わないまでも8分の1、9分の1しかないわけです。無償で配布といいますか、ただ、今おただしのように、1台4万なり5万、まず数が多いから少し下がるのかなという期待もないではないのですが、その辺も含めまして、今回の防災行政無線施設整備調査設計委託業務の中で、その辺も含めて検討していきたいと考えておりますので、ここで結論的には申せませんのでご了解いただきたいと思っております。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 時間がないので了解しました。

それで、最後、この行政改革について、私ちょっと提言したのですが、答弁は返ってこなかったわけですが、これは書いていなかったから仕方ないかもしれませんが、実は、ある、これ市だったかな町だったかわかりませんが、行政の評価、これを町民が、役場に訪れた人にアンケートをとるんですね。簡単です。そんなに難しくはないです。身だしなみとか、あるいは説明だとか態度とかと、そういった5項目ぐらい挙げまして、それを5段階に入れて、そしてそれをぱっと入れる。町長も行政改革担当を設置するというような何かに

書いてあったと思うんですけれども、そういったところに行って、それをやるとどういふふうになるかと。職員の対応がすごくよくなったというのです。それを、最初はちょっと抵抗があるらしいんですけれども、何年か続ける間に良くなった。そういうところが1つございます。

それから、私が言った、1つは、今まではどちらかといったら予算をとったら全部使い切るのが正しかったと。ちょっと、今は古いかどうかわかりませんよ。だけれども、徹底して、町長みずからが予算を残すのが美德だと。徹底してそれをやったら、何と、入札の価格がありませんね、落札価格というのですか、利率というのですか、それが、平均落札率が90%ちょっとだったのが70%ぐらいになったという。そして、町長が1期やって2期目になったときには、基金が6割ふえたというのですよ。こういうような事例があるそうです。その町長さんが言うには、職員の意識を変えただけだと。今までは予算を使い切るというのが正しかったかもしれないけれども、残すのが当たり前のようにしただけだと。ですから、行財政改革にはピタンコだと思いますよ。

それから、もう一つ。合併して財産はどのくらいあるんだと言ったらだれもわからないのですよ。町長もわからないと思うんですよね。ところが、ここは大分前から貸借対照表をつくっているんですね。10年も前から。そして、先ほど私言いました。総務省の新地方公会計制度研究会報告書。これからは3万人のところは、全部、市はこれつくらなくてはならないんですよ。そして、3万人未満であっても3年間で準備しなくてはならない。だったら、どうせやるのだったら早目に貸借対照表をつくった方がいいと思います。基金はわかる、借金はわかるのだけれども資産がわからないんですよ。ところが、我々個人からすれば、町民からすれば、固定資産税を取られているんですよ。私たちの土地というか建物は把握されているわけですよ。取る方はわからないでは、ちょっと、これからはやはり合わないのではないかと。そういう意味で、貸借対照表をぜひつくってもらいたい。そうしますと、町民はコスト意識が出てまいります。それから、町としても、町民1人当たりどのくらい資産があつてどれだけの借金があつてと、こういうのがわかりますよ。そうすると、かなり関心を持つと。そういうことなので、時間が余りないのですけれども、それで一言、もし答弁を願えればありがたい。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

一つ一つをお答えする時間があるかどうかわかりませんが、行政評価についても、それから、いわゆる職員の意識改革の中で貸借対照表を使って現状を分析できるものにする。それから、さらに、予算については使い切るのではなくて残していくのだと、こういうことも含めて行政

改革の担当を通して、真剣に前向きに検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 終わりですか。

○児山寿明議長 はい、終わりです。

○7番 湯田秀春議員 では、これをもって終わります。

どうもありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、7番、湯田秀春君の一般質問を終わります。



◇ 平野昌盛議員

○児山寿明議長 次に、23番、平野昌盛君の登壇を許します。

23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 私、非常に上がっております。足が地球についているのかわからないくらいになっております。不手際がありましたらご勘弁願いたいと思います。

議会も執行部も、これは町民のためにあります。議場には、議会では質疑や質問するのは当たり前。それで、そういうことを深く認識しておりますので、強いて質問を今後も、あるいは質疑も続けていきたいのでよろしくお願いいたします。

今回私は、2つの事項について質問します。

1つ目は、格差のないまちづくりについてであります。

町長は、懇談会や所信表明等の中で、格差のない地域、いわゆるまちづくりに取り組む旨話されておりますが、これは4地域の地域協議会の意見をもとに、住民や職場の職員の声を聞きながらということであり、新町まちづくり計画にのっとった事柄にもなりましようが、私はその具体的施策の一環として、行事や催事、すなわちイベント等はその地域の実情等を考慮して、長期的にその地域に固定的に指定して行われるようにすべきであり、また、長期間を要すると思いますが、農産物等の複数になろうとも産地指定化を図っていくべきであると考えます。なぜならば、このようにすれば、当該地域経済は維持され、よりよくもなるのではないかと思いますし、実情に合った地域活性化も図られ、より格差のないまちづくりができるのではないかとともに思うからであります。

以上のような観点から、次の3つの事柄について為政者としてのお考えを伺います。

1つ、4地域のイベント等の指定化について。

2つ、4地域での農産物等の産地化について。

3つ、町長の考えておられる格差のない地域づくりの具体的施策の概要についての3つであります。

2つ目は、教育行政の基本構想についてです。

教育は人づくりではないかと思っておりますし、三つ子の魂百までなどと言われることもありまして、政務の中でも教育行政は重要な施策であると考えます。ゆえに、町における幼稚園児、すなわち幼児教育から社会教育、いわゆる成人・高齢者の教育までの基本構想の概要をお聞かせください。

以上でございます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 23番、平野昌盛議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、格差のないまちづくりに関する1点目。4地域へのイベント等の指定化についてのおただしであります。イベントや交流事業等につきましては、地域の活性化のために、その時々の実情に配慮しながら運営をすべきものと認識しており、合併協定書や新町まちづくり計画書等に基づき、各地域の歴史的背景を検証し、連結できるような工夫を凝らしながら、今後とも積極的に事業を展開する所存であります。

また、首都圏からの交流人口を増加させることは、当町にとって可能性を引き出すチャンスととらえておりますので、台東区やさいたま市を初めとする交流につきましては、本年度新たに設立いたしました南会津町都市交流推進協議会を中心に事業を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

次に、2点目、4地域での農産物等の産地化についてであります。それぞれ4地域には、気候や風土の特性を生かして生産されてきた作物がございます。例を挙げれば、田島のアスパラガス、南郷のトマト、伊南のエンドウ、舘岩のアカカブ等がありますが、これらの作目については、これまで各町村やJAの支援、さらには生産者の努力によってブランドとして確立されたものと認識を持っておりました。地域性や生産体制の状況に応じた、町・県の支援を適時適切に実施することで、より集団的生産基盤づくりへと展開することができるものと考えております。ひいては、南会津町発の、ここならではの経済活性化へ貢献できる、そのきっかけとなることを信じ、その推進に全力を注いでまいります。

次に、3点目、格差のない地域づくりについてのおただしであります。新町は県内ではいわき市に次いで2番目に広い面積を有し、特に2つの峠を越えての合併という中であって、地域の均衡ある発展を図ることこそが、私に与えられた使命と強く認識しているところであります。地域の皆さんの利便性を考慮し、総合支所方式として振興課など3課体制をとるとともに、4地域の特性を十分に発揮できるよう地域協議会を設置し、住民の声を反映させる体制を整えたことも、暮らしの現場の意見を集約した結果と言えます。

しかしながら、総合支所も補充率35%という職員配置の原則の中で、当初の総合支所機能が維持されるか心配なところも、現実問題としてあります。そこで、地域がそれぞれの地域力を発揮し、住民の生活を総合的に支援する仕組みづくりが必要となり、その1つが総合支援センター構想であります。具体的検討は、今後、移動町長室や地域協議会、さらには課横断の全庁的な取り組みの中で進めてまいりますのでご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、町長に求められました質問にお答えをさせていただきましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 続いて、2つ目のご質問であります教育行政の基本構想の概略、概要について申し上げます。

議員が既にご存じのように、合併時に策定された南会津町の基本理念、これを受けまして、教育委員会の基本方針を大きく2つ設定いたしました。その1つ目は、人づくりはまちづくりをスローガンに、家庭・学校・地域が連携し、心豊かでたくましく優しい人づくりを目指す。2つ目は、情報化社会を生き抜き、先進的、積極的に未来を開き話すことができる人づくりのため、自己教育力をはぐくむ教育を推進する。この2つでございます。これらの方針を推進していく上では、議員各位を初め町民の方々のご支援、ご協力は欠かせない要素であります。どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 私、2つ質問しましたのは、1つは、地域活性化の問題で、地域が寂れないような、イベントの問題は、これは指定管理者に委託しておられるわけですが、これは第三者の域を越えないということで、町は教育的、指導的立場にあるということで、今後、とにかくイベントは均衡のとれた、回数とって何ですが、とにかく寂れないような方向で指定してやっていただきたいと思っております。これについては、より明確化して指導していただ

いたいと思いますが、町長のお考えを伺います。

あと、農業関係の農作物の指定産地化については、これは、私、これからの農業は町の基幹産業でもありますが、少子・高齢化に応じて対応していくには、もう協業化しかないのではないかとこう思うのです。その1段階としてこの質問をしたわけですが、その農業の協業化について、産物を指定すれば協業化しやすいのではないかとこう思うわけです。農業の産地化について、町長の、よろしければお考えをお伺いします。

以上で1段階を終わります。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

地域活性化に関しまして、いわゆる、地域が寂れないようにというおたしでございまして。この問題は、言い古されておりますが大変重要な問題でありますので、指定管理者の話もされましたが、それぞれ4地域には指定管理者にゆだねられた施設がございまして。そして、その施設はそれまで携わってきた多くの方々の思いもあります。そういった思いと、現在ある施設の活用、これを、先ほど申し上げましたように、その領域を広げながら、ステージを広げながらイベントの効果が上がるような、そんな取り組みをさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、農業の産地化の問題につきましては、まさしく現状を見れば、少子・高齢化の中で大変厳しい努力がなされております。しかし、この答えとしての、あるいは個々人の農家としての努力が今後続けられたとしても、その可能性や発展性は非常に限りあるものであろうと、こういうふうな認識もしておりますので、今おたしのように、できるだけ地域の全体的な取り組みになるように、あるいはまた、それぞれ生産作物によってネットワークが図られて、体力がつくような、そんな農業政策も展開していきたい。特に、先ほど申し上げましたが、生産したものが必ず、高い安いはあるのですが収入に結びつく、こういう仕組みも真剣につくり出したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 今、1番目の格差のないまちづくりについてはご答弁いただきました。ありがとうございました。

次に、2つ目の教育行政の基本構想についてでございますが、これは、ちょっと基本構想の概要をお聞かせくださいとしてはおりますが、ちょっと細かくなりますが、教育は自然に触れ合う回数を多くしたり、あるいは体温の伝わってくるような教育の仕方を盛り込んでほしいと、

こう思うわけですが、よろしかったらご答弁願いたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 議員さんがおっしゃるのはもっともだと思います。

それで、現在、学校におきましては総合的な学習という、教科学習以外の学習の領域といえますか分野がございまして、そこでいろいろなこと、自然に触れたり体験をしたり、それから、地域の先輩方を先生に招いて、そしてご指導いただいたりというような五感を通して授業を行う、そういった学習もなされております。今後もますますそういったことを発展させていまして、そして、地域のよさやそういったものを見つけさせるような学習をさせていきたいというふうに考えておりますので、その節はよろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 答弁の内容よくわかりました。私の質問はこれで終わります。

○児山寿明議長 以上で、23番、平野昌盛君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。3時まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 室 井 強 議員

○児山寿明議長 次に、48番、室井強君の登壇を許します。

48番、室井強君。

○48番 室井 強議員 ただいまより一般質問をさせていただきますが、持ち時間の中でお許しをいただいて、一言だけ申し上げておきたいことがございます。4月の選挙におきまして、町民の期待と多大なる信任のもとに、はえある当選の偉業を果たされた初代南会津町長湯田芳

博様に、お喜びとお祝いを申し上げる次第でございます。さらに、助役、収入役、教育長と三方が新たに就任なされましたが、心からお祝いを申し上げますと同時に、さらに町長の補佐役として、持てる力を十分発揮なさり、南会津発展のために貢献をなされるよう希望を申し上げたいと思います。

その新執行部に対して、初めて質問をさせていただきますが、一般質問というものは政策論争でございます。私は、南会津の発展と町民の期待に沿うべく、それぞれの立場で提案を申し上げますが、私の提案と正反対の答えの出ることもやむを得ないと考えております。

さらには、提言事項の中には、どうしても改めていただかなければならない提言事項もございますので、十分理解の上、質問をいたします。

ただし、できるだけわかりやすく申し上げたいと思いますが、舌足らずの点がございまして、ご理解がいただけない点がありましたならば、自席より例を挙げてわかりやすく再質問をさせていただきます。

それでは、第1番目の温暖防止対策について。

県もエネルギー消費を家庭で、約10%削減するという実施を取り組みいたした次第でございます。これには、背景を申し上げますと、愛知万博のときチーム・マイナス6%というのが初めて打ち出されたわけでございます。これと同時に、アメリカではエナジスターに、各電気製品を変えることによって、世界を変えましょうと提案したのが始まりでございます。この家庭の10%削減といっても、中身が新聞等には詳しく出ておりません。それで、まず町は、みなみあいづ広報等によってどういうことを各家庭で実施すべきかという内容をPRすべきではないかと考えております。この点についての考え方。

さらには、次の2点について提言をいたす次第でございます。

クールビズが発足して2年目になりますが、町民にどのようにPRすべきかと。私はずっと、この議場に来てから見ていましたが、初日は寒くて、議長より脱衣を許可されてもわずかに7人だけでございました。それから、午前中は10人強そこそこの脱衣でございました。きのうは8人だけでした。こういう場合も形式的でなく、テレビ等で見るとおり、国会も県内でもいきな計らいで、議場に観光PRのフラダンス、そして議員はすべて執行部もアロハシャツを着てのすばらしい議会が開会されたことは、皆様もご承知のとおりだと思います。形式的なことをおやめになって、お祝い以外はラフな姿で議場でもいてもいいというようにやるべきでないかと提言するがいかがですかと。

それから、2番目には、E C O商品の選び方でできる温暖化防止について、電気、ガス、石

油機器、あらゆるものをエナジスターと、これは外国製品ではそうなっていますが、日本ではインバータ式と言っております。既に町長に、ある企業の平成16年度と17年度にエナジスターの電気に切りかえて、1年間に4万7,000円ほど減ったという資料は提出済みで、町長もご理解はなされると考えております。

そこで大事なことは、これを本気になって、県が実施していることに参画すれば、県内で全戸数が1戸、1灯、1器具だけでもエナジスターに変えることによって、経費は約6億6,000万から7億減るわけでございます。さらに、自動車に換算すれば6万台から7万台のCO₂の排出機能が削減されると、こういうことでございますので、十分理解の上、PRをしながら頑張ってくださいよう提言いたしますがいかがですか。

それから、2番目には、改善すべき事項として、町民から見た目でネームが、最敬礼をしないと見えないんです。私どもは名前と役職の資料はもらっていますが、旧3村から来た方たち、それから、旧3村の方たちも名前と顔が一致しない部分がございます。オリンピックや各種競技会のメダルならば、敬意を表して頭を下げながら見てもいいけれども、ネームはそういうものではないと。ちなみに、私は一般質問を出しに議会に行ったら、議会全員の方は胸にきちんとやられておった。それから、出会いをした、お会いをした税務課長、環境水道課長等もちゃんとやっています。

しかし、残念ながら、この建物の中にいる教育委員会の職員はほとんどぶら下げているだけです。そういうものはきちんと改めるべきではないかと町民からの厳しい提言がございましたので、直していただけるかどうか提言をいたします。

それから、次に申し上げますのは、町名変更に伴い、看板等の書きかえはいつごろまでできるのかと。これだけだと誤解しやすいので背景を申し上げます。かつて私は消防を30年勤めたが、町からペンキを購入していただき、自分たちで赤さびの消火栓を真っ赤に塗りかえた経緯がございます。そうすると、看板を全部書きかえるということは大変な経費につながります。私どもの企業でさえ、横判をつくったり縦判をつくったり、見積書をつくったりするのに、まだ半分ほかできておりません。そこで、わかりやすく言えば、旧田島町の入り口、そこには納税完納の宣言の町と書かれておりますが、下に、残念かな田島町と入っております。町長は南会津をPRするとこういうふうに言っておりますので、担当課がそれぞれ、旧3村の村という字と、それから、とりあえず町という字を、ペンキを買って消していただければ、南会津の田島ではこういう宣言をしているのかと、こういうことでございますので、必ず塗りかえろという意味ではないですから、誤解のないように、ひとつそういうふうにして、新しいキャッチフレ

一ズ等が南会津町にできた場合には、一遍に塗りかえることも可能でしょうから、それまで暫定的に、経費節減の折からやるべきではないでしょうか。こういうふうに申し上げたいと思います。

次に、荒中の土地の問題についてでございますが、前教育長より、どのように教育長は引き継ぎをなされたか。これだけではわかりにくいでしょうから、私は再三、強制執行をなさないとこういうふうに言うておりましたが、言を左右にして話し合い話し合いと、三十数年間放置した。なぜこれが大事かと申しますと、まず、話し合いでやれと言われたのか、指示で。強制執行をしてもいいと言われたのか。この辺の点をはっきり、教育長の方から答弁を求めたいと考えております。

それから、2番目には改正基準法が昨年6月1日施行になりました。今までは自分の土地だからと草ぼうぼうにしておいたり、そういう放置をするということはいけませんよと。ちなみに、見苦しい建物、危険な建物については勧告をすること、是正を命ずることができるとなっているが、この法律が荒中に当てはまるのかどうか。この辺の点を、まず第1点目に伺います。

それから、2番目、金を払って土地を登記を踏んでおきながら、いまだもって使用ができないということは、私どもの商業の世界では、これは詐欺という言葉に当てはまり、そして、刑事問題になります。

それから、3番目、登記を踏まった土地に対して、そういう建物を放置しておけるというのは不動産信託事件とあって、これも刑事問題に抵触するのかもしれないのか。

それから、4番目、金を払って登記が完了したのですから、まず境界が、もしはっきりしないとすれば、うちまで結構ですから自分の土地だから、ブルを入れて地ならしする考えがあるかないか。

それから、不履行を今まで三十数年間やってきたのだから、賠償請求の原因になるのかならないのか。弁護士によく相談をいたして、そうしてやるべきではなかろうかと考えます。ただし、弁護士といえども民事に明るい方、刑事に明るい方、契約に明るい方、それぞれ特徴があるが、今までの弁護士の相談した話を聞くとあいまいであるから、今度はそういうたけた、すぐれた方に相談をしてみたらどうかという提言ですから。この提言が必ず当たるとも、実行ができるとも限らないと考えていますが、ちゃんと相談を、今申し上げたことをするのかしないのか、明快な答弁を求めます。

それから、6月6日に文教委員会があったんです。そのとき、この荒海中学校の学校要覧が

文教委員の方は持っています。この中に誤解のしやすい文書があります。それは、学校の沿革に昭和50年1月8日、南側校地拡張と1,067平米と出ておりますが、いまだもって拡張はしていないはずで。誤解の抱かれるような沿革は、これ議員だけでなく町民のPTAも見ていますから、誤解のないように配慮していただくべきでないかと。

それから、最後に、最も大事なこと。文書の作成及び交換等については十分な心配りの上、今後の執行については注意なされるべきと提言いたしますと書いておきましたが、背景を申し上げますと、前回の議会では、私は強制執行しなさいと、こういうふうに申し入れました。ところが言を左右にして、まず話し合いでやるんだと、この一点張りでした。それでは、そういう文書、協定書はなかったのか、こう申し上げたところ、ありませんと答えていました。ところが、現実にはあったわけでございます。そこで、前教育長と前課長ならば、厳しくこれに対して申し入れをすることでございますが、今回は教育長が新しくなられ、そして、各課長も新しく就任したわけです。過去のことを振り返るよりも前に前進するためには、まずこういう文書をつくる時は、町長、三役等によく相談をして意見を聞いた上、さらには、議会に相談すればいい知恵も出るかもしれない。執行の権限で文書を書くの違反だと言っているのではないです。

その文書は何て書かっていたか。まず最初に、裁判を避け話し合いで解決する。話し合いで三十数年間も放置しておいたではしょうがないのではないかと。こういう書き方というものは違反だということだけでなく、言葉を選ばせていただければ、行儀が悪いとこう申し上げたい。今後は、こういう文書は執行の権限でつくるに当たっては、ご相談をしていただければ、私なりにこの協定書は不履行の場合は無効とすると1項入れておいただけで違うでしょう。恐らくこの文書は、昨年8月までにこの土地を引き渡すと、こういう約束の上で書いたのではなかろうかと推定される。この文書があったために話し合い話し合いと、こういうことを言っていたのでは行儀の悪い答弁だなど、私はそういうふうに理解しています。

そこで、今後、新しい教育長を初め各課長は、一日も早く解決できるように、私なりに提案したのだから、そこを理解の上、十分考えてこういう文書の作成等に当たっていただければ、それなりのあれがあるのではなかろうかと、こう申し上げたいと考えています。

以上、申し上げましたが、舌足らずの点がございましたら自席より再質問をさせていただきます。ただし、マイクの使い方が悪いために、後ろに行って低音が聞こえない。ちゃんとマイクをこういうふうに寄せて、きちんと答弁を願います。議長にそれだけは申し入れておきます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 48番、室井強議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、温暖化防止対策行政に関する1点目、クールビズの町民へのPRについてのおたただしですが、クールビズについては環境省が提唱する夏のビジネス用軽装の愛称であり、地球温暖化防止対策の一環として、国・県を初め各機関、民間等において広く取り組みがなされております。

なお、役場におきましても、本年6月1日より、執務中における軽装化の実施について取り組みを開始したところでございます。また、来客者に対してや各種会議の際にも、軽装化に取り組んでいることを職員が一丸となってPRに努めております。

さらに、地球温暖化対策については、私たち一人一人が日常生活の中で積極的に取り組む必要があることから、町民へのPRについても、なお一層努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、エコ商品のPRについてであります。福島県においては、本年3月に策定した地球温暖化対策推進計画の中で、県民の取り組みの柱として、環境への負荷の少ないライフスタイルの推進を挙げております。その中で、日常生活における省エネルギーのための取り組みとして、家電製品の買い替え時には省エネルギー型のインバータ式器具や、アメリカ環境保護局が推進するエナジスター対応の製品や再生品、エコ商品を選ぶなど、グリーン購入に心がける取り組みを行うこととしております。

本町におきましても、その趣旨を十分踏まえ、窓口でのパンフレットによる啓発や、広報紙等による啓発を実施し、地球温暖化対策に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、改善すべきことに関する第1点目、職員のネームの使用の適切性についてであります。現在、職員が付けているネームについては、合併を契機に、本庁、支所とも統一したところではありますが、合併前のネームに比べると大きさも大きく、また、職名なども入っており、大変見やすいのではないかと、このような考え方で採用させていただいたわけであり。今のところ、私に直接町民からの苦情は届いておりませんが、議員おたただしのような状況があらば、今後注意深く実態を見守り、改善の希望が多い場合は、その対応について検討し、怠ることなく住民サービスの向上に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、町名変更に伴う看板等の書きかえについてのおたただしですが、基本的に緊急度の高い順に、随時書きかえをすることになっており、現在も田島地域、南郷地域、伊南地域、

館岩地域の書きかえ作業を行っているところであります。その主なものは、多くの人が利用する町有施設の看板や学校の看板などであります。

また、書きかえの期限は特にございませませんが、なるべく早く、町民や来町される方々に迷惑をかけないような対処をしてまいりたいと考えております。ただいまご指摘をいただきました箇所についても、早速状況を調査した上で対応の手順に入らせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、町長に求められました質問にお答えをさせていただきましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 続きまして、荒海中学校の土地問題について、まず1番目、前教育長よりどのような引き継ぎがなされたかということですが、前教育長から去る5月26日、辞令をいただいた日でございますが、午前10時より教育長室において、次のように引き継ぎました。

この問題は、過去約30年来未解決の問題であり、教育委員会として大きな問題の一つであると認識しております。内容については、議員も既にご存じのことであると思っておりますので詳しくは述べませんが、今日まで何代にもわたって、町長や教育長を初め教育委員会職員が解決のため努力されてきたことを聞きました。また、その後の、これまでの経過、記録なども私自身見させていただきました。そこで、感じましたのは、先ほど来議員さんがおっしゃるとおり、容易ならざる相手であると改めて感じました。

そこで、今後は教育長として、これまでの経過を踏まえながら解決できるよう努力を傾注していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、この件に関しては、今後も議員各位のご指導を仰ぎながら進めていくことが多いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この中で話し合いか強制執行かということについては、前教育長からは特別、その話については聞いておりません。ただし、書き物によりますと、裁判があつてから10年以上経過すると強制執行はできないというようなことになっているというようなことも書いてありました。そんなことで、もし今後いろいろなことで弁護士等に相談するようなことがあるかもしれませんが、その結果、また裁判をする場合には議会の承認を得なければなりませんので、またそのときはよろしくお願いいたしますというふうに思っています。

以上で、3の①の引き継ぎの件については終わります。

次に、2番目の建築基準法改正に伴い、荒海中学校の物件が不適格か、あるいは不適格建築

物に該当するかどうかということでございますが、議員ご指摘の平成17年6月1日に建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保を図るために、建築基準法の一部改正は承知しております。建築基準法第10条、保安上危険な建築物等に対する措置については、不特定多数の人が利用する、いわゆる特殊建築物について、保安上危険、または衛生上有害となるおそれがある場合に除去、移転等の必要な措置をとることを勧告することができるとなっております。また、第11条第3章の規定に適合しない建築物に対する措置については、都市計画区域内において公益上著しく支障がある場合に、市町村議会の同意を得た場合に限り、除去、移転等を命ずることができるとなっております。

それで、調査の結果は、今回のこの物件が特殊建築物ではなく、また、都市計画区域外にあることから、今回の改正で措置できる建築物ではない、該当しないと考えております。これが2つ目でございます。

3番目の、学校の沿革文書のことについてですが、このことについては学校要覧には沿革が記載されていることが常となっておりますが、ご指摘をいただいた荒海中学校の学校要覧沿革に、実態に合わない記録があったこと、これをおわびいたします。早速、改善指示をすると同時に、今後は教育委員会として事前に点検等を行い、誤解が生じないように行っていくしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、4点目の文書の作成の件でございますが、これも議会で決定、あるいは承認いただいた事項に関する公文書は厳正なものとして認識しております。決定事項等に変更があれば、改めて議会にご相談やご説明の上、公文書作成について最善の注意を払っていきたいと考えておりますのでご理解ください。

以上でございます。

○児山寿明議長 48番、室井強君。

○48番 室井 強議員 それでは、自席より再質問をさせていただきます。

ただいま町長の答弁で理解はできましたが、ただ、チーム・マイナス6%というのは6項目あるんです。そうすると、この10%削減というものは、それぞれどういうことをやればいいという実行目があると私なりに理解しているのですが、そういうものをわかりやすく町民に広報等でPRしていただくということにならないと、余り、皆さんがこういう内容は知られていないために、十分そういうふうに配慮ができないでしょうかということが1つだけお願いしたいと。

それから、最も大事なことは、ただいまの教育長の明快な答弁で理解はしておりますが、大

事なことは、何回もうそをこかれています。それは、せつかく裁判費用を組んで、しかも執行までついたのに、議会に相談しないで勝手に執行を取り消したと。それから、今回のように、話し合い話し合いと言っていると、裁判を避けと書かれています。その文書。教育長ご承知でしょう。そうすると、そういうものはやはりイロハかるたにあるように、頭隠してしり隠さずと、よくみなで相談をすれば、そういうものがあるために、今後、あなたたちは裁判やらないと言ったでしょうと、こういうふうにだだをこねられますよと。だから、今言った建設基本法以外の4項目について、弁護士と相談できるのかできないのか。できるならできる、できないならばできない理由を明確に示していただきたい。この2問だけ、とりあえず時間内に質問させていただきます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私への再質問につきましては、いわゆる家庭での省エネに対する問題だと思います。これらにつきましては、議員おただしのとおり、私たちの、ともすると身近な問題から少し距離があるようにも感じます。将来の問題として受け取っている部分もありますが、今ここから始めないといけない大事な問題でありますので、しっかりとその趣旨を理解した上で、町民にPR、あるいは啓発を進めていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 ただいまの再質問でございますが、弁護士に相談できるかできないかということでございますが、この件につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおり、私自身、まだこの問題について、つい最近携わったばかりではっきりわかりません。そこで、私なりに精査しまして、そして、今のままでは解決できないということがわかれば顧問弁護士に相談するというふうなこともあると思えます。それですから、今、やるかやらないかということには、直接に答えるわけいきませんが、多分弁護士さんの方にお世話になるようなことがあるかもしれませんということだけで、ご勘弁をお願いしたいというふうに思えます。

以上です。

○児山寿明議長 48番、室井強君。

○48番 室井 強議員 あと少しの時間になりましたが、今の4項目は、就任したばかりですから、9月の議会前までにきちんと、その前に相談ができるのかできないのかきちんとしていただかなければならないと。その理由というのはどういうことかということ、ことしの3月、

田島町の議会では全員議員が満場一致で、旧田島町の財産は新町の南会津町に移行をいたしますという議決をしたのです。ところが、議決はしても、それは絵にかいたぼたもちと同じで、食ってみなければ甘いかしょっぱいかわからないでしょう。現実的には移行しても使用できないんです。だから、そういう点はあいまいでなくて、早い機会によく執行部の町長とも相談、助役もいらっしゃるのだから、また県の地方課とも、こういう問題を早急に解決するにはどうしたらいいかと、その相談の結果をこの場で答弁しなくても、後日、機会があるたびに報告をさせていただけるのかどうか、それによって私たちも、解決のためには過去の問題をやり方が悪いと指摘するのではなくて、新たに、みんなで力を合わせて建設的な方向に持っていきたいという、そういう信念です。その理由は、この議場に私1人ほか最初に議決した議員はおりませんので、私の任期中にきちんとした清算をしていきたいなど。来年4月30日までですから。そこを踏まえて、早急にご返答をその都度できるかできないか、1つだけお伺いします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私もこの問題に直面したときに、非常に大変な問題だなと。これは解決しなければならないと。ここに来たからにはそれに全力で、やはり当たっていかなくてはならないという覚悟を持っています。

そこで、今、議員ご指摘のとおり、これから町長部局とも相談いたしまして、そしていい方法があるかどうか。なかった場合にどうしようかということをいろいろよく相談しまして、逐一、議会等において、その経過や結果についてご報告申し上げるように努力したいと思います。よろしくをお願いします。

○児山寿明議長 48番、室井強君。

○48番 室井 強議員 ただいまをもって、私の一般質問は終結させていただきます。

○児山寿明議長 以上で、48番、室井強君の一般質問を終わります。



◇ 山 内 政 議 員

○児山寿明議長 次に、4番、山内政君の登壇を許します。

4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 お疲れかと思いますが、いましばらくの時間いただきたいと思います。議席番号4番、山内政です。

質問通告により質問をさせていただきます。

昨日ときょうと、西部地域の各議員の方々より、西部地域の振興策につきまして質問があり、その質問に大変丁寧に答弁をされておりますが、西部地域を代表する者として、地域の方々の率直な声を質問させていただきます。

質問は2点でございます。

その第1点、西部地域の振興策についてであります。

合併が実現し、南会津町になった現在は、西部地域の方々、特に高齢者の中には、合併をすると田島地区によいところは持っていかれ寂れてしまうという、恐怖にも似た気持ちを持っておられます。このことは、日本の国を考えたとき、東京など大都市に一極集中している現在の状況と同じでありまして、規模こそ大きく違いますが、田島地区への一極集中と西部地区のより過疎化の進行ということの思いだと思います。

町長は、さきの町長選挙の中で街頭で熱く語られてきました。その思いは、西部地域の多くの方々に共感と熱い期待感を持って迎えられたことと思います。

そこで、峠を2つも越える西部地域の今後の振興策について、町長の考え方を伺います。

また、振興策の大きなかぎとなるであろう地域支援センターの具体的な内容、及び地域活性化発展支援事業の中身についてもあわせて伺います。

2点目であります。久川城跡、鳴山城跡国指定の方策についてであります。

南会津町には2つの県指定の城跡があります。ご存じのように、久川城跡と鳴山城跡であります。その両方とも伊南地区、田島地区民の誇りとも言える史跡であります。かつて、天正17年、1589年、時の領主でありました河原田氏と長沼氏は、峠を越えての激しい戦いを繰り広げました。戦国の世とはいえ、今も地域に残る歴史であります。合併により南会津町が生まれ、両地域も一緒になりました。これも歴史の流れであると思います。長い歴史を乗り越えての取り組みとして、歴史的背景及び遺跡の保存状態のよさを考え、また、後世に地域の宝として残す文化遺産として、2つの城跡の国指定に向けての取り組みは、峠を挟んだ地域の一体化を含め、象徴的とも言えることと考えます。

これらの遺跡の国指定に向けての方策について、町長の考え方を伺います。

また、文化遺産として、今後の保護と活用について、教育長にもあわせて伺います。

以上、大きく2点について演壇での質問は終わります。再度の質問があるときは自席で質問をさせていただきます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 4番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、西部地域の振興策に関する1点目、地域の今後の振興策についてであります。東部、西部地域にとらわれず、田島、館岩、伊南、南郷の4地域がこれまで培ってきたそれぞれ地域力を発揮し、特色のある地域振興策を展開してまいります。1つの例を引き出して申し上げれば、館岩地域は観光産業の育成による振興地域であって、伊南地域は温泉や溪流などの自然資源と歴史遺産を生かした地域振興であったり、また、南郷地域は南郷トマトを中心とする農業の振興などといった特色ある地域づくりを進めることが、当面の対応策となると考えております。

また、館岩、伊南、南郷地区は、集落単位の地域力にすぐれており、都市住民の受け入れや定住促進など交流事業が活発に行われているため、今後も豊かな自然資源や人的資源を活用した健康、あるいはいやしの空間づくりを進め、首都圏を中心とした各種の交流事業による振興を図りたいと、このように思っております。

さらには、このような振興策を補完し、4地域の住民の安全・安心の暮らしをサポートするため、行政と住民が協働して課題解決に当たる仕組みとして地域支援センターを立ち上げたいと、このように考えているところであります。

なお、2点目のおただしの地域支援センターの内容につきましては、これまで多くの議員の質問の中でお答えをさせていただいておりますので、ご了承を賜りたいと思います。

次に、3点目、地域活性化発展支援事業の中身についてのおただしであります。本町のまちづくりの基本姿勢を地元提案型、このように位置づけていることから、失われつつある地域の特性や力を取り戻し、地域の人々が住んでよかったと思える町を創造するため、地域に埋もれる知恵やわざ、人材を発掘させ、さらには、関連事業との連携を図りながら、発展、展開性の高い事業に対して補助金を交付するというものが発展支援事業のねらいであり、地域住民が自発的かつ創造的に実践する中から、地域助け合いの連携による地域力の喚起を期待できるものとして、特に事業内容を限定せず柔軟な適用が受けられるものとなっておりますので、ご活用いただければありがたいと、このように思います。

次に、久川城跡及び鳴山城跡の国指定史跡への方策についておただしがございました。町の貴重な財産である久川城址及び鳴山城址は、戦国時代の南会津の歴史を知る上で貴重な山城としての県の文化財に指定されております。専門家の意見としては、両城址とも特色ある山城であり、学術的にも大変すぐれており、国指定とする価値がある史跡であるとの高い評価をいただいたこともあります。町といたしましても、両城址とも現在まで城址の遺構を保全すべく、

適切な管理を行ってきております。保存状態も良好であることから、今後は、この貴重な遺産を後世に残すため、国の指定文化財を目指すべきかどうか、関係機関と調整を図りながら積極的に検討してまいりたいと、このように考えております。

しかし、国の指定を受けるためには、それぞれの史跡の全体像を明らかにするための大規模な発掘調査等が行われることが必要でございます。発掘した資料の整理など事務手続には時間と経費を要するの、また事実でございますので、これらを総合的に勘案をしながら検討を進めていきますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上、町長に求められました質問に対してお答えをさせていただきました。具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 続きまして、2の②の両史跡の文化遺産としての今後の保護と活用についてお答えいたします。

鳴山・久川両城址につきましては、南会津町としてスタートした新町の文化財の中でも、伊南地域と田島地域の歴史を語る上で大変貴重な遺産であります。

文化財としての活用を図る上で極めて重要なことは、訪れる人に、その遺跡の価値がどこにあるかを明確に伝えることとあります。本物の史実を忠実に伝えることこそが、他の何物にもまねのできないこととあり、この地域の歴史資源であります。城址として残る遺構を今後も善良に保全管理し、遺構を遺構のままに残し、戦国時代の戦いの跡をしのぶことのできる姿で、後世に伝えていくことが我々の使命であると考えております。

町といたしましては、これら文化財の歴史をひもとき、町内にある多くの遺跡等を線として結び、それぞれをめぐるふるさと歴史の回廊としての周知や、史跡やそれに伴う歴史を語り継げる人材の育成等に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 最後になりまして、2日間、町長の答弁をお聞きいたしまして、一部具体的な中身、あるいは抽象的な中身ということで伺ってまいりました。

私は、ここで1つ提言といいますか申し上げたいと思うのですが、国に過疎地域の支援特例がありますように、私はあえて西部地域を南会津の過疎地域と指定されまして、これは暫定でもいいと思うんですけれども、地域振興策を新町のまちづくり計画を土台としながら、西部地

域活性化プログラムというようなことで策定をされる考えはないか伺いたいと思います。先ほど4つほど、3つほどですか、各町村のいいものが出たわけですが、それをきちんと総合的に予算づけを行いながら作業をしていくというような意味でプログラムをつくるという意味のことをございます。それについてお伺いをいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

西部地区の過疎化の問題につきましては、現状を見ると大変、やはり今後の不安が残ります。しかし、私は、基本的な考え方として大変厳しい、あるいは困難性もありますが、過疎化はすべてマイナスではない。むしろ、そして、過疎化をとめていく、そういう発想で町政に臨んでおります。

したがって、今後、西部地区と言われるところが、現在、本庁の置かれた田島地域よりも、ある意味では人口バランスのとれた地域になり得る可能性は十分にあると、このように思っておりますので、現在のところ、過疎地域としての指定をした取り組みについては考えておりません。しかしながら、そうは言いながら、具体的に、では、問題を一つ一つひもといたときにどうするかということが出てきますので、これらについては、先ほど申し上げました、今後議会の、もし同意をいただければ、町長直轄政策室の中で真剣に取り組みを進めたい。このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 おおむね了解はいたしました。

ちょっと質問のあれを変えますけれども、町長のよい考え方やいい姿勢といえますか、町長お一人でうまくいきません。話によりますと、町長は職員には大変厳しいと言われております。厳しいのは結構なことだと思います。町民も、そういう意味では歓迎をしていると思います。しかし、地域の住民の方々に隅々まで気配りの政策を実施するためには、職員の方々の意識の高さと、町長との一体感、それが必要だと思います。職員が萎縮して言いたいことの半分も言えないようでありますと戦力も半減になるわけであります。若輩の私が言うのも何ですが、その辺の手綱さばきと申しますか人事管理といえますか、お隣にいらっしゃいます五十嵐収入役という超ベテランの方もおられますので大丈夫だとは思いますが、職員との意思の疎通はうまくいっているのか伺います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げますと、うまくいっているかどうかは私が判断するのではなくて、いわゆる、職員を含めた町民の方が判断されるのではないかなというふうに思っておりますが、先ほど8番議員のときにお答えをいたしました。私たちはいろいろな立場があって研修をしたり、それから、今までとは違う体験、経験をしていくことによって成長します。そのことについては私も、全く今後、早急に研修等のことも考えなければならないというふうに思っておりますが、問題は、萎縮をするか、あるいは、給料をいただいているプロの職業人としての意識があるか、ここの違いだと思います。私たちは給与をいただいて仕事をしている以上、その道のプロでなければなりません。プロは絶えず、現在与えられた職務の中で改善改革がないのか、できないのか。そしてまた、現場で何が問題として浮かび上がってきているのか。あるいはまた、潜在する問題はないのか。ここのところをきちんと見定めのできない職員については、厳しく、これは指示をしております。しかし、この厳しさが本当の意味で気づきが変わったときに、ある意味では、別な世界で新たに研修を積むなり、あるいは、自己成長させるような啓発にもつなげていきたい。そういう環境は常に用意しているつもりですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 私も議員として、厳しくも優しく見守っていききたいと思っております。次に、地域支援センターのことで再質問をさせていただきます。

これにつきましては、一番最後の質問ということで、ほとんど町長の答弁は言い尽くされております。正直なところ100のうちの65くらいしか見えておりませんが、町長直轄でこれからおやりになるというようなことで、今後見守っていききたいと思っております。地域支援センターという持つ言葉の響きですね。これは、地域が寂れるという意味で、本当にわらにもすがりたいと思っている、私も含めて地域の方々にとっては、ひょっとしたらこれは何とかなるかなと、そういう思わせるような、言ってみれば希望のともしびといいますかそんなニュアンスがあるわけです。しかし、この期待が現実のものとなるよう、また、早期に具体的に行動がなされることを確認して、この件は了解をいたしました。

続きまして、地域活性化発展事業につきましても、これは「広報みなみあいづ」でも詳しく述べられていますので了解をいたしました。

それから、地域振興との関連ですが、合併後の協定の中身を行政でチェックをするといえますか、進みぐあい等新町計画がどの辺まで進んでいて、年度で進捗していると、そういうチェックをする行政の係といえますか、そういうのがちょっと、配置表ではちょっとわからなかつ

たのですけれども、多分あると思うのですが、その係はどういう係ですかお伺いたします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいまおただしの地域協議会の進捗状況のチェックですが、これは企画観光課の中に担当を配置しておりまして、地域審議会の中でも、常に連携をとりながら進捗状況を把握するという形になっております。

ご了承いただきたいと思います。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 私、地域振興協議会ということ、それはそれでよろしいのですけれども、合併の新町策定をしました、いろいろな財政的なことも含めまして、例えば、ある町では合併のためのそういう係を置いているのですけれども、合併の仕事がどれだけきちんとされているのかと。議員も含めて住民の方も心配ではなかろうかと思うわけです。それについて、内部でチェックをする機関がないと、内部チェックですか、仕事をどれだけやっているかというのがわからないと思うのですが、そういう係というものは、今回のにはないのですか。それについてお尋ねをいたします。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

事務分掌表上にはあらわれておりませんが、合併ですり合わせた事業につきましては、それぞれの課係で合併の調整シートを持っておりまして、それによりまして事業を現実化して、それを予算の面で把握するのは総務課、あるいは、その事項について進捗状況なりを見ていくのは企画観光課という課で管理していくつもりでございます。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 わかりました。

きちんと管理をしていただきたいと思います。

久川城と鳴山城の国指定について再度質問をいたしたいと思います。

町長、お話しされましたように、国指定になるにはいろいろな条件というものがあります。国から指定をされるという意味もありますから、受け身というようなこともあるかと思うのですけれども、やはりこれは県に働きかけをしないと県では拾ってくれません。多分、今県にいらっしゃる文化財関係のトップの方々は、ちょうど鳴山城跡とか久川城跡の発掘とか、それにかかわった方々がいらっしゃいますので、大変タイミングとしては推進をされるいい時期ではなかろうかというふうに思っております。

また、県内の山城等の国指定を見ても、実際に話題に上がりまして県指定になりました時期というのは、例えば、桑折町の西山城跡、旧会津本郷町の向羽黒山城跡、あるいは旧田島町の嶋山城跡、そして、旧伊南村の久川城跡はほとんど一緒であります。違いは、今風の言葉で言えばブランドの違いです。西山城跡は伊達家、向羽黒山城跡は芦名家、いずれも大名クラスということです。

しかし、同じ時代に機能した山城が、ほとんどその当時のままあるというこの重要性は、先ほど町長も国クラスだと、今お話をされましたけれども、粘り強く文化財担当課に行かれまして、県庁へ行ったときには、最後には必ず寄ってくる。そのくらいにしていきたいと思っています。

町長は、いわば久川と嶋山の城主でありますので、かたい決意を持って国指定の方策に向かっていきたいと思っています。

再度決意を伺いたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、この史跡、あるいは歴史等について、まず、そこにいる住民がしっかりと認識を持つ。そしてまた、知識を得ることが、私はとても大事なことだろうというふうに思っております。そういう意味で、国指定についての働きかけは今後もしてまいります。同時に、指定されることによって大幅な、いわゆる活用条件が抑制されるということにもなりますので、先ほど申し上げたように、私たちは先人からいただいた、引き継いだ遺産をきちんと後継者に、次の世代に引き継いでいくという責任を負っております。しかし、そこで暮らす者が、やはり基本的にその資源を活用した、あるいは、それにあやかって生活ができるということも大事ですので、それらを勘案しながら、県庁に出勤した際には、間違いなく今の問題を、内容等について精査をしながら協議を進めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 了解をいたしました。

それでは最後に、町長は「広報みなみあいづ」の中で、私は西部地区の会合や住民の集まる機会に足を運び、東部地区と西部地区の違いや今後の課題を模索し、具体的テーマを取り上げて対処していきたいと思っておりますと述べておられます。このことは、西部地域を体で理解をしていただくためにも大変よいことだと考えております。

また、住民の方々も、町長に直接会えることと話をすることができることで、安心も生まれ、相互の信頼関係も築かれるものと確信をいたしております。ぜひそのことが実行されることを確認して質問を終了いたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まさしく、今、議員がおただしのあったとおり、私も大変強い意識を受けております。そんな中で、移動町長室については、先ほどお話があったように職員との対話、あるいは情報交換に精いっぱい取り組みます。そのほかに、地域住民の方々とは広聴事業を通して意見の交換会や、あるいは、さまざまな問題に対する丁寧な、いわゆる、今後の方向性について議論を深めたいとこのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終了いたします。

○児山寿明議長 以上で、4番、山内政君の一般質問を終わります。

上着の着衣を願ひます。

これで、通告されております一般質問はすべて終了いたしました。



◎散会の宣告

○児山寿明議長 本日議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明21日は午前10時より開議し、議案審議を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

なお、この後、この場所で議員全員協議会を開催いたしますのでよろしくお願ひをいたします。5分ほど休憩をいたします。

散会 午後 4時12分

平成18年第1回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成18年6月21日(水曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号 専決処分の報告について
専決第25号 損害賠償の額の決定並びに和解について
専決第26号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び規約の変更について
- 日程第 2 議案第20号 南会津町地域づくり振興基金条例
- 日程第 3 議案第21号 南会津町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 日程第 4 議案第22号 南会津町国民保護協議会条例
- 日程第 5 議案第23号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第24号 南会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第25号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第26号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第27号 障害者等の介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する協議について
- 日程第10 議案第28号 団体営大豆渡地区土地改良事業計画の変更について
- 日程第11 報告第 2号 平成17年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第 3号 平成17年度南会津町事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第13 議案第37号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第38号 南会津町過疎地域自立促進計画(後期)について
- 日程第15 議案第29号 平成18年度南会津町一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(49名)

1 番	楠 正 次	議員	2 番	内 藤 孝	議員
3 番	渡 部 優	議員	4 番	山 内 政	議員
5 番	高 野 精 一	議員	6 番	馬 場 信 作	議員
7 番	湯 田 秀 春	議員	8 番	大 宅 宗 吉	議員
9 番	渡 部 忠 雄	議員	10 番	星 光 久	議員
11 番	目 黒 幸 雄	議員	12 番	菅 家 幸 弘	議員
13 番	星 登 志 一	議員	14 番	平 野 均	議員
15 番	阿久津 梅 夫	議員	16 番	渡 部 東	議員
17 番	湯 田 賢 太 朗	議員	18 番	芳 賀 芳 一	議員
19 番	芳賀沼 順 一	議員	20 番	星 和 男	議員
21 番	星 利 一	議員	22 番	星 茂	議員
23 番	平 野 昌 盛	議員	24 番	湯 田 直 美	議員
25 番	森 豊 喜	議員	26 番	星 喜 弥	議員
27 番	平 野 五 十 男	議員	28 番	渡 部 昌 仲	議員
29 番	五十嵐 司	議員	30 番	平 野 修 治	議員
31 番	五十嵐 正 純	議員	32 番	大 竹 幸 一	議員
34 番	酒 井 昭 次 郎	議員	35 番	平 野 虎 一	議員
36 番	阿久津 進	議員	37 番	馬 場 清 雄	議員
38 番	渡 部 康 吉	議員	39 番	月 田 和 行	議員
40 番	星 謙 一 郎	議員	41 番	星 祥 信	議員
42 番	君 島 勝 美	議員	43 番	村 井 民 重	議員
44 番	河原田 苗 利	議員	45 番	湊 田 幹 夫	議員
46 番	渡 部 衛	議員	47 番	馬 場 秀 男	議員
48 番	室 井 強	議員	49 番	大 山 卓	議員
50 番	児 山 寿 明	議員			

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯 田 芳 博 町 長 杉 浦 孝 幸 助 役

五十嵐 廣	収 入 役	横 山 恒 廣	教 育 長
室 井 智	総務課長補佐	星 安 晴	舘岩総合支所長
酒 井 浩 蔵	伊南総合支所長	五十嵐 竹 則	南郷総合支所長
星 廣 政	企画観光課長	渡 部 俊 夫	税 務 課 長
菊 地 新 六	住民生活課長	室 井 裕	健康福祉課長
舟 木 平 蔵	建 設 課 長	児 山 忠 男	環境水道課長
湯 田 タマイ	会 計 室 長	横 山 孝 夫	教 育 次 長
森 秀 一	農 林 課 長	湯 田 順 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長
馬 場 増 男	生涯学習課長	長 沼 芳 樹	学校教育課長

事務局職員出席者

澤 田 洋 一	事 務 局 長	酒 井 直 伸	書 記
---------	---------	---------	-----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は49名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

大変暑くなるようですので、上衣の脱衣を許可いたします。



◎発言の申し出

○児山寿明議長 ここで、総務課長補佐より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

総務課長。

○室井 智総務課長補佐 それでは、何点か事務的なミスがございましたので、訂正させていただきたいと思えます。

まず、1件目は、今回お配りした本例規集、この前にお配りした黒い仮例規集、この中に誤りがございましたので、ちょっと訂正させていただきたいと思えます。

それで、4月4日の臨時議会で、その部分を訂正すべきところでありましたけれども、ちょっとその際発言が漏れておりましたので、改めてここでこの場で訂正させていただきたいと思えますので、ご了承いただきたいと思います。

仮例規集では、南会津町館岩診療所条例というのが載っておりました。これについては、3月20日合併直前に条例の廃止が決定されました。ぎりぎりまでちょっと方針が定まらなくて、合併直前に廃止が決定されました。そういうことで、その時点では、既に仮例規集が完成しておりましたので、仮例規集に掲載されたままとなったわけです。この条例は、既に当然合併前

に廃止されているものですから、3月20日の専決処分した事項の中には含まれておりませんでした。ただし、その仮例規集に含まれていたということで、4月4日の臨時議会で説明すべきでありましたが、説明不足であった点をおわび申し上げたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今度は、一般会計及び特別会計の予算書におきまして誤りがございましたので、訂正させていただきたいというふうに思います。

まず、一般会計予算書をごらんいただきたいと思います。本来ですと、正誤表等をお渡しすべきところなのですが、ちょっと正誤表をつくる時間がなかったものですから、口頭で訂正させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、一般会計予算書、これの178ページをごらんいただきたいと思います。

給与費明細書でございますが、その(2)給料及び職員手当の増減額の明細書中2段目、普通昇給に伴う増加分という欄があるかと思いますが、その一番右側になります。昇給期別職員数(教育長を除く)とあって、昇給期、その次に人数とありますが、その人数に誤りがございましたので、ちょっと訂正させていただきたいと思います。

まず、4月の人数ですが、103人とありますが、これ102名に訂正をお願ひしたいと思います。それから、10月、これは67人とありますが、66名に訂正をお願ひしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

それで、次に2点目でございますが、今度は国民健康保険特別会計予算書の方をごらんいただきたいと思います。その16ページになります。国民健康保険特別会計予算書の16ページ、国保の16とかかったページであります。

その中段、1、総務費、款が総務費です。項が5、医療費適正化特別対策事業費、そのうちの目、医療費適正化特別対策事業費の項目でございますが、そのうちの節1番、報酬で、説明の欄であります。診療報酬明細書点検専門員報酬(3人)とあるかと思いますが、(2人)、2名の誤りでございました。ご訂正をお願ひしたいと思います。3人を2人ということでお願ひしたいと思います。

それに関連しまして、22ページ、国保の22ということでございます。

この職員数の欄が変わってきます。本年度その他の特別職15とあると思いますが、1人減りまして14になります。計も14です。その一番下、比較の欄も、その他の特別職15を14、計も15を14に訂正お願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

それから、3点目でございます。簡易水道事業特別会計予算書をごらんいただきたいと思いま

す。簡易水道特別会計予算書でございます。その8ページをごらんいただきたいと思います。簡水の8とかかってあるページであります。

款1簡易水道事業費、項1総務管理費、目1一般管理費の一番上の欄、節1報酬の欄であります。金額は341万3,000円でオーケーなんです、説明の欄がちょっと金額が間違っておりました。水道事業運営審議会委員報酬(12人)の右側に113万3,000円とありますが、これを15万6,000円に訂正をお願いしたいと思います。1133を156に訂正をお願いしたいと思います。

それに伴いまして、下の欄ですが、簡易水道補助管理者報酬(12人)、これ228万円とあるかと思いますが、これを325万7,000円、3257と直していただきたいと思います。合計は3413、341万3,000円、これは変わりありません。

それで、たび重なる事務的なミスに対しまして、大変申しわけありませんでした。おわび申し上げます。

以上でございます。

○児山寿明議長 ただいまの総務課長補佐の説明のとおり、議案の訂正についてご了承を願います。



◎報告第1号について

○児山寿明議長 日程第1、報告第1号 専決処分の報告について、専決第25号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第26号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これをもって、専決第25号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第26号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び規約の変更についての報告を終わります。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第2、議案第20号 南会津町地域づくり振興基金条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 ちょっと意味のわからないところとかいろいろあるものですから、3点ほどお伺いいたします。

まず、第4条、基金の運用から生じる収益でもって、これを事業を行うとあるんですけども、この収益は、町としてはどのくらい見込んでいるのか。その運用率です。

それから、大きな2番の当該超過額に相当する額を基金に編入するものと、要するに収益で足りなかったものをほかの方から繰り入れるという意味だと思う、この意味がよくわからないので、例えば数字を上げてちょっと説明していただきたいと思う。

それから、第6条、基金の積み立て年度の翌年度から10年間積み立てると、それ以降、取り崩すんだというような条項ではありますけれども、これは国の方で決めたのか、あるいは町独自でこの10年間というのは決められるのか。

もし、町独自であれば運用率は相当低くなるはずですから、3年とか5年で取り崩せるというような条例にした方が、私は基金の効率的な運用としては効果があるんじゃないかと、こんなふうに思いますので、その3点についてお伺いいたします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、お答えをいたします。

まず、1点目の運用の基金の処理の関係、それから2番目の関係は、ちょっと関係あるものですから、一緒に説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の運用収益の処理の関係でございますが、うちの方で予定しているのが大体総額で20億円ということになります。これは年度が4年間で20億円ということになります。そうしますと、一般的に考えますと、例えばことしの場合、5億円預けますと約30万円程度ですね。0.06%ぐらい予定していると。それで、実際どのような充当の充て方かということでございますが、これは国の方では、まさにここに書いておきましたように、地域住民の一体感の醸成に資すること、それから旧村単位の地域の振興に資すること、その他町長が特に必要と認めるときということで、特別な制限等はありません。

ただ、あくまでもこれは果実運用型ということで、国の合併特例債でございますので、しかも、それは10年間取り崩してはいけませんと、その果実を利用しなさいということですので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 運用について、収入役にお聞きしたいと思いますけれども、5億円で30万の収益しかないということになると、あるか、ないかわからないような、これ利益ですよね。ですから、今後、やはりより高いその収益性のあるものを探しながら投資していかなければいかんと思うんですけれども、今のところは、この収益に対する問題でどこに積み立てるつもりなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 収入役。

○五十嵐 廣収入役 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

この運用先については、現在のところ、まだ内部協議もいたしておりませんし、金融機関との見積もり合わせとか、そういったところまで進んでございませんで、今後、早い時期にこれらの方向性を明確にしていきたいと思います。

なお、ご承知のように、ペイオフがございますので、確実な運用先を決めていきたいと、このように考えております。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 もう一点、2番目の4条の2項目の中で、ここに書いてある中身の問題ですが、例えば4条の1、2、3の中で、10万円、先ほど5億円の場合は0.06というのは、今現状でこのぐらいになりそうだということで、例えば30万円の予算を使ったとすると、実際、事業費をやったら25万しかかからなかったと、その5万円は繰り入れて戻入、要するに基金に戻していいですよという、そういう意味でご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 私も何点か質問いたしますが、今の質問と若干重なる点がありますけれども、4条の基金の運用から生ずる収益というのが、今約30万という話が出ました。この4条を読んでみますと、事業に当てはめる場合、その財源に充てることができるということで、30万の事業なのか、それとももっと大きな金額の事業の一部に当てはめるという考えなのか、その辺と、1、2、3で想定している事業のイメージがちょっとわからないんですが、その辺、30万の中の事業費で見ているのか、あるいは30万を一部の財源としてもっと大きいものをイメージしているのか、その辺を伺いたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいま申し上げましたように、基本的には国の合併特例債の制度の中で、今回、基金の積み立てをするというふうなことでございまして、やはり現実的に果実運用型ですから、それに沿った利用方法になるんじゃないかというふうに私は理解をしております。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 そうすると、果実運用型ということは、1年目でいうと30万というふうに思うんですが、2年目はもうちょっとふえるのかな。基金が今度10億になりますから、もうちょっとふえるんでしょうけれども、そうすると、余り大きな事業ではないなというイメージを持っております。

そこで、さらにその先を考えますと、4年間で20億を積んでおくと。そして、それを第6条を見ますと、10年間をずっと積んでおくわけですね。そして、10年間の後は一般会計に繰り入れることができるものとするということで、基金に置いてもいいし、一般会計に繰り入れることもできると、両方これからは考えられますけれども、その辺どっちを想定しているのか。

そして、しかも10年後のことですから、私はそのときいないわけですね。いる人もいるかもしれませんが、そういう将来に20億円置いて、何かこう、もう少し使い道を明確にする必要があると思うんですが、その辺問題ないんでしょうか。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

10年間の運用期間のお話でございますが、国からの指導もあるのも事実でございますけれども、10年間ということで、その期間を南会津町で定めた運用としましては、この10年間は交付税の特例期間で、旧町村単位での計算で、その10年先よりは今後10年間、交付税ということで一般財源のいわゆる特例期間があるものですから、その分までは、ある程度財源が見込めると。それ以降につきましては、段階的に減りますし、減ることが決まっておりますことから、そういう意味で、10年間の基金の取り崩しをしないという方針にのっとりたところでありまして、また10年たちますと、大分、今現在で想定する以上のことがあるかもしれませんので、そのものにつきまして、取り崩すのか、それとも基金として存続させるのかは、その時点で、町長なり、執行部として判断すべきものと考えてございます。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 ただいまと関連するかもしれませんが、課長からは約20億とわかり

やすく説明をいただきましたが、これはその合併特例法に基づく計算根拠によって計算されているんだと思いますが、その約3割は約6億円になると思いますが、6億円とその利子については、純然たる町の負担になるわけですね。ですから、それらのこと考えた上で十分な検討のされ方をしたと思いますが、この話を発展させますと、新しい南会津町の場合は、合併特例債は96億円ぐらいは使えるんだろうと。その3割は純然たる町の負担、利息も含めて町の負担ですから、当然28億ぐらいの町の負担が出てくるわけでございます。

そこで、助役さんでもいいですが、この限度額いっぱいを使われる予定なのか、そういう町としての考え方をお聞かせ願います。

それから、第4条の(3)の特に町長が必要と認めたときということがありますので、その辺も具体的にはどのようなことなのかをお尋ねいたします。

町発展のためには大変大切な振興基金であると私は理解しておりますが、ただ、その使途について町の考え方をお尋ね申し上げます。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 ご質問が2点あったかと思いますが、1点目についてのみ私からお話し申し上げ、2点目は担当課長からお話し申し上げます。

特例債の限度額を目いっぱい使うのかというおただしでございますが、昨日の一般質問で町長が答弁しましたとおり、まちづくり計画にのっとった、そこでお示ししましたシミュレーション、これを尊重いたしまして、毎年度事業計画を、予算をつくる中で判断したいと考えてございます。したがって、限度額いっぱいを使うのかどうするのかは、今の時点ではお答えは差し控えたいと思っております。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 第4条2の前項の収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して処理するというところでございますが、これにつきましては、基本的には……

〔発言する者あり〕

○星 廣政企画観光課長 その他、町長が特に必要と認めるときということでございますが、これはまさしく4町村の一体的な整備を図る上から、推進を図る上から、上の1、2に属しないときは、町長の認める中で実施するということになろうかと思っております。

それで、先ほど基金の総額をたしか20億と申し上げたかもしれませんが、20億7,000万円に訂正……。

〔発言する者あり〕

○星 廣政企画観光課長 いや、総額は20億7,000万円になります。基金の総額、予定している積立額は。そして、合併特例債が19億7,000万円、そして町債が町で1億円がこれは単独で持つということになりますので、総額では20億7,000万円積み立てる予定でございます。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 合併特例債の事業枠の95%が特例債の起債ができるということは、よく私も理解をしております。合併協議会におりましたので。

それは、新しく町になって、まだ内部がいろいろとまとまらないときの時代でもありましようから、これ以上厳しいことは言いませんが、ただ、私がなぜこのようなことを申し上げましたかと言いますと、合併後10年間は、合併前と同じように、助役から普通交付税が来るという話がありました。それで、その10年間は楽だと思いますが、私は将来のことを考えました。もちろん私も、10年先にはここにはおりません。

例えば私の村の場合ですが、昭和の大合併で南郷村は昭和30年に合併しましたが、8年たった昭和38年、財政再建赤字団体に陥ったわけですよ。それで、県から総務課長が来まして、2年間、厳しい厳しい村の財政を強いられたわけですが、そのときのことを、私は当時まだまだ若い職員でしたから覚えておりますが、なぜ赤字団体になったかはよくわかりません。

そういう意味で、特例債が使えるからということで、特例債があっても3割は完全な町の負担、その利息は完全な町の負担なわけでございますから、その辺のこともしっかり踏まえてこれからの行政に当たっていただきたいなど、こう思います。

またこの後の一般会計の予算でも質問したいと思いますが、例えば館岩小学校の統合については、今ある校舎を取りつぶして、7棟も使える教員住宅を取りつぶして、現在使える校舎なのに、その建物を取り壊して13億もかけなければならない。非常にむだな経費だと私は思っておりますので、これは一般会計で質問させていただきますので、それは触れませんが、今、触れましたが、そのことも後ほど心の中に置いてください。

それで、そのようなことにならないように、10年後、地方交付税が少なくなった段階で、ああ、困ったというようなことにならないように、もちろん、そのひな壇におられる方の大半もこの町にはおられないかもしれませんが。私も、当然先ほども言いましたようにいませんから、その辺を十分に配慮していただいて、湯田町長さんにどうかよろしくお願ひしたいと思ひまして、私は答弁は要りませんのでお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○児山寿明議長 ほかにございませぬか。

19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 この基金条例そのものはよくわかりました。

ただ、1点、私たちは文教厚生委員会での財政係からの説明の中で、これは合併の基金造成の19億7,000万だと思いましたが、この積み立ては5年間でという説明がはっきりとあった。私も再度質問したんです、そのとき。今は4年間でと言われたんですが、どちらが正解なのか、お願いします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 20億円を5億円ずつですから、4年間。四五、二十で4年間になると思いましたが。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 財政係もそのように説明しました。5億、5億、5億で4年間。残りの7,000万を次の年ですから、5年間ですと、こういう説明を受けているわけです。20億7,000万ですから。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、この件につきましては、後から再度確認をして報告をさせていただきたいと思えます。まことに申しわけありません。

〔「了解」と言う者あり〕

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 1点だけ、第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実な有利な方法により管理しなければならない、その次に今度、その次も第2項として、有利な有価証券にかえることもできるということなんですけれども、収入役さん、当然、普通の金融機関の定期だけでは、今ほど言いましたように、0.06とかという非常に低い利息なんですけれども、ここで述べられている有価証券にかえることもできると、これはどの程度のことまでできるのか。この中にある程度のゲタというのかな、枠というのかな、そういうふうなことが国の方から指針としてあるのかどうか。それをお伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 収入役。

○五十嵐 廣収入役 お答え申し上げます。

これにつきましては、国の方から、明確な形でこうなさいというようなことはございません。それぞれの自治体において、適切な判断をしていくということでございます。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 そうすると、幅広く考えられていると。有価証券まで含めて、幅広く考えられているというふうに考えていいですか。

○児山寿明議長 収入役。

○五十嵐 廣収入役 これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、ペイオフの問題等がありまして、やはり今、中央でも、いろいろな金融に絡んだ、有価証券等に絡んだ問題がる論議されておる時代でございますので、やはり公金でございますので絶対安全ということをもまず前提に考えなければならぬと、収入役といたしましては考えております。そういった中で、最大限の果実が求められるようなものを選択していくというようなことになろうかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

44番、河原田苗利君。

○44番 河原田苗利議員 この振興基金というのは、合併特例債で適用ということで、基金造成をなささいということでございますが、要するにこの資金の活用というのは、どういうものを選択するか、事業内容をどういうものを選択するかというのが極めて玉虫色であって、選択に苦勞するという事態が見え見えです。

それはなぜかということ、地域の一体感ということでありまして、旧町村体の地域の振興に資するということもございまして、それぞれにシミュレーションは各旧町村では持っておりますけれども、その中でもどういうものを選択するのか。

その選択肢が非常に今、多いわけでございますので、その点、企画振興課長、まだそういう醸成の熟していないときであるので、まだちょっと企画の内容では計画されておるかどうかはわかりませんが、まずこれまでの基金、重要なことでございますので、もしよかったですらば、こういうことをやりたいということをおっしゃっていただきたいと思っております。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 本年度につきましては、年度末になるんじゃないかという想定をしております。実際ことし積み立てるのは。

先ほどから話がありますように、いろいろ果実運用していいということでございますが、積み立てることも含めてまだ具体的に検討しておりませんので、ひとつご了承いただきたいと思っております。

それから、先ほどの関係でございますが、1年目に5億円、2年目に5億円、それから3年

目に5億円、それで4年目で5億7,000万ということで、この4年間の中で積み立てをしていくということになりますので、ご了承いただきたいと思います。

○児山寿明議長 44番、河原田苗利君。

○44番 河原田苗利議員 企画振興課長の答弁では、今のところ計画がなされないということでございますが、これは今後、地域の住民の声、我々議員の声等をいろいろ聴取されながら実行に移されるのか、また、行政側で指導的にこの事業を進めるのか、その辺のところをちょっとおっしゃっていただきたい。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 このことにつきましては、十分、庁内で検討をさせていただいて、対応させていただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○児山寿明議長 ごございませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第20号 南会津町地域づくり振興基金条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第3、議案第21号 南会津町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 この条例は、目的の1条にも書いてありますけれども、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律という、そういう法律に基づくんだというような条例であります。戦争と申しますと、当然これは異常事態。そういうときに必要な法律に基づいて町の条例ができると、こういう異常事態の条例であります。

そこで当然、所管委員会においては説明があったかと思いますが、こういうものはやはりすべての委員会、すべての議員に対して説明をするべきじゃないかと、こういうふうに思いますが、なぜすべての委員会で説明がなかったのか伺いたいと思います。

それから、2つ目ですが、この条例を見てみますと、国民保護対策本部というものができようでありますけれども、この本部は何をすることなのか、それが全然この条例ではわからない。つまり、法律が非常に、私もいろいろ工夫してインターネットなんかで探してみましたけれども、非常に長い法律なものですから、詳しい説明がないと、法律の本をよく読まないで条例の裏がわからないということでもありますので、その辺、十分研究されて提案されていると思いますので、どういうことをする本部なのか。

さらに、3条にいきますと、会議を招集するというふうにあります。この会議はどういうことを話し合う会議なのか。そして、その会議で話し合ったことは、町民に知らされるのかどうか。また、それはどんな方法で知らされるのか。町の回覧板なのか、何なのか、そういうのをわかりやすく伺いたいと思います。

それから、さらに4点目になるかな。この本部というものと町の議会との関係です。これは一体どういうふうになるのか。これは本部の方が優先されるような気もするんですけども、その辺の関係はどうなるのか。そういうようなことが全然わかりません。

それから、さらに5点目になりますが、私も先ほども言いましたように、インターネットで法律をプリントアウトしてみました。そこで、この法律の31条を見てみますと、31条に、国民保護対策本部というものを決めるというふうに記載しておりますけれども、この条例のタイトルの後半に記載している緊急対処事態対策本部というものは、この31条には載っておりません。だから、この後半の緊急対処事態対策本部というのは、一体どの法律に基づいてこの条例をつくるのか。

その5点にわたって説明を伺います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 それでは、ご説明申し上げます。

1点目の全部のすべての委員会、3つの委員会、議会の議員皆様に説明すべきでないかというご意見を賜りました。住民生活課で国民保護法の条例関係を担当しておりますので、所管であります文教厚生常任委員会において説明申し上げたわけですが、皆様には、本日の本会議をもって、結果としてこうなったということでございますので、ご了承といえますか、質疑の中でご理解を賜りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

全協あたりでやるという方法もあったのかなとは、個人的に思っておりますが、常任委員会で。

それから、対策本部は具体的に何をするのかという、条例からはなかなか読み取れないということだと思いますが、まず、県においては17年度ですか、町村においては18年3月議会で制定されたところと、あと私どもの方は、南会津町は本議会で審議いただいておりますが、国民保護法そのものが武力行使、あるいは大規模なテロとか、そういった緊急事態に対して住民の安全を守るために、国と県と市町村、もちろん住民がおりまして、そういった事態が発生した場合、通報が内閣にある、あるいは知事を通してといえますか、県にある。国から指示があって、それぞれの自治体、県、市町村に国から指示があると。そうすると、町村は、住民の避難に関する措置とか、避難住民の救援に関する措置、ライフラインの確保とか、傷病者の介護といえますか、救護ですね。それから、武力攻撃災害の対処に関する措置ということで、生活関連施設等の被災を受けた施設のその後の復旧のこととか、そういったことが町村に認められていると。

先ほど議員がおっしゃったとおり、本当に厚い法律でございまして、私も用意はしていますが、これは県のモデルですけれども、国の法律も、本当にネットで調べても厚いといえますか、内容のあるものでございます。

それから、第3点目は、第3条ですか、会議を招集するということですが、どういうことを話し合うのか。今お話しさせていただいたような避難に関することとか、住民の救援に関すること、その後の復旧のことなどを——ちょっと説明があれですが、本部長は市町村長とするという、県においては県知事が本部長になるわけですが、それから第28条でしたか、助役、教育長とか、そういった本部長とか、その構成が親の方のというか、国の方の法律で定められています。

それから、町民に、いかにして知らしめるのかというおただしもあったかと思いますが、これは昨日の一般質問でもございましたように、ぜひ防災行政無線ということで、迅速な一刻を

争う事態でございますので、とても文書を回しているようなことではどうにもなりませんので、ちょっと言葉が過ぎますが、ぜひ早急にそういった意味でも整理をしていきたいと考えております。

それから、本部と議会との関係はどうかということでございますが、ここで言っているのは、国民保護措置の実施ということで、国・県・市町村、消防機関、指定公共機関等の関係機関が相互に連携して実施ということで、そういった事態になれば、議会議長さん初め、こういったことですのでご相談申し上げながら、住民の安全のためでございますので対応していきたくて考えております。ご相談といたしますか。

それから、5点目ですね。31条には、国の法律があるが、緊急対処事態対策本部の根拠は何かということでございまして、これは、すべてこの条例の組み立てが2つの本部を1つの条例でうたうんで、最後に準用ですね。第7条、第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用するのですが、その大もとは何かというおただしでございます。

少々お待ちください。

すみません、これちょっと時間いただけますでしょうか。

○児山寿明議長 暫時休憩いたします。調べさせていただきますとのことでございます。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時55分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 引き続きご説明させていただきます。

国の法律では、国民保護法の第25条の規定を武力攻撃事態対策本部と緊急対処事態対策本部は根拠法令が異なりますが、また、緊急対処事態においては、国民保護法第183条で準用する同法第25条第1項に基づく市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき云々とありますので、根拠はそこでございます。

以上です。すみません。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今、国民保護対策本部関係の条例の内容を質問したわけでありす

けれども、なかなか、今の答弁も時間がかかったのを見るとおわかりかと思えますけれども、大変難しい内容になっていると思います。そういう点、ですから、先ほども言いましたように、やはりよく説明をして、それから法律に基づいて、どうしても必要な場合にはつくるべきではないかということを目指したいと思えます。

それで、先ほどの答弁の中で、この本部は何をするんだということについて、いろいろな説明がありましたが、これは法律にも書いてあるようでありまして、3条ですか、国・地方公共団体の責務というところで、単純に国民の保護のための措置を総合的に推進するんだというように書いてありまして、非常に極めて抽象的な内容になっているんですね。ですから、先ほど詳しい説明がありましたけれども、そういうものはやはり資料を私どもに十分提供してほしいというふうに思っております。

さらに、私が大変問題だと思うのは、また法律の中に入りますが、この戦争事態に対しまして、国民の協力というのがこの法律の中の第4条にあるんですよ。そして、その法律の中で、国民が保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。それからもう一つは、前項の協力は、国民の自発的な意思にゆだねるものであって、その要請に当たっては強制にわたることがあってはならないと、こうなっているんですね。非常にこの法律を読む限りにおきましては、強制してはいけないと、こうなりますから、大変重要な意味合いかなというふうにも思えますけれども、実際今までの歴史を見た場合には、やはり戦争をする場合には、そんな国民を強制させない、こんなことはないんですよ。もう強制、強制して、そして戦争の態勢をつくると、これが今までの歴史なんですよ。

非常にそういう点で、この法律、それからこの条例、これは戦争に協力する態勢です。その辺どのような認識を持っているか伺うものであります。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例につきましては、戦争時の対策を講じるものではなくて、武力攻撃とか大規模なテロが発生した場合の町の役割等を確認するためでございますので、ご質問の戦争する際というのは、法律の前提に基づかない事態になると思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今、非常に大ざっぱな表現をしましたから、戦争という言葉を使いましたが、これは詳しく言えば、この法律というのは、アメリカが海外で引き起こした戦争で

すね。そのの……

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君に申し上げます。

あくまでの条例に従っての質問にしてください。

○32番 大竹幸一議員 その戦争に対して自治体がそれを支援する体制だと、こういう法律だということで、いわゆる戦争一般という表現を今、具体的に言ったわけでありませう。

〔「議事進行」と言う者あり〕

○児山寿明議長 よろしいですか。

○32番 大竹幸一議員 ええ。そのように。

○児山寿明議長 そのほかはございませんか。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 これ、かなり抽象的な中身なわけで、課長も大変苦勞しておられるようではございますけれども、実際に計画をつくらなければならないわけですね。義務づけられている。これ、各地の状況を見ましてもかなり混乱しているようです。

実際に計画を立てる段階になると、自衛隊、あるいはアメリカ軍が動いてまいりますので、一体これがどんな動きをするのかがさっぱりわからない。また、機密事項も絡んでくるというようなことで、実際に住民をどうするかという計画ができないというようなことを言われているんですが、その辺も配慮した考え方ができているのか、どうなのか。それをひとつお聞かせ願いたい。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 ご説明いたします。

ただいまは議案第21号でございますが、この次の第22号で、今ほど議員おただしのとおり、そういったことも踏まえて保護協議会を立ち上げまして、その中で委員の方、有識者の方を交えまして、るる協議してまいりたいということでございます。

以上です。

○児山寿明議長 よろしいですか。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 私は、この条例対しまして反対をするものであります。

その理由は、先ほど質問の中でも明らかになりましたが、この武力攻撃事態法、これはアメリカが海外で引き起こす戦争、これに自衛隊を含めまして、その支援活動に罰則つきで国民を動員するという危険な法律であります。これは国会のいろいろな論戦の中で明らかになっております。

そして、アメリカの引き起こしたイラク戦争についても、日本はいち早く支持を表明しましたが、核開発をしているという証拠はついに見つからず、あの戦争を支援するのは間違いだったということがあったばかりであります。

きのうも、テレビで北朝鮮のテポドン発射について放送しておりましたが、これはアメリカから来る情報をもとにして発表しているものであります。韓国では確認していないと、こう言っているわけであります。

このように、日本は一方的な国だけ仲よくしておりまして、過去においては、日本がドイツやイタリアとだけ仲よくして、そして誤った戦争をしたわけであります。

よって、今はアメリカからの一方的な一面的な見方によりまして、そして戦争準備体制をつくるこの条例には反対するものであります。

○児山寿明議長 次に、賛成討論の発言を許します。

28番、渡部昌仲君。

○28番 渡部昌仲議員 28番、渡部昌仲。

賛成討論を申し上げます。

国民保護法は、さきに助役さんが答弁されたとおり、他国より武力攻撃事態、あとテロが起きた場合、そういうときに発生する法律でありまして、今、反対されたようなことはないと思われまます。

日本とアメリカとの関係は、安保条約により、自由主義国家として日本国が結局アメリカによって守られているということを日本人は自覚しなければならないと、現状はそうでありますので、ならないと思いますので、私はこの南会津町の法律に関しては賛成いたします。

以上であります。

○児山寿明議長 次に、反対討論の発言を許します。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 この条例は、いわゆる国民保護法と私たちは呼んでいますけれども、

そういう法律に基づいて出されてきている問題でございますが、基本的には、先ほど32番議員が申しましたような内容ですので、反対をするということでございますが、地方自治体は、国民保護計画、その前提となります条例制定を法定受託事務として出さざるを得ないというようなことで提案されているわけでございますが、外部から万が一の侵略があったとか、あるいは大震災だとか、大規模な災害というようなことが起これば、政府や地方自治体が国民の保護のために当たらなければならないということは、これは当然のことであるわけでございます。しかしながら、有事法制における国民の保護計画というのは、災害救助などとは根本的に違っております。住民保護よりも軍事行動が最優先されるという計画になるということです。

太平洋戦争での唯一の地上戦争を経験した沖縄の例をとっても、やはり住民が邪魔者扱いされて自国の軍隊に殺されると、集団的に殺されている経験もしているわけで、沖縄議会ではかなりもめております。

国民保護法だけを見ても、その本質が見えない。大体、余り見えないようにして進めているもんですから余計難しくなって、課長苦勞するのも当然だろうと思いますが、この法律のもととなっているのは、2003年6月に成立しました武力攻撃事態法と、そういう事態が起こったときという法律です。この法律に基づいて、この国民保護法ができ、そして、それと関連するような形で7つの法律ができているわけでございますが、つまり、その法律は米軍支援法だとか特定公共施設利用法というようなことで、7つの関連法があります。そして、さらにこれに並行して決められた自治体法の103条、これが武力攻撃事態法という形で、国民の動員、そして国民を動員する徴用、それから建物、土地、品物などを徴発するというような規定が盛り込まれております。

武力攻撃事態法というのは、アメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込んで一緒に戦争をします。これは、イラクやアフガニスタンなんかに示されていますが、こういう法律ができていなかったために、一応問題にならなかったということでございますが、その支援活動に従わなければ、罰則もありますよという形で国民を動員する。こういう内容が組み立てられているわけでありまして。これは、今度提案されている議案の中にそういう関係が含まれているわけです。

これは、平和憲法を根底からないものにする中身になるわけですがけれども、近年、特にテロや北朝鮮などの情勢を理由に危機感をあおって国民世論をつくっておりますけれども、冷静に考えてみれば、政府自身が防衛計画の大綱でも、あるいは大臣だとか高官の口から、発言から、こういうことを言っている。見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略の可能性

はどんどん低下しているということのみずからも明らかにしているわけです。

このような情勢の中で、なぜこの有事体制を急ぐのかということも問題なわけですが、アメリカの……

○児山寿明議長 47番、馬場秀男さんに申し上げます。

簡潔明瞭にお願いをいたします。

○47番 馬場秀男議員 はい。もう少しですので、よろしくお願いします。

アメリカの国政戦略に引きずられているというのが実態ではないかとは思いますが、根本的なこの判断に基づくものというのは、今の情勢をどう見るかというようなことだろうと思いますので、少し触れてみたいと思いますが、アメリカを中心とする力の政策が大きな……

○児山寿明議長 簡潔にお願いをいたします。

○47番 馬場秀男議員 大きな犠牲を生んで、真の解決になっていかないということがあるわけです。その後、中東を初めとした、こういう事実人類が学んで、かなり最近、平和的な解決の方向にずっと流れてきているわけで、この動きを非常に注視する必要があると。そういうことを根本にしながら物を考えていかないと、大きな間違いを起こす。

そういう意味で、いろいろわかりやすく説明、あるいは発言したいと思いますが、時間がございませんのでこの辺で打ち切りますけれども、その辺をしっかりと配慮されて、この議案に対しても、皆さんの良識ある判断を心からお願いをしたいと思うわけでございます。

以上のことから、私はこの条例に反対を表明いたします。

○児山寿明議長 次に、賛成討論の発言を許します。

26番、星喜弥君。

○26番 星喜弥議員 今、反対討論の中には、アメリカの戦争が主に出ていたようでございます。これは、国民・町民の安全・安心を守る条例にございますので、賛同していただけるようお願いいたします。

○児山寿明議長 次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

この評決は起立によって行います。

議案第21号 南会津町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例は、原案のとおり決

することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○児山寿明議長 ありがとうございます。起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第4、議案第22号 南会津町国民保護協議会条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 この条例の目的に、後の方ですが、組織及び運営に関し必要な事項を云々とあります。この運営に関しては多少わかるんですが、組織に関しては、もう少し具体的にうたった方がよろしいんじゃないかと思いますが、これも準則か何かでこうされたと思いますが、どのようにお考えか伺います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

先ほども、前の条例審議のとき若干触れましたが、協議会の本部長は市町村長とするとか、メンバーそのものも、ここで15人以内というふうに決まっておりますが、具体的な内容とかについては、あと具体的なメンバーの選任もこれからでございます。本部長は町長ということは決まっております、いわゆる準則といいますか、ひところは準則、今は条例の例と申しますが、それでもってつくった条例でございます。

なお、ちなみに、先ほどちょっとあれですが、既に県内61市町村のうち46市町村が決定を見ておまして、残りの14ですか、15かな、今定例会、6月定例会で上程するというふうに伺っております。

以上です。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 この条例も、先ほどの条例と関連があると思いますが、まず、何を協議するものなのか、まずそれを第1点に伺います。

それから2つ目は、先ほど決まりました国民保護対策本部やあるいは緊急対処事態対策本部と、この保護協議会との関連ですが、これはどういう関連があるのか。また、さらに議会との関係ですが、これはどういう関連があるのか。その2点を伺います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 ご説明させていただきます。

条例の目的が1条にございますように、法律の規定に基づいて、組織、運営に関しての条例でございまして、ここで具体的に入っていないというおたまだと思います。

前の議案で申し上げましたように、まず避難とか救援とか復旧とか、そういったことの具体的な住民の安全・安心の確保のために協議するといいますが、あとそういう内容が主だと思えます。

それから、計画自体も策定していくわけですが、そういったこともこの協議会に諮って、有識者の皆様の意見、町民の方の意見も取り入れながらといいますが、反映させながら計画をつくっていききたいというふうな組み立てでございまして、機に応じてといいますが、議会の皆様にもご相談、情報を、またご決議をいただくということになると思えます。

よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 協議する内容についてなんですが、非常に抽象的でありましたけれども、国民の保護のための関連する内容を協議するんでしょうけれども、法律を見ると、幅広く住民の意見を求めとなっておりますが、委員の数が15人以内でありますし、さらに委員のメンバーといいますが、そういうものも法律で決まっているわけであります。指定地方行政機関の職員とか、あるいは自衛隊に所属する者とか助役とか教育長とか決まっていますが、法律の趣旨にあるような住民の意見を幅広く聞くということではなくて、何か私は、むしろ国からの指令といいますが、そういうものを素早く伝達する役割といいますが、上意下達のような役割でないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それからあと、この委員の中で、専門委員というのが第2条の2項にあります。この専門委員というのは一体どういう委員を指すのか。また、それは何人くらいいるのか。

さらにあと、この協議会については、いつころまでにつくっていくのか。

その点について伺います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 ご説明申し上げます。

今、議員おただしのおりでございます、法律では協議会の組織は第40条でございます。先ほどからちょっとあれですが、ここで市町村協議会は、会長及び委員をもって組織すると。会長は市町村長をもって充てる。委員は次に掲げる者のうちから、市町村長が任命すると。1つは、指定地方行政機関の職員。2つとして、自衛隊に所属する者。3つとして、県の職員、都道府県の職員。4として、当該市町村の助役。5として、当該市町村の教育長、あるいは、あるいはといいますか消防長、または消防長が指名する消防吏員、それから当該市町村の職員、それから当該市町村区域において業務を行う指定公共機関、または指定公共機関の役員、または職員。8番目に、国民の保護のための措置に関し知識、または経験を有する者。いわゆる学識経験者といいますか、そういう人たちで、ですから、専門性の高いといいますか、そういった方たちは、ここでいえば自衛隊、自衛官ですか、防衛庁長官の同意を得た。それから県の職員とあと消防長、あるいは消防吏員等を考えます。

あと本議会で議決いただければ、速やかにといいますか、立ち上げて、計画づくりに入らなければなりませんので、速やかに立ち上げたと思います。

以上でございます。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

上意下達の機関ではないかというおただしにお答えいたしますが、法律自体は国で策定するものでございますが、本協議会は町の機関でございますので、枠組みがあるものの町民を守るということは町の第一の責務でございますので、町独自に広く住民の意見を求めまして、この地域に合いました方策で町民の安全を守っていききたいと、かように考えてございまして、先ほど課長から申しあげましたように、どちらかという後発の部類に入りますので、先進事例を参考にしながらも、町独自で町民の安全を守るような計画を策定していききたいと考えておるところでございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。3回目です。

○32番 大竹幸一議員 この協議会につきましては、その下の次の議案で協議会の委員の報酬ですかね、そういうのが載っていますけれども、その前の報酬に至る前の段階としていろいろ費用がかかると思うんです。そういう費用については、ここに一切載っておりませんが、それはどんなふうになるのか伺います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 ご説明申し上げます。

今のお話のように、次の議案の方の資料に飛んでしまうかも知れませんが、費用的にはいわゆる非常勤特別職の報酬ということで、委員の方、日額でございまして6,500円というふうなことを考えておりました、それ以外の費用は、自車でおいでになればキロ当たり25円の実費弁償といたしますか、交通費相当額。

以上でございます。

○児山寿明議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 この国民保護協議会につきましても、先ほどの21号議案で決まった保護対策本部、あるいは緊急対処本部ですか、そういうものと同じく、アメリカが起こした戦争に対して日本も国民をそれに動員すると、そういう条例でありますので、私は反対を申し上げます。

○児山寿明議長 次に、賛成討論の発言を許します。

48番、室井強君。

○48番 室井強議員 ただいま、先ほどの議案で、国民保護法は国家が決定したものに準じて町議会が制定した条例は決定したわけでございます。そして、2つ目には、これに基づいた内容による条例で、何ら町民に不利益をもたらすようなことはなかったと。我が議会は、ここに出たもので町民に不利益をもたらすようであれば反対しなければならないが、何らそういう遜色のないものを反対ということに対してはいかなるものかと。

よって、何ら支障がございませんので、賛成をいたしたいと思っておりますので、各議員の賛同をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 次に、反対討論の発言を許します。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 前21号の討論の中で申し上げたことを繰り返しませんけれども、ご理解いただけたかと思っておりますが、この条例に基づいて、さらに組織条例ということでございま

す。そういうものに対しての考え方として、やはり表に出てきている条例だけで見るとは
いかなないと。もともとの根源は武力攻撃事態法にあるということを条例の中にもうたっている
わけで、そこが問題があるということですので、それは住民にとって大変なことがあるんだと
いうことの認識が必要だということなんです。そこだけ眺めているんだったら、何も見えてこ
ない。議会の資質が問われる問題だと私は思います。

以上申し上げまして、これに反対することを表明いたします。

○児山寿明議長 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

この評決は起立によって行います。

議案第22号 南会津町国民保護協議会条例は原案のとおり決することに賛成の方は起立願
います。

〔賛成者起立〕

○児山寿明議長 ありがとうございます。起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第5、議案第23号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 ございませんか。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 さきの2条例に基づく関係条例でございまして、改めて理由は申し

上げないことにしますけれども、同様の理由によりまして反対をいたします。

○児山寿明議長 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 ございませんか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

この評決は起立によって行います。

議案第23号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○児山寿明議長 ありがとうございます。起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第6、議案第24号 南会津町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 この税条例は、たしか国の法律改正によりまして3兆円の税源移譲がなるということですが、それに基づいて来年の話になると思いますけれども、南会津町におきまして、いわゆる町民税、これが本年に比べましてどのくらいふえるというふうに試算されているか伺います。

○児山寿明議長 税務課長。

○渡部俊夫税務課長 32番議員さんのおただしにお答えいたします。

19年度予算の見積もりについてかと思えます。それで、19年度の町県民税の算定につきましては、今回提案しておりますように、課税標準額が税率3段階でございました。これが改正されまして一律になるということで、これが三位一体の改革による大きな改正でございます。

そこで、試算につきましては、今年度の18年度の課税標準額をもとにしまして試算したところ、その中では人的控除の部分、それらを単純に控除しながら試算いたしました。その中で、18年度当初予算計上額4億3,300万ほど計上してございます。それで、その人的控除を控除した計算内容で申し上げますと、19年度におきましては、5億5,590万ほど見込まれるというふうに試算したところでございます。したがって、比較しますと約1億5,200万増額になるのかなというふうに見ているところでございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第7、議案第25号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○児山寿明議長 ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第8、議案第26号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより、議案第26号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第9、議案第27号 障害者等の介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 今回の障害者自立支援法を受けてのことだろうというふうに思いますけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、反対するわけではないんですけれども、この審査会は2次判定だというふうには承知していますけれども、1次判定は今まで、今までというか介護保険でやられたコンピュータの判定になろうかというふうに思うんですけれども、それについては、とりあえず判定の流れを1点お聞きしたいということ。

それから、介護保険に準じたコンピュータ判定になりますと、介護保険の導入時にコンピュータ判断で相当な混乱が生じたわけなんですけれども、障害者になりますと、もっと混乱するんじゃないかなというふうには私は感じていますので、その辺の問題点の探り合いというか、そういうことも町村ではなされたのかというのを1点お聞きしたいです。

それから、会津若松市に、多分、会津圏内はお願いするのかなというふうには思いますけれども、その審査会のメンバー等の把握も必要かなというふうにも考えていますので、その辺を把握しているかお伺いします。

それから、2次判定で会津若松市に委託をして、その審査会で2次判定を受けて決定を受けるわけなんですけれども、こういった離れた地域の障害者に対する判定ということで、顔の見えない判定になるのではないかというふうには私は危惧しているんですけれども、障害者は、ご存じのように、身体障害者、知的障害者、精神障害者というふうな対象があるわけなんですけれども、本当に個々によって障害の度合いも違うわけで、コンピュータ1次判断で示した中身を審査会で2次判定を決定するというような形だろうけれども、非常に障害者というのは瞬間的な対応ができない、判断できないというような中身もあるというふうには私は思うんです。

知的障害者なんかは特にそうだろうけれども、その様子を見る、様子を見て判断をするというふうな中身が必要だというふうにはちょっと思っていて、非常にコンピュータ判断に無理

があるのかなというふうにも感じていまして、担当者として、担当課として、どのようなお考えなのかお聞かせください。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

まず、1点目の審査会に入る前の1次判定のコンピュータ判定の関係でございますが、これにつきましては、既に介護保険の方では97項目で1次判定を実施しておりますが、今回、障害者の障害程度区分の認定に当たりましては、その介護保険の97項目に加えまして、障害者独自の内容についてさらに審査項目がございまして、合わせますと120項目ほどの内容で1次判定を下すと、こういうような内容になっております。

それで、2点目の審査会のメンバーの委員の構成の関係でございますが、これにつきましては、それぞれ保健、福祉、医療のそれぞれ専門的な知識を有する委員の方に委嘱をして、2つの合議体で1つの合議体対、5人の審査会のメンバーで最終的に2次判定を下していただくと、こういうような流れになっております。

それからもう一点、会津若松市の方に委託することによって、それぞれ身近にいる障害を持っている方の顔が見えないのではないかというような危惧が話されたところでございますが、これにつきましては、障害程度区分ということで全国一律の基準に基づいて実施するというところでございまして、介護保険も同様でございますが、ある面で身体的な状況、それから主治医の意見書等を参考にしながら客観的な判断を下すということございまして、ある面では顔の見えないところで客観的に判断するというような内容になっておるところでございます。

ただし、審査会の中には、各町村のそれぞれ障害担当の者が参加しまして、審査会の中で発言するわけにはいきませんが、それぞれその審査の内容を聞き取りながら、実際にその障害の程度区分を決定した以降のサービスの提供の内容等について把握をしていくということになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 第三者的公平にやるシステムであるというふうな答弁かなというふうに思いましたけれども、障害者行政を長年やっておられるわけなんですけれども、個別対応というのが基本なんですね。何が公平かという、それは議論はしたくないです。する場所でもないと思っておりますが、例えば1次判定の場合は、多分、A群だと、できる、できないからの判断になってきて、障害者の場合は、できる、できないという判断が非常に難しいんですね。時

間をかけるならできるとか、短時間でできる、適宜できるとか、できないとか、そういった判断がコンピュータにあらわれないというふうな状況が出てくると、2次判定に、できる、できない、ゼロか1か、そういうことになってしまって、その障害者に合った区分ができなくなるのではないかという危惧はしているんですけども、ちなみに、会津若松市に委託、管内というか、会津圏内で委託している自治体というのは、どのぐらいありますか。わかりましたら。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 まず、会津管内の障害者の判定をする審査会の設置状況でございますが、まず喜多方管内につきましては、喜多方の市町村圏の広域圏の組合の方で共同設置をするということでございます。さらに、単独設置におきましては、会津若松市1市だけでございまして、そのほか会津管内の南会津管内、それから会津若松市を除く会津管内につきましては、すべて審査会の事務について会津若松市の方に委託をするというような内容になっております。

さらにもう1点加えまして、障害者のサービスの提供にあって、きめ細かい個別対応というふうなお話もございましたが、実は障害程度区分の認定をしまして、その後にそれぞれサービスの利用の意向を聞きまして、その後サービスの内容の案を作成するというようなことで、そこからサービスのスタートが始まるわけでございますが、介護保険と違いまして、2次判定の結果がすべてではございませんで、当然のことながら2次判定は基本とはなりますが、その2次判定の中でも一定のサービスの量が決定されておりますが、さらに障害者の程度といいますか、その置かれた状況によっては、審査会の意見を聞きながら一定の柔軟的な対応ができるというふうな中身になっておりますので、それらを踏まえて、それぞれ障害を持っているそれぞれニーズにこたえながら、弾力的な運用を図っていくことも可能ではございますので、その辺も踏まえて実施を前向きに検討していきたいと、こんなふうに思っております。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。3回目です。

○3番 渡部 優議員 会津若松市に委託するというところで、対象者が少ない、効率よくその方ができるということだろうというふうに思いますけれども、南会津町の管内の対象者はどのくらいいらっしゃるのか、最後にそれだけお願いします。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

今、現状で在宅でサービスを受けていらっしゃる方は、当然のことながら申請をするということでございますので、今現在の数字で申しますと、南会津郡管内で、まず南会津町が9名、それから下郷町が2名、それから只見町が5名、檜枝岐村については該当者がいないというこ

とでございまして、今、現状では16名という数字になっておりますが、今後、新規で申請なされる方もありますので、おおむね20名程度なのかなと、こんなふうに推測しているところでございます。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 今、3番議員からも心配の点が指摘されておったんですが、確かに人数の問題、あるいは専門家の関係で、委託されるのはやむを得ないかなと思いますが、ただやはり先ほど問題になっていた顔の見えない判定ということになります。段階判定になりますので、これは負担金とのかかわりにもなってまいります。

今、処置についてはいろいろお話がありましたけれども、この判定にかかわる段階で、ひとつ顔が見えない判定を補佐するというか、補充するというか、そういう体制をつくった方がいいんじゃないかと、つくるべきだというふうに思うだけけれども、その辺のことは考えておられるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 大変申しわけございませんが、質問の趣旨がちょっと聞き取れなかったものですから、再度お願いしたいと思います。

○児山寿明議長 47番、お願いします。

○47番 馬場秀男議員 じゃ簡単に言いますけれども、結局、顔の見えない判定になるなということは課長も認めておられるようですが、その辺を補充する意味で、体制をつくってはどうかと、必要なんじゃないかということなんです。

これも会津一帯に通用する問題ではないかとも思いますが、やはりそこが一つの欠点になると思いますので、協議しながら進めてほしいと思いますが、ぜひほしいなと思っているんですが、そういう考えとか動きとかあるなら、ひとつ教えていただきたいということです。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

まず、2次判定を会津若松市の方に最終的に委託をするわけでございますが、その判定会の会場に、各それぞれ審査のかかる町村におきましては、それぞれ担当者がそこに入ることになっております。これは、介護保険ではそういうことは非公開でございまして、あり得ないんですが、障害者の関係につきましては、今言ったような話の中でいろいろな特殊な要件がございますので、それぞれ障害の担当する職員が一定程度把握をして、その後のサービスの提

供に当たっていろいろ調整する意味でも、そういった方がいいだろうというようなことで担当者が入るということでやっておりますし、その責任の中でやっていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、それぞれ顔の見えない判定というお話がありましたが、そういったものを踏まえて、それぞれサービスの提供に当たっては、適切なケアマネジメントを図る意味で、それぞれ障害、それから福祉、それぞれの担当の横の連絡を図りながら、それぞれ障害者の実態を十分に把握しながら適切なサービス提供に当たっていききたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○児山寿明議長 ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより、議案第27号 障害者等の介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませぬか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第10、議案第28号 団体宮大豆渡地区土地改良事業計画の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませぬか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより、議案第28号 団体営大豆渡地区土地改良事業計画の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第2号の質疑

○児山寿明議長 次に、日程第11、報告第2号 平成17年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

以上で、報告第2号を終わります。



◎報告第3号の質疑

○児山寿明議長 次に、日程第12、報告第3号 平成17年度南会津町事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

以上で、報告第3号を終わります。



◎議案第37号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第13、議案第37号 字の区域の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより、議案第37号 字の区域の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第14、議案第38号 南会津町過疎地域自立促進計画（後期）についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これは委員会でも説明がありましたので、担当者には言っておきましたんですけども、こういった18年度から21年度の大事な自立促進計画の中に、概算の金額も入っていないくて事業だけ羅列して、我々議員に何を審議するというのか。

我々は、普通、審議するときには事業に対してこのくらいのお金がかかりますよと、一般財源こうですよ、国からの援助はこのくらいありますよ、補助はと。ああ、それならば、この事業をやってもいいじゃないかなという判断になるんですけども、まず一つは概算の数字が入っていない。これは、前回の旧田島町の議会でも指摘されたはずですよ。その辺、あるいは今後この議会が終わってから、詳細にその金額を出す予定なのか、その点をお伺いいたします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいまのおただしにお答えさせていただきます。

財源、あるいは概算の表記の関係でございますが、施策の区分ごとの事業計画の最も基本となるデータベースの事業計画等につきましては、うちの方としては、内部資料として把握しながら整理をしながら、平成18年度事業をとっても、予算編成時期よりも早く事務を進めなければならない、あるいは事業量、事業費、財源内訳等の内容で予算と必ずしも一致しない部分が多々あります。また、厳しい財政状況から、後年度へ先送りをしたり、事業の中止を余儀なくされる場合等もあります。個別の事業計画がひとり歩きする可能性があるというか、そういうことも予想されるということから、あるいは起債事業については、毎年度の地方財政計画内容によって検討を加えていかなければならない部分もあるわけですが、多分にその分についても流動的な要素が多いことから、概算の事業費、あるいは事業の起債名、それはここでは表記を避けたいということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私が質問をしたのは、今回は出ていないですけども、議会が終わってから、その概算を議会の方に提出するんですかという質問をしたんですよ。我々は3回しか質問できませんから、明確なお答えをお願いいたします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 基本的に——基本的というか、今後も金額、あるいは事業の細目等の入ったものは避けたいと、出さないということでございます。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 そうすると、議員は、何を目安にこの計画が妥当性があるというふうに判断すればいいんですか。

例えば、我々が16ページの県営ため池等のお金がこれが多分100万円くらいだろうと思って賛成したとすれば、事業をやってみたら1億円だったと。ほかのやつでもって100万だったのがまた10億円だというようなことになったときに、議会は通したでしょうと言われたんでは私どもは何も言えなくなるわけですよ。

もう少し詳しい資料を議員に与えて、議員さん、どうぞ精査してくださいと、そういう姿勢が私は行政だと思いますよ。私は、出すということであれば賛成しますけれども、出さないということになれば、審議する資料がなかったので私は反対しましたということになりますんで、もう一度答弁をお願いいたします。助役はどうなんですか。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

過疎促進計画につきましては、個別の事業も審議をお願いする前に、現状と問題点、あるいはその対策において、その文言も書いてございますので、そこでまずお考えいただきまして、また、事業内容につきましても、例えば面積や距離等も出ておりますので、その中でご審議いただきまして、先ほど課長が申し上げました理由によりまして、今回この議案提出しました促進計画のみでのご議決をお願いしたいと考えているところでございます。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 議会に対する答弁で、継続的に議会を開いているわけですから、今回の議会だけではなく、前回の議会、前々回の議会には、どのような質問があったのだろうと。そのときに、議員の方からどの要求があったんだろうということを継続的に考えながら、私はご答弁をいただきたいと思うんです。というのは、今回の概算の数字を出してくださいということも、前回のこの計画が出されたときには要望してあって、そのときに概算であれば出るでしょうという答えをいただいているわけですよ。

それからもう一つは、一般会計の方にも言えることなんですけれども、我々は予算を審議するときに、経常経費がなければ、どのくらいの負担率になっているかわからないんでということもあるけれども、一般会計の方でも、そういったものが出ていないと。これは、この次の一般会計で質問しますけれども、そういった過去の発言をもとに、行政の方から私は発言を求めているわけです。

そういった今までの過去の例をもう一度精査をして、ぜひとも私は概算の金額は出していた
だきたいなと思いますので、検討する余地があるのかどうか、再度お伺いをいたします。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

今回の資料の提出につきましては、前回の同じ計画の提出資料、あるいは審議経過をかんが
みまして、そのような結論に至ったところでございます。

○児山寿明議長 質疑の途中でありますが、このほかに大分質疑があるようですか。ちょっと
確認をさせていただきます。

まだまだ質疑があるようでございますので、この辺で暫時休憩をいたします。

午後に再度質疑を行いますので、ご了承願います。

昼食にいたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ございませんか。

23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 この金額については、たしか委員会のときだと思いますが、先ほど
の議員さんが金額の関係で質問されたんですが、私は金額のほかに年度を入れて示してほしい
というふうに話をして、了解を得たつもりでございましたんですが、今回それができなくても、
やはり後からでもよろしいですから、一覧表だけでも計画書、年度と金額を入れた計画書を
我々に示してほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、年度及び金額の入ったものは出さないということでご理解を
いただきたいと思います。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 これは旧町村から、年度の入ったものが、これは上がってきておる

のではないかと思いますよ。それを出せないということは、少し理解できないんですよ。確かにあると思いますから、旧町村から上がってきたものがあると思いますから、よく見ていただきたいと思います。今後、出していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

それぞれ議員の皆様、真剣に地域の振興に取り組んでいただいているそのお気持ちは十分理解しております。しかし、私は、基本的にこの過疎自立促進計画で示した文書、あるいはそこに精通している基本理念、こういったものによって、方向性は十分に判断いただける、こういうふうにも思っております。そんな中で議員の皆さんのお立場からしますと、大所高所に立ってその方向性についての見きわめを、私たちに対して、ご意見、ご議論をいただくということをぜひお願いをしたいと思います。

その上で、私は議員の皆さんがそういうケースになるとは思っておりませんが、この出された数字が、あるいはそういうものが、ほかのところに行って数字がひとり歩きすると、大変混乱を招いたり誤解を招いたりすることも一つ心配がありますので、どうぞ品位ある判断の中でご決定をいただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 ……（録音漏れ）……あるみたいなんで、じゃ最後に、合併する前の4町村のこういった計画は、過去に同じ過疎でありましたから、あったと思うんです。そういうところの4町村のこの提案の仕方は、やはり数字が入っていなかったのか、年度別も入っていなかったのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えさせていただきます。

田島町は出していなかったということを聞いております。あとにつきましては、ここではちょっとお答えできないものですから、どういう状況で提案されたか。ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 私自身は、これを見たときに、過疎債を借りるための計画書かなと、何も入っていないので、こうとったんですが、今のいろいろな質問を聞きますと、そうじゃなくて、現実のこれは計画、現実これから南会津町として仕事をしていく計画ととらえてよろしいんですね。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 当然、有利な過疎債を借りるという判断に立ちましてどの事業をどうするかということは、極めてこれ流動的なものですから、可能な限り地域事業、あるいは広域事業を全部羅列するというふうな形でここには上がっております。ご了承ください。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 私はこれを見たときにそうとらえたものですから、課長の説明が何かもどかしくて、そういう過疎債を借りるために、今後したい事業を全部羅列して、この中で今度は実際にこれからしっかりとしたやる方向が決まれば、予算も日にちも、それから事業も決まっていくなだと言えればいいことじゃないのかなと私は思って聞いていたんですが、何か今までの説明を聞くと、全部やる事業だというような感じだったので、わかりました。

一応、今の説明ですと、過疎債を借りるための羅列した事業だと、こうとらえてよろしいんですね。そうであるならば、別に金額が入らなくとも、いろいろな面で納得はできます。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいまのおただしのとおりでございます。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 11番です。お願いします。

この計画は18年度から21年度という計画であるそうですが、今、団塊の世代の退職が叫ばれていると、表現は悪いですが、団塊の世代が間もなく来るわけですが、その方たちがこの過疎地域に入ってくるような施策もあつてはいいのではないかと、こう思いますので、これは合併して間もない計画ですから、事務局に、忙しかった計画のまとめ上げだと思えますから、今後その辺の点を頭に置きながら別の計画の面でもお願いしたいと思えます。

それからあとは細かいことですが、7ページに12年度までしか人口が載っていませんが、これは昨年、国勢調査がありましたから、より現実的な数字が手に入っているんだろうと思えます。これも、合併後の作業でなかなか間に合わなかったのかもしれませんが、できれば17年度の数字が入っていれば、なお町の実態がわかるのではないかとと思えますので、お願いしたいと思えます。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

団塊の世代の話、あるいはこれから、多分に合併しながらここ四、五年は流動的な部分が多

と思います。十分その辺を配慮しながら、再度計画に盛り込むものは盛り込んでいきたいというふうに考えております。

それから、平成12年度の国勢調査の結果がございましたが、まことにそのとおりだと思いますので。今回は県の方の既に認可が終わっておりますが、十分その辺は注意したいと思います。

○児山寿明議長 5番、高野精一君。

○5番 高野精一議員 これは施策だから大まかにみんなこう書いてあるんだろうと思いますが、例えば21年までにこれを施行するという形でありますならば、このページ数でいうと27ページの粗大ごみ等の不法投棄を未然に防ぐという文言が入っておりますが、これは私は振興局もちょっと行って聞いてきたんですが、これは粗大ごみになるから都市環境の方になるのかな、そのときに、テレビがデジタル化されてきているものですから、量販店から買ってきた人たちが、そのテレビを最近、異常に投げているのが見える状態になってきたんですが、そういう場合に対して、町でそれをどこへ集めて、その予算はどういうふうにするんだということも、できればこれ、今みんなこの予算で騒いでいますが、そういうこともこれは全部、過疎債の中に入って組んである文言なんですか、これ。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 基本的には、最上位の計画であります振興計画を受けて、この過疎自立もつくるわけですが、何せいろいろな段階の中で、今、過疎の方はどんどん進んでおりますので、今回の6月と。それで、振興計画の方は、追っかけ9月ないし12月まで議会にかけたというふうに思っております。

ただいまおただしのいろいろ粗大ごみ等の関係についても、今後十分精査してくる分があると思います。ただ、金額等につきましても、2割以内であれば、変更、軽微なものについては議会にかけなくても、あるいはそれはそれでいいということなんですが、当然、変更等があれば、県の承認、あるいは議会にかけながら、どんどん計画を変えながら今後やっていく必要があると思いますので、振興計画との整合性を図りながら、今後さらに議会にお諮りをしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○児山寿明議長 5番、高野精一君。

○5番 高野精一議員 そういうことは今の答弁でわかりましたんですが、問題は発見した場所から、そこにいつまでも置くということが問題なんであって、そういう場合の今後——そういうことをここで言っているのかどうか、あれなんですが、せつかくですから聞いておきたいなと思うんですが、発見した場合には、そのままそこへ置くと、また結果的にだれかが捨てて

いく状態になっちゃうもんですから、そういう場合のその辺は、早急な処理の仕方をどうすればいいかということも、ここにできれば明記してもらえればありがたいと思うんですが。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいまおただしの件がこの項目だけでなく、多分に考えられます。今後、十分に各課連携をとりながら、できるだけ先送りしないで、今おただしの件等を踏まえて具体的に検討をさせていただきたいというふうに思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 さっき13番さんの質問に対して、田島町は数字は出していないと課長は言いましたね。そして、ほかの方は何か濁したみたいで、ここではしゃべられないということは、わからないからしゃべらないのか、しゃべらない規則があるのか。今、南会津町のあれでやっているんですから、それを1点聞きます。ちょっと引っかけたもので。何でしゃべらないのか。どこでしゃべるのか、それを。しゃべる場所があるのか。それを聞きたい。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 正確にここで把握していないもんですから。

○15番 阿久津梅夫議員 それなら、わかった。そう言えばわかるんだよ。

もう一回。

ほかのところは出ているが、田島は出っていないと、そういうしゃべり方をするから。わかりました。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○児山寿明議長 質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これは、今後の非常に大切な案件であります。しかも、我々議員の立場からは冷静にこれを判断しないと、ますますもって赤字体質の町政になるのかなど、こんなふうに思います。ですから、私はこの資料だけでは判断ができませんので、後々、年度別、

あるいは数字の明細を出すということであれば賛成しようかなと思いましたがけれども、現在のところはそういった発言はありませんので、私はこの資料では十分な討議ができませんので反対をいたします。

○児山寿明議長 次に、賛成討論の発言を許します。

19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 せっかくの議案を賛成討論がなしでは議会が資質を疑われると先ほど言われましたので。

私は、先ほど課長に聞きまして、この南会津町過疎地域自立促進計画の後期というのは、もちろん計画も議会にかけて、県の審査を受けて計画の変更もできるということから、この計画は一応主体計画を羅列した。それで、過疎債を利用できる事業の計画をしたと、こういう説明ととらえて賛成いたします。

○児山寿明議長 次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○児山寿明議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第38号を採決いたします。

この評決は起立によって行います。

議案第38号 南会津町過疎地域自立促進計画（後期）については、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○児山寿明議長 ありがとうございます。起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第15、議案第29号 平成18年度南会津町一般会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

なお、質問に当たりましては、ページ数、項目など、詳しくゆっくりと申し上げて質問をい

ただきたいと思います。執行者が適当な答弁ができないと困るという配慮から、よろしく願いをいたします。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 5点ほど質問いたします。

最初は、24ページの一番上の説明欄に合併市町村の支援交付金8,000万がありますが、この使い道はどういうところに使ったかを伺います。

それから2つ目は、67ページの19節の中に、障害者小規模作業所運営補助金が640万円ほど上がっております。これは、旧田島町にあったあたご作業所と、それからあと今度、南郷地区にできました木の葉の2つの分だと思っておりますが、その中身につきまして詳しく伺います。

それから3つ目は、114ページの一番下の説明欄に、スキー場のリフト無料優待購入券650万がありますが、これに関連する質問でありますけれども、4月の臨時議会でも聞きましたが、共通シーズン券について前向きに考えていきたいというような話がありましたので、その検討状況はどんなふうになっているか、伺いたいと思います。

それから次は、137ページの13節の委託料、防災行政無線関係の予算が上がっておりますけれども、これにつきましては、きのう伊南の例を参考に詳しい話もありましたけれども、それ以外に南郷地区にもあるし、館岩地区にもあるし、また、下郷町にもあると聞いておりますので、その辺の違いがいろいろとあると思いますので、なるべく当然安くていいものをつくるわけですが、その辺の検討過程をどんなふうにしていくのかなというようなところをひとつ伺いたいと思います。

それからあと、最後になりますが、最後に181ページの中で、一般行政職の中の説明ですが、これが昨年と比べますと、昨年は1級、2級あたりに主事とか、あるいは主事補とか、そういう表現があったんですけれども、今回はそういう表現はなくしてしまったのか。それとも、まだあるのかどうかです。

それから、さらに7級あたりには、困難な業務を処理する課長の職務ということで、この辺、6級の課長の職務と7級の課長の職務あたりが、どうも今度はわからないということでありますので、前年と同じような意味なのか、それともまたちょっと変えてきたのか、この辺大変わかりにくいと思うんです。例えば本所の課長とか、支所の課長あたりの差だったらわかるんですけれども、そういうようでもないようですから、どんなふうになっているのか。

それから、8級の課長につきましては、ここは具体的に総務課長、企画観光課長、支所長と入りましたので、これは大変わかりやすいということになりましたので、わかりやすくした点

とわかりにくくした点の違いがどんなふうになっているのか。

それからあと最後に、参事という職務が今度ここにできましたけれども、参事というのはどういう職務なのか。

5点ほど上げましたが、質問いたします。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

5問のうち、1問目と5問目の件についてお答えいたします。

1問目の24ページの合併市町村支援交付金8,000万円の用途はというお尋ねですが、こちらにつきましても、一般財源でございますので特にどれというわけではございませんが、その趣旨をかんがみまして、合併に充てるような合併メリットとしてとらえているところでございます。

次に、5問目の給与の関係でございますが、そのうち主事と主事補の関係がございました。旧田島町で言いますと、主事の下に採用しまして、主事補という制度を設けておったんですが、いろいろ業務をやるに当たりまして、主事補は吏員ではございませんので、各種いろいろな公金を扱ったりするとき、なかなか制限がございましたので、主事、主事補の区別をなくしましてすべて主事としたところから、そのような表示をなくした点が1点でございます。

また、6級、7級の課長の職務につきましても、ここに書いてあるとおり、6級が課長の職務、7級が困難な業務を処理する課長ということで、本庁、支所の課長の区別はございませんので、ご了承いただきたいと存じます。

また、8級の参事の職務でございますが、本庁の総務課長、企画観光課長、支所長の職務と同等と認められる職務について、参事の職務をつけたところでございます。

以下の2、3、4問につきましても、関係課長の方から答弁いたさせます。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 2点目にありました、ページ数67ページの19節障害者小規模作業所運営費補助金についてのおただしについてお答え申し上げます。

金額640万ということでございますが、内訳としましては、おただしにありましたとおり、田島地区にありますあたご作業所が430万、それから南郷地区で平成18年度から開所しました木の葉につきまして210万という内訳になっておりまして、それぞれ県単の2分の1の補助を受けながら運営費の補助をするものでございまして、それぞれ今、内訳で申しました金額のうち、町単分としては、それぞれ30万円ほど追加させて補助金として予算を計上しているところ

ろでございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 114ページ、款の7商工の関係でございますが、11の需用費のスキー場リフト無料券購入費、あわせてリフト券の取り扱いはどのように進んでいるかということだと思います。

まず、1点目、共通リフト券の取り扱いにつきましては、現在、4スキー場も決算総会がまだ終わらないところもあります。それで、6月5日に第1回目の4スキー場の連絡協議会、当然、各本庁、それから支所も入ったわけでございますが、結論までは至らなかったということでございますので、ご了承いただきたいと思います。次回あたりに方向づけを出したいというふうに考えております。

それから、リフトの無料招待券、ここにあります650万の関係でございますが、これにつきましては、従来、村営等もございましたが、今回は全部、指定管理者による会社の方の受託になったと、そういうことで、リフト券の扱いも、ただ町でそれをもらえば、それは交際費としての税法上も扱いにならないということから、町で買って、当然、友好関係のところに配付をしながら、みずからも誘客、それからスキー場の宣伝に努めるということで、ここに650万を計上させていただきました。

以上であります。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

昨日の一般質問でもございましたが、旧町村の状況でございまして、館岩、伊南はアナログ方式です。簡単にいうと、少し古いタイプ。南郷地区はいわゆるデジタル方式で、最新の方式でございます。

それで、昨日、防災の面にのみ私はちょっと言及したかと思いますが、通常の住民に対する広報にも大いに平常時は活用していただいて、むしろその方が使用頻度は非常に高いと。万が一のことがたびたびあったんでは、なかなか大変な事態ではないかと思えます。つけ加えておきます。

もう少し説明させていただきますと、デジタル防災行政無線とはということで、防災の面からいいますと、災害発生時に情報の収集や伝達を目的として、その無線通信システムで災害現場と本庁というか支所、役場機能との間で情報の収集とか連絡に使用される移動系システム、

車、あるいはトランシーバー型といますか、いわゆる持ち運びのできるあれです。それでも、現場から本庁、支所と通話できます。それも双方向で。そういった一つは移動系システム。

それから昨日申し上げました屋外拡声器です。各主要集落に、大きな集落は2カ所くらいつけないとだめなところもあるのかなとも思いますが、基本的には、私は例えば伊南の方ですと、1集落1カ所、屋外拡声器を設けました。それから、個別受信機は各世帯、各公共施設に置くと。役場から住民に災害状況や今ほど申し上げました広報、お知らせなども、そういう情報を伝達、それがいわゆる同報系システムということです。移動系と同報系。

デジタルはなぜいいかといいますと、従来のアナログシステムではなかなかできなかったデータの伝送とか、双方向通信が可能になるというようなことで、非常に技術の最先端をいくということでございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 大体わかりましたが、1つはもう一回聞きますと、小規模作業所の問題では、県の方の補助金がたしか作業生の人数において加算する補助金があったんですけども、それについて、県の方では、ことしは減らすというような方針を出したということが新聞に載っておりますけれども、それに伴って、市町村の方でも減らすところがあるというふうに聞いておりますが、その点、南会津町では減らさないでほしいと思いますけれども、その辺はどうなっているのか。減らさないでやってもらえるのかどうか、そこを確認いたします。

それから、リフト共通シーズン券については早急に検討してもらって、そろそろいろいろなパンフレット、そういうものもつくったりする時期でしょうから、そういうものにも早く載せて、やはりPRを早くした方が冬の誘客に結びつくということがありますので、早くやってほしいと思います。

それから、防災無線の関係なんですけど、ちょっと検討の段取りの話はなかったかと思うんですが、そこについてもう一回質問したいと思いますし、また今現在、伊南、舘岩、南郷についてはつながっているのかどうかね。今度、田島地区がやった場合には、4地区が全部つながるのかどうかですね。その辺についても、見通しを伺いたいと思うんです。やはり、そういう連絡をする係がそれぞれの地区にいたんでは、これは能率も悪いんでしょうから、その辺、一発でいくようになるのかどうか。

それから最後に、181ページの件なんですけれども、意味はわかりました。いろいろな区分

の意味はわかったんですが、ただ、今後ちょっと検討してほしいなと思うのは、やはり例えばこの1級に定型的な業務を行う系の職務と、こういう表現になっておりますけれども、その次の2級を見ると、知識、または経験を必要とすると、こうなっていますので、それと比べて、ちょっと差別までにはいかないと思いますけれども、ちょっとそれに近いような、何か知識がいかにもないようなふうにも見えますので、何かもうちょっといい表現にその辺はならないのかなと思うんです。

それから、課長の中での困難な業務を処理するという表現がそこに入っていますけれども、それも確かにその意味は十分わかりますけれども、これももう少しスマートな表現はないのかなというふうに思うんですけれども、その辺は何か検討の余地がないでしょうか。それを伺います。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 最後の181ページの問題についてのみ、私からお答えいたします。

標準的な職務内容の表現でございますが、1級の職員は、採用間もない職員ということで、定型的な業務を行って、その後何年かたちまして昇任すると同時に知識、または経験を必要とする業務を行う職員の業務に当たらせ、2級の給料を差し上げるということで、特に差別という意識はございません。

また、表現につきましては、県等の一般的な標準的な職務内容の記載に準じているものでございますので、当面この表現でいきたいと考えてございます。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 小規模作業所の補助金の関係で、再度お答え申し上げます。

議員おただしのとおり、本年、県の補助金の補助基準が変わりまして、小規模作業所の補助金につきましては、それぞれ作業所の通所する人数に応じまして、それぞれランクがございまして、補助金の基準としましては、定額部分とさらに加算部分ということで、2つの要素で補助基準額を決定しておるところでございまして、おただしにありました加算の部分でございまして、昨年までは1人当たり2万5,000円という単価でございましたが、本年度改正になりまして、2万7,000円ということで加算措置が変更になったところでございます。

ただ、当初予算を編成する段階では、こういった情報を確認しておりませんでしたので、とりあえず昨年度の基準の単価で積算をして補助金の額を予算化したということでございます。

さらには、先ほども申しましたとおり、町の単独の補助金としてそれぞれの作業所にそれぞれ30万ほど追加をして予算化をしているところがございますので、今後それぞれ小規模作業所

の運営の状況等も十分把握しながら、その中で適切に判断をしていきたいと、こんなふうに思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 それではご説明させていただきます。

先ほどはすみませんでした。検討の段取りについて触れますので、申しわけございません。

つい先日といいますか、今月に入りまして、一つは庁内検討会を発足させまして、各課より1名ずつ、入っていない課もございます。あと支所、必ずしも係長、課長に限らず、明るいか、職員、若い人でも結構ですから、1名ずつ推薦してくださいよと、それが1つ。

それからあと、委託業務は発注中ございまして、この防災行政無線、まちづくり計画にもさっき数字の話もありましたが、本当にまだ大つかみな数字でございまして、果たして幾ら総事業費がかかるのか、あるいは電波伝搬調査、音響伝搬調査、設置場所の調査とか、いろいろ委託してございます。それから1町村1波というのも皆さんご承知だと思いますが、その移行計画書も東北総合通信局に出さなければならないといった、そういったことも含めて発注中ございまして、5月30から3月20日までの工期でやっております。

そういった経過、それから、議員ご存じのように、3村は終わっておりますが、先ほどの繰り返しになりますが、南郷さんだけデジタル、あとはアナログ。田島地区をまず近々にとにかく緊急に整備する必要があるということで、田島が本庁でございまして、中枢機能を担います。ですから、第1段階は、田島町内を整備したら、今度は旧4町村を本庁で指令して、同時に同じ情報が伝達できるといったシステムを考えております。詳細については、これから委託でといいますか、検討中でございますので、ご了解お願いいたします。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 2つほど質問させていただきます。

まず、予算書の66ページ一番下の方に、委託料として身体障害者訪問入浴サービス事業とございます。これは恐らく旧田島町の方だけの事業の予算かと思いますが、これはやはりほかの地区においても望んでおられるのではないかと、こう考えます。事実、旧南郷村においても、七、八年前ですか、非常に望んで、検討した時代がございまして。それで、ぜひとも全町に向けてこの事業をやっていただくようお願いしてほしいと思います。

それから、85ページ、これは下から3行目の方に、節の28繰出金がございまして、これ水道会計繰出金1,140万が上がっていますが、これは水道会計の方はまだ審議の議題に乗っていないんですが、予算の概要というものの1ページ、下の方に、繰出金の関係が書いてあります。

一般会計から上水道に2,054万円とこう書いてあるんですが、これは2,054万円になるための、先ほど申し上げましたように水道事業会計は審議に上がっていませんが、水道事業会計は非常にわかりにくくて恥ずかしい次第なんです、説明書がございますので勘でやりますから、これはどこに上がっているか、ひとつ教えていただきたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

まず、第1点目の身体障害者の訪問入浴サービス事業でございますが、これは当然のことながら、合併をしまして一つの町になりましたので、今までは確かに田島地区だけ、田島町だけ提供していたサービスでございますが、訪問入浴車は1台というような制限がありますので、それぞれ有効に活用するように、それぞれ社会福祉協議会の方に指示をしたところでございます。

それで、やり方としましては、身体障害者ばかりではなくて、介護保険の認定者の方も希望なさっている方がおりますので、サービスの計画をつくる段階で日程を合わせまして、効率的な運営を図るようという指示をしておりますので、西部地区におきましても、今年度からはサービス提供が可能だということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 もう一つ答弁あるでしょう。水道。

環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 今ほどの水道の繰り出し先の部分でございますが、今ちょっと調べたいというふうに思っておりますので、若干時間をいただければというふうに思っております。

○児山寿明議長 後ほど答弁ということですか。

○児山忠男環境水道課長 はい。後ほどにさせていただきたいと思います。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 予算書の66ページの身体障害者入浴のこの関係なんですが、結局、答弁いただきましたんですが、全町民を対象に考えていきたいということで理解してよろしいでしょうか。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 そのようにご理解いただいて結構でございます。

○児山寿明議長 26番、星喜弥君。

○26番 星 喜弥議員 160ページについてお伺いをいたします。

その中の15番、工事請負費2,062万2,200円、総合文化施設雪囲い設置工事請負費、この中身でございますが、文教厚生委員会に生涯学習課長から説明があった中で、交流館の図書館に面した雪囲いの50万ほど計上されております。このことは、旧田島議員の方しか中身はわからない問題でございますが、屋内で交流館建設計画審議会、また執行部からその図面等をいただきまして、議会においても何回も議論をいたしたところでございます。

図書館に面した方面に対して、雪に対しては前の町長、教育長は、雪は絶対大丈夫と再三にわたり議論いたしました。大丈夫との答えが出たのは、田島の議員はみなわかると思います。当時の……として、雪の方は絶対責任を持つと答えられたことで、その件につきまして、今の教育長に取り次ぎがありましたかのかを伺います。

この件につきましては、文教厚生委員全員の総意の意見でございますので、私が代表して質問させていただきますので、よろしくご答弁をお願いします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 ただいまの26番、星喜弥議員にお答えいたします。

旧田島町の前課長時代に、建設に当たり、先ほど来議員さんが言われましたように、教育委員会当局としては、大丈夫だと議会において念を押されたにもかかわらず、大丈夫だということでこのような設計にし、建設されたわけでございます。

実際に問題がないと答弁されていたことなんですが、そのことは、私はつい最近知りました。しかし、それにもかかわらず、今回その議会で答弁したことを翻すような予算計上をしたことは、まことに遺憾であります。権威ある厳粛である議会に対しまことに申しわけないと、本当に教育長として心より陳謝申し上げる次第でございます。今後はこのようなことがないように、十分注意してまいります。

なお、今日このようなことになったのは、実際に管理している現職の課長の職務に対する責任を重んじる余りの発露としてこのようなことが出てきたということでございますので、そのようなことをお酌み取りいただきまして、何とかご理解いただければ幸いだなというふうに存する次第であります。本当に申しわけございませんでした。

○児山寿明議長 26番、星喜弥君。

○26番 星 喜弥議員 教育長から丁寧な謝りの言葉が出ましたので、委員会もみんな賛成できると思います。

その中であって1点だけ、教育長は、私の質問に答えない面もあるんですよ。取り次ぎをさ

れて聞きましたかと、こう聞いている。それはなかったんですが、最近に聞いたというのは、ある町民の一部からか議員の中か、何かそういう疑わしいあれがありますので、その辺のところをひとつお願いいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

これは、直接的に前の教育長から聞いたことではございません。一般の方というよりも、議員の方からお聞きしました。本当の本音はそういうことです。そんなことで考えております。ありがとうございました。

〔「ありがとうございました」と言う者あり〕

○児山寿明議長 45番ちょっとお待ちください。答弁があるそうです。

環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 先ほど23番議員さんからおただしのございました南会津町の当初予算概要1ページにございます会計間繰り入れ、繰り出し状況の上水道関係2,054万円の内訳、一般会計の方でございますが、一般会計の85ページ、先ほどおただしのございました節で28、中ほどから下でございますが、28繰出金の中で、説明の中でございますが、水道事業会計繰出金1,144万円とございます。それに132ページの土木費でございますが、節の繰出金、区画道路築造工事に関する水道への繰り出しということで500万を足していただきまして、もう1件を足していただきたいと思えます。ページ数が136ページ、これも上段でございますが、節で繰出金の中に、説明の中にございます。水道事業会計繰出ということで410万円。この3件を足しますと、2,054万というふうになってございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 23番、おわかりになりましたか。

〔発言する者あり〕

○児山寿明議長 じゃ23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 これ今、説明いただいたんですが、先ほどから申し上げましたこの水道事業会計、これの説明書がございます。これにたしか対応する金額は同じ金額が上がってくると思うんですよ。審議にまだ入っていないんです。する予算になっていないんですが、関連がありますので、水道事業会計の説明書のどこかに入っていると思えますから、その場所を教えていただきたいということでございますので、よろしくご答弁願います。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 それでは、南会津町水道事業会計予算説明書をごらんください。まことに申しわけございませんが、この予算書になってございます。

その中のページ数で申し上げますと、2ページの左上に収益的収入及び支出という欄がございます。その右側で説明の部分にございますが、ダム関連利子の繰り入れ、高野移管利子繰り入れ、区画事業繰り入れ、国道289号関連補償等の欄に繰り入れというふうになってございますし、10ページ、先ほどは収益的部分でございましたが、資本的収入の収入欄に補助金ということになってございますが、節で他会計補助金として高野かん水移管という部分で元金の繰入金がございます。その部分に繰り入れという分になってございます。

○児山寿明議長 23番、3回の質問は終わっています。ご理解をいただきたいと思います。

45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 先ほどうちの、私も文教委員なんですが、副委員長が説明申し上げたほかに補足したい点もありますので、この内容を説明したいと。

まず、160ページの50万という説明がありました。実に驚きました。例えば165ページを見てください。ここにも展示、馬宿とそのほか展示民俗請負費が合わせて合計3,700万。これも非常に雪に対しての問題がありました。民俗資料館です。きょう勉強してみると、225万という内容で聞いてきました。我々議員がチェックして、これはいけませんよというのを強引にやった結果ですよ。このときは、議員も反対したけれども、しょうがないということでやって、現在また二百二十何万も、あそこが折れた、雪の設計のためにですよ。そうするとこのいきさつは、私は声を大にしたい。確かに50万の雪囲いは、そう金額は問題でないと思うし、誠意ある教育長の答弁で、我々は予算は通過しなければならないと思う。

ただし、今から4年前かちょっとですが、執行部で乗用車を買おうと。600万の予算を上げました。ちょっと金額がでこぼこがあるのかもしれませんが、それは議員は、今買う時期じゃないということで反対しました。予算は通しましたけれども、執行部は買わなかった。今は多分、その車はぼんこつになったのかなと思っていましたが。現町長さんが乗ってやめられたような情報がありますから。それからもう一つ、今から十四、五年前、又八町長時代に1億の温泉の問題が出ました。山村モデル事業だったんですけども、これも否決しました。でも、差しかえてそれをやめさせた経緯があります。三十数年の間、2回こういう問題がありました。

今度は金額は少ないけれども、反対するわけにはいかないと思うんですが、教育長にお伺いします。これは保留して、ことしは雪が浅いから様子を見るという意味なのか、冬囲いするのか、その辺をはっきりお聞きかせ願いたいと思います。

それから147ページですか。この雪の問題はそういういきさつがあって、議会では反対したんです。そうしたら、執行部では責任を持つと。場合によっては個人で金出してもいいような発言をしたんです。そういう行政であって、また、その人が両方ともやめちゃった。引き継ぎをちゃんとしてもらいたい。そして、予算は慎重に上げてもらいたいと要望しますよ。2度と繰り返さないようにお願いします。

予算は否決はしないと、我々、文教委員はしませんからね。やるか、やらないかは別ですよ。おたくの方で、執行をするか、しないかね、2つの例を挙げました。やらなかった場合もあるということですからね。

それから、147ページ、この館岩の問題は、我々、他町村のことはよくわかりません。文教委員会としてはずっと回ってきました。芳賀沼議員もおっしゃっていた。位置の問題、これは将来は困るなというのは私の考えです。まだ用地は同意書をもっていると。この前の暫定予算で組んだ、もう設計は出した、もうあとには引けない、これやむを得ないと思う。私は、できれば1年ぐらい延ばしてやれば、慎重にやればいいと思うんですが、この点について自信がおりかどうか、後から問題になって、今の雪のような問題が出て失敗したときどういう責任をとるか、私はそれをちょっとお聞きしたい。ご答弁願います。

○児山寿明議長 生涯学習課長。

○馬場増男生涯学習課長 お答えいたします。

1点目の160ページの工事請負費に計上しました当施設の雪囲い設置工事に関する関係でございませう。

冬期間、交流館駐車場、施設周辺の除雪作業については、当館内の催事、利用者の立場に立って除雪対応を行うということで、実は私は引き継ぎを受けております。そういう形で対応をまいりました。

しかしながら、先ほど26番議員のおただしのありましたような実は議論、今ほどの湊田議員の詳しい内容については詳しく承知していなかった事情もありまして、安易に今回、本予算に計上をいたしました。大変申しわけなく思っております。

今回の予算計上につきましては、異常な降雪時の施設の安全管理のためにというような実は思いで、最低限の措置を何とかできないかと、こんなふうを考えまして、検診ホールから図書館に至る調整池側の窓の保全を考えまして、施設の安心を確保したいというような思いで実は予算要求をしたところでございませう。

今後、冬期の除雪とあわせて、予算の執行に当たっては、再度、内部検討しながら結論を考

えていきたいと、そんなふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 それでは、今の湊田議員さんの館岩小学校の統合校舎の問題についてお答えをいたします。

この問題につきましては、過年度、合併以前に館岩村において、その議会の中でそれぞれ今、湊田議員がおただしのようなご心配等そういうことを考えられながら、このような今日の経過に至ったものと私は考えております。

よって、これから10年も20年も先のことについてはちょっとわかりませんが、少なくともここ10年未満ぐらいは大丈夫だろうということで、恐らくこういう形で出てきたのだろうというふうには推測いたしますが、その辺については詳しく述べることはできませんので大変申しわけありませんが、館岩の支所長さんの方によろしくご説明をお願いできればなというふうに思ひます。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 それでは、45番議員さんにお答えいたします。

館岩小学校の統合計画の流れでございますけれども、昨日、教育長から一般質問の方で答弁いたしました。まず、その前の方の話をしたと思ひます。

まず、星光芳村長が平成3年度に就任されましたころより、小学校の統合の話が一般の方よりちらほら話がありました。それで、平成7年には、議会において学校統合特別委員会が設置され、委員会活動におきまして県内の先進地視察、統合した学校、それから複式学校等、また村内の教育関係者代表との懇談会なども行われまして、平成9年8月には、全世帯を対象としたアンケート結果が議会の方でなされました。その結果、議会の中で慎重審議されまして、小学校の統合を推進すべきだ。また、場所に関しても松戸原にすべきだというような答申をいただいております。

このように館岩小学校の建築につきましては、保護者、住民の方々の強いニーズによりまして、また議会の方々のご理解を賜りまして、4町村合併協議会が策定しました新まちづくり計画に新町建設計画として掲げたわけでございます。また、18年度7月の臨時議会の中に暫定予算として計上したわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 あの方から私も再質問しますけれども、支所長の気持ちはよくわかりますよ。私は反対じゃないんですよ。館岩の問題は、館岩で議会で決めて、ただ、合併協議会に持ち込んで館岩の意思を尊重したというふうに私は解釈しました。合併するときには、芳賀沼議員がおっしゃったとおり、4町村の全体の視野が検討されたかというのは、私はちょっと気になるんですよ。それもしましたというんだったら、結構です。

ここで、先ほど言ったのは、みんな前町長、前課長の問題です。今度、新しい町長だ。8,000人も大飛躍したんだ。問題を後で残すようでは困るから、町長の意思を、大丈夫だ、責任持つというお言葉がほしいんですが、この館岩の学校について一言お願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま、教育長並びに支所長がその概要についてご答弁をいたしました。私も合併協議会の中で話は聞いておりましたし、館岩のそれぞれの地域性をかながみると、これまでの背景の中で住民の意思をできる限り尊重していくべきだと、こういう合意に達したわけでありまして。したがって、私は前回の答弁でも申し上げましたが、館岩地区の決定に最大限の配慮をしたい、こういうことをございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 力強いご答弁があって、やってよかったと、あのとき45番にあんなことを言って失敗したなんて言わないように、頑張ってください。

終わります。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 まず、第1点目は、114ページの商工費の説明の一番下の欄に、スキー場リフト無料優待券購入費650万とあるんですけれども、これはやはり必要なんじゃないかな。私からいうと、スキー場ですからかなり苦しいというふうにも聞いていますので、そろそろ見直ししてもいいんじゃないかと、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。これが第1点です。

それから、116ページ、それから117ページにかけまして、工事請負費という形で載っております。これも、私が知りたいのは、雪で壊れたものと想定されるものと、それからそうでないと、いわゆる本当に純然たる修繕というか、耐用年数が来たからとか、そういう感じで分けた場合どういうふうになるか、おわかりになればお答えいただきたいなと思っております。

特に、なぜこう心配しているかといいますと、合併しましてスキー場4つ、ゴルフ場1つと

ということで、一般町民は固定資産をこんなに多く持って大丈夫かと。そして、それらがしかも雪の降るところでございますから、修繕費とかそういった形で一般会計から予算が相当食われるんじゃないかと、そういう心配を持っているわけです。

昨日、夕張市が再建団体になりまして、次には長野県の大滝村なんていうふうな名前が出ております。そこは直営でスキー場をやっていると、こういうことで、私はちょっと心配性なんですけれども、もうこれから十くらいはそういうふうになるんじゃないかというような新聞記事でございます。

ですから、そういうその心配から、今回、雪の害でどのくらいになったのかと。それは、突発性があるのもあるんですけれども、例えば役場では除雪機を持っていますよね。道路の除雪でも終わったら、そういうふうな、まめにやっていたら、そんなに雪で壊れなかったんじゃないかと、私は見た感じではそういうところも想定されます。これはわかりませんが、特に正月あたりのお休みのときに大雪が降った場合なんかは、ひょっとしたら人災ではないかなと想定されるようなところもございます。

こういった点で、どういうふうなお考えを持っておられるか、その辺をお聞きしたいと、こんなふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

大きく分けて2つほどご質問があったかと思いますが、まず、スキー場リフト無料優待券の購入でございますが、私も当初、非常に疑問を持ちました。これは、旧田島町長になった時点でございますが、いろいろと調査をさせていただきました。

その結果、当時は夢開発株式会社でありましたが、今回は、議員おただしのよう、それぞれの地区にスキー場がございますので、1社という考え方では進まないと思いますが、そういう背景を踏まえまして、私はスキー場の設置をした当時の執行者、もしくは議会、これらの時代背景を考えながら、大変厳しい事業運営を今、迫られておりますけれども、これまでの間、はかり知れない地域貢献、雇用等を含めまして、きたことは事実であります。そうした、先人の議会の、あるいは執行者の方々の思いを十分に認識すれば、私たち行政もあらゆる面で環境整備をしていくべきだろうというふうに思っております。

その一つとして、例えばであります、営業。私たちが今、交流事業構想、あるいは交流事業を通して地域の経済を少しでも押し上げようといったときに、冬期間の問題も大変重要な問題ですから、こういう無料の優待券を購入することによって、側面的に営業活動を応援してい

きたいということで、実はこのことについて私も一応了解をいたしました。

しかし、このことは、ただ、あげるというのではなくて、あくまでも本当にスキー場の活用、入り込みに本当に寄与するものにしていかなければならない、こういうふうにそれぞれ担当課の方で話を進めてきたところでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、工事費、請負費の関係で、雪で壊れたものなのか、そうでない、老朽化等で壊れたものかと、この内訳については担当の方からお答えをさせていただきますが、議員おただしのように、まめに管理をすれば防げたのではないかと、こういうご指摘、これは私もそういう意味では同感であります。しかし、その会社の実態を見ますと、私もこれからさらに精査を加えていきますが、実は執行体制がなかなかぎりぎりのところでやっていると、こういうところもございませう。したがって、そういう体制をこれからもう一度十分な検討を加えながら、これら施設の管理には当たっていかなければならない。そこで、一般財源からの持ち出し等についての影響でございませうが、大変私も憂いを持っております。

そこで、当面、私はオーナーとして、関係する会社等にそれぞれ役員、それから社員も含めて、今後どう経営があるべきなのかということと緊急に対話集会を開こうということで、議会が終わり次第、まず館岩の方で予定をしております。その後、順次、INAとさゆりの里と、こういうふうな計画を持っておりますので、議員のおただしのいわゆる憂いのないように万全の体制で本気で取り組みをさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、116ページ、それから117ページ、観光施設の補修と維持管理の関係でお答えをさせていただきます。

まず、地区名でいきますと、館岩地区ですと前沢のふるさと公園の交流館補修ということで、これは曲屋の下屋が壊れたという雪害でございませう。それから、たかつえカントリークラブの屋根の補修、これも雪害でございませう。これは構造上の問題もあるんですが、なかなか人が上っておろせるような状況にはなっていないというふうな形で、一気に雪が降ったということからの屋根の雪害。それから伊南村につきましても、峠の茶屋の玄関の屋根の修繕、これも現地を見ますとやはり構造上の問題を含めて、一気に雪が降ったということから雪害。それから、花木の宿の施設の修繕工事、これもやはり屋根が雪で折れたと。これも多分に構造上を含めて、雪が一気に降ったということがあろうかと思っております。それから、南郷村の関係でございませうが、南郷村のさゆり荘の屋根の補修、これもやはり雪害でございませう。それからさゆり会館の渡り廊下の修繕工事、これも雪害ということで、かなり構造上の問題も含めて、一気に雪が降って

なかなか人力では対応ができなくて、凍ったやつが一気に落ちたと。結構、春先にもそういうことがあります。それからいくらスキー場の屋根の被害というふうなことで出ております。

先ほど、町長からも話がありましたように、多分にこれはちょうどピーク時、一番お客さんの入る時期、それから一気に降ったということが重なったのかなというふうなことも起因であります。ただ、今後十分、先ほど町長から話がありましたように、これだけでなく、きめ細かな打ち合わせをさせていただいて、今後このようなことの起こらないように対応してまいりたいと。

それから、雪害の分については、それぞれ町村の共済に入っておりますので、そちらの方からほぼ100%対応できるというふうに認識しております。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 そうしますと、今の町長の説明は大変わかりました。同じように憂いを抱いているとすれば、かなり町民はこれに対して厳しい目を持っているということを感じていただきたいと、そういう目で見られると。

今、保険に入っていると。保険に入っていればいいというもんじゃないと思うんですよ。町民は厳しい目を持っていますから、今後、できるだけ持てる、例えば除雪機だって持っているわけですから、まめに除雪するなりなんなりして、そういう誤解を与えることのないように管理していただきたいと、こんなふうに思います。

それから、スキー場のリフト券も、もう既に今回は650万上がった。だけれども、これはひょっとしたら、今まで、去年も上げたから、ことしもという形で、ずっと来ているとすれば、やはり見直ししてくださいよ。本当に交流の関係で大事に使うというんなら、それも町長の思いだから、交流経済をやりたいというわけですから、それで生かすような形で使っていただきたいと、こんなふうに思います。

できれば、私はなくした方がいいと。こういうのがあると、誤解を生みますよね。知らない人は、何だと。無料のやつ、一般会計から何でこんなに上がっているんだと。だんだん厳しくなると、理由がつかなくなりますから。何ぼ、こう言っても。ですから、できれば縮小の方向という、できればなくす方向でお願いしたいと、こんなふうに思います。

以上で終わります。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

町民が大変厳しい目で見ているということについても、真摯に受けとめさせていただきます。

あわせてスキー場のリフト無料優待券の購入でございますが、このことについても、それぞれのリフト券にバーコードを打っていきまして、その人に委託をしたものについては、どのくらいの入り込みがあったのかということをチェックしております。したがって、この効果がもしなければ、もちろん縮小、あるいは場合によっては廃止という時期が来るかというふうには思っております。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 最後ですから。

今、1億7,792万6,000円と、この中の先ほど説明を聞くと、8割方そんなふう聞こえるんですけども。大体。違うかな。金額にして。雪と雪でない場合、大体ね。細かくはいいと思うんですけども、今ほどこういって、ずっと私はチェックしたら大分多いわけです。

したがって、もしこれができるだけ正規に管理していれば、この分だけ予算が浮いてよそに使えるわけですから、ひとつしっかり管理していただきたいと思います。

終わります。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 11番です。よろしく申し上げます。

26ページの林業費県補助金の森林環境交付金790万がありますが、これは歳出の面でどの部分に係るのか、1つ。

それから2つ目、44ページの地域づくり振興基金、ことしは5億円ですが、これも先ほども出しましたが、来年度以降の計画で具体的なものがあればお知らせ願います。

3つ目ですが、146ページの学校建設費について。

○児山寿明議長 目黒さん、数字的なことをもう少しゆっくり願います。

○11番 目黒幸雄議員 ああ、そうですか。ゆっくりですか。わかりました。

今までの2つ目まではわかりましたか。

○児山寿明議長 はい。

○11番 目黒幸雄議員 146ページの学校建設事業建設費であります。統合小学校の建設事業について、町長にお話しするに当たり、徹底的に反対するものではありません。それで、教育長に私は見解を聞きます。

過般の18年度暫定予算は、職務執行者が専決処分されたものであります。専決処分は、ご存じのとおり、議会がどんなに反対しても、否決しても、それは効力は消してまいります。その後、文教厚生委員会が開かれまして、現地に入りましたところ、もう既に進行してござい

て、事業が進んでおりまして、午前中も申し上げましたが、現在使っている校舎を取り壊し、教員住宅7棟を取り壊し、用地を取得して13億円もかける事業であります。上郷小学校と館岩小学校が統合しても、昭和45年開校した当時は231人の児童数がいたそうですから、現在、上郷小学校58人、館岩小学校68人、合わせて126人であります。当然、現在の館岩小学校の設備で間に合うと思うのであります、教育長の見解を聞かせてください。

なお、助役をお願いいたしますが、現在は町の助役でありますが、いずれは県に帰って町村を指導する立場になられると思います。そういう意味で、教育長と同じことをお尋ねしたいと思います。

それから、185ページですが、最後の方になりますが、私も不勉強でよくあれなんですけれども、19年度までの事業しか計上されていないので、これでいいとなれば、それもいいんですが、過般の文教厚生委員会に示されました建築計画の概算内容ですが、これは平成21年度の仮設道路敷地借り上げまで含めて13億1,692万3,000円という数字がございますので、この辺の説明書類として正しいのかどうか、私は素人ですからお尋ねをいたします。

以上です。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまの質問に対してお答えをしたいと思います。

26ページの森林環境交付金でございますけれども、これの用途につきましては、104ページを見ていただきたいと思います。よろしいですか。

104ページの右上の方に委託料がありますけれども、その右側の説明の中に、里山再生事業森林整備委託料550万円、これは里山再生事業で、田島藤生地区の森林整備でございます。それから、そのすぐ下の行に遊歩道整備委託料160万円。これが地区名にしまして田島藤生針生地区の里山再生事業、これは委託料でございます。それから、ちょっと下がりますして16番の原材料費、ここの中に里山再生事業とございますが、花木苗木の購入費ということで、田島地区に里山再生事業として植栽事業がございますので、それに使わせていただくということで、それでこの3つの金額を合計しますと、幾らか不足がございますけれども、これは消耗品等の中で使わせていただくという内容になってございます。

以上です。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、44ページの地域づくり振興基金の積立金のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの地域づくり振興基金の中でもいろいろご提案いただきましたので、町としても、果実運用については再度十分検討しながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 それでは、ただいまの館岩小学校、統合の小学校の校舎の問題についてお答えいたします。

現館岩小学校の校舎につきましては、今まで館岩村におきまして、大きさとか、古さ、建てた年代が新しくても水漏れがあったりとかいろいろな不都合があったりして、やはり子供たちに使わせるのにはうまくないという判断に立たれまして、このような改築という形になったんだろうというふうに思います。

以上です。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

先ほど、県に帰ってそういう立場になるので、助役からのということでございますが、私は南会津町の議会で同意を得まして助役となりましたので、それ以外の立場での本会議での答弁はいたしかねますし、館岩小学校の統合小学校の建築につきましては、町長と意を同じくしてございますので、答弁は同じということでご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

185ページ、継続費の関係でございます。館岩小学校建設事業に係る継続費の関係、18、19年、2カ年にわたっております。これにつきましては、校舎建築費プラス校舎建設の管理費につきまして、18年度が40%、19年度が60%という区分けをしてございます。全体の事業としては、この後に、20年、プール、体育館の工事が入ってまいります。これにつきましては、今回の統合小学校建設の国庫補助申請とは全く別に、新たに国庫補助の申請を取り扱うというものでございます。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 それでは、助役さん、どうか南会津町のために一生懸命お願いしたいと思いますので、私はそれ以上のことは申し上げませんから。

それから、教育長ですが、きのうだったか、おとといだったか、一般質問で、統合については、現在のところ、現状のところしか考えていないというような答弁があったような記憶なん

ですよ。私もメモをしておりましたが。

それで、教育長にもなられたばかりですので大変あれかと思いますが、ベテランの教育長ですから、どうか南会津西部地域の統合問題、針生、桧沢の統合問題も将来的には出てくるんだろうと思います。少子・高齢化に向けて。ですから、学校のこと、予算で決まっていることは何とも言えないと思いますが、これから前向きに検討していただきたいと思います。

それから、館岩の総合支所長さんは、合併協議会、私も勉強不足だったのか、協定書の中にはそういうことは一つも出てこないんですよ。

〔発言する者あり〕

○11番 目黒幸雄議員 協定書の中に、当然、町立学校の通学区域と(21)、それから(22)学校教育事業というところで、具体的には一言も出てこないんですよ。ですから、私はこれに対して、とことんどうこう言うわけではありません。最初から反対ということは言っていないから、だから、そういう誤解があるといけないので言っていますから、答弁をお願いします。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 合併協定書にかかわることですので、私は当時、合併協議会の事務局に在籍しておりましたので、その件について答弁をさせていただきます。

合併協定書には、具体的に統合小学校の件はございません。ただ、合併協議の大きなものは、合併協定書をつくることと、新町まちづくり計画、いわゆる建設計画をつくることが一番の重要なポイントとなっております。

新町まちづくり計画におきましては、学校教育事業の中に統合小学校の建設事業ということで具体的に上がっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。3回目です。

○11番 目黒幸雄議員 はい、3回目はわかりました。

それで、新町まちづくり計画・財政計画(素案)という、これではないんでしょうか。お願いします。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 素案ではなくて、新町まちづくり計画として、冊子として、まず皆様、合併協議会の、そうです、それに記載はしてございます。

〔「何ページ」と言う者あり〕

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 39ページをごらんいただきたいと思います。

分野として、学校教育の分野、主要施策、学校教育、教育環境の充実ということで、施策の概要、一番上になりますが、小学校統合整備事業ということで記載をしてございます。これは館岩小の関連でございます。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 ただいま、先ほど議員さんに言われましたように、この前、現時点でということでお答えいたします。

大変舌足らずで申しわけございませんでした。先を見据えた現時点という意味でございますが、なお、今後そういうことがないように十分注意しますので、お許してください。よろしくお願ひします。

以上です。

○児山寿明議長 42番、君島勝美君。

○42番 君島勝美議員 まことに申しわけありません。42番です。

私もここに1週間ばかり座っているもんですから、どうも1点ぐらいはお聞きして、質問をしたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

28ページの土地貸付費、この収入のところなんですけど、これは土地の地名といいますか、あるいはどのようなものの場所、土地なんです。土地の名称といいますか、それをひとつ大きなところで結構です。

それから、これを貸しておくところの相手方は企業なのか、それとも何かの団体なのかを簡単に結構ですからお尋ねをいたします。

それから、大分先ほどから館岩小学校について話題が上がっているものですから、当時、私は今から15年ぐらいになるかもしれませんが、館岩村では、この学校について議会でも小学校統合特別委員会という委員会をつくりまして、私が委員長をやってまいりました。その関係上、この学校についてちょっと申しわけないですが、触れさせていただきたいんです。

○児山寿明議長 質問ですか。

○42番 君島勝美議員 質問です。そしてまた、お願ひもしたいんです。お願ひです、これは。町長さん、また教育長さん、新しいものですから、町長さんになられたし、教育長さんになられたから、多分説明不足であればわからないと思うんですよ。その関係上、私が質問ながら説明するわけです。

この学校は雨が漏って大変な学校なんです。危険なんです。壁も落ちたり。そんなもんです

から、県の方にもこのお願いに上がったことがあるんです。そして、この学校の7棟ぐらいの職員住宅があるんですが、これも議会でいろいろなことをやりながら壊して、壊さなければ10年や5年のものでないから、やはり何十年というものだから、ぜひひとつ、これは町長さんにも教育長さんにも何が何でもこの学校はやっていただきたいもんですから、お願いするんですが、壁が落ちたり何かしているわけですから、当然フェンスもないんですよ。

だから、ぜひこの学校はいろいろな問題があると思いますが、議員の皆さんにも十分理解いただきながら私もお願いしたいと思いますが、これはぜひ町長さんと、教育さんが新しく、結果がわからないと思うんですよ。そのご理解をいただいて、何が何でもこの学校をひとつつくり上げてもらいたい。これは質問であります。お願いと悟られるかもしれないがひとつよろしく。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、28ページの建物貸し付け収入の関係でございますが、町有貸付料の関係、これは会津高原たかつえスキー場に村の施設であります会津高原ホテル、それから男子寮、女子寮があるんですが、その貸付料、これが大きなもので637万560円となっております。

以上でございます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私からは、館岩小学校の統合の問題についてお答えをさせていただきます。

私は、先ほど支所長が経過説明をいたしました。その経過については、現地赶赴したときに一応説明として聞いております。前後逆になるかもしれませんが、職員公舎については、私が実際に現場で確認をいたしましたところ、古くて、そこには入居できないと、こういうこともありまして、全住宅に先生方が入居していたという事実はありませんでしたので、ちょっと中を拝見させてもいただきました。そんなときに、今、お話がございましたが、この住宅についても入居希望がないという実態はやはり解消しなければならないだろうと、こういう思いを持ったところでもあります。同時に校舎の方のことも、若干ではありますが話を聞きました。

そんな中で、前回の質問でも若干触れましたが、私は小学校が今後、学校教育だけの場所にしておくべきかどうかという問題も含めて、調査、検討をさせていただきました。その結果、実は今はさいたま市になりましたが、大宮自然の家がございまして。その子供たちと地元の子供たちが本当に有効に交流を図り、そして私たちが地域で育てなければならない地元の子供の教

育はもちろんでありますが、都市部に住む子供たちとの交流の中で、この自然の豊かさやあるいは子供たちがみずから学習能力を高めていく、あるいは体験を通して自立をできる、そういう職業につける、そういう教育の場所にもかなうのではないかと、こういう考え方を持っておりますので、私個人といたしましては、この統合小学校については県の方と十分協議を進めながら、また議員の皆様や地域の人たちと残り検討する必要な部分もございますので、これらを協議しながら進めていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 町有地の貸付料についてのおただしがございましたので、私は昨年まで総務課にいたこともありまして、実は細かい資料等は持参しておりませんが、大きなものについてだけご説明申し上げたいと思います。

ここに上がっています町有地貸付料につきましては、行政目的のないいわゆる一般私人の立場で持っている普通財産でございます。大きな貸付料としましては、田島地区におきまして加藤谷川河川敷のかなり大きな面積がありますが、そこに一般企業である金井建設工業を含めまして数社に砂利採取施設としてお貸ししている地代、さらには、丹藤地区にございますグループホームの施設につきまして、その町有地を医療法人仁嘉会宛に貸しておりまして、その辺の貸付料が主な内容でございます。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 一般質問の時間が大変短くて、聞けなかったことがたくさんありまして、何点かお聞きします。

まず、特別職の予算が載っておりますが、来年から助役、収入役制度もなくなると。副町長制が導入されるという報道をもらってあるわけですけれども、町長の今現在のお考えの中で、来年度、現職の方は任期中はそのままという形はあるんですけれども、副町長制に対しては、結構今まで以上に権限を持つ形になろうかなというふうに思います。そして、分担制になるだろうというふうに思います。その中で、現在、町長のお考えの中で、来年、切りかえなさるか、なさらないか、ちょっと1点だけお聞かせください。

それから、今回の予算に対しまして、非常に大きな予算になっているわけですけれども、それは今回の事情をかんがみれば仕方ないのかなというふうには思いますけれども、中身を見ますと、財調基金なんかはもう1億4,000万ほど取り崩してもう3億5,000万ぐらいしかなくな

っていると。このままの状態の予算……、来年はないというふうに思いますけれども、相当ことしの予算の中でたたき台ができて、来年の予算ができ上がるというふうには思いますけれども、その中で収入役に就任されていますので、収入役の立場で、この予算に対する所見があれば伺いたいというふうに思います。

それから、教育費の中で16億近く予算が上がっているわけですが、これは大変大きな予算だというふうに考えますので、これも新教育長がいらっしゃいますので、短くて結構ですから、教育行政に対する基本的な考え方をちょっと述べていただきたいというふうに思います。

それから、細かい中身で恐縮ですが、これも教育委員会の部分になるのかな。古今地区の児童のスクールバスの利用ということで、多分何度か話題に上がっているかなというふうに思います。

これは学校の中でも、PTAの中でもいろいろ話題に上っていて、これは冬期間は利用させていただいているという実情があるわけなんですけれども、これも冬期間じゃない期間、学校と古今地区との間に人家がないものですから、それでぜひ、危険が非常に考えられますので、利用できないかというような声が大変多く出ています。

先般も南会津で声かけの事件がありましたね。2日、3日前に。この辺でもそういったことの事態が起きている中で、古今地区児童のスクールバスの利用の方向性はあるのか、ないのか、今回、予算書には143ページの方にスクールバスの委託料等が載ってしまっていて、それにかんがみて質問したいというふうに思います。

それから、きのう町長がおっしゃった中身の中で、特例債の事業に係る中身の中に、保育所の統合建てかえ等も考えていると、充てたいというふうな言葉があったわけですが、これも荒海地区とは限らないんですけれども、田島地区の保育所がととてもとても老朽化していると。荒海地区の実情を大変、町長もよくご存じだろうというふうに思います。

私どもも何回か、年に2回ぐらいは行くわけですが、非常に幼児を育てるような環境の安全性というのが確保されていないのではないかと、この保育所の建てかえ等、統合等の時期的なもののお考えがあればお聞かせください。

それから、これは教育委員会関係だろうというふうに思いますけれども、161ページの方に公民館の講座等の予算が載っていますが、これも去年、何年か前から田島地区において声が出ているわけですが、祇園祭におけるガイドボランティアの養成、こういった講座をぜひ設けていただきたいという、去年あたりも出たのかなというふうに思いますけれども、これは非常にニーズがありまして、やはり祇園祭をみんなでカバーするという形の中では、このガイ

ドボランティアの役割というのは非常に大きいものがありまして、ぜひその講座の開設等のお考えがあるのか、ないのかお聞かせください。

それともう一点だけ伺います。

それから、障害者の福祉政策の予算が載っていますけれども、知的障害者を対象にした障害者、また、もしくは児童の介護をするために、県の社会福祉協議会の中で、多分、福祉人材センターかな、そこでの研修がありまして、知的障害者及び児童の介護のための研修等を開いているというふうに私は聞いています。それで今後、こういった対象に対して、そういった資格、研修を受けていない者は、介護をすることができないというふうにも聞いていまして、現在町としての取り組みをその辺お聞きしたい。

また、もう一点は、今後ヘルパー関係は特別予算になるのかなというふうに思いますけれども、ヘルパー関係のほとんどのヘルパーさんというのは、2級取得者だろうというふうに思います。ただ、国の方策、方針もほぼ決定していると思うんですけども、介護福祉士に統一しようというふうな流れがあると。流れじゃなくて、もうほぼ決まっているというふうに思います。その中で、町として介護福祉士として養成するそういった指導、もしくは、そのために資格を得るための、研修を得るときのための補助等の今後の予算の計上、もしくは考えがあるのか、ないのか。

以上、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

余りたくさんなので頭に入っているかどうかちょっとわかりませんが、とりあえず私から、特別職の関係と、それから特例債関係で話を申し上げました町立保育所の統合の問題と、それから祇園祭に関係しますのでガイドボランティアの養成、この3点について私の方からお答えをさせていただきますが、まず、特別職のことをございますけれども、将来見通しというのはやはりどこかできちっと持っていかなければならない。

しかし、今、私が皆さんの同意を得て執行体制をつくり上げた、わずかまだ数日間、週間、今回の議会にも、実は助役、収入役、そして教育長、何回も真剣に打ち合わせをして、とにかく議会に真剣に臨もうと、そして議員の皆様からいただいたご提言に対して、とにかく合併それぞれの地区の不安をできるだけ早く解消していこう。あるいは共通認識を持てるようにしていこうということで、今、取り組みをさせてもらっておりますので、来年以降の体制については、私の中ではまだ今確たるものはありません。ただ、方向性としては、財政支出の問題もご

ございますので、適時適切にその状況を見ながら、いわゆる財政削減には英断をしていかなければならないと、このように理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、保育所の統合の問題です。

町立保育所は、ご存じのように大変老朽化をしております、実は昨年、下郷の保育所において悲惨な事故が発生をいたしました。建物が新しいから、古いからという問題はありませんが、それでもやはり子供がそこにいる以上、最低限の安全対策はしなければならないということで、今、特に老朽化の進んでいる桧沢と荒海について、今、調査を進めています。

しかし、じゃ、いきなり統合するののかという問題がございますが、実は地域の中ではもう少し統合を待って欲しくないかという意見もあります。これも事実です。それらを今後、総合的に判断をしながら、諮問委員会が出された答申もございまして、総合的にそれらをしんしゃくしながら、今後、統合の問題に当たっていきたくと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、ガイドボランティアの問題であります。

これにつきましては、確かにニーズがございます。この問題は、前日の答弁でも申し上げましたが、中心市街地基本計画の中で、新たにまちづくりの実行協議会を立ち上げます。この中で、これらのガイドボランティア、それからインフォメーション、そういったものについても関係づけをして、養成についての検討をしてみたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そのほかのものについては、担当課長の方から答弁をさせていただきます。

○児山寿明議長 収入役。

○五十嵐 廣収入役 ただいまのご質問にお答え申し上げたいと思っております。

平成18年度の一般会計の当初予算について、収入役の立場としての所見はどうかというようなご質問でございましたが、ご質問のように、財調基金につきましては、17年度決算ベースで49億の残金でございまして、そこから18年度の当初で11億4,000万を取り崩すというような計画になってございまして、18年度の、単純にいきますと3億5,000万というような残高になるかなと思いますが、もちろんこれは18年度の今後の地方交付税の動向、あるいは景気の動向などによって左右されるものでございまして、そのまま3億5,000万となるものとは理解してはおりませんが、ご承知のように、現在、国では地方財政について非常に厳しい視点でいろいろ論議をされておまして、今後19年度以降の予算がどのようになっていくか、私どもも読み切れないものがございまして。

そういった中で、先ほど来、町長、あるいは助役からも、いろいろと申し上げておられますが、やはり効率的な行政を追求して、節約すべきは節約して、健全財政を執行していくのが一番であろうかなと、このように思っております。

合併町村は10年間の地方交付税の特例期間もございまして、そういった中で一つの方向性を健全なる財政を追求しつつ、住民の福祉の向上を図って、やがて来るんであろう厳しい時代に向かっていくべきかなと、このように思っております。当面は、予算の節約に向けてみんなで頑張っていく、そういった中で新しいまちづくりに進んでいくべきかなと、このように思っております。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 教育予算のあり方についてお答えいたします。

教育予算、これもやはり町の財政の一つでございます。そこで、原則としては効率的に使うということでございます。

それであるとは、大人の論理と子供の論理というのがございますが、よく言われることに、私は学校におりましたから、非常にその辺はいつも思っていたんですが、我慢しろと、来年つくってやるから我慢しろというような、来年買ってやるから我慢しろというような、ややもすると、そういう論理、私はそれを大人の論理と呼んでいますけれども、場合によっては、教育においては、特に学校教育においてはその論理が通用しない場合もございます。というのは、小学校は6年間たてば、その子供たちは中学校へ行ってしまう。中学校は3年間たてば、卒業してしまいます。ということは、やはりそれぞれの地点で、それぞれの子供たちに同じような予算等の使い方といいますか、均衡のとれた使い方といいますか、そういったことをしてあげるべきだろうと私は考えております。

そんなことから、どの学校においても日常授業に必要な教材、教具というようなものは、同じようにこれは使ってもらおうと、使わせるというような考え方。しかし、校舎の補修とかいろいろなことがございますが、それについては危険とかそういったことがないということをもまず大前提にしたいと。

それで、私が教育長になってきてみまして、一番大変だなと思ったのは荒海中学校の現状でございました。それで、今年度は予算をつけてもらったということで喜んでおりますけれども、我々は余りひどくならないうちに管理、監督といいますか、そういったことをして、小さいうちに補修をしておくというのが原則だろうと思います。そんな意味から、教育予算の使い方というのは、私はそのような形でやっていきたいと思っております。

それから、もう一つはスクールバスの件でございますが、このスクールバスの件につきましてはよく精査しておりませんが、先ほどの予算には入っていないと思います。ただ、これからスクールバスはいろいろなところからあるわけですが、5月31日に立ち上がりました南会津の公共交通の体系、その協議会というのが上がりましたので、その中で総合的に考えて、スクールバスも含めて考えてまいりたいと。そして、やらなくちゃならないところはやはり何らかの方法でできるように努力したいなというふうに考えておりますので、よろしくご理解ください。

以上です。

○児山寿明議長 生涯学習課長。

○馬場増男生涯学習課長 公民館の講座の授業の関係で1点おただしがありましたので、お答えをいたします。

祇園祭りのガイドボランティアについて、講座の開設はどうだというふうなお話だったかと思えます。

公民館の講座、青少年から成人、さらには高齢者、27の講座を実は本年度展開をしております。旧田島地区、あるいは全町対象のさまざまな講座を実は展開しております。資料館でことし3回ほど民族講座を開設いたします。1回目は一応終わりましたが、2回目を今度の日曜日に御党屋行事ということで、資料館では今度、そういう歴史、民俗を知っていただくというふうなことで講座が開設されます。ですから、ぜひそういった場所に足を運んでいただきたいということとあわせて、ガイドボランティアについては公民館の講座としてこの後取り組めるかどうか、ちょっと検討していきたいと思えます。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 福祉関係のおただしの中で、まず1点目の知的障害者のケアをする方々に対する研修体制についてのおただしがありましたので、まずお答えしたいと思います。昨年の10月に障害者の自立支援法が成立をしまして、ことしの4月から一応施行ということになりましたが、在宅で障害者のサービスを受ける方々に対しましては、今年10月から新しいサービス体系に移行するというところでございまして、確かに法律はできたわけですが、細かい部分を含めまして、かなり厚生省令といいますか、省令にゆだねられている部分等が数多くございまして、細部の問題についてはなかなか町村段階にまだおいてきていないというふうな状況の中で、今現在いろいろな情報を集めながら対応に苦慮しているという段階でございますが、おただしにありました知的障害者に対するケアをする方の研修につきましては、当然

のことながら、一般の身体障害者と違いまして、かなり特殊なケアの必要が求められておりますので、10月まで残された期間は短いわけですが、サービスを提供する事業者に指導するなり、それから情報を提供するなりしながら、10月に向けて研修体制については行政としても最大限のバックアップをしていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、2点目のこれは介護保険の関係だとは思いますが、ヘルパーの2級の方々が主でございまして、近い将来、介護福祉士でないとサービスが提供できないのではないのかというようにお話がされている部分があるわけですが、介護保険が始まる前年に、旧田島町におきましては50名のヘルパーさんを独自に養成いたしました。その当時、緊急雇用対策交付金を使いまして、緊急に必要だということで50名のヘルパーさんを養成したところでございますが、介護保険はその当時はサービスの量というのが非常に問題になっておりまして、その量がある程度確保された現段階におきまして、今度は質という問題が全面に出てきておりまして、その中でヘルパーの2級を持っている方もさらにレベルアップの研修を積みながら、国家試験であります介護福祉士を目指すような体制で、ケアの質をレベルアップしましょうというようなことで、今現在国の方で検討されております。

国の取りまとめが平成18年度末ということで予定されておまして、そこで新たなその方向性が示されるものと、こんなふうに思っておりますが、町としましても、ケアに当たるサービスの質の向上というものは非常に重要な部分でございますので、国の方針を受けながら具体的な対応を年度後半に当たって進めていきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 収入役さん、教育長さんのお考えはある程度理解いたしました。

それで、細かいところで2回目質問をさせていただきますけれども、古今地区の児童のスクールバスの利用なんですけれども、もうそこをスクールバスが現在、田島地区の方はご存じだと思いますけれども、通っているんですよ。ただ乗せないというだけ。距離が短いから。2キロぐらいしかないからということで、確かにその2キロぐらい歩くのはすばらしいことで、私も大賛成なんですけれども、ただ、その間に民家がなくて危険だという指摘がずっとこの二、三年続いているんですよ。親御さんたちも大変心配しているということで、ある家族だと、おばあちゃんが1回迎えにいったら、子供さんがいじめられたという。おばあちゃんが来たという。

それは納得させたらよかんべという話になるかもわかりませんが、こういったご時世ですので、民家のない間をとぼとぼとランドセルがでかいような格好で歩いてくるというふう

な、私も何度か見ますけれども、私どもの地区ですから、乗せてやってもいいんですけども、やたらに声もかけられないようなもう時代になっていまして、それも乗るなという多分指導でしょうから、そういったことであれば、たった1キロ半、2キロぐらいで、しかも現在通っているという状況があるんですよね。であれば、乗せていただいたらいいのかなというふうな要望なんです。だから、何とか協議会にかけるとなると問題でもないし、やろうと思えば、私はすぐにもできるような話だというふうに思います。

ただ、例えば川島地区とか、こういうところも確かに使っていないところがあるんです、2キロぐらいの範囲の中で。そういうところは、間はある程度、民家があるんですよね。ぐっと続いて。だから、ある程度いいのかなというふうには思いますけれども、民家のない本当に国道を歩いてくるわけですから、本当にちょっとこう引張られれば、連れていかれちゃうような場所なんで、ぜひ通っているのを利用をさせてくださいというようなことの要望だろうというふうに思うんです。ぜひ、もう一回その辺のお答えをお願いいただきたいなというふうに思います。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 その件につきましては、やはり私も全く賛成です、個人的には。ただし、いろいろなことがございますものですから、私の一存で決めるわけにはいきませんので、前向きにといえますか、これから検討させていただきます。

それで、特に教育委員会とかそういうのがございますから、そういった中において、一応話をしたりなんかして、私は、お金も何にもかからないことであれば、それはすぐやってやりたいという気持ちは持っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 関連してお答えをします。

今、教育長がお答えしたことは、スクールバス、この前私がお話ししましたが、補助事業としてあったものについては、どうしても補助条件というのがついて、距離の問題や何かが出てくるんです。ですから、ここの部分は議員皆さんからおただしのよう、法律を曲げてというのはなかなか難しい。

しかし、私が何回も繰り返し申し上げているように、そこに改善、改革はできないのかという部分がございます。その改善、改革の部分で、当面对応する部分と、将来的に対応する部分、将来的にしっかりと地域の実情に対応する部分として、交通公共機関の体系の中で協議を進め

ていくということであって、一方で冬期間の例えば臨時的な対策、これらについてはその改革、改善の中で何とかバスが通っているからということじゃなくて、それとはまた別に対応できないか検討してまいります。よろしくお願いたしたいと思います。

○児山寿明議長 議案審議の途中ではありますが、暫時休息したいと思います。

議場の時計で3時25分くらいまで休憩したいと思います。

まだまだご質問者がおるようでございますので、一息入れたいと思います。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時27分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ございませんか。

40番、星謙一郎君。

○40番 星 謙一郎議員 簡単に質問いたします。

ページ数で50ページ、53ページを中心に質問したいと思います。

53ページの地域新エネルギー推進事業、52ページも同じことがあるわけですが、大変これは町長の施政方針に沿った、国・県が今、地球温暖化政策でもって、この新エネルギー事業を推進しているところでございますが、当町も勇気あって町長がここに提案したと。金額は大したことないわけですが、これからが相当の量に化けていくような感じが私はしております。

今、大切なことは、使うことも大切なんです、今までやってきた議論の中では、みんな慎重に予算を使いましょうという質問でございましたが、歳入の方も考えなければならないので、この事業でもって間伐材、あるいは遊歩道の残材とか104ページに出ておりますが、そういうものを使って廃材が貴重な歳入の面につながれば、こんなすばらしい事業はないと思っております。町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それからもう一つ、53ページ、公有財産購入費でございますが、これは用地取得費でございまして、湯ノ花と道城地区の2つだと思いますが、旧田島地域、あるいは南郷、伊南地域において、今まで各集落の集会施設、公民館施設を建設するに、その用地はどうして求めていたのか。地域の人が用地を確保したのか、それとも、今までのやり方は村が全部購入したのか。わ

かったらお聞かせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 私からは、地域新エネルギーの推進事業に関することについてお答えをさせていただきます。集落施設については、担当課長の方から答弁をさせます。

ただいま議員がおただしのように、この地域には活用を真剣に考えればまだまだその可能性の高いものがございます。その1つが、いわゆる森林資源、木材でございます。私のところで、今、里山再生事業というものを展開しております。これは前回お答えをさせていただきましたが、森林環境税との絡みもありまして、一般財源としてはそれほど多く支出しなくともできる事業、このように理解をしております、合併によりまして、この旧田島町以外の地区にも広げていきたい、拡大を図っていきたい、そんな中で、できるだけこれまで先人の人たちが手入れをしてきた資源を有効に活用したい。引き出して燃料として活用したいということを考えておりますので、これらについては、さまざまな制度の中でさらに推進を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 公有財産購入費、湯ノ花の交流センターでございますが、昔は地域の方々からの用地の提供を受けまして、建てていたという状況だと思います。私の考えでございますが。最近では、用地買収をして集会場を建てているということでございますので、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 お答えいたします。

旧伊南村の場合の集会施設の用地でございますが、旧伊南村の場合は、すべて村の予算で購入しておりました。

以上です。

○児山寿明議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 南郷地区におきましては、用地は提供を受けて、建物だけ村の方でつくるということになっております。

○児山寿明議長 総務課長補佐。

○室井 智総務課長補佐 申しわけありません。旧田島の過去の経緯につきましては、ちょっと私は勉強不足で、手元に資料がございませんので後からお答え申し上げたいと思います。よ

ろしくお願いします。

○児山寿明議長 40番、星謙一郎君。

○40番 星 謙一郎議員 今、大変、お答えいただきましてありがとうございました。町長、どうもありがとうございました。

それから、この木材をお金にかえるということは非常に楽しみであって、木質バイオマスの高度利用というのは、こういうこの電気の明かりにもなるわけでございますので、どうかよろしくそこら辺のところを推進してもらいたいと思います。

今回の上がっているのは計画書でございますが、旧田島町の前町長時代にも新エネルギービジョンというやつをつくって、そして立派な冊子をつくったわけでございますが、どうもお蔵入りしてしまったのかなと私は、こう思っていたんですけども、内容において、それなりの新しい推進事業ができたということを大きく歓迎するところでございます。

それから、土地問題でございますが、総務課長代理には、旧田島町では集落の集会場は大体地域が土地をまとめたり、つくったりして、そして町に寄附をして上物を建てたという例が大半だと思っております。

南郷さんもそういう意見は出たわけなんです、そういう過去の今までの事例を見ますとばらつきがあって、ここら辺でこういう事業をするには、ある程度ルールをつくらなければならないと思うわけでございますが、私がこの議案に反対するわけじゃないが、確かに今の財政の厳しいときなんです、できることならば、地域の建物の下地くらいは地域でみんな相談してつくり上げると、買い求めるということが大切じゃないかと思っているわけです。

今回はこういうふうに出たわけでございますが、ひとつこれは予算書に上がっているのは、平米大体何ぼくらいの見積もりになっているんでしょうか。そこら辺のところを教えてくださいたいと思います。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 館岩村は平米7,000円でございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 お答えいたします。

道城地区の集会施設の場合は、平米1,900円でございます。

○児山寿明議長 よろしいですか。

40番、星謙一郎君。

○40番 星 謙一郎議員 最後です、時間がありませんので簡単にまだやりたいと思いますが、平米7,000円というのは、121号の私たちの川島地域あたりの大体税務課でわかっているようなところの値段だろうと思っております。高くもないが、安くもないと思いますが、直感すると若干高いのかなと、こう思っております。

そういうことで、いろいろ今後これは考えてもらわなければならないと思いますが、そこら辺のところを執行部で今後の対応の参考にしてもらいたいと思いますが、お答えをお聞かせ願いたいと思います。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 平成18年度に建設する集会施設につきましては、旧町村でそれまでの歴史的経過に基づきまして、集会所の建設をそれぞれの土地の提供やら、負担金の割合やらで、約束していたことに基づきまして予算を計上したところでございますが、議員おただしのとおり、それぞれ地域によって違いがございます。今後、予算の編成過程において、今までの歴史的経過と今後、南会津町としてどのようなルールが適当かを検討していきたいと考えてございます。

○児山寿明議長 ほかにございせんか。

38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 99ページの穀類乾燥調製施設について質問したいんですが、これは委員会でも説明があったんだと思うけれども、私は質問漏れしちゃって大変申しわけなかったんですが、99ページの13の委託料の中には1,337万4,000円と出ております。この前に施設等と書いてありますから、こればかりではないと思うんですが、この穀類乾燥調製施設の委託料が幾らなのか教えていただきたいと思っております。

そのほかにも需用費とか税金とかがあるみたいなんですが、これについてちょっと質問いたします。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 お答えいたします。

99ページの穀類乾燥調製施設等となっておりますが、これはすべて1,337万4,000円、穀類乾燥調製施設の金額でございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 それでは伺いたいんですが、穀物だから米とか大豆とかソバとか麦とかいろいろあるわけなんですが、どんなことをやって、そして収入の面を見たらば、利用者

負担金が50万4,000円出ている。本当に1,300万もかけてどんな仕事をやっているんですか、その仕事の内容についてお伺いしたいんですが。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 この施設は、ただいま伊南の支所長さんが答えられたとおりなんですが、この中でライスセンターの経費、それから育苗センターの経費、それからそばセンターの経費ということで、3つのものが加わって一括してここに上がっております。

その内容なんですけれども、賃金、会議費、消耗品費、それから需用費、これらのものが上がっているみたいなんですけど、これはライスセンターの経費の内訳なんですけれども、賃金、会議費、消耗品、修繕費、光熱費、これらのものを含めまして大体520万くらいございます。

それから、育苗センターなんですけれども、同じく賃金、会議費、修繕費、光熱費、燃料費、それから役務費、そして委託料といったもので700万くらいのもがあります。大きなものとしましては、賃金が300万、それから消耗品が370万と。これは資材費等でございます。

それから、そばセンターなんですけど、これも大きなものは賃金が40万くらいで、合計しまして50万くらい。

これらのものが支出の内容になっております。

一応、収入の方ですとみんな使用料が入っているということでございますが、順序ふぞろいで申しわけないんですが、ライスセンターですと600万くらい、それから育苗センターが800万、そして、そばセンターが50万、おおむねの数字なんですけれども、このような内容になっております。

以上、よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 143ページ、学校管理費。これ、校医・薬剤師報酬、内科、歯医者、薬剤師、これは、どこで年何回やるんですか。生徒を見るわけでしょう、これ。歯医者。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げます。

143ページ、教育費に上がっております報酬の欄、校医・薬剤師の報酬の関係でございます。これは小学校分でございますので、小学校10校分、それからここに1校、幼稚園の分も上がっていると思います。これにつきましては、年額報酬が内科医師会が12万5,000円、薬剤師が6万5,000円でございますが、年間を通して携わるということでございます。

○児山寿明議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 これ、どこでやっているのか聞いているの。年に何回見るのかと。毎日やっているわけないでしょう、これ。何回。御蔵入でやっているのか、館岩の歯医者でやるのか、学校でやっているのか、そういうことを聞いているんだよ。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げます。

基本的には学校に出向いて年数回、回数については確定はしておりませんが、年2回から3回、少なくとも学校に出向いて、それぞれ検診、それから健康診査等に携わっているということでございます。

○児山寿明議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 私が聞いたところでは、館岩の歯医者が田島さ、来て、診療をしているという話を聞いたんだけど、そういうことはないですか。きょうは何人、何人であって、そして、それを館岩から山を超えて来るんだ、歯医者が。だから、そのだから何回か、年二、三回でなく、小学校は何回とかあるんでしょう。歯医者が見るときには、年に何回見るんですか。冬と春ですか。それを聞いているんだよ。

それと、どこで今までやっていたのかな、これ。館岩は館岩でやったのかな。学校はいっぱいあるんだけど、小学校。そのことを聞いているんですよ。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げます。

学校医、学校歯科医につきましては、各学校ごとにそれぞれ指定の方がいらっしゃいます。例えば館岩ですと、館岩小学校、上郷小学校、館岩中学校、館岩幼稚園ですと、山田先生が学校医として担当していらっしゃいます。学校歯科医については、山崎先生が担当していらっしゃいます。学校薬剤師については、田島町の大丸薬局渡部一彦さんという方が担当しております。

ですから、それぞれの学校で指定医がございますので、館岩の方が田島地区に来て対応するということはありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 26番、星喜弥君。

○26番 星喜弥議員 先ほど2回ほど委員会の方で質問させていただきましたが、1問だけ簡単に質問させていただきます。

113ページ、会津高原たていわ夏まつり運営事業補助金、この500万についての使い道と、ゴーマン杯の方でございしますが、ここにおいては、ゴーマン杯に450万は私は委員会で内容を

詳しく聞きました。その中であって、1日に450万もかかるんですかと聞いたら、支所長にお伺いしますが、トロフィーに100万以上もかかる。今の時代で、100万もかけてトロフィーをやっていいのか。こういう、みんなやはりそんな大きいのをもらっても置くところもないと思いますので、こういうニツめる予算も今、厳しい時代でございますので、そういう考えはあるか、ないか、お聞きします。

また、113ページ、会津高原たていわ夏まつり運営事業、これに500万を計上されているわけですが、これは館岩を言っているのではないですよ。これは1日でやるのか、どんな事業をやるのか。

昨日も私も一般質問させていただきましたが、地域活性化の質問をして、よい答弁をもらっているんですが、こういう事業を各町村単位で執行部にお願いすれば、できるのか、できないのか、その2点だけよろしくお聞きします。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 まず、1点目のゴーマン杯、健康マラソン大会でございますが、議員さんのおっしゃるとおりでございますが、特別に木で全部賞状を10位までつくっていると。ちょっとはっきりわかりませんが、部門別から10位までの商品ですので、かなりの金額になります。ですけれども、これは文化協会とか、いろいろそういうところの体育協会と今後、検討してはまいりたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、会津高原たていわ夏まつりでございますが、これは7月の第4土曜日に会津高原たていわ夏まつりは開催されます。これは、商工会に委託して事業を実施しております。まず1日だけでございますが、さいたま市名誉村民でございますが、進藤様の花火。これはもう1,000発打ち上げます。そのように館岩地域における、17年度でございますが、夏場の観光誘客と地元商店、それから宿泊業者の活性化のために会津高原たていわ夏まつりを開催しているということでございますので、よろしくお聞きいたします。

○児山寿明議長 ほかにございせんか。

[発言する者あり]

○児山寿明議長 答弁漏れだね。

助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

各地域の祭り関係でございますが、地域からの要望につきましては、町長があいている限り、地区の役員の方とお話をさせていただくような取り扱いをしておりますので、その地域にあっ

てどのような位置づけがあるのか、そういうお話を聞きまして、個別に判断したいと考えてございます。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 町長の新エネルギーの関係で、ずっと伐採財団、いろいろな里山開発関係であったものですが、燃料関係で前回たしか燃料をペレットにして、特殊なストーブをもって、これはいいことだといって、たしか公共施設、幾つやったかわからないんですが、かなり荒海の農村センターだか、いろいろなそういうところさ、入れた経過がある。

それで、去年だな、全部外したというのはどういう中で、これ外したか聞いてみっとっせ、かなり燃料費も食うし、あとそのペレット自体が外に排気として出た場合、CO₂だか何か有害ガスが出るということで、器具だけでも三十何万ぐらいした、すごいそのストーブ自体がしたんですが、そこさ、毎日1日1つのストーブを燃やすとせ、最低1,000円かかると。それから、あくをとったり何かして、ものすごく最初の売り込みはよかったんですが、なかなかこれ、持ちこたえようがないという結果だと思うんですが、今すべて外したということであったんですが、そういう失敗、よく開発するのは、飛びつくのはいいんですが、そういうところまできちんとした経過を調べてやらないとせ、相当これ、せっかく新しい希望でもってつぎ込んだあれがむだになるというような考えがありますので、その辺、町長、今度のこれ、伐採材だの何だのいろいろな再利用法で出てくると思うんですが、そこら辺はどういう考えがあるんですか、お聞かせください。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

木質ペレットのモニターの件だと思いますが、これは県の事業でモニターとして実施をいたしました。したがって、ストーブ、あるいはそのペレットについてお金はかかっておりません。

ただ、私もそれを体験しなければ今後の導入はわからないということで、モニターとして申し込みをいたしました。しかし、その結果、議員おただしのように、一時的ですが有害ガスと思われるものが発生するということになりまして、しかし、このものについては、人体にさほど影響がないという結果が出ましたが、私はそういう不安なものについては、いち早く撤退すべきだということで今回取り外しをしました。

しかし、県内ではまだこのモニターを続けているところもあります。その試験結果が出て、それから実用性の高いものであれば、今後、新たな燃料資源として検討してまいるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 私は、ページ数を言ってもしょうがないようなものですが、館岩の小学校が今度大きな負担をしなければならない予算になっております。こういうものの建設にかかわる契約の……

○児山寿明議長 馬場議員、マイクを寄せてお願いをいたします。

○47番 馬場秀男議員 契約の問題なんです、前にも話が出たかと思いますが、やはり地元優先というのは非常に大事ではあると思います。ただ、地元優先となれば、指名競争入札ということになるんだろうと思いますが、どうしても結果を見ると九十何%と100%近いような入札結果が常に出ているというのは、この地区の結果でございます。これ、金額も非常に多岐にわたって、また大きくなるわけですね。財政危機の中で、この辺にやはりちょっとしたメスを入れてしっかりすれば、大きな金が生まれてくるというふうに思います。

指名競争入札は地元企業という面、あるいはそこに働く人たちを守るというような面もありますので結構だと思うんですけども、予定価格の問題を絡めて一つの工夫をする必要があるんじゃないのかというふうに思います。実は、なかなかこれ改善にならなくて、南郷村の場合にもこういう追求をしまして競争入札をやったことがあるんですが、農協の選果場の問題と商工会館の問題でやったときに、かなり70%台の価格で落札されたという経験を持っているわけですが、こういうことを手がけていくべきだと思うんですけども、町長はどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

それから、97ページの——97ページだけでもないんですが、県営事業の負担金の問題なんですけれども、これは戦後間もないころとか、予算が少ないそういう苦しい時期に、しかも全県的に整備されていない一部だけというような形で利益を得る地域が負担するみたいな形の発想であったらと思うんですけども、いまだにこういう形が残っている。これは、整理していくべきだということを常々主張してきて、大分あちこちから整理も進んでもきていましたけれども、まだまだ残っているということでございます。

こういうものは、きちっとした形をとるべきだと。結構大きな金額になるわけです。この97ページだけでも1億にもなりますので、きちっとこういうのは県の事業としてやっていくべきだろうと思います。

実際、他県を見ましても、こういう問題は解決しているところはいっぱい出てきております。ゼロというところが出てきておりますので、福島県この辺が大変おくれておりますので、町長

は積極的な町長ですから、ひとつその辺期待したいというふうに思いますので、どのようにお考えになっておられるのかお伺いをしたいと思います。

それから、実は、夕べおそく消防関係で寄附金集めをしているのに会ったわけですが、何だと聞いたら、団員の間を寄附金集めをしているんですね。それ、何だと言ったら、ポンプ操法に出るところの人たちが、今まである程度の補助をもらってやってきていたんだけど、補助カットで金を集めざるを得なくなったと。おかしいと思うんだけどもと言いながら、班長さんが頭を低くして回っておりました。私は、時間があればもう少しその辺を調査してからと思いましたが、きょうで一般会計も終わりますし、時間もなかったので調査はしてきていませんが、どんな実態をとられておられるのか、また、どんなふうにご考えておられるのか。

これは消防だけじゃなくて、いろいろな分野に今、補助金がずっとあったものがカットされているんじゃないかと思います。一般質問でも、町長さんは総花じゃなくて重点的にやるんだという、それも一つ必要なんだと思いますけれども、そういうものも含めて、これも合併のメリット、デメリットと言えるかどうかわかりませんが、この前、出してくれたような中身だけじゃなく、もっときちっと広範囲にわたって出してほしいと思うんですよ。例えば、移動入浴の問題にしても、はりきゅうの問題にしても、これは喜ばれている部分があるんです。おこなっている地域の人たちにすると、こういうものも一緒にして、どうなっているのかということ洗い出して、みんなわかっていて、今後どう考えるかというのは検討できるような体制をつくってほしい。早くしてほしいんです、それも。何か、この間2カ月もかかったわりには、てんで中身のないものになっていたんでがっかりしているわけですが、その辺に対する考え方もひとつお聞かせを願いたいと思います。

以上で、時間がなさそうなので今回はこれで終わりたいと思いますけれども、よろしく願います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをさせていただきます。

大きく3つのおただしがあったというふうに理解をしております。

最初に、館岩統合小学校の件に関する契約のあり方でございますが、私は地元優先という考え方は1つの選択肢としてはあると思いますが、それにこだわってはおりません。それは、1番議員のおただしの中でも答えておりますが、品格法が施行されてきております。そんな中で品格法がすべて正しいとは思いませんけれども、工事に対するいわゆる構造上の将来的に責任

を持つと、こういう部分での判断、あるいは配慮も必要だと思いますし、また、絶えず、医学、医療と同じように土木建設事業も技術が日進月歩進んでおります。耐震工事については、特に目覚ましい進展がございます。こういう事業にかかわるものについては、やはり広く、ある意味では技術の研さんを積んだ方々に参画をしてもらうということも出てくるかと思えます。

そんな中で、競争入札がいいかどうかという問題ですが、私は仮に指名競争入札の中でも一般的に平均しますと、高い、九十何%という工事費に対する落札額がそういう状況になっていることもあるようですが、ここに見てみると、その中でも決してそうではない、そういうことも踏まえまして、今のところ、これまでのような形をとっていきたい、こんなふうに思っております。

2つ目でございますが、県営事業の負担金。これにつきましても、私も余りにもこれまでのやり方が画一的だなど、こういう疑問を持っております。そこで今後、事業の適正執行も含めて、今後整理すべきものは整理していくような提案を県にしていきたいと思います、このように思っております。

それから最後に、消防の寄附金にかかわる予算の問題でございますが、この問題につきましても、私はおただしのように、消防は消防という分野だけで考えれば、お金がないということで、この間申し上げましたが一律何%カットと、こういう話になってきます。しかし、それが本当に正しい予算のあり方か、こう考えますと、重点配分で考えていかなければならない。そのときに、消防が私たちの生活の安全・安心を守ってくれることはもちろんであります。同時に、ある方々から消防団の規律ある行為は、教育にも大きな影響を及ぼしているんだと。子供たちに示す姿勢として大変いい部分もあるんだと、こういうご指摘もありますので、私はそれらの関連するものと結びつけながら、今後地域の活動のあり方について検討を進め、予算づけをしていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 消防関係が出たものですから気がついたんですが、消防、ページ数で言って135ページ。防火水槽関係、それから格納庫でいろいろこれあったものですが、その中で、我々も消防関係があったものですから、いつも気がついているんですが、不思議に思っているんですが、各地域に防火水槽がありますね。あれは、全部ふたが閉まって、ポンプ直送の配管というか、専門的に言う管出で、そうするとポンプが直接入らないと水が出ない、そういうことで、実際に初期の火災のときは、何回も私も経験しているんだけど、本当にやはり事実ポンプ車を消防団の方が来ないとせ、ポンプ走らせても、水をくむことができない。

そういうことで、これはひもつきの、設計書か何か全部そういう形できて、予算も含めてなっているんだとすれば、どうしようもないですが、もし、そうでなかったら、南会津町はこれ雪が深いので、地域に合った消火栓でもちょっと太くしたくれ、婦人会でも何でも、老人の方でも何でも、消火栓を出せば、まず初期だから、初期。初期消火だから。そうしないとせ、例を挙げると、糸沢のお寺の火災なんか、ポンプが来たらあれ火事になってしまった。それがポンプが来ないうちに、みんなで消火栓出したり、バケツで水をかけたりして、消防車がエンジンをかけているうちに消しちゃったからうまくいったけれども、そういう形で、私らもどういふふうにするかは別としても、そういうことを防火水槽でなくて消火栓の改善か何か、そういう切りかえも私は必要でないかなと思うの。単なる防火槽、防火水槽という考えよりも、そういう考えはあるのか、ないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 答えいたします。

議員おただしのとおり、初期消火が最も大事だと思います。それで、それこそ近々の例でもございましたが、地域の方が、田島町内もございましたが、消しとめていただきました。火災が出る前ですと、火が出ればどこが場所かはわかりますけれども、消防団の方もあのときはわからなくて、そういう例もありまして、雪国でございますので、いわゆる多雪型の消火栓、背の高い、冬も埋もれてしまわない消火栓の整備は私も必要だと考えております。

あと、いわゆるこの予算書の135ページに上がっております4基というのは、補助事業でこれ4基とも伊南地区でございまして、やはり設計基準がございまして、2本、こう出ていますが、それ以外にも点検用のマンホールがありますので、あれをあければ管鑿は入りますので、そういったこと、ただ、冬はちょっとそこまでの除雪がそれでは管理できているのかという問題はありますが、消火栓の整備は非常に大事だと認識しております。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 初期消火の消火栓の整備は大切だと言っているんだけど、防火水槽と水槽をつくるんだったら、金をかけてつくるんだったら、消火栓でも直してやっとなら、だれでも使える初期消火に当たれるんでないかと、私は言いたいんだけど、そこなんだけれども、これは何でかんで、ひもつきのな、こういうやつとついたら、これは予算出ませんよという予算だったら、これ仕方ないですが、そうでなかったら、そういう消火栓の方のちょっとパイプを太くすつとせよ。どうせ防火槽さ、流れる水というのは川の水だから、ポンプせいっぱいくつとせ、せき止めれば水は同じくできるわけ。

そういうことで、消火栓と防火水槽の切りかえはできないものですかという形なんです、
どうですか。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 これは先ほど申しましたように、本事業は消防庁の補助事業でござ
いまして、今年度はもうレールに乗ったというとあれですが、補助申請も途中でございませ
んで、防火水槽と例えば簡易水道ですと、水圧が弱いというか、限られるんです。2カ所、3カ
所、4カ所出すと、もう消火栓ではなかなか放水の距離が出ない。防火水槽ですと、40立方と
はいうものの、ある程度対応できるといいますか。そうした水の供給の能力の違いもあると思
いますので、併用の考えも必要ではないかと。もちろん、側溝とか流路があれば、それはそれ
でいいと思いますので、全般的に水路の確保に努めてまいりたいと考えております。

○児山寿明議長 ほかにございせんか。

6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 公共交通関係で、55ページ、詳細を知りたいんですが、13委託料の
生活交通バス運行委託料、これは明細、詳細はどうなっていますか。

関連して、次のページ56ページの負担金、補助及び交付金の中の一番下、南会津町公共交
通対策協議会補助金1,500万幾らなんです、この内訳、詳細を教えてください。

その中に、恐らく路線バスに対する補助金とかも入っていると思いますが、もしも入ってい
なかったら、じゃ、その項目はどこにあるのかお教えてください。

とともに、この関係はいろいろな答弁の中で、南会津町の公共交通対策協議会を5月に立ち
上げまして、これからそういういろいろな金の使い方を含めて総合的に検討して、その中でい
ろいろやっていきますという考えですが、もう立ち上がっているわけですから、その辺、特に、
次は町長に聞きたいんですが、町長の施政方針の中で、この対策協議会に関しては、ほかの項
目が検討しますとか、推進しますという言葉ですが、特にここの文言だけが早期実現に向けた
具体的な検討という極めて強い調子で言っていますので、もう立ち上がっています。そろそろ
今度は町側の提案なり、実際の具体的な提言といえますか、2回、3回の会議の中でされると
思いますので、もしもその辺、具体的なことがありましたら教えてください。

その2点とともにもう1点、地域総合支援センター、これも一般質問以来、何回もこの言葉
は出てきましたが、今回の予算書の中で、その言葉はちょっと見当たりません。どこの項目が
その地域総合支援センターに関係する予算項目であるのか、あるいはまだ全然予算化されてい
ないのか、それをちょっとお聞きします。

以上、合わせて3点お願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私からは、総合交通対策協議会の関係と地域総合支援センターの件について、2点だけお答えをさせていただいて、そのほかの細かい点については、担当課長の方からお答えをさせていただきます。

公共交通対策協議会については既に立ち上げておりまして、第1回の対策協議会の中で、この公共交通は、先ほどお話がありましたが、通学を含めたスクールバスの対応の仕方、さらにはひとり暮らしのお年寄りやどうしても引きこもりがちの方々がいわゆる地域に参加をする、そういうことを引き出して、でき得れば医療費の削減にもつながるような、高齢者の生きがいづくり、そんなものにもつなげていこう、こういう話が出されております。

その中で、これまで本庁の所在地で1回会議を持ちましたが、これはできるだけ各地区で、地区の実情に合わせた協議会のあり方にすべきだと、こういうご意見がございますので、これらについて、直ちにその検討に入っております。したがって、今後それぞれ、館岩、伊南、南郷地区でも、この公共交通対策についての具体的な取り組みが進められると、このように思っております。

それから、地域総合支援センターについては、これまでもお話し申し上げましたが、構想を通して掲げております。今後、もし議会のご同意をいただければ、町長直轄政策室の中でこの総合支援センターの構想をより実現の可能性の高いものの一つ一つ精査をしながら積み上げていきたい。そのときに、当然、地域協議会を初め、それぞれの地域の意見を吸い上げるという形になっていくかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、55ページですね。公共交通、項目で言いますと、13委託料2,700万2,000円。その中の生活交通バス運行委託料2,699万円の件かと思っておりますが、まず、これにつきましては3カ所ございます。生活交通バスの運行委託ということで、田島町山口、それから田島栗生沢、これで300万。それから、南郷です。山口田島、山口只見間ということで660万1,000円、それから、館岩地区の生活バスで1,738万8,756円で、合計が2,699万円。それから、次ページの負担金、補助及び交付金の中で、一番最後に南会津町公共交通対策協議会補助金1,589万1,000円。これは南会津町公共交通対策協議会からの補助金で、買い支えの分でございます。これは、田島内川線の関係でございます。これが1,094万6,000円。それから、

館岩の田島から木賊、これは学校バスになりますが494万5,000円。合計1,589万1,000円になります。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 結局、この公共交通対策協議会では、今みたいな金の使い道も含めて、恐らくはスクールバスを含めて、総合的な検討ということになるわけで、先ほどの答弁では、各地域に今、持ち帰って各地区の実情と言いましたけれども、でも、町長自身もこの施政方針であるように、巡回バスとか、あるいはいろいろ構想があると思いますので、その辺はやはり町としても指導力といいますか、みずからのこう持っていきたいという提言も含めて、それは私は、公約を実現すべきと思うんで、その辺の構想は、町としての構想というものはないんですか。今のところはあるんですかの点と、もう1点。

支援センター関係は今回予算化されていないと。直轄の室をつくってからということですと何か時間がかかりそうなので、きのうまでの質問の中では、もう早急にということがあった割には、もしかしたら時間がかかるのかなと、ちょっとそう思ったんですが、ただ、私がもしもそこですべて検討する、ゼロからスタートするのか、町長自身のイメージを示しながら検討するのか、いろいろあると思いますけれども、ただ、施政方針の中で行政にかわり行政のサービスをする機関といいますか、センターだとかありますし、その辺がとにかくきのうの質問に対する答弁の中で、いまいちとにかく総合センターのイメージというのが私自身、どんな人が行って、どんな場所に設置されて、経費なんかもどうなるのかなとか含めて、ちょっとまだまだイメージがわからないんですよ。行政にかわり、福祉、教育、商工業、観光などの一部の行政サービスを提供する機関といいますかセンターというのはちょっとイメージがわからないんで、もう少し詳細は直轄のところで検討するにしましても、町長の考えをもう少しイメージがわくような一歩進んだ提言、意見がありましたらお聞かせください。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、公共交通対策協議会の件でございますが、これにつきましては、でき得れば合併旧4町村のそれぞれの地域を循環するバスを、あるいはバス路線をつくりたいというのが願いです。これまでいろいろと合併前に検討してきた結果ですが、路線バスが現在走っている箇所についてはなかなか陸運局の許可が出ない、協議が必要だと、こういうことでございますので、私は方法としては、じゃこの路線バスを廃止するわけにもきません。したがって、イベントバスだったら大丈夫なんですかと、こういう話を持ちかけたのです。ある一定期間、

いろいろな交流事業を起こすことによって、そういうバスをもし走らせることができれば、それはまた別途考え得る可能性はありますと、こういうことですので、それらについても、私が今後協議会の中で話を、あるいは提言としてさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

次に、総合支援センターでございますが、予算に上げておりませんので、場所とか人とかそういう問題は、私の中でもまだ具体的にしておりません。

ただ、この問題は、議員おただしのように、さまざまな問題を、あるいは組織の整合性も含めて検討していかなければなりませんので、早急にという気持ちはありますが、それはその受け取り方によっても違うでしょうけれども、やはり慎重にやらなければならない部分もございますので、私は今後、議員の皆さんには、その構想が少しずつ形をあらわしてきた時点でお示しをするということになるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 了解しました。

その整合性ですが、私もちょっと、行政、今の例えば支所とか、あるいは本庁とかの二重組織みたいな整合性とかそれをちょっと心配したんで、かえって職員が動きにくいとか、あるいは住民も戸惑うような、かえって組織では困ると思うんです。その辺は慎重に十分検討して、いい支援センターになるようにお願いします。

また、公共交通に関しては、先日も一般質問で申しましたが、実際合併して広域になって不便だという、先進合併地では無料のそういう福祉バスがありました。詳しくは、まだあれですが、役場でバスを買ってあと運転は委託業務でやっているそうです。合併当初は無料でしたが、今現在、先ほど電話で確認したら今は100円とか200円の有料にしたそうです。

いずれにしろ、合併してちょっと不便だみたいな声が多い中で、早くその成果が見える形であらわれることを期待して質問を終わります。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 4番。

きのうの町長の提言の中で、西部地区を過疎地域に指定していただきたいというような話を申しましたが、実はその下に豪雪というものをつけなければならないというふうに、まず前段に申し上げまして、予算について質問をいたします。

122ページ、地域たすけあい除雪支援事業交付金でございますけれども、この交付先と内容

について教えていただきたいと思います。

次に、124ページ、除雪関係費用、これは除雪の委託なんですけれども、中身のことでございますが、西部地域の除雪体制はたしか1月から3月は2人で除雪を行っていたと思うんですけれども、新町になりましてこの体制につきましては継続されるのか、その点について伺いをします。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 2点ほどご質問がありましたので、お答えいたします。

地域たすけあい除雪支援事業でありますけれども、この事業は、地域でもって今までボランティアのような形で無償で除雪をしていたと。当然、町とか村の大型の除雪機械が入らないところを自前の除雪機械を使っていたと、こういう方がたくさんいらっしゃいます。それらの少しでも支援をしようと、こういうような形で、去年ですけれどもモデル事業として立ち上げました。ただし、これには条件がありまして、地元で5人とか10人とか組織を固めていただいて、その方たちが積極的に、困った方とか、それから通学路だとかを除雪する。それで、これはどんな形に使っても結構ですよという形で、1地区当たり20万円を交付すると。

旧田島の場合は、3地区やったわけなんですけれども、今回はまた2地区ふやして、当初の予算では5地区を予定して予算の方を計上いたしました。

それから2点目の除雪の体制ですけれども、分科会の中でも協議してまいりましたけれども、当面は現状、今までと同じ状態の現状維持で除雪をしましょうと。ただ、問題になったのは、直営であったり、委託であったり、それから単価も違っておりますけれども、徐々にそのすり合わせをしながら当面様子を見ていこうということでもありますから、急に除雪をしないとか、不利益になったとか、そういうことのないような形で当分は続けたいと、こんなふう考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 ボランティアの方に差し上げるということで、ちょっと聞き取れない部分があったんですが、西部地域ですと、ほとんどボランティアでやっている人はいっぱいいらっしゃるんですよ。そういう、多分これは田島地区だけかなと思うんですが、一つは西部地区にもその対象が広がるのか、まずそれを1点質問いたします。

それから、先ほど体制につきましては現状維持ということを確認して、それは了解いたしました。

それでは、最初のほかの地区に広がるのかどうかについてお尋ねいたします。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

当然、新町になったわけですから、地元の体制を整えば広げたいと、こんなふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 了解をいたしました。

これは、要望でございますけれども、要望というかお願いなんですけれども、西部地区と東部地区が大きく違うのは、冬まるっきり東部地区と西部地区の雪の差がございますので、12月になりましたら雪が降った状態で、町長さん、それから建設課長さんには現地をくまなく精査いただきまして、雪の対応におくれをとらないようお願いをいたして、質問を終わります。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 先ほど地域自立促進計画ですか、こちらの方を私はなぜ数字を入れられないかというような質問をしました。私は、合併をしてから非常に憂いを持っているのは、これだけの事業、これだけの計画があるということは、ますます予算が硬直化するんじゃないかと、こんなふうに思って、そのためにはやはり議会としては、各事業別の事業がどのくらいの金額を要するのかということ、議員としてやはり把握する必要があるということ、思ったからでありまして、実は私の手元に、合併協議会に臨むために同じくらいの規模の岩手県二戸市の市町村地方交付税算定台帳というのを、これはある議員の協力を得ていただいたものです。ですから、今の議会というのはいろいろな書類がありますし、どこの町でも、よその町村でもこういった書類はもう十分に出してくる、そういった開かれた町政をやっているところが多いんですよ。

だから、この算定書だって、目の前の総務課へ行って、くださいと言っても、なかなか出さないかもしれない。ところが100キロも200キロも300キロも離れたところへ行って、くださいと言うと、入るんですよ。だから、なるべく数字というのは、我々はそういつて町のことを思って話しているわけですから、そういった出せるべき数字はなるべく出していただきたいと思っています。

それでは、本題の質問に入りますけれども、まず一番心配な経常収支。

その前にじゃ一言言っておきますと、二戸市というのは、人口が2万7,678で、交付税は37億8,652万円です。我々のこの4町村、人口が2万人足らずで65億円いただいているんですか

ら、これだけの一般財源があれば、経常収支比率というのは相当改善されるんじゃないかと私は思います。その上で質問しますので、よろしくお答えをいただきたいと思います。

今回の予算で、経常収支比率の分子と分母は何%くらいになっているのか。あるいは町が一番苦しくなるこの10年後、何%くらいを予定して予算を町の方では組もうとしているのか。

それから、私は産業建設委員会の副委員長ですから、なるべく自分の所管の課には予算をいっぱい配分してもらいたいと思っております。それで、その上で言いますけれども、この二戸もそうですし、それから南会津町もそうですけれども、地方交付税の算定額の経常経費と投資的経費の大体——公債費は別です、これはそっくり国に返さなければいけないですから。大体その金額の64%くらいは、当てはまる項目に64%くらいの金額が来ているはずなんです。

これは委員会でも私は言いましたけれども、今までは交流館の建設等があって、そちらの方に予算が引っ張られたからしょうがないなと思っていましたけれども、今度はそれがなくなつたんで、少しは産建委員会の所管に来るのなかと思っていましたけれども、農林業の今回の予算の配分を見てもみますと、約3億8,000万円の一般財源はあるんじゃないかと思うんです。これは私の計算ですよ。それに対して、今回、農林業関係で来た一般財源の予算は1億9,000万くらいのはずです。そこに1億8,000万くらいの差があるわけですよ。これは、全部が全部農林関係にというわけにはいかないと思います。一般財源ですから、多少は人件費等に回ると思いますが、それにしてもアンバランスな予算の配分じゃないかなと私は思うんです。ですから、地方交付税、もらった交付税をどんな割合で今回町は配分をしたのかお伺いしたい。

次に、合併特例債等、特例基金についてお伺いをいたします。

これは6月18日の民友新聞の記事です。これによると、全国で合併した町村がやはり苦勞しています。それはなぜ苦勞しているかというのと、特例基金のように、初めのおいしい話の割にはふたを開けたら余りおいしくないよと、この話はと。使い勝手が悪いよと。それから、特例債についても、当町においてもそうですけれども、全部使ってしまったら借金ばかり残っちゃうよと。だから75%くらいしか使えないよと。これは全国的にそのような問題が出ているわけですよ。そこで総務省は、今回、各合併した町に、その実態を調査するということを発表しております。

そこで町長にお尋ねしたいですけれども、合併した後、実際に困ったなど、あるいは私も思っているんですけれども、この特例債というのは、通常の補助事業と二またかけた補助金にしてもらえないのかというような運動をしてもいいんじゃないかと私は思うんです。

ですから、現在、町長が合併したとき前と合併した後、実際に事務に携わって、合併特例債

及び特例基金についてどのように実際の実務で感じたかお伺いしたい。

それから、もう一つ関連して、合併推進債、これは県の方で進めるわけですが、これについての取り組みをお伺いしたい。

次に、館岩小学校の問題であります。

これは、館岩小学校の問題は、私は議員各位に聞くと、特別そのもの自体が反対じゃないと。説明が少し不十分じゃないかと。実際、私も今この予算、これから採決になるんでしようけれども、この場に立っている私が計画書も全然見ていません。議員の私として、どのくらいの規模なのかがわかりません。ただ単に予算書からは8億円だと聞かされたけれども、私の前の議員の話によると、17億円だ、13億円だという話もあります。だから、これだけ大きい事業をやるには、やはり全員協議会等を開いてももう少し丁寧に説明すべきではないかなと、こんなふうに思うんです。

特に最近、ここに、これも新聞、これは日刊工業ですが、私は、南会津町であればすべて木造の校舎くらいをつくるくらいの計画を持っていただきたいなど、こんなふうに思いますので、町長の今後の、私は見ていないんですけども、設計図の変更も、南会津町に合ったようなつくり方に変える可能性があるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

それから、まだまだあるんですけども、大分遅くなりますので、あとは個別に各課に行ってお願いますけれども、最後に新エネルギーの問題です。

これは、田島町で新エネルギーの部会というか、委員会を立ち上げてから、終わってから2年くらいたっております。出したのは16年2月ごろだったと思うんですけども、非常に技術も目まぐるしく進歩しております。

それで町長が言われたように、バイオマス関係も私はいいと思うんですけども、それプラス、この前、委員会でも言いましたけれども、今、非常に脚光を浴びている新エネルギーは小水力発電というのが非常に機械的に性能がアップしたと。例えば3メートルくらいの水力の差があれば相当数の電力を発生するとか、それだけの技術の進歩も見られますので、ぜひとも小水力発電についても、もう一つご一考をお願いしたいなど、こんなふうに思いますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

大変、議員からは熱い思いでたくさんの項目をちょうだいいたしました。答弁漏れがあったときには、また、おただしをいただきたいと思っております。

私からは4つほどお答えをしたいと思います。

合併した後、あるいは合併した前とのいわゆる合併特例債並びにその基金の件でございますが、私は、ご存じのように4月30日に選挙がありまして、そこで就任をいたしました。しかし、実務的には5月1日でございます。そこから、これまで職務執行者がしてきたことをしっかりと引き継いで、切れ目のない政策、あるいは業務を遂行するということで取り組んでまいりました。そんな中でも、この合併後の財務の問題については関心を持っておりましたが、今のところ、議員がおただしのような不安は現在は持っておりません。ただ、おただしのいただいたような内容を今後さらに見きわめていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、合併推進債でございますが、これは、おただしのとおり、県の事業としてあるわけですが、幾つか条件がございます、その条件を満たす範囲内で、各支所からその合併推進債を使った事業の取り組みを出してもらいました。これについても、先ほどお話がありました例えば循環バスを考えたときの道路の整備はどうあるべきかということで、これらについては積極的に、私が今、記憶違いでなければ、6項目の推進債の活用を提示したところがございます。

それから、舘岩小学校については、私もこれまで職務執行者が専決をした内容について、関係事項について若干説明をいただきましたので、その内容を見た限りでは、現在、私も今後の子供たちの教室を超えたといえますか、学習能力に応じたそういう教育の問題にも配慮されている。

それから、確かに外壁については木材は使っておりませんが、内装材については、極力、地元産材を使うと、こういう配慮もされておりますので、現在のところ南会津町に合った建物ではないかなと、こんな理解をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

18年度予算に関しまして予想される経常収支比率でございますが、経常収支比率につきましては決算に伴って出る数字でございます、正確な数字を出すにはそれぞれのこの予算の費目ごとにもう一度分類をし直さなければならないということで、現在手持ちの数字はございません。

ちなみに、16年度決算で4町の合計の数字を申し上げますと、92.3という数字でございます。

また、10年後の経常収支比率でございますが、これもすぐにはお答えできませんが、まちづ

くり計画の中の、尊重するといいましたまちづくり計画の中からはある程度の試算は出てくるものと考えてございますが、今すぐ数字というのはちょっとご勘弁いただきたいと思います。

公債費に対する交付税算入率についてのおただしでございますけれども、これも若干古くはなりますが、平成15年時のそのときの4町村平均で約55%が交付税に算入されてございます。

続きまして、農林業の予算のうち、一般財源が議員の試算よりも下回っているというおただしでございますが、今回の予算は、先日からの一般質問に答弁いたしましたとおり、合併協定書に基づきまして本来の枠組みをつくりまして、その後、一般経費等をそれぞれ同じルールで削減して作成したものでありまして、理論値といいましょうか、議員の計算に基づく数字との乖離が生じるのは、その集計予算編成過程にあったものと思われまます。

以上でございます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 大変失礼しました。1つだけ答弁漏れをしました。

新エネルギーの関係でございます。これにつきましては、議員おただしのように、燃料についても日進月歩さまざまな改革、あるいは技術改良がなされております。そんな中にありますので、絶えずこれまでの新エネルギーの提言にこだわらず、新しい取り組みにも積極的にその対応を取り組みに加えていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私が心配しているのは、実は職員の給料の問題があるわけです。結局、なぜ経常収支比率がこの予算に出た方がいいかという、今、この前もありましたけれども、勤務手当の方で質問がありました。国の方でも、その町の回りに合ったような職員の給料をこれからつくりなさいというような指示が来た場合に、前回の私の言った可処分所得等が基準になったとすれば、相当額が減額されちゃうと。

そこでお尋ねしたいのですけれども、もし勤勉手当がゼロになったとした場合に、それは交付税の支給に影響するかどうか。その点をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○児山寿明議長 総務課長。

○室井 智総務課長補佐 この件に関しましても、交付税の算定の数値、係数の方に勤勉手当が含まれているかどうか、これについても後ほどお答えさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 ただいまの国税の関係でお話がありましたのでお答えしたいと思います。まず交付税につきましては、それぞれの標準的な行政需要を満たすための単位費用というものが定められておまして、当然のことながら、それらに要する一般的な職員の人件費につきましては、勤勉手当も含めて単位費用の中に盛り込まれているということでございまして、仮に制度改正がありまして勤勉手当の支給がないということになれば、当然のことながら、交付税の単位費用からは落ちると、こういうことでございます。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 最後になっちゃったんだけど、困ったな。実は今の答弁の中に、どのくらいが落ち込むかということも本当はほしかったんです。全部なくなったとすれば。

そういったこともやはり勘案しながら、いろいろな手当を町独自で、特に勤勉手当については、国のそういった勤勉手当を支給してもいいですよということではあるけれども、町独自でつくろうが、つくるまいが、それは町の方の判断でやるべきことですから、だから、その基準となるのは、やはり勤勉手当がなくなった場合に交付税もなくなるよということであれば、町全体にとってもこれは損失になるわけです。だから、その金額が幾らくらいなのかと。交付税の査定に見合った額の手当が出ているのかというのが、我々議員はチェックしなければいけないわけですよ。

それを削減することによって、職員の本給に手を出さないでもいいようにすることも私は必要だと思います。職員の固定給が下がるということは、いろいろなところに影響が出てくるわけですから。だから、その辺の精査をして、職員の給料を守りながら、なおかつ勤勉手当とあれば、私は、もう何十年も前の日曜日しか休みのない時代にできていた手当ですから、さほど必要ではないと思っています。

だから、そういうところももう少し勉強して、今後の職員の給料の改定には当たっていただきたいと思うんですけども、助役さん、その辺一言お願いいたします。最後ですので、よろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

勤勉手当の額と交付税の関係は、先ほど課長が説明したとおりでございますが、職員の給与並びに手当につきましては、地方公務員法にのっとりまして、国・県及び近隣の市町村等との均衡を図ることになっておりますことから、17年度の人事院及び人事委員会の勧告及び本年度の同じ勧告を勘案しまして、その時点で判断してまいりたいと考えております。

◇

◎会議時間の延長

○児山寿明議長 議長より通告いたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◇

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

44番、河原田苗利君。

○44番 河原田苗利議員 私からは、人口減少に歯どめをかけたいというのが私の言いたいことなんですが、去る5月30日、臨時議会だと思いますが、職務執行者の星光芳町長のときでございまして、私は子育て支援事業というのが仮例規集の中に欠落しておったように思いましたので質問したところ、今、健康福祉課長は、文言ではそういうものはうたっておりませんが、予算措置の中でそれをしっかりと計上していきたいという話がありました。

そんなことで、我が国の人口減少のことは国も県も死亡者が出生者を上回る時代でありまして、当然、この地域は最たる過疎の町村であり、全国的にももう上位の人口減少地域ではないかというところがございますから、人口のことは、いわゆる人間の住まないところにはすべての地方自治の発展はあり得ない。そういうことからしますと、町村合併も今まで論じられておられますが、すべて合併をせざるを得ないのは人様が住まない地域が欠落する、衰退してゆく地域であるので、そういうやむを得ず合併という道を選択しなければならない状態であります。

いろいろと論議されておりますが、すべては人口が物を言うわけありますから、私は子育て支援事業というものをどうしてもやっていただきたい。これは、多岐にわたって一口では言えない、非常に実行してもどれだけのメリットが得られるかということも、自信をお持ちの方は余りないかと思っておりますけれども、やはり今日の社会の情勢からして、そういうものに取り組んでいかないと、この地域はますます衰退する地域に陥落していく状況にありますので、町長さん初め、町長さんにお聞きすることと、福祉課長が先日言われた内容が本日の予算書の中のどのところにそこ記述が載っておるのか、お知らせを願いたいと思います。

あと私は時間の都合上、再質問はいたしませんのでこれで質問は終わります。ご返答をお願い

いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

初めに、私の方から人口減少に関する基本的な姿勢をお話しさせていただきます。なお、その後、健康福祉課長の方から、必要な事項について答弁をさせていただきます。

議員おただしのように、この人口減少は、地域の本当に生活のバランスを崩すという大変大きな問題であります。単に人口がふえればいいかというと、そうではなくて、人口も生産性年齢といわゆるバランスが大変大事だろうと、このように思っております。その中で、子育て支援ということが出てくるわけですが、子育て支援をする場合にどういう方法がいいかということで、いろいろと他の町村や何かでも対策をとられております。

私は、まず若者がどうやったらここに住んでいただけ、いわゆる親から子、子から孫へは、どういうふうな条件が、環境を整えば可能性が出てくるのかと、まずここからスタートをさせていただきたいというふうに実は思っております。そんな中で、何といても、やはり仕事がないといけない、こういうご意見が大変強いので、仕事を雇用の場として確保していくような方策をとりたい。それが町長直轄政策室の中で課を超えて取り組みをさせていただきたいということでございます。

それから、子育て支援については、何回も実は子育て中のお母さんやこれから結婚をされ、多分子育てをされるであろう方々とお会いをいたしました。そのときに、出産手当の話をいたしました。でも、ほとんどの人が、出産手当はもらわないよりはもらった方がいいけれども、もらったから産むということは考えないですと、こういう意見が出てまいりました。それは、大変子育てというのは長い期間、教育費も含めてかかるということですので、それらについても子育て支援の中でしっかりしていかなければならない。

それから、もう一つお話をさせていただきますが、これもたしか前日の一般質問の中でお答えをしたと思いますが、ここで、この南会津町で、もしある一定の学力が確保できれば、私たちはこんなすばらしい環境のところで子育てをしてもいいんです、こういう人たちもございしますので、私は、学力向上に対する施策もこれから真剣に取り組んでいくべきだと、このように思っております。

そんな中で、団塊の世代の話もありましたが、団塊の世代の方々もここに来たいという要望があります。しかし、その内容を探ってみますと、自然の中だからいいということだけではありませんでした。つまり、文化的な、あるいはそして現状の生活レベル、つまりインターネッ

トやそういうものも利用できるそういう環境の中で、私たちは次の人生のステージを探しているんですというご意見もありましたので、それらも含めて、総合的に人口減少にならないような施策を真剣にこれから推し進めたいと思っておりますので、これからもご意見、ご提言をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えをいたします。

予算的には、一般会計の74ページ以降に、民生費の児童福祉費というものの中に各種の子育て支援のための予算が一応計上されているところでございまして、細かい内容はちょっと省略させていただきますが、一つには子育てをする方に対する財政的な支援策、それから共働き家庭の方々に対する例えば放課後児童対策だとか、そういった面での予算措置をしているところでございまして、例えば健やか子育て支援事業ということで、第3子以上生まれた方に対してお祝い金を出したり、さらには義務教育に入学されたときにそれぞれ入学をお祝いして、学用品等に充てていただくために商品券をお渡ししたりというような内容での支援、さらには児童手当の関係でございまして、これにつきましてはことしから制度改正がありまして、小学校6年生まで児童手当の対象になるというような部分も含めまして、それぞれ関係予算を計上しておるところでございます。

さらに、保育所の関係でございまして、保育所も通常は8時半から4時半までが一応基準的な保育時間ということになっておりますが、昨今の共働きの家庭に柔軟に対応するために各種の延長保育、それから家庭の事情によって一時的に保育を預かる一時保育、さらには特定の曜日に応じて、それぞれ特定保育ということで曜日を指定しながら子供さんをお預かりするというような形で、多岐にわたって保護者の方のニーズに合わせたような形での保育政策を全町を挙げて現在拡大、取り組んでおるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 44番、河原田苗利君。

○44番 河原田苗利議員 それぞれに町長さん初め、健康福祉課長さんからの答弁ありがとうございます。

これは言うほどに簡単な事柄でないので、長い目でひとつ対処していきたい、やっていただきたいということを申し上げ、私の質問を終わります。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 どうもおぼんでございます。

5時前で、私の疑問が今出るか、今出るかと思っていたんですが、私だけがわからないのかなと思って、素朴な疑問なんですけれども、延長していただきましたので、まず1点は、収入役さんはお疲れのようですので、収入役さんに1つ。

今、町の基金が全部で約22億になりますね。それを預かっていると思うんですが、もちろん、収入役さんのお名前で貯金をされていると思うんですが、ペイオフができてから、もう何年かになります。皆さん忘れちゃっているようですが、もし、ペイオフになる可能性もこれはないとは言えませんので、収入役さんのお名前で積んでいる貯金がばさって1,000万になっちゃったら、これは大変だということで、いろいろな運用をされていると思いますが、どんな考えで、どんなものに運用されているか、ひとつお願いいたします。

もう1点は、ただ、これは1点ちょっとふえちゃったんですが、先ほど星議員の方で、交付税算入率ということで、私は一般質問で交付税算入率がもしわかればということをお聞きしましたら、去年のまではわかるが、ことしのはちょっといろいろ細かくて無理かもしれないという、担当課から言われて、それじゃいいですとあきらめたんですが、先ほどの助役さんの話だと、何とかすれば出そうな話がちょっと登志一議員の方に言ったみたいですので、もし出るのであれば、私にもいただきたいと。よろしくお願いします。

もう1点、これがどうしても私はわからないんですが、スキー場なんですけど、今回スキー場特別会計と観光特別会計が一般会計に繰り入れられまして、皆減と、18年度の会計総括表にはなったわけですね。そうしますと、今までスキー場特別会計があったものが、今度は館岩の場合、田島の場合は会社だったんですが、伊南も南郷も今度は会社になったということで、今回はスキー場特別会計の1億2,300万から3,000万が一般会計に入っておりますが、こうしてスキー場会計として出ているからわかるんですけど、一般会計に繰り入れて多額の借金というか特例債、あるいは過疎債で、今回もこれは借りてスキー場とかいろいろ直すんですけど、これの返済です。恐らくスキー場は会社ですから——から繰り入れながらやるんだと思うんですが、非常にどの分がどうなっているのか、見つけるのに大変なような状態になるんじゃないかなと、一般会計にそっくり入ってしまったら。

その面で、これは特に、特別、会社になったことですから、幾ら項目が少なくても私自身はスキー場特別会計というのを残していただかないと。もちろんたくさんの議員がいらっしゃいますので私だけではないので、わかる方ももちろんいっぱいいらっしゃいますから、わかるでしょうけれども、私にはちょっとチェックが大変じゃないのかなということで、もうこのまま

特別会計を残しておけないか。

それから、会社になって財産が、館岩の場合も、田島の場合も、財産そのものは町のものだと思うんですよ。そうしますと、スキー場の会社に貸していれば貸し料をもらっているのかどうか。これ予算に上がっていないようですので、貸し料をもらわないで、今後、リフト施設、あるいはいろいろな施設がもうほとんど、ほかのスキー場はわかりませんが、だいくらの場合は耐用年数が来ているわけです。直すたびに億という金が私にかかると思うんです。その修理代は、町のものなので町で直す。使用料は取らない。そういう状態で会社を運営していくのかどうか。それがどうも、私だけかもしれませんがわかりにくいので、わかりやすくご説明をお願いします。

○児山寿明議長 収入役。

○五十嵐 廣収入役 お答え申し上げます。

基金については、先ほど助役が、19番議員がおっしゃったとおりのことですが、金額的なことは室長の方から申し上げますが、銀行さんとか信金さん、あるいはJAさん、労金、郵便局等に分散して預金をいたしております。

そういった中で、おっしゃるとおり、公金をペイオフというような中で保障されない形になったんでは大変でございますので、危険を回避ながら確実な運用をしているというような状況でございます。

なお、これらについては、現在、出納閉鎖が終了いたしまして、最終的に決算を調整中でございますので、細かい内容等については決算時点でご報告申し上げたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

公債費に係る交付税算入率のお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げました数字、55%というのは、過去の平成15年の数字でございます。それでまちづくり計画であるかもしれないと言ったのは経常比率ですので、経常比率でありましたらば、その時点で作ったかどうかはわかりませんが、こちらに今、手元にないと、こう申し上げまして、公債費の交付税算入率につきましては、数字を出すのは大分、4町村集めまして、それぞれの事業費をまた電算で上げるような大変な作業になるような担当のお話を聞きましたので、勘弁いただきたいと存じます。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、スキー場関係についてお答えをさせていただきます。

まず一つは、特別会計を廃止して一般会計のあれだと思いますが、まず一つは、指定管理者制度に基づきまして利用料金制度になったというふうなことから、委託料、あるいは収入の出し入れがなくなったということで、これは一般会計に移したいと。ご承知のとおり、やはりお金が動けばそこに消費税も発生します。基本的にはなかなか新たな投資というものも、これからそうは出ないと。そうは出ないといいですか、基本的には今申し上げましたように、指定管理者制度になりまして、主なものが償還金というものがかなりのウェートを占めるという中から、今回は指定管理者制度に基づきまして特別会計を廃止して一般会計の方にやったと。

それから、17ページのスキー場事業債関係ですが、先ほど議場にいろいろ複雑な話がありました。1億2,306万3,000円、現在基金があります。これは合併協議会の中で申し合わせをしまして、これはだいくらスキー場と高畑スキー場の基金、それは引き継ぎましょうと、それぞれのスキー場で使いましょうというものは、これはご承知のとおりかと思えます。

それで今回は、高畑スキー場のリフト、それからだいくらのロッジ改修にそれぞれ1,500万ずつ取り崩したということでごさいます。それで今後、やはり修繕等がかなりの規模で出てくるんじゃないかというふうなことが懸念されます。私も全くそのとおりだと思えます。

それで今後、一番懸念されることは、新たに基金の造成等をこの高畑とだいくらだけでなく、今後検討していく必要があるんじゃないかと。それにしても、合併協議会の中では、具体的に今後、スキー場の健全経営に向けての、独立採算制に向けての話合いが時間がなかなかできなくて、そこまで突っ込んだ話ができなかったというのが現状であります。今後、それぞれのスキー場が間もなく株主総会が終わりますので、午前中も町長が申し上げましたように、スキー場の職員とこれはスキー場は一体ですので、第3セクターは。それぞれの立場で独立採算制に向けて、いろいろ検討してまいりたいというふうにごさいます。

それから、具体的に先ほど実際それではどういうふうな形で収入、支出、いろいろな関係があると思うんですが、一つは財産のあり方が4スキー場ともいろいろ違う面があります。だいくらさん、それから高畑さん、それから南郷さんについては、基本的には町の持ち物。一部ホテル等については、うちの方のように賃貸借で貸しているやつもあるんですが、基本的には指定管理者の中でやっているものですから、賃貸借料はリフト等にはないと。ただ、だいくらさんとたかつえについては、リフトの一部、3割負担をいただいているということでごさいます。これは、過疎債の7割は交付税に入りますが、3割負担分をたかつえとだいくらさんはいただ

いているということでございます。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 何か自分でも、自分の聞いたことが説明されたのかどうかわからないぐらい、わからないんですが、今のスキー場の物は町のものであると。指定管理者にしたから、使用料はもらわないということであれば、今後、じゃ、リフトとかそのほかの壊れたものは全部その指定管理者が直すんですね。それが1点。

それから、先ほど合併協議会の中で、詳しいことは説明できないというか協議できなかったもので、今回は、その辺ちょっと忘れたんですが、よくやれなかったと、相談していくということであれば、合併協議会の中でよく精査しないものをなぜ一般財源にやっちゃったのか。もう少し精査をしてから一般財源にしても間に合うんじゃないか。来年度にやっても。その辺はどうなのか。まず、そのあたり。

私は3回しかできませんので、3回します。よろしいですか。

それから、会社、会社で、それぞれが持ち物が違うというんですが、何かその辺がちょっと表にでも後で出してもらわないと、私も言われたのを書き切れませんので、ここに過疎債でもう修理代が書いてあるわけですね。これは過疎債そのものは町で借りていると思うんですが、これは町で返すんじゃないくて、スキー場から毎年過疎債の返す分は上げてくると思うんですが、先ほど基金の残りの9,000万ぐらいで修理もそれもやっていくとは言っていましたけれども、毎年赤字のところ9,000万でこれだけの過疎債の返済はどのくらいに、間違いなくそれは見込めるんですか。その辺です。

それから、あと一回なので、自分の頭がわからなくなってきましたので、もう一回答えてもらってから。

あと助役さんののは、ことしのやつは無理だということですので、先ほど登志一議員にことしの算入率ができるようなことを言ったんで、そうかと思ったんですが、できなければいいです。

あと収入役さん、銀行を4行ぐらい言われたんですが、これの銀行というのは、いつ、民間はつぶれるかわかりませんので、そういう情報はどういうところから、どういうふうにしてその情報を常に入れていいのか。なったばかりですので、これから入れようとしているのかお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。まず、指定管理者制度でございますが、基本的には、これは町の施設ということでございますので、当然、過

疎債を借りれば返済は町になると。

それから、基本的には、指定管理者で契約をしております。その中で、修理代とか物については各旧村の中でも契約をして、結んでいると思いますが、基本的には税法上の取り扱いになるものということで、10万円以上資産の扱いになるものは、これは町の方で直しますよと。ただ、すべて10万円ではなくて、それはお互い話し合いの中でというふうなことでなっておりますので、すべてが10万円ではないと思う。ただ、資産の扱いになるものは、基本的には町の方で修理をします。償還も当然町の施設、町の持ち物として整備するものですから、それは会社でなくて町の方で償還もするというところでございます。

それから、特別会計の話ですが、先ほどちょっと私申し上げるのはあれかと思ったんですが、合併協議会の中で、特別会計を廃止して一般会計にしましょうというのは、これは幹事会、それから正副会長の中で十分論議をして、そういうふうにしたものでございます。

ただ、私が申し上げましたのは、スキー場施設については、現行のとおり慎重に引き継ぎましょうと。それから、施設の管理運営については、地方自治法に基づく指定管理者によりまして、第3セクターは最大限の経営改善と合理化に努めていただき、町としても可能な限りの支援をしながら、財政計画との絡みもありますので、今後いろいろ話していきましょと。したがって、それ以降の具体的な修繕とか整備計画につきましたの細かいそういうふうな詰めまではいかなかったと。

十分、今の特別会計をなぜ廃止するのかというふうなことについては、指定管理者になりました、要するに収入、委託とかそういうのはなくなったと。どっちかという、償還金というものが主なあれだと。新たな投資もそう莫大なものは出てこない。そうしますと、金も動くとならばそこでは消費税もかかりますから。4スキーだと、消費税もかなりの額になります。そういうことであれば、これはいろいろ検討した結果、特別会計を廃止して一般会計にしましょと、その協議はしました。そのあとの細かい修繕計画、あるいは建設計画についてまでの具体的な計画までには至らなかったということでご理解をいただきたい。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 合併協議会の財政分科会の方に携わっておりましたので、今回の特別会計の廃止の問題について、若干補足させていただきたいと思っております。

前段、企画観光課長さんがおっしゃったとおりの内容でございますが、指定管理者に移行しまして、それぞれ特別会計としての収入が基本的にはないというような状況になりまして、一般的には、特別会計というものは、独立採算制はもちろんでございますが、独自の収入がそれ

それ半分以上あることが特別会計の設置の一つの目安という財政的なルールがございます。そんなこともございまして、指定管理者制度に移行したことによって会計として残るのは、極端な話でいいますと、過年に借り入れしました償還金だけの会計になってしまうと。そのために、すべて一般会計からの繰り入れということになってしまいますので、独自の財源、収入がない会計を持つこと自体がどうなのかという議論の中で、今回、特別会計の廃止に踏み切ったと。

さらにはもう一つありまして、一般会計から繰り入れする際に、それが消費税の対象になってしまうということございまして、逆に特別会計を持つことによって消費税がかかるということで、町全体のことを考えた場合に、それはやはり一般会計で経理した方がいいのではないかと、こういうような話し合いの中から、今回の特別会計の廃止に踏み切ったということございまして、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、施設のそういう内容なんですが、非常にわかりにくいということがございました。それは、後ほどまたいろいろわかりやすい方法でご説明をさせていただきます。

それから、償還の関係なんですが、各スキー場とも、ご承知のとおりかなり設備投資をして経過していると。大体、田島の場合には、現在のやつが23年に修理をします。それから、館岩については22年、伊南村については、金額的にはそう大きくないんですが、26年と。南郷についても、26年には今のものについては修理をするということで、これは町の方なものですから、町が責任を持って返済するということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 収入役。

○五十嵐 廣収入役 お答え申し上げます。

銀行については、東邦銀行と大東銀行さんなんですけれども、そのほか信金とJA会津みなみ、労働金庫と郵便局でございますが、これらについては旧4町村から引き継ぎをいたしまして、その時点での定期とか、あるいは普通預金とかをそのまま現在、継承しております、ペイオフとの関係上、各銀行等の金融機関からディスクロージャーという経営状況の報告がございますので、それらを参照しながら、今後一つの町としてのまとめをしている段階でございますので、慎重に対応してまいりたいと、このように考えております。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 わかりました。

半分わかりませんが、時間がだんだん遅くなっておりますので、これ以上のことは後ほど課

長のところへ行って聞きたいと思います。

ありがとうございました。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより、議案第29号 平成18年度南会津町一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎散会の宣告

○児山寿明議長 本日の議事日程は終了いたしました。

上衣を着衣願います。

長時間の審議、ご苦労さまでございました。

本日はこれにて散会いたします。

明22日は午前10時より開議し、引き継ぎ議案審議を行います。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時29分

平成18年第1回南会津町議会定例会 第5日

議事日程 (第5号)

平成18年6月22日(木曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議案第30号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第31号 平成18年度南会津町老人保健特別会計予算
- 日程第 4 議案第32号 平成18年度南会津町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第33号 平成18年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第34号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第35号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第36号 平成18年度南会津町水道事業会計予算
- 日程第 9 農業委員会委員の推薦について
- 日程第10 平成18年請願第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出の請願について
(総務委員会)
- 日程第11 平成18年請願第2号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題を解決するための意見書提出を求める請願
(文教厚生委員会)
- 日程第12 平成18年請願第3号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める請願
(文教厚生委員会)
- 追加日程第 1 議案第39号 監査委員の選任について
- 追加日程第 2 議案第40号 南会津町課設置条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第41号 土地取得について
- 追加日程第 4 議員提出議案第 7号 南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 5 議員提出議案第 8号 地方交付税の充実・確保に関する意見書の提出に

ついて

- 追加日程第 6 議員提出議案第 9 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、
預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び
「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める
意見書の提出について
- 追加日程第 7 議員提出議案第 10 号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題を解決
するための意見書の提出について
- 追加日程第 8 議員提出議案第 11 号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師
・看護師等の人手不足の緊急改善を求める意見書
の提出について
- 追加日程第 9 議員派遣の件について
- 追加日程第 10 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（48名）

1 番	楠 正 次	議員	2 番	内 藤 孝	議員
3 番	渡 部 優	議員	4 番	山 内 政	議員
5 番	高 野 精 一	議員	6 番	馬 場 信 作	議員
7 番	湯 田 秀 春	議員	8 番	大 宅 宗 吉	議員
9 番	渡 部 忠 雄	議員	10 番	星 光 久	議員
11 番	目 黒 幸 雄	議員	12 番	菅 家 幸 弘	議員
14 番	平 野 均	議員	15 番	阿久津 梅 夫	議員
16 番	渡 部 東	議員	17 番	湯 田 賢 太 朗	議員
18 番	芳 賀 芳 一	議員	19 番	芳 賀 沼 順 一	議員
20 番	星 和 男	議員	21 番	星 利 一	議員
22 番	星 茂	議員	23 番	平 野 昌 盛	議員
24 番	湯 田 直 美	議員	25 番	森 豊 喜	議員
26 番	星 喜 弥	議員	27 番	平 野 五 十 男	議員

28番	渡部昌仲	議員	29番	五十嵐司	議員
30番	平野修治	議員	31番	五十嵐正純	議員
32番	大竹幸一	議員	34番	酒井昭次郎	議員
35番	平野虎一	議員	36番	阿久津進	議員
37番	馬場清雄	議員	38番	渡部康吉	議員
39番	月田和行	議員	40番	星謙一郎	議員
41番	星祥信	議員	42番	君島勝美	議員
43番	村井民重	議員	44番	河原田苗利	議員
45番	湊田幹夫	議員	46番	渡部衛	議員
47番	馬場秀男	議員	48番	室井強	議員
49番	大山卓	議員	50番	児山寿明	議員

欠席議員（1名）

13番 星登志一 議員

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	助役
五十嵐廣収	収入役	横山恒廣	教育長
室井智	総務課長補佐	星安晴	舘岩総合支所長
酒井浩蔵	伊南総合支所長	五十嵐竹則	南郷総合支所長
星廣政	企画観光課長	渡部俊夫	税務課長
菊地新六	住民生活課長	室井裕	健康福祉課長
舟木平蔵	建設課長	児山忠男	環境水道課長
湯田タマイ	会計室長	横山孝夫	教育次長
森秀一	農林課長	湯田順一	農業委員会 事務局長
馬場増男	生涯学習課長	長沼芳樹	学校教育課長

事務局職員出席者

澤田洋一 事務局長 酒井直伸 書記

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は48名であります。都合により欠席届のあった議員は、13番、星登志一君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

大変暑くなりましたので、上衣の脱衣を許可いたします。



◎諸報告

○児山寿明議長 日程第1、諸報告を行います。

去る6月6日及び9日に行われた総務委員会のスキー場等観光施設現地視察並びに文教厚生委員会の町立小・中学校、町立幼稚園及び保育所調査に係る報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

ここで、総務課長補佐より発言したい旨の申し出がなされておりますので、これを許可します。

総務課長補佐。

○室井 智総務課長補佐 昨日の一般会計審議の中で、後ほど回答する旨発言しておりました部分につきましてお答えいたします。

40番議員のおただしでございしますが、各地区の集会施設の用地について旧田島町の事例を申し上げますと、過去においていろいろな事例がありまして一概には申し上げられませんが、最近の事例では、各地区において土地を確保していただいてそれを町に寄附すると、そういうような形をとっております。ということでご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○児山寿明議長 ご了承願います。



◎議案第30号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 日程第2、議案第30号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 時間のこともあるようですが、5点質問させていただきます。単純でございますので、よろしくお願いします。

まず1つ、国保の運営協議会のメンバーと、それから開催月日はいつか伺います。

2つ、被保険者と世帯数、それに保険税と医療費の1人当たり、世帯当たりの額と単位当たりデータの一覧表があると思いますので、それらをいただきたいと思いますが、よろしいか伺います。

それから、保険税の滞納額が幾らか伺います。

それから、人工透析患者は何人いるのか。その方は1人当たり、年間平均の……

○児山寿明議長 平野議員に申し上げます。もう少しマイクに近づかないと皆さんに聞こえませんので。もう一度お願いします。

○23番 平野昌盛議員 はい、すみません。まず一番先に、国保運営協議会のメンバーと開催月日を伺います。

2番目、被保険者と世帯数、それに国保税と医療費の1人当たり、1世帯当たりの額と単位当たりデータの一覧表があると思いますので、それらをいただきたいと思いますが、いただけますか。

それから3番目、国保税の滞納額は幾らあるか伺います。

4番目、人工透析患者は何人いるのか。その方1人当たり、年間平均の医療費の見込み額は幾らか伺います。

それから5番目、人間ドック検診の単位当たり助成額、委託料となっているかと思いますが、

その額は幾らか伺います。

以上は担当課長にお答えいただいた方がよろしいかと思しますので、よろしくをお願いします。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 それでは、5点ほどですか、お答えいたします。

まず最初の国保運営協議会のメンバーと開催月日でございますが、委員は12名で、開催月日は6月2日です。名前もあれですか。

〔「名簿を後でいただければ」と言う者あり〕

○菊地新六住民生活課長 名簿がございますので、よろしいですか。

広域代表、被保険者代表、保険委員代表ということで4人ずつの、四三、十二名です。6月2日に行っております。

それから、被保険者数、1人当たりの税額、世帯当たりの税額とかそういった資料を配付ということですね。それは出せると思いますので、それも準備させていただきます。

それから、滞納額については税務課長にお願いいたします。

それから、透析患者のデータは持ち合わせておりませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

それから、人間ドック関係は、予算書でまいりますと国保の19ページをごらんいただきたいと思えます。下段の方に、下から2行目といいますか、13節の委託料であります。そこに人間ドック検診委託料565万1,000円とありまして、その内訳は、言葉で申し上げますと、一泊二日が4町村合計分で金額で218万1,000円、人数は42名ですね。42名で今ほどの金額。それから、日帰りが4町村合計で346万9,200円、端数がつきますが。先ほどの774円につきまして、予算額は切り上げて565万1,000円ということになります。人数は日帰りは80人を予定しております。

以上です。

○児山寿明議長 税務課長。

○渡部俊夫税務課長 23番議員さんのおただしでございます国保税の滞納額につきまして、17年度の決算見込み額で今現在で申し上げますと、現年分で2,371万3,000円ほどでございます。それから、滞納繰越分で9,445万6,000円ほどになります。合わせまして約1億1,817万円ほどになります。

以上でございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 先ほどの23番議員の質問の中で、1人当たりの税金については後からという話がありましたが、私は、1人当たりの税金、それから1世帯当たり、こういうものについては今回伺わないと、この国保会計の審議にならないと思うんですね。そういう点で、1人当たりの税金はどうか、それから1世帯当たりはどうか、さらに、それらのもとになる資産割、平等割、所得割、均等割、こういうものはどうなっているのかということについては、今議会の中ですぐに伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 税務課長。

○渡部俊夫税務課長 32番議員さんのおただしでございますが、予算書の中に記載すればよろしかったかと思うんですが、今年度、旧4町村均一課税といった中で計上してございますので、1人当たり、それから1世帯当たり、さらには税率に基づきます資産割、平等割、所得割、均等割といった内容で、参考までに申し上げます。

なお、当初見込みの試算で、一般医療分で申し上げますので、ご了承いただきたいと思ます。

旧町村ごとで申し上げますが、田島地区で申し上げます。1人当たり5万615円、それから1世帯当たりで9万9,339円。それから旧館岩地区で申し上げますが、1人当たり4万8,685円、1世帯当たり10万280円。次に、旧伊南地区で申し上げます。1人当たり4万1,990円、世帯当たり8万6,523円。旧南郷地区で申し上げます。1人当たり4万5,409円、世帯当たり9万6,744円。

それから、各税率ごとの内容でございますが、一般医療で先ほどと同じく見込みで申し上げますと、まず田島地区の所得割で1億3,251万36円、資産割で2,060万3,317円、均等割で7,498万500円、平等割で3,140万4,240円となります。それから、旧館岩地区で申し上げます。所得割で2,832万5,329円、資産割で647万4,508円、均等割で1,729万9,800円、平等割で708万7,000円。続きまして、旧伊南地区で申し上げます。所得割で1,764万1,237円、資産割で437万5,528円、均等割で1,194万7,400円、平等割で501万3,750円。続きまして、旧南郷地区を申し上げます。所得割で2,652万704円、それから資産割で702万917円、均等割で1,780万7,385円、平等割で695万5,968円、こういった内容になってございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今、各割合の答弁があったんですが、ちょっと数字が大きくてはつきりわかりませんので、たしか1人当たりに割った数字があると思うんですが、その数字はないですか。

○児山寿明議長 税務課長。

○渡部俊夫税務課長 ただいまのおただしは、各税率ごとの1人当たりの額ということかと思うんですが、1人当たりの額については、現在のところ数字は持ってございません。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 それでは、今のところないということですから、あるんでしたら後からそれは伺いたいと思います。

それから、これで質問も3回目になるのかな。今答弁があったような1人当たりの税金ですね、これは去年から見ると下がっているかと思いますが、恐らく各世帯のいわゆる所得が減っているからかなと思っております。

それで、こうした数字といいますか、これがいつも議案の説明の中に出てこなくて、議案書ばかりでは一番肝心の税金がどうなのかというのがわからないものですから、これにつきましては、次回からはぜひ改善してもらいたいなというふうに思っておりますが、いかがですか。

○児山寿明議長 税務課長。

○渡部俊夫税務課長 細かい数字についてでございますが、これらにつきましては、先ほどの23番議員さんの中にもございましたように、国保運営協議会の中で提案して諮問して答申をいただくといった中でご説明はさせていただいておりますので、細かい数字につきましてはご了承賜りたいというふうに考えております。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 20億円の歳入見込みでありますけれども、今聞いた中でもう少し突っ込んでお聞きしたいんですけれども、被保険者数に占める滞納の割合、人数の割合ですね、これをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、収納方法について、1町3村から南会津町に移行してきて、納税組合制度を利用している割合、国保の中で自振りをされているのが全地域にあるかと思いますが、それと被保険者数をお聞きしたいと思います。

あと、窓口払いは原則行わないというようなことを聞いた記憶があるんですけれども、これで生ずる問題というのはないのかどうか。窓口払いを行わないということであれば、取引機関の集金、どのような形で収納するのか。あと、今、算定期日が3種類あると思うんですけれども、これの統一、すり合わせの時期ですか、これは予定があればお聞かせいただきたいと思えます。

あと、基金の繰り入れで、1人当たりの税額が変化してくることが予測されるような気がするんですけども、この辺はどうでしょうか。ちょっと説明をいただきたいと思います。

以上でございます。

○児山寿明議長 税務課長。

○渡部俊夫税務課長 被保険者の1人当たりの滞納額につきましては、ここで計算させていただきたいと思いますので、7項目ほどございますので、ちょっと時間をいただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。後から報告ということでもよろしいでしょうか。

○児山寿明議長 質問者に申し上げます。すぐに答えが出ないようでありますので、後ほどというふうなことではいかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

○児山寿明議長 課長、どうなの。わかる分について。

○渡部俊夫税務課長 まず、窓口払いの問題につきましては、窓口で納めるということによろしいですか。窓口での納入につきましては、現在、本町ではやっております。

それから、税額のすり合わせの時期ということでおたがございました。これにつきましては、さきの国保運営協議会の中でも申しあげましたように、平成20年までに税率を統一するといった協定項目になってございますので、今年度中に庁内検討会を立ち上げまして、国保運営協議会の方にそういった内容を諮問してお諮りしたいというふうには考えてございます。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

今ほど税務課長が申しましたように、町長直轄政策室の中で、こういった国保税の大きな課題でございますので、水道料というところとあれですが、私らの範疇ではないですが、同じ職員ですので、町の大きな課題については一緒に議論をして、庁内的にも精度を高めるといいますか、結論をどうしたらいいか検討してまいりたいと思います。

なお、基金のことにも触れられたようでございますので、お答えいたします。

予算書のいろいろな基金の表もございますが、国保基金の17年度末の基金保有額、残高ですね、それが3億87万4,169円、それで今回の当初予算といいますか、予算で見えておりますいわゆる取り崩し額ですが、繰入額、これが1億2,370万2,000円と予算書にあります。さっきの3億円から1億2,300万円を引きますので、今現在もちろんございますが、今年度末の残高の予想は1億7,717万2,169円ということでございます。

以上です。

○児山寿明議長 税務課長。

○渡部俊夫税務課長 大変申しわけございませんでした。

まず、滞納額の被保険者1人あたりに占める額でございますが、先ほど申しあげました現年、それから滞納繰り越しを含めましたものを、現在見込み数で8,233人というふうに予算の中で見積もった被保険者数の1人あたりで見えますと、1万4,353円という内容になります。

続きまして、収納の関係で、収納対策をどうしているのかという内容でございますが、まず、基本的に収納につきましては本町税務課、それから各総合支所に総務課の中に税務係がございます。その中で3名体制でやってございますので、その税務係の方で各集落内を収納に当たるということでやってございます。

それから、年度当初に18年度の収納対策にかかります計画書を策定しまして、これに基づきまして、税務課なりがそれぞれ収納対策に取り組んでいるところでございますので、ご了承を賜りたいと思います。

以上であります。

[発言する者あり]

○児山寿明議長 税務課長。

○渡部俊夫税務課長 納税組合の組織の関係でございますが、この後、今月26日に納税貯蓄組合連合会を立ち上げる手はずを今現在しております。そこで、現在、新町におきます納税組合の数は180とっております。ちょっと細かい数字はあれなんです、180ほど組織されまして、各地区全域かといったおただしでございますが、現在、南郷地区には納税貯蓄組合の組織はございませんが、全体的な中で納税貯蓄組合の推進をしていくということで、南郷地区においてもその連絡等はとってございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 わかりました。南郷地区はないということであると、収納に対する還付というか、不公平感が、あれば出るんじゃないかなという気がするんですけども、その辺もこれからの課題かなというふうに感じております。

1億円という大きな金額ですから先ほどお聞きしたわけですけども、この人数、金額もわかったんですけども、この1億円の中で、地域ごとにはどのような差があるかということも聞いたわけなので、その部分をもう一度、1町3村ごとに出していただきたいと思います。この大きな金額になった原因とかそういうものを追求したいと思いますので、お願いします。

○児山寿明議長 税務課長。

○渡部俊夫税務課長 大変申しわけございませんが、各旧町村単位での滞納額について現在手持ちがございませんので、後で連絡するというご承賜りたいと思います。

○児山寿明議長 1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 収納の体制とかいろいろお聞きしましたけれども、滞納の起こる要因は何と考えておられるか、町長にお聞きしたいと思います。最後です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

私も1番議員と同様に、滞納の各地区ごとの額、そしてまた項目ごとに、固定資産税もあれば今議論されています国保税もございませぬ。それぞれ出すようにということで、今、指示をしたところでもありますので、先ほどおただしのように、原因として、大もとの原因とかいろいろあるんでしょ、それが見えてくるだろうと。その原因が見えないと対策がとれませぬ。したがって、早急にこのことは検討してまいります。

私が今いろいろな現場を回って認識している原因の一つには、やはり中高年の雇用が非常に厳しい状況にある。つまり、公共土木も含めて、あるいは農業、あるいはまた林業も含めまして、中高年齢層の所得が大変落ちて、雇用機会がない、これが一つの大きな原因ではないかなというふうに思っております。ただ、これまで事業運営をした中で、先行き非常に厳しい経営に追いやられている、こういう実態もありますので、額的にはそちらの方が大きいかと思いますが、総じてやはり継続的な雇用の問題が滞納に原因している、こんなふうに考えております。

○児山寿明議長 ほかにございませぬか。

3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 議員の皆さんもきょう見てきたかなというふうに思うんですけども、2005年度の国保の医療費の総額、速報値がきょう新聞に載っていましたね。非常に伸びているというふうな状況があるわけですけども、前回、国保関係の一般質問を若干させていただいた経過があるわけですけども、今回、我が町でも基金を1億2,000万円ほど取り崩したと。残高がもう1億7,000万円ぐらいしかないということで、3年後に統一して税率を決めるというふうな方向性はあるみたいですけども、3年もつのかなというふうな心配を私はしているんです。

税の関係は、今回は所管でありますので聞いていますので聞きませぬけれども、今後の4町

村を合わせた人口動態等も資料として出ているわけですよね。65歳以上の人口動態も出ているわけですから、ここ15年の間ほとんど減らないと。その中で、国保関係の医療費の増額というのは相当見込めるんじゃないかというふうに、団塊の世代の時代になってきているわけですから、そういう人口動態から見ても非常に伸びてくるんじゃないかというふうに私は感じています、もちろん老人医療費も含めてですけども。その人口動態に見合った給付を、この資料には載っていますけれども、どの程度の給付の見込みを今から推定しているのか。その点、住民生活課か、そちらの方で多分需要額を出して、税務課が計算して税額が出てくるだろうというふうに思うんですけども、その把握が非常に大事になってくるんじゃないかなというふうに思うんです。

まとめますと、1点目は、本当に3年もつのかなと。その間に一般財源からどんどん入れるようになったんでは、これがまた一般会計の硬直化を促す原因になってくるというふうに思いますので、それが1点と、もう1点は、人口動態に合わせた医療給付、国保医療費ですね、その推定をしているのかしていないのかお伺いいたします。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 3番議員のご質問にお答えいたします。

1つは、基金が3年もつのかというおたがしでございます。3億円が、先ほどの数字でもう2分の1近く使ってしまう。あと19年度もある、20年度に統合する、それで20年度に基金充当できる残額があるのかというようなご心配だと思います。私もそういう危惧は持っております、今後いかにして20年度統合に向けて――4方式、2方式の問題もありますし、今国会、6月18日に閉会しました国会で、健保法あるいは医療法が改正されまして、高齢者医療制度が新しく創設されますよね。20年の4月からですか。それで、75歳以上の方は新しい制度に行ってくださいますよと。国保でなくて、社保の被用者保険の方も国保の方もそちらに行ってもらって、新しい制度でやりますよ、70歳以上の方はことしの10月から今まで2割だった医療費を、現役並み収入のある人は3割負担していただきましょと、そういったようなことで、国民にも痛みを負担してもらおうというようなこともございます。制度改正と合わせますと相当複雑なものですから、シミュレーションがそこまでまだ及んでおりません。

今回の予算は、昨年の当初予算に比べて104%ですか、4%の一般の方の医療費の伸び、当初予算比ですから、じゃ決算とはどうなんだと言われるとなかなか厳しいんですが、療養給付費の一般分は9億1,000万円ということで104%、それぞれ……

[「細かいことはいいです」と言う者あり]

○菊地新六住民生活課長 いいですか。そんなことで、ただ人口動態を我々も推計しながら、広報等なりありますし各種統計もありますので、今後詰めてまいりたいと思います。まだそこまでちょっと行っておりませんので、御了承願います。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 この分野に関しては、ほとんど戦略的な政策を進めていないというふうに感じてしまったわけですが、私も国保税を納めている者の一人なんですけれども、非常に心配だなというふうに思いますので、ぜひ危機感を持ってやっていただきたいというふうに思います。

先ほど出た75歳以上の新保険制度だって、市町村が多分主体になるだろうというふうな予想もあるわけですから、そうするとまたまた負担がふえてくるわけですから、我々の安心・安全といえますか、非常に身近な問題でありますので、もう一回お尋ねしたいんですけれども、これは町長にお尋ねしたいと思います。その辺の政策的なことがありましたらお願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

この医療費の増額に伴う財政負担については、今、各町村長の共通した大変重要な課題というふうに位置づけて、それぞれの広域市町村圏の中でも、個々の自治体としての取り組みはもちろんありますが、広域的な、県全体としての取り組みをしようということで認識をしたところであります。

そんな中で、南会津町としては、今後、先ほど住民課長の方からもありましたが、ご同意をいただければ町長直轄政策室の中で課横断でやろうと。その一つとして、これまで助成金あるいは補助金等で行っておりました高齢者対策あるいはまたスポーツ、健康の部門の団体の方々に参加をしていただいて、健康で長生きをするにはどうしたらいいか、生きがいつくりも含めて検討していこうと。

例えば一つの案として考えていることは、それぞれの団体の中で、現在のそれぞれの個人の医療費がどのくらいかかっているのかをまずみんなでつかんでみよう、把握してみよう。その上で、例えば平成18年度もしくは今後19年度以降についての目標をみずから立てていこうではないか。そのためには、その団体としてどういうものを行った方がいいのか。あるいは、団体と団体がつながることによって、より効果的になるのかどうなのか。ここのところを進めていきたい。

こういうことを全体的に掌握していくのは、やはり地域協議会の中で議論を起こしていき

い、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 ほかにござひませんか。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 この国保会計は、例年ですと6月議会で税率等の見直し、改定をしましてやるのが通例ですが、ことしはそうなっていない。これはどういふことなのか、改めてお伺ひします。当委員会の担当なんですけれども、時間がなくて十分な説明も聞けなかつたという状況ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういう中で、今度の所得税あるいは地方税の改定によりまして、その負担が変わつてきた。これは直接影響してくるわけなんですけれども、影響の関係について調査されると思ひますが、どんな状況になつているのかお伺ひをしたいと思ひます。

今度のやり方は、各自治体そのままという形で、前年度の率をそのまま踏襲したという形になつておりますが、その中で、いろいろ計算されたんでしょうが、国保基金からの繰り入れが1億2,400万円ですか、これを充てているということです。それを考えると、税制改正による影響というのはそんなに大きくなかつたのかなというような感じもいたしますが、いずれにしても、町長さんが先ほど調査された結果として大変重要に思つている実際の滞納の増加の問題というのが大きな問題になつていますが、これはやっぱり実態をきっちり把握するということが一番大事だと思うんです。

滞納、滞納と言ひますけれども、怠慢で滞納しているかの響きもありますけれども、所得が低くて払えないということなんです、ほとんどが。これをやっぱりどうするかということがあるわけで、国の制度そのものにも大変問題があるわけなんですけれども、余り長くしたくないので直接的に全部挙げていきますが、減免関係を自治体で当面とにかくやっつけていかなきゃならないんじゃないかということなんです、これが機能しているかどうかということ、どのぐらい申請がなされて実施されているのか、その辺の数字も把握したいと思ひます。

払えないといつても、実際にどんな状況で払えない状況になつているのかというのが非常に重要なわけなんです。だから、担当課がただ文書を流して、高利貸しのようなシミュレーションをつくつて、徴収方を督促しているようなんですけれども、そういう文書でやっつけていいのかと思ひほど、実態は大変な状態なんです。いろいろ公共事業の問題とかあるいは農業所得の問題とか全体に下がつていますが、自営業者の下がり方も、これもすばらしく大変なんです。シャッター通りと言われて、きのうもいろいろ問題になりましたけれども、本当に大変なんです。

これは、減免制度をきちつとするとかなり救われていく面があります。実態に合つたことを

やるには、やっぱり担当者が、課長を含めて、調査という意味を含めて、事実を探ることが一番大事だと思いますけれども、今どのような取り組みをされているのかお伺いしたいと思います。

これは資格証明書の問題、短期保険証の問題が絡んでまいりますが、南会津町ではどんな実態になっているのかも伺いしたいと思います。

短期あるいは資格証明の中には、考慮する問題として、特別の事情というのが大概ついてくるわけですが、特別の事情というものをどう設定するのか、理解するのかというのは非常に大きく作用する。これは、その市町村の職員の認識によって大きく違ってきてしまうんです。福祉としてとらえているのかどうなのかということが大きな問題で、その辺の教育をどうなされているのか、その基本的なとらえ方を課長から述べていただきたいと思います。

それから、先ほど1番議員から出ていたのか、ちょっと声が低くて聞き取れなかったんですが、高額医療費の受領委任払い制度でございます。これは私ども前から要求しまして、できそうなくらいになってきたかなと思ったんですが、現状はどんなふうになっているのか、そしてこれからの取り組みがどうなされるのか、お伺いをしたいと思います。

それだけお聞きします。

○児山寿明議長 税務課長。

○渡部俊夫税務課長 47番議員さんのおただしにお答え申し上げます。

まず、国保税の改正がされなかった理由はといったことが第1点目ありました。これにつきましては、先ほど申し上げましたように合併初年度ということで、その中で協定項目の地方税の取り扱いでありますように、合併後3年以内に統合するんだという税率の部分がありました。そこで、協定項目に関する調整結果の中で、新町での税率の算定については、旧町村単位での必要税額を算出のうえ旧町村単位で税率を算定し、格差是正のため基金を入れていく考えで調整するといった内容がございました。したがって、今年度につきましては、旧町村単位の税率を使用いたしまして、それでもって課税するといった内容になりました。

それから、所得税あるいは住民税の改正、昨日ですか決定をいただきましたように、住民税の改正等がございました。その中で、この国保税についても影響がございまして、当然でございまして、そこで18年度の内容を見ますと、医療一般分で税額全体で減額となってございまして、これは一つの要因としまして、固定資産税の資産税割が課税標準額で減少しております。これは3年に一度の見直しによつての減額となった内容でございまして、これらも起因しているのかなと。

それから、低所得者層の関係で、多く国保加入者がおられるといった中で軽減制度の適用者が多くなっているのかなど。これは、軽減区分の中で7割軽減、5割軽減、2割軽減といった内容でこの国保税の課税をしてございます。

さらに、被保険者数は全体では増加になりますが、この中身は、一般被保険者については減少でございます。退職医療分、この方々については非常に伸びてございます。それで、老人の方々、75歳の老人医療に移行する前の方々については、ご承知のように、制度改正によって減少傾向にあるという内容でございます。したがって、このような中から、国保税全体で18年度は下がっているような状況でございます。

それから3点目でございますが、それぞれの旧町村単位だと思っておりますが、税率はそのままにいたしました。これは、第1点目で答弁いたしましたように、そういった観点で不足する部分について基金の繰り入れをさせていただいたということで、本来ですと、住民税が増加すれば国保税も増加するといった内容になればよかったんですが、実際、今申しあげましたように減少になったために、この改正は大きな影響はありませんでした。

それから、所得が低いということでなかなか納税に大変だということで、これもいろいろ納税指導をやっていた中で、一生懸命納めようといった方も当然おられます。その中で調査している中では、いろいろな方々が当然いらっしやいまして、滞納される方につきましては、国保税だけでなく町県民税、さらには固定資産税といった形で、それぞれの税目で滞納者がそういった傾向にあるということで、なかなか国保税の方に回ってこない部分があります。

そこで、滞納に関連しましての資格証明書の関係あるいは短期交付の関係でございますが、資格証明書の発行につきましては、今のところ1件ですか、舘岩地区であったというふうに伺ってございますが、そのほか旧3町村においては資格証明書の発行はなかったように聞いてございます。

それから、保険証の短期交付ということで、1カ月あるいは2カ月、そういった滞納者に応じた内容で保険証の短期交付をしてございます。それも、納税相談をした後にそういった対応をさせていただいております。こういった実態の中で、それぞれの納税者に対しての納税相談、先ほど申しあげましたように、国保税だけじゃない者もございますので、なかなか容易でない部分がございます。こういった中で、滞納整理に当たっては計画をつくりまして、それらに基づいて実施していきたいというふうに思っておりますので、ご了承をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 いろいろ丁寧に答弁していただきましたが、議会で審議するのに、先ほども何人かの議員から話がありましたが、資料が足りません。委員会に出された資料でもまだまだ足りないんで、きょうあたり質問されている問題は、文書で資料として出してくださいと思うんです。非常に重要な問題に絡めていろいろな資料が必要になっていますので、その辺をきちっと心得てほしいと思います。

それから、この問題は国の制度が非常に影響してまして、町長の姿勢からいうと、地域の住民の声を制度に反映という姿勢をとっておられるんで大いに期待しているんですが、一遍に南会津の町長が声を上げたから変わるというわけでもないでしょうけれども、これは全国の問題でもありますので、引き続き取り組んでほしいと思います。

その間に、毎日毎日が命にかかわる問題として事が起こっていますので、これは地方自治体で基本的にやらなきゃならない問題だと思うんですけれども、結局はやれることは減免制度の問題、あるいは納税にかかわるいろいろな実態に合った納税の仕方というものが考えられるわけですが、当面はとにかくこの減免制度ですね。法定減免はなかなか動かないわけですが、申請減免の点はきちっと要綱を明確にすると。実態に合った要綱をつくって明確にすることが課せられた当面の課題だろうと思うんですけれども、この辺にぜひとも取り組んでほしいが、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、先ほど答弁漏れになっておりました高額医療費関係にかかわる受領者委任払いの問題、これはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 それでは、まず私の方からお答えをさせていただきます。その後、答弁漏れについては担当課長の方からお答えをさせていただきます。

ただいまおたがしがございましたが、基本的に私も同感でございます。現在、国の制度が、私たち地方の暮らしを続けていく者にとってはかなり厳しい内容になっていることを私も認識しております。

そんな中で、旧田島町長時代に具体的に、私も文書を出すだけではいかぬということで、職員と一緒に実態を見に、それぞれの滞納の関係者にお会いに行きました。そんな中で、いろいろ理由は出てきました。一つは、自営業も含めてですが、事業に先行き非常に厳しい状況になりました、そんなことで、実は銀行からお借りしたお金をまず返さないと、事業所もしくは自分たちの住んでいる宅地のことに影響を及ぼすので、何とかもうしばらく待ってほしいんだ、こういうご意見もございました。また一方では、先ほど申し上げたように、実はもう四、五年

働けるかなと思っていたんだけど、仕事がなくなって早期退職を迫られた、こういうこともございました。

そこで、旧田島町長時代には、何とかそういう方々に、後で申し上げた方々に仕事がないかということで、農林事務所の方と相談をしまして、約500万円の仕事を県の方と協議をして、いただきました。そんな中で、これも公には余りできませんが、それぞれの関係者に声かけをしたところ、結果的に13人の方が、もちろん短い期間であった人もおりますし、女性もおりますが、働いていただきました。それは、当然素人ですから素人のできる仕事、あるいは安全を確保できる仕事の分類はいたしましたが、いずれにいたしましても、その一時期に限って国保税が納められた、こういう経過もございます。

いずれにいたしましても、私たちはこの国保制度は共助の精神であるべきだと思っておりますので、減免の問題も含めまして、今後、地域の実情を確かめながら適時適切な対策、方法を講じてまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 税務課長。

○渡部俊夫税務課長 大変申しわけございませんでした。最後にごございました高額医療費の窓口払いの関係かと思っておりますが、これらにつきましても、制度改正によりまして、高齢者の方々に窓口償還ということで大変ご不便をかけております。しかし、制度的にそういった内容でございますので、この窓口払いにつきましても、今後とも制度的には進めていきたいと思っておりますが、これらの事務手続について、申請、そして支払いと、この内容につきましても、なるべく簡素化した中で償還払いをしていきたいというふうを考えてございます。

○児山寿明議長 47番、答弁漏れはございませんか。

47番、馬場秀男君。

〔「何回もだ」「何回もやっていない、しょうがないだろう」と言う者あり〕

○児山寿明議長 静粛に。

馬場秀男君、発言をお願いします。

○47番 馬場秀男議員 短期保険証の件数が出ていませんでしたけれども、これも資格証明書の未発行の場合にはというような形で、厚生省がかなり圧力をかけてきているようです。特別調整金にも影響しますよみたいな言い方をしているわけですが、ここらあたりも工夫しながらやらざるを得ないんだろうと思うんですが、どんなふうになっているのかお伺いをしたいと思います。

以上で終わります。

○児山寿明議長 税務課長。

○渡部俊夫税務課長 短期保険証の件数ですね、発行件数等の漏れにつきまして、大変申しわけございません。件数的に、大変申しわけございませんが、その数字をちょっと手元に持ってございません。お許しいただきたいと思います。

それから、資格証明書の発行につきましては、これの法律でございますが、発行に当たっては厳重な——それぞれの納税者との納税相談をした中での発行という形でしていきたいと考えてございますので、ご了承をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

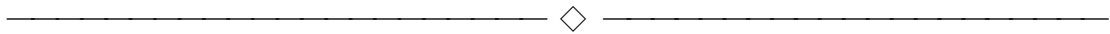
これより議案第30号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 日程第3、議案第31号 平成18年度南会津町老人保健特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより議案第31号 平成18年度南会津町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 日程第4、議案第32号 平成18年度南会津町介護保険特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 3点ばかり質問します。

所管の中では説明があったようですが、私、所管外ですのでほとんど情報が入りませんので、予算審議で質問をいたします。

介護保険が去年改正になりまして、ことしの4月も改正になりましたけれども、施設利用の食費と居住費が自己負担になったということで、新聞等の報道を見ますと、各施設に入所されている利用者の方々に昨年の10月から4月までの間に何百人か、今後の負担増による経済的理由で仕方なく退所された方がおられたようでございます。県内でも、実質的にはないようではありますが、したいというような要望のある人が数十人いるというふうな調査結果が出ておりますけれども、当管内ではそういった経済的負担による退所者はなかったのか、その点を把握しているかお伺いしたいということでもあります。

老健施設の方が多分大変だろうなというふうに思いますけれども、その辺のところも情報をお聞きしたいということが1点目。

それから、全般の介護保険法の改正の中で、もちろん基本理念は自立支援の強化と具体化ということであるわけでありますが、先般の改正では、長く言われてきた高齢者の尊厳の保持ということが法律の中に明文化されたわけです。多分、入所者とか在宅の高齢者の方の虐待とか、そういった事情があったからだろうというふうに思うんですけども、それは前から言われていることなんですけれども、全般の改正の中で初めて尊厳の保持ということを明文化されたということで、その辺の当町の指導等は、そういったことが入りましたよということで、こういうふうにしなさいとかいうふうな指導を関係機関の方にされているのかされていないのか、これが2点目。

3点目、これは一般会計のも若干入ってしまして、どっちに聞こうかなということでご相談したら、特別会計の方がいいだろうということで質問いたしますけれども、今回、地域包括支援センターというものが庁舎内にできまして、3人体制で今やられているということで、3人でできるのかなというのが当初の私の感想だったわけなんですけれども、今3人のうち1人は男性の方で、ほかの2名でほとんど当たっているという形になるだろうけれども、1人が持つサービス対象者の人数というのは、多分100人を超すというふうに私は思っています。

その中で、大変な苦勞があるのではないかとこのように思っていて、包括支援センターに配属された方々の仕事は、もちろん、予防介護を引き受けるということだろうと思います。ケアプランの作成とかそういったことがメインだろうというふうに思うんですけども、その中で、先ほど出た高齢者の尊厳の保持とかそういうことも中に入っているわけですよ。そういったことまで仕事が回らないというふうな事情があるというふうに聞いていまして、例えばサービス需要者の人数を把握するとか、どういったサービスかを把握するとか、そういったことが非常に大事になってくるケアプランの作成の場所なので、その把握すらまだ多分できていないというふうに思うんです。ですから、地域支援センターの中身に関して、補強等を考えているのかお聞かせください。

この3点をお伺いします。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

3点ございましたが、まず1点目は、昨年10月に制度改正がありまして、それぞれ施設に入っている方の居住費、それから食費が原則自己負担ということになりまして、確かに入っている方の負担はふえているわけですが、低所得者に対しまして、それぞれ食費、居住費についての負担限度額ということも設けられておりまして、100%自己負担という形にはな

ってございません。

それで、1点目の質問の中で、そういった部分で、当管内で施設を経済的な理由で退去した方がいるのかどうなのかというおただしでありましたが、現段階では、担当のケアマネを含めまして、報告は現実には受けておりません。

それで、老人保健施設につきましては、特老と違いまして確かに負担金が高いということでございますが、昨年10月の制度改正とはまた別にやはり経済的な理由で、当然、老人保健施設ですから長期にいる施設ではございませんけれども、在宅に戻られた方が何人かはいらっしゃるという話は聞いております。

それから、2点目の尊厳の保持ということでございますが、これは議員のおただしのとおりでございまして、今回創設されました地域包括支援センターの方でこれらの業務、それから高齢者の権利擁護という部分について担っていくということでございまして、先週も実は高齢者の虐待の関係の県の会議等がございまして、それらの指導を受けながら、在宅はもちろんのこと、各施設の方にもそれらの周知を図りながら、高齢者の尊厳の保持に向けて、法が予定している部分については最大限の力を発揮していきたいと、こんなふうに思っております。

それから、3点目の地域包括支援センターでございますが、3人で4月からスタートしました。職種としましては、保健師が1名、それから社会福祉士に準ずる経験を持つ者、さらには主任のケアマネージャーということで、3人体制でスタートいたしました。

それで、主な内容につきましては、今回の制度改正に伴いまして、要支援の方に対する介護予防のケアプランを主に担っていくということでございますが、今までも居宅介護支援事業者としてそれぞれケアプランの作成に当たってきております。ただ、地域包括支援センターでは、今後は要支援の方のケアプランを作成するという区別はされましたが、居宅介護支援事業所から引き継いでケアプランを作成する方もおります。

したがいまして、100人以上になって大変だろうというようなお話もございますが、確かに業務的には、南会津町管内はかなり広くなりましたので各地域に足を運びながら、それぞれ高齢者の方の対応に当たっておりますので、大変な部分はございますが、少なくとも在宅介護支援センターの方に1人当たり8名ほどのケアプランの作成が委託できるというようなことにもなっておりますので、各地域の在宅介護支援センターと連携を図りながら、地域包括支援センターの方の職員に過重な負担がならないようにバランスをとりながら、それぞれ対応してまいりたい、こんなふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより議案第32号 平成18年度南会津町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 日程第5、議案第33号 平成18年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより議案第33号 平成18年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 日程第6、議案第34号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより議案第34号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 日程第7、議案第35号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 また簡単でございますが、質問を1点させていただきます。

簡易水道ですが、水道料の滞納者は何人で、その額は幾らかということでございまして、滞納整理に関しては、先ほどいろいろほかの議員さんの質問に対しての答弁で聞いておりますが、決して水をとめることがないような方法でお願いしたいと思います。その方策について、先ほども聞きましたが……

○児山寿明議長 発言者に申し上げます。もう少しわかりやすくといいますか、聞いている方がちょっとわかりませんので、マイクに近づけてお願いいたします。

○23番 平野昌盛議員 もう一回申し上げます。

水道料の滞納者は何人で、その額は幾らか。そして、滞納整理をされる場合は、とにかく法的に差し押さえるとか水をとめるとかそういうことのないよう、いろいろ方策を、前の議員の方も国保料とかそういった徴収関係でいろいろ聞いておりますが、この簡易水道についても同じようにされるとと思いますが、その辺を伺いたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 答えいたします。

水道使用料に関して、何人の滞納者か、それで幾らかというおただしでございます。

南会津町の滞納額といたしまして、1,686万2,764円というふうになってございます。ただ、私が今把握している数字は旧地区からの集計でございますので、ただいま精査中でございますので、若干のミスがあればお許しいただきたいと思っております。

人数でございますが、手持ちの数字の部分で件数のみという部分、月数ですか、そういう部分での把握はしてございます。まことに申しわけございませんが、システム上、月数でやれば一発で出てくるというようなシステムに今なっておりますので、その件で申し上げます。7,837件というふうになってございます。

あと、整理する部分について、水道をとめるのかというような部分のお話がございました。水道の部分については、おただしのおり、取水栓をとめるというふうな行為も行うのは実態でございます。ただ、納入する方とさまざまな部門において話し合いをした結果としてそのような行為をするというふうになってございます。

ですから、納税をする部分については、今ほどうる町長さんの方からもお話がございましたが、どうしても収入がなくてというふうな部分の方もございます。ただ、その中に、言葉的には、あっても支払いをする意欲がないという方については、やはり何度か訪問をした中で厳しくといいますか、お話し合いを延々と続けながら取水栓の方に行かざるを得ないというケース

もあります。

そのようなことを含めながら、滞納整理をしていきたいというふうに考えてございます。ただ、これは、先ほどの質問の中でも整理の仕方がさまざま出ましたので、そういう部分で今後総合的にやっていけるというふうに思っております。

以上でございます。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 もう1点だけ。

水道をとめられた方々は、水はどのような水を使っているか、それだけお伺いします。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 取水栓をとめたという部分では、今まで1カ月、2カ月の料金を支払うということがあれば開栓をいたします。ただ、先ほども申し上げましたが、1カ月、2カ月の納税、少量の納付をして、またという部分もございまして。ですから、その繰り返しというような傾向もそういう方にはあります。ですが、件数はそれほど多くございません。

以上でございます。

○児山寿明議長 とめられた人がどのような水を使っているか。

○児山忠男環境水道課長 失礼しました。とめられた方の水をどの辺に求めるのかは、調べてございませんので、申しわけございません。

○児山寿明議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより議案第35号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 日程第8、議案第36号 平成18年度南会津町水道事業会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 これも簡単でございます。一般会計で質問しようと思ったんですが、回数制限されましたので。

一般会計からの繰出金の関係なんですけど、2,054万円が出ているんですけど、それに対応する水道会計の金額はどれかというような意味で聞きましたんですけど、私が教えていただいた分については、説明書の2ページの節の欄ですね、その他雑収益ということで、説明の欄、ダム関連云々、高野等云々、区画整理事業、それから国道289号の関連補償金と、それから10ページの高野簡水施設云々の金額を合わせると2,054万円になるというような説明を受けたんですけど、それでよろしいでしょうか。まず伺います。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 過日、私が報告いたしました部分について今ちょっと計算をしてみましたけど、おただしされました2,054万円という数字との比較という部分では説明となっておりません。私、多分そのときに1,144万円という部分の繰入先というふうに勘違いをしたのかなというふうに、今計算をしましたら思っております。

なので、もう一度、申し分けございませんが、予算概要にございます上水道の1ページの右から手前ですが、2,054万円に係る分の繰り出し先を説明書で申し上げます。

水道事業会計予算説明書の1ページをお開きください。

予算説明書の1ページ目ではありますが、中ほど、雑収益410万円が繰り出し先というふうになってございます。これは、消火栓の新設、移設、修理費の合計が410万円というふうになってございます。

その次に、2ページ目でございますが、節で、その他雑収益というふうになってございます。その中のダム関連利子繰入金783万7,000円、その下段にございます高野移管利子繰入金87万8,000円、区画整理事業繰入金500万円、それに加えて、10ページの一番下段にございま

す他会計補助金272万5,000円を足しますと、2,054万円というふうになります。

以上でよろしいでしょうか。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 よくわかりました。私は、一般会計の方で、当初予算の概要の数字で上水道2,054万円と申し上げて説明を求めたわけだったんですが、今の説明でわかりました。

それから、水道会計の方の説明書の10ページなんですけど、款、項、目、節、これは補助金でなくて繰入金にはならないでしょうか。いろいろ決まりがあるかと思いますが、わかりやすくできるように後ほど検討を願いたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 今ほどの説明書でございますが、本来であれば予算書の審議というふうになってございます。ただ、予算書の中を見ていただくとおり、企業会計上、さまざまな数字が合致しない数字になってございます。一般会計予算とか特別会計の予算の手法とかそういうことから、説明書ということで、一般会計の予算に合わせるよう努力した数字でございますので、これをまた繰入金というふうな部分にしてしまいますと、また中間にもう一つの説明書というふうなことになるのかなと今現在思っております。

ですので、説明書も、旧田島町から引き継いでおるんですが、まだ浅い状況にございますので、今後の検証課題にしていただければというふうに思っております。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

43番、村井民重君。

○43番 村井民重議員 43番、村井です。

私の発言は、一般会計、特別会計が可決されてきたわけでございますが、予算関連がこの時点で終了いたしますので、大変失礼とは存じますが、この水道関係の質問ではございませんが、各課相当の事業が随分上がっております。私は、常日ごろこの豪雪地帯、まして西部地区は冬場になると仕事等々が非常に困難を来すわけでございます。その中で仕事をすると、本当に立派な仕事できません。

それで、各工事の発注時期についてどのように判断されておられるかお聞きしたいのであります。それについては、湯田町長は選挙戦の中で、こういう豪雪地帯は仕事がよくできるうちに早くやるんだと、それは努力次第でできるというようなお話も聞いております。その点で町長さんに、その発注時期云々についてお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

一般会計予算、それから特別会計予算、それぞれハード事業を盛りだくさんに組み込んでおりますが、おただしのように一日も早くその発注をしたい、このように考えております。

しかしながら、今回については3月で、当初予算のいわゆる投資的な経費は必要最小限のものということでしか組めなかったんですが、今回の議会でご決定をいただければ、直ちに発注に回したいと思っております。

ただ通常、合併にかかわらない通常ベースで考えますと、県の方には、私のところはどんなに雪が多く降っても4月になると雪が消えます、したがって手続上、発注月が5月の末になるということは私どもとしては納得いかない、そういう意見を申し上げまして、土木部の方では、それでは国関係と県関係とがございまして整理をしながら、県関係独自で判断できるものについては4月の中旬ごろには発注できるような態勢で何とか努力をしていきたい、こんなふうにご回答をいただいております。

農林水産関係についてはまだそこまではいっておりませんので、つい最近、出県した際にも農林水産部長にお会いをしてまいりました。今後、ただ言葉として終わらせないで、実態のあるそういうものに成果をつくり上げていきたいと思っております。

もう一方、国の方に働きかけをぜひ町村会の方でもお願いをしたいと考えておりますが、それは年度の問題であります。いわゆる繰越事業として、絶えずこの豪雪地帯では手続をとらなければなりません。この豪雪地帯における公共事業のあり方、これは根本的に年度の問題とも大きく関係しますので、現在、それぞれ関係者にお願いをしてまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 43番、村井民重君。

○43番 村井民重議員 暫定予算、当初予算等々でご苦労なされていることはわかりますが、国・県の絡みがございまして思うようにはまいらぬと思っておりますが、懸命なるご努力をお願いしたいと思います。

もう一点、これは議長さんに対するお願いでございますが、きのうから予算審議の中でずっと聞いてまいりましたが、私は、こういった予算審議をしたことがないので、非常に戸惑いを感じたわけでございます。当然、常任委員会の中では所管の各課からはご説明を受けておりますが、ほかの問題については一切説明は受けていないわけです。提案されるごとに質問という

ことになりますと、私の能力不足でございます関係もありましようが、なかなかわかりにくい。

それともう一点、きのうの指定管理者云々、また過疎地域自立促進計画のところにおいては、当局と議員の中の議論がなされていない、しっかりっていない。指定管理者制度云々が出たときに、きのうの問題は論じるべきではなかったか。それから、過疎地域自立促進計画の中においては、当局の説明も数字を出せないの一点張りで、その辺の兼ね合いが、発言者と当局の説明に非常に食い違いがあった。そういった観点から、とにかく次期の定例会においては、常任委員会の中でも結構ですし全員協議会の中でも結構ですが、せめて議案の内容ぐらひは説明していただければ大変ありがたいなど、こう感じるわけでございます。

とにかく、予算・決算についてはそのことを履行していただくよう議員各位にご相談、また議会運営委員会においてお取り計らいをお願いいたしたいと思ひます。

以上です。

○児山寿明議長 ただいまは、議長に対する考え方、議場の運び方だと思ひますが、皆さんと語り合つて、よりよい開かれた議会に努めるようにしたいと思ひます。ご了解をお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより議案第36号 平成18年度南会津町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。



◎農業委員会委員の推薦について

○児山寿明議長 次に、日程第9、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本委員の推薦に当たりましては、本定例会初日の議員全員協議会において、推選する委員の数は4名とし、旧4町村で各1名を人選し、議長が指名することになっております。

お諮りいたします。

推薦者につきましては議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長　ここで、指名する方々の一覧表を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔一覧表配付〕

○児山寿明議長　配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長　それでは、農業委員会委員に旧田島町、皆川昇藏氏、旧館岩村、芳賀芳一氏、旧伊南村、星祥信氏、旧南郷村、渡部忠雄氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました4名の方を議会推薦の農業委員と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長　異議なしと認めます。

よって、議会推選の農業委員は、ただいま指名しました4名の方を推薦することに決定しました。



◎平成18年請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○児山寿明議長　次に、常任委員会に付託してあります請願について、本定例会の会期中に結論の出ました請願の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

日程第10、平成18年請願第1号　出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出の請願についてを議題といたします。

総務委員会に付託しておりますので、総務委員長の報告を求めます。

17番、湯田賢太郎君。

○17番　湯田賢太郎議員　総務委員長を仰せつかっております湯田賢太郎です。どうぞよろ

しくお願いいたします。

総務委員会に付託されました平成18年請願第1号、件名は、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出の請願についてであります。

請願者は、南会津町田島字後原甲3531-1、南会津地区労働福祉協議会会長、渡部誠氏並びに南会津町田島字後原甲3531-1、南会津地区連合会議長、同じく渡部誠氏でございます。

紹介議員は、星光久議員でございます。

総務委員会では、6月16日にこの請願について審議をいたしました。そこで、我が国の景気状況は徐々に上向いているとはいえ、一方においては、所得や雇用の面で依然として厳しい生活環境にさらされている人も多く、借金苦による8,000人以上もの自殺者を出している現状を見ると、ゆゆしき状態であります。

一方では、郵便物やテレビ宣伝等では、安易にというか容易に貸し出しをあおりながら、上限金利いっぱいの厳しい取り立てを行いながら、さらには、貸金業者は所得番付等、常習的に上位にランクされている現状を見ると、ここに出された利息制限法第1条の制限金利、つまり15%から20%まで引き下げることや、あるいはみなし弁済の規定を撤廃すること等、この請願を我々総務委員会では全会一致で採択といたしました。

どうか総務委員会の意向を尊重していただき、今議会での採択をご決定くださいますようお願いして、ご報告といたします。

○児山寿明議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決いたします。

平成18年請願第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出の請願については採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、平成18年請願第1号は委員長報告のとおり決しました。

◇

◎平成18年請願第2号及び平成18年請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第11、平成18年請願第2号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題を解決するための意見書提出を求める請願、日程第12、平成18年請願第3号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める請願を一括して議題といたします。

文教厚生委員会に付託しておりますので、文教厚生委員長の報告を求めます。

28番、渡部昌仲君。

○28番 渡部昌仲議員 このたび文教委員長に就任いたしました渡部昌仲と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

ただいま議題となりました請願2件につきまして、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成18年請願第2号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題を解決するための意見書提出を求める請願及び平成18年請願第3号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める請願につきましては、平成18年6月13日付で、平成18年請願第2号は福島市渡利字天神37-5、福島社会保障推進協議会事務局長鈴木隆夫さんより請願されたもので、平成18年請願第3号につきましては福島県医療労働組合連合会執行委員長斎藤富春さんより請願されたもので、平成18年第1回定例会において本委員会に付託されたものであります。

本委員会では、6月16日、6月20日の2回にわたり慎重に審査をいたしました。その審査の経過と結果についてご報告いたします。

初めに、平成18年度請願第2号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題を解決するための意見書提出を求める請願についてであります。障害者自立支援法が4月1日施行されましたが、障害者自身の負担が応能負担から応益負担になり原則1割負担になったこと、また、小規模作業所は4月には小規模作業所国庫負担補助金1カ所当たり80万円から110万円の年額が廃止となり運営が苦しくなっていること、サービス提供主体がすべて市町村に移行したことが精神障害に関する施設運営について全く新しい事業になることや、関係条例などを整備するに

も体制や時間的困難があること、以上、これらの問題点を受けた本委員会としては、障害者自立支援法の問題点を解決するため、全会一致で採決と決しました。

次に、請願第3号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める請願についてであります。高齢化社会を迎え、医療・介護・福祉の充実が国民共通の切実な願いです。しかし、入院日数の短縮や医療・介護内容の高度化などによって、現場はかつてなく過密労働になっています。人手不足のもとで医療事故の続発に象徴されますように、患者、利用者の命と安全も脅かされています。安全・安心で行き届いた医療・看護を実現するため、本委員会としては、請願の趣旨そのものには賛成であるという立場から、請願第3号については全会一致で採決と決しました。

以上が本委員会に付託されました請願2件についての審査の結果と経過であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○児山寿明議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決いたします。

平成18年請願第2号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題を解決するための意見書提出を求める請願は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、平成18年請願第2号は委員長報告のとおり決しました。

次に、平成18年請願第3号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める請願は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、平成18年請願第3号は委員長報告のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時02分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

○児山寿明議長 ここで、住民生活課長より発言したい旨の申し出がなされておりますので、これを許可します。

住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 午前の23番議員のご質問に一部、調査の上でないといふ即答できない面がございましたので、2点ほどご説明させていただきます。

1つは、今ほど皆様に配付になったと思いますが、平成18年度の国保運協、広域代表、被保険者代表、保険医代表、薬剤師代表という12名の方の名簿でございます。個人情報部分は割愛させていただきますので、ご了承いただきたいと思ひます。

2点目は、人工透析の国保の当町における人数は幾らか、そしてその医療費はどのくらいかというおただしであったと思ひます。国保連合会に午前中から照会いたしまして調べました結果、国保、老保、社保、トータルで申し上げましてよろしいですか。国保のみでよろしいですか。

〔発言する者あり〕

○菊地新六住民生活課長 では、国保のみ申し上げます。国保で12名です。

それで、いわゆる特定疾病ということになりますと本人負担は1万円、残りは国保で支払うということで、医療費は病状によって大分差があると。通常の人でと言うとおかしいんですが、月額で50万円から100万円、あるいは重病な人は100万を超える人もあるというようなお話で、なかなか個人ごとの把握は……

〔発言する者あり〕

○菊地新六住民生活課長 ですから、12人掛ける、中ほどの例えば80万円で推計していただければ、1億1,520万円とかそういった数字になると思ひます。月額ですので、掛ける12で。

以上でございます。

○児山寿明議長 以上が、住民生活課長の先ほどの質問に対する答弁でございます。ご了承願います。



◎日程の追加

○児山寿明議長 先ほど、町長提出議案3件、議員提出議案5件、議員派遣の件並びに各常任委員長から所管事務、議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し順次議題とすることに決しました。



◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○児山寿明議長 追加日程第1、議案第39号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案については、馬場清雄君の一身上に係る事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、馬場清雄君の退席を求めます。

〔馬場清雄君退席〕

○児山寿明議長 局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○児山寿明議長 提出者の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 本定例会に追加提出をさせていただきます議案についてご説明を申し上げます。

す。

議案第39号 監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

本案は、空席となっておりました議員選出の監査委員につきまして、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものであります。この件につきましては、さきに議決をいただきました監査委員が田島地域出身者であることにかんがみ、議員選出監査委員については、田島地域以外で4期以上の議員ということを条件に人選を熟慮した結果、追加の提案となりました。

今回ご提案申し上げます馬場清雄氏は、昭和63年に旧南郷村議会議員となられて以来、5期18年にわたり在職され、その間、旧南郷村議会議長などの要職を歴任されてこられました。その人物識見ともにすぐれた同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

どうぞよろしくご審議をいただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○児山寿明議長 お諮りいたします。

本案は人事に係る案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○児山寿明議長 起立全員です。

よって、議案第39号 監査委員の選任については同意することに決しました。

ここで、馬場清雄君の着席を求めます。

〔馬場清雄君着席〕

○児山寿明議長 それでは、ただいま同意されました馬場清雄君が議場におられますので、ごあいさつをお願いいたします。

馬場清雄君。

○37番 馬場清雄議員 一言ごあいさつ申し上げます。

旧南郷村の議会では、監査委員選任についてはあいさつはありませんでしたので、今あいさつをしるということでありまして、大変戸惑っております。

私は、もとより監査については素人であります。ですから、勉強をしながらこの任に当たっていきたいというふうに考えております。厳正な監査はもちろんでありますが、最も大切なことは、南会津町の行財政の改革・改善、さらには適正化、そして町民福祉の向上に監査を通して少しでも寄与できれば幸いであろうというふうに考えて、お引き受けをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）



◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○児山寿明議長 追加日程第2、議案第40号 南会津町課設置条例の一部改正する条例を議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○児山寿明議長 提出者の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第40号 南会津町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、本町における各種行政課題に柔軟かつ機敏に対応するため、従来の枠組みにとらわれることなく、各課横断的な取り組みが可能となる町長直轄の政策室が必要であるとの考えから、その位置づけをどのようにするか熟慮を重ねてまいりました。その結果、追加での提案となりました。直轄政策室として新たに設置するための条例改正案をご提案申し上げます。

どうぞよろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○児山寿明議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 1つお伺いします。

極端に言えば市長室みたいな感じもするんですが、その課の室は町長室の中にあるのか、どの辺にあるのか。もしよかったら説明してください。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

ただいまの質問はいわゆる場所の問題でしょうか。場所の問題は、今のところ町長室の中に置くのではなくて、総務課、企画観光課、これらの調整をいたしましてその間の部分に配置をしたいと、このように考えておりますが、これについては、今回ご同意いただいた後、職員の数等の配慮をしながら場所を決めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 何点か質問いたしますが、まず最初は、課長が新しくできるわけにありますけれども、私、一般質問の中でも聞いたんですけれども、一般行政職が1級から8級までありますね。あの中で、課長は3つのランクがあるわけですね。普通の課長と困難な業務を処理する課長と、あとは8級課長ですね。そのどのランクに属する課長かというのがまず第1点であります。

それから2つ目は、内部登用で行うのかどうか。内部登用で行えば人事異動が発生するということですので、その点どんなふうになるのか。外部もあり得るわけですが、その点どうなのか。

それから3つ目は、今まで町長を助ける、文字のごとで、助役に町長がいないときには話をしたり、いろいろ町長を助けてきたんですが、今度は助役との関連でちょっとダブるといいますか、その辺、ダブらないようにどんなふうな整理をしていくのか、なかなか難しいなと思うものですから、その点が3つ目です。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

課長の位置づけについては後から助役に答弁をさせていただきますが、内部登用か外部登用かというおただしであります。今、合併して間もない状態です。そしてさらには、今回の合併に伴う人事異動につきましても、それぞれの旧町村の村長さんたちといろいろと調整をしたわけですが、35%の補充率という一応の原則に従ってこの体制をつくりましたので、今回につきましては、35%の補充率を超える職員の配置は考えないということですので、内部登用の線で今考えております。

それから、助役さんとの調整のことでございますが、一般会計予算等の審議の中でも、あるいはまた一般質問の中でお話をさせていただきましたが、これから自治体として抱える問題は、特に地方財政、交付税の問題も含めまして大変厳しい運用が求められています。しかし、その中でも数々の政策を講じていかないと、不平等あるいは将来の、親から子、子から孫へと

つながる地域づくりができない、こういう問題をここで専門的に、政策的に業務を執行してもらおうということでございますので、助役との業務のダブリというのはございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

課長の格付のお話でございましたが、人選については、条例決定後に町長及び収入役と三役で検討することになってございまして、まだ何級というのは決定してございません。

また、助役とこの室長との関係でございしますが、あくまで課設置条例に基づく室長ですので、一般職員でございします。私、助役は特別職でございまして、私に求められる職務は、町長を補佐し、一般職員を指揮監督するということでございしますので、おのずとその役割に違いがあり、町長が申しましたように、直轄政策室長には事務分掌に基づく業務を処理していただくこととなりますので、追加して答弁いたしました。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 それでは、助役あるいは町長と政策についていろいろなバッティングがないように、スムーズにいくようによろしくお願ひしたいと思えます。

それからいま一つは、きのう、おとといの一般質問の中でだれかが質問したように思えますが、ちょっと確認の意味でなんですが、ほかの町村ではそういう例があったんではしたか、なかったんではしたか、あったとすればどこがあるのか伺います。なければ、ないで結構です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

私がすべてを調べたかという、そうではありません。ただ、町村会のいろいろな方々に聞いた結果では、ほかにはないと。このように町村ではないと、こういうふうにお聞きをしております。

○児山寿明議長 ほかにございせんか。

11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 町長にお尋ねをいたしますが、これは例えば総務課と直轄の関係とか、これから検討されるんでありましようが、実際に室員の数は、この間3人と聞いたように記憶するんですが、おおよそ何名なのか。あるいは、私が一般質問で申し上げました地域支援総合センターなどはこの政策室でやられるのかどうか。お願ひいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

たしか、この人数については数名という答弁をさせてもらっていたと思います。それで、この直轄の政策室では、何度も申し上げていますように、新しい政策の展開のためのものです。先ほど業務の分担についても申し上げましたので、その中に、地域支援センターの項目も当然業務として入ってまいります。

以上でございます。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 よくわかりました。あわせて、団塊の世代の誘客あるいは定住とかそういう分野、あるいは森林セラピーなどの分野もぜひ担当していただいて、専門的な検討を願いたいと思っております。

あわせて、ここの室員になられる方は、南会津町地域の全体を見て回っていただいて、そしてどこにどういう施設がある、こんなような奥にもこんな部落がある、こんな集落があるというような視察をしていただいて、町長はさきの選挙でくまなく回っておられますからよくおわかりでしょうから、職員も全部をくまなく見ていただいて、南会津町の実態を捉えて業務に当たってほしいと思います。できれば、本町職員全体が日程で班を分けて全域を見てほしいなど私は思っておりますが、せめてこの政策室を担当される方ぐらいはすべて隅々まで実態を調査して、南会津町を理解していただいて担当していただきたいと思いますので、強いお願いをいたします。答弁をお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

この任に当たる職員については、ただいまおただしのおり、地域の実態を十分に把握していないと、その業務が遂行できません。したがって、ただいまおただしのありましたことは最大限に努力してまいります。ただ、いかんせん、それぞれの事情もありまして、例えばどのくらいの時間で回れるかという問題は私どもにご一任をいただいて、その後、今回の室の職員のみならず、職員の実態調査については、前回8番議員の方からもおただしがございましたが、管内研修、こういうことも含めてこの政策室で検討してまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 先ほど大竹議員の質問で、他の町村に例がないというような町長のお話でしたので、多分、報道機関、マスコミが報道してくれると思います。他に先駆けたこう

いう珍しい行政はマスコミがほうっておかないと思いますから、それを利用されまして、南会津町はこんなところか、南会津町を見てみたい、行ってみたい、そこに住んでみたいというような方向でこれが展開されるよう切に希望いたします。お願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

そのように心がけたいと思います。その中で、前日も申し上げましたが、それぞれの地区に地域協議会が設置されております。この地域協議会を核として、個々の連携を大変強く持って、そしてその中で地に足のついた、そういう政策展開にしていきたい。その結果、マスコミが来ることになるんだろうと思いますが、決して浮き足立ってはいけない、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 非常に期待するものですが、町長選挙で当選以来、いろいろ各場所で町長の町に対する思いを聞いてまいりましたが、恐らくそれを具体的に実現する方策としてこういうものを新しく設置するんだと思います。ぜひ期待するわけですが、若干不明な点をお聞きしたいと思います。

例えば人数は先ほど数名ということで、そして係は置くんですか。あるいは規則を改正して、ただの課長じゃなくて室長というわけですか。そういう規則の改正を含めて、室長という名前になるのか、係は何か置くのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、合併絡みのこともあるということなんで、設置期間というものはどういうふうに考えているのか。もしも期間というものがあるんでしたら、いつまでとかという部分をお願いします。

もう一点は、当然ここでやる行政施策の中には予算を伴うものが出てくると思います。今まで予算に関しては、建設計画の中で地域別事業とか多分上がっています。結構、目いっぱい上がっていると思います。そうすると、予算の分捕り合戦じゃありませんが、ここで新たに実行される新しい施策の予算との兼ね合いで、合併協定で示された建設計画がおろそかにならないかという心配もあるわけなんで、その辺の整合性をどういうふうにお考えか。

以上、3点お願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

初めに、係制を置くのかというおただしであります。先ほど数名と申し上げました。基本的に、室の中に係を置く考えは今のところ持っておりません。現在ではそういう考えでおります。

それから設置期間であります。これについては、所期の目的が達成されるかどうかということが大きな判断になると思います。現在のところ、できるだけ早くにいろいろ議員の皆さんや地域協議会の方でご意見をいただいたことが実行できる、そんな気持ちでおりますが、今のところ、設置期間については未定でございます。

それから、予算の伴うものということになりまして、協定との整合性についておただしがございましたが、確かに協定についてはしっかりと注視をしていくべきだろうと、こういうふうになっております。しかし、一方で考えなくてはならないのは、協定を結んだときの国・県の政策展開あるいは助成、制度改正、これらと十分にかみ合うものかどうか。今後、国・県の改正等の変化あるいはまた新しい制度が制定される、こういうものを見ながら、そこで修正が加わる場合もあるだろう。その場合に、当然、地域協議会の中でご議論いただいて決定をしていくということになりますので、大幅な変更はないにしても、その政策室の政策方針に従って修正が加わるということはあると思います。当然、議会の同意も必要となってくると思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 後半の合併協定書との関連ですが、協定書が結ばれた時点と、これから流れるだろう時間的経過の中身は、そのときの合意事項と食い違う面あるいは社会情勢に合わない面が出てくるでしょうから、当然変わるべきものは変わるとは思いますし、その場合はぜひ議会なり地域協議会に手順を踏んで、それなりの住民説明を行ってやっていただくよう、そしてこの直轄政策室の当初の目的が十分達せられるよう、新しい施策に期待します。

以上です。終わります。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 ちょっとお聞きしたいと思いますが、新しい室を設けるということなんで、組織図をつくった場合、同系列のところになるのかワンクッション上の方に行くのか、どういうふうになるのかというのが一つと、それから、今、町長が考えている特命事項、1つは地域支援センターというのがわかったんですけども、そのほかどういうものをお考えになるのか。それから、その中に行政改革のようなそういう担当みたいなものをお考えになっ

ているかどうか。

この3点をお伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

格付ですが、同列ではなくて別ということ考えております。

それから特命事項ですが、これにつきましては、昨日も申し上げましたけれども、雇用の問題、それから医療の問題は課を超えて取り組まないとなかなか成果が見えないので、こういった事項についても、近々の問題としてここでいろいろなプロジェクト等々を立ち上げながら、政策の素案づくりをしていくということになるかと思えます。

また、行政改革担当については、現在、総務課の中に設置しておりますので、そこで業務の遂行をしてもらう。当面はそうなると思えますので、よろしくお願ひいたします。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 町長の答弁につけ加えてお答えさせていただきます。

組織の関係でございますが、町長部局に置く室でございますので、町長から直線で助役に来て、その助役からの線が結局、枝分かれして総務課から企画観光課、税務課とこうなるわけですが、その並びの中の一番上に直轄政策室を置きますけれども、線が助役から各課に行く枝分かれする前のところで直轄政策室の方に1本入りまして、並びとしましては通常の課と一緒にございますが、先日の答弁で上位に置くという意味は、その線が上部から出る意味ということでご理解いただきたいと存じます。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより議案第40号 南会津町課設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○児山寿明議長 追加日程第3、議案第41号 土地取得についてを議題といたします。
局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○児山寿明議長 提出者の説明を求めます。
町長。

○湯田芳博町長 議案第41号 土地取得についてご説明を申し上げます。

本案は、館岩小学校及び上郷小学校の統合に伴う館岩統合小学校建設用地ほか関連事業に供する土地の取得について、南会津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、この件につきましては、譲渡所得の課税の特例を受けるため、土地収用法に該当する旨、田島税務署との協議に時間を要し、追加提案となりましたことを申し添えます。

追加提案の理由をご説明申し上げましたが、どうぞよろしくご審議を賜りましてご決定くださいますようお願い申し上げます。

○児山寿明議長 直ちに質疑に入ります。
質疑ございませんか。

10番、星光久君。

○10番 星光久議員 2点ほど心配というか、一般質問でもかかわりがあったものですから、土地の問題で契約者が5名ほどいるということで、中身について不履行になんてならないように、そこが心配なんです、荒海中学校みたいな形で、そういう経過もあるものですから、そこは大丈夫なのか。

それと、坪幾らなのか。単純に計算すると普通の人にはわかるんだろうけれども、ちょっとわからないものですから、坪幾らぐらいするんですか。その辺をお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げます。

まず第1点目の土地の同意が確実に得られているのかということでございますが、旧館岩村

において、既に内定を得ております。この議案を提出するに当たりまして再度契約に何うという
ことで、それぞれ戸別に当たりまして同意を得ているものでありまして、決して不履行にな
るというものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

それから、2点目の坪単価というお話でございますが、平米当たり5,000円でございます。
坪にしますと1万6,500円になりますでしょうか。

以上でございます。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星 光久議員 取得価格が3,302万円なんです、ここの中に消費税というかそう
いう形で、総額かそれとも元金か、消費税が入ると百何十万多くなると思うんですが、そうい
うことをお願いします。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 当然、総額でございます。

○児山寿明議長 ほかに。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 この館岩小学校につきましては、いろいろ問題があるんじゃないか
などという質問があったわけですが、当時の建設委員長の説明もありまして、問題がないとい
うのはわかっておりますが、ただ、タイミングが悪かったというふうに思っております。

それはいいんですけれども、この説明の中に関連事業とありますが、これは恐らく教員住宅
かなと思うんですが、7戸ほどあったものを壊すような話も先ほどありましたので、そうかと
思いますけれども、それについては何戸くらい予定しているのか。これが第1点であります。

それから2つ目は、今度統合するわけで、生徒数も20年ころだと99人ですか、そういう資
料がありますけれども、平成23年で94人というふうな生徒数が見込まれると。そうすると、
今現在、西部地区にはありませんが、学童保育ですね。小学生を授業が終わった後、夕方まで
見る施設であって、田島小学校と今度荒海小学校にできて、親御さんから少子化対策の大きな
役割ということで喜ばれておりますが、それをつくるような考えですね、そういう予定はこの
中には入っているのかどうか。入っていなければ、ぜひ入れてほしいなと思っておりますが、
いかがでしょうか。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げます。

教員住宅につきましては、7棟の解体を予定しております。解体につきましては、解体の場

所に新しい校舎がかかるということでございます。それから、関連事業でございますが、今回の校舎の建築以外に屋内運動場、これは従来の敷地でございますが、その他プール等がございますので、そういう意味で関連事業という扱いにしております。

それから、2点目の学童保育の関係でございますが、合併前に、それぞれの学校に学童保育の希望があるかどうかという、それぞれの家庭における調査をしております。その調査の結果によりまして、今回、荒海小学校が新たに学童保育の追加になったと。その他の、特に西部地区については、非常に希望数が少なかったということもありまして、学童保育の追加にはなっておりません。

したがって、この計画においては、将来、学童保育ということは考えてはおりませんが、その後で希望があれば、再度それは検討されるというふうにご理解いただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

○児山寿明議長 答弁漏れがありますか。関連事業と学童保育ではなかったんですか。

○32番 大竹幸一議員 壊すのは7つと言ったんですが、つくるのは何戸ですかと聞いたんです。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げます。

新規の教員住宅をつくるという計画は、今のところございません。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 そういうふうに言ってもらいとわかったわけでありまして。

それで、教員住宅はいろいろな関連で間に合っているからかということを確認いたします。

それから、学童保育ですけれども、さきにアンケートをやったということなんですが、あのときに、何件か希望があったんです。それで、たしか私の記憶では、上郷と館岩を合計すると10人近い数になるのかなと思っているんです。今のところ、問題は、私は前から言っているんですが、学童保育をつくる場合には大体10人ぐらいの希望がないと、指導員の配置のこともあって、置かないというような方針になってはいますが、その人数の基準を下げたい。例えば8人希望者がいれば学童保育をつくるというふうにするとか、そういうことをすればできると言うんです。田島でも、学校が終わって子供をそういうところに預けるのは格好が悪いみたいな雰囲気もあって、当初は十二、三人ぐらいの規模で希望者が少なかったんですが、今では30何人でしたか、もう満杯の状態なんです、40人近いのかな。

そういうことで、非常に親にとっては、親が仕事をやめる人も中にはいるわけですから、そ

れがやめないで済むわけですから、そういう点で、希望を合計するとかなりの人数だと思うんですが、その数は今はわからないですか。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げます。

学童保育につきまして、上郷小と館岩小の詳細な数については手元にございませませんが、いずれ20年4月1日に開校いたしますので、それまでに学童保育を担当します健康福祉課の方と協議をしまして、必要であればその設置を検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 これは町側のやる気の関係もあると思うんです。ですから、受け身にならないで、希望があればやろうということではなくて、取り組んでほしいと思うんです。

といいますのは、これはやっぱり例があるんです。実は、田島第二小学校でも四、五年前に親から希望があったんですけども、場所がないと。それから、空き教室もない……

○児山寿明議長 32番、大竹幸一議員に申し上げます。土地の取得の件でございまして、教育問題は別の観点のときをお願いしたいと思います。

○32番 大竹幸一議員 議長、関連というのがあるから、ちゃんと関連と書いてあるでしょう。だから言っているんです。

○児山寿明議長 関連はわかりますが、それは教育問題でありますので、この議題は土地の取得の問題であります。

○32番 大竹幸一議員 そういう希望を述べて、終わりにします。3回になりましたから。

○児山寿明議長 答弁は要らないですね、今の件は。よろしいですね。

ほかにございせんか。

10番、星光久君。

○10番 星光久議員 今、土地取得のあれには関係ないと言ったけれども、関連で設計の関係で、希望があれば学童保育の教室というか、そういうのをつくるというだけでも、そんなに簡単に変更できるんですか。最初から設計図ができていて、いざ途中から希望があれば学童保育の教室というか、広間というか、そういうのを簡単にできるんですか。1点。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げます。

学童保育を現在計画している統合小学校の場所に置くということではなく、学童保育は必ず

その校舎に置かなければならないというものではありませんので、その際に校舎のスペースがなければ、別な場所で検討するというごさいますので、ご理解いただきたいといます。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 土地のことなんで、公正妥当な金額だったかどうかということでごさいます。畑とか原野とか、この辺は役場では評価額というのは幾らだったのか教えていただければありがたい。そして、今回こういった形で、それが何倍になっているのかということごさいます。私が一番聞きたいのは、本当はこの辺での、そうはないかもしれませんが、通常の売買で大体評価額の何倍ぐらいだったよというような形の明確な答弁をいただければありがたいといます。その辺をお伺いしたいといます。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 申しわけありませんけれども、役場で課税している評価はちょっとわかりません、今のところでは。でも、今回この土地に関しましては、不動産鑑定士を入れて土地の評価をしております。

以上でございます。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 不動産鑑定士を入れたらこの金額になったと、こういうことごさいますね。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 そういうことごさいます。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより議案第41号 土地取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎発言の申し出

○児山寿明議長　ここで、税務課長より、国保予算に係る答弁について発言をしたい旨の申し出がなされておりますので、これを許可します。

税務課長。

○渡部俊夫税務課長　午前中の予算審議をいただいた中で、議案第30号の国民健康保険特別会計予算の中で、1番議員さんのおただしがございました滞納額の旧町村ごとの額が、資料がなくて今になってしまいました。

そこで、旧町村単位に申し上げます。旧田島町ですが、1億415万8,083円、それから館岩地区ですが、1,101万6,282円、それから伊南地区でございますが、165万8,300円、南郷地区でございますが、133万7,700円。合わせまして1億1,817万365円と、よろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

○渡部俊夫税務課長　いま一度ということで、大変申しわけございませんでした。

旧田島地区から申し上げます。1億415万8,083円、館岩地区ですが……

〔「それでいいよ」と言う者あり〕

○渡部俊夫税務課長　よろしく願いします。

○児山寿明議長　先ほどの答弁に係る発言でありますので、ご了承願います。



◎議員提出議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○児山寿明議長　次に、追加日程第4、議員提出議案第7号　南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○児山寿明議長　提出者の説明を求めます。

28番、渡部昌仲君。

○28番 渡部昌仲議員 ただいま議題になりました南会津町議会委員会条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

南会津町議会委員会条例は、議会常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項などを規定しておりますが、渡辺善栄議員の辞職に伴い、在任期間中の委員の定数を改正するものであります。

委員の定数は、第2条に、総務委員会8人、産業建設委員会と文教厚生委員会がおのおの7人となっておりますが、在任期間中については、附則で総務委員会16人、産業建設委員会と文教厚生委員会がおのおの17人と読みかえ規定をしております。本案は、附則で規定しております委員の定数を改正するもので、渡辺善栄議員が所属していました文教厚生委員会の定数「17人」を、1人減らして「16人」に改正するものであります。

以上、ご理解いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○児山寿明議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより議員提出議案第7号 南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、追加日程第5、議員提出議案第8号 地方交付税の充実・確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○児山寿明議長 提出者の説明を求めます。

17番、湯田賢太郎君。

○17番 湯田賢太郎議員 ただいま議題に上りました議員提出議案第8号 地方交付税の充実・確保に関する意見書の提出についてでございます。

これは、福島県町村会議会議長会から提案され、要請されたものでございます。意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

町村は、長引く景気低迷により税収が落ち込む中、行財政改革に積極的に取り組み、財政の健全化に鋭意努めているところであるが、依然として厳しい財政運営を余儀なくされている現状にある。

このような中、6月に策定される予定の「骨太の方針2006」に向けて国の経済財政諮問会議等で行われている議論においては、これまでの地方の歳出削減努力を無視するかのように、地方交付税の削減を中心とした地方財政の圧縮が焦点となっている。これは、国の財政再建のみを優先し、地方交付税制度や地方の実情を全く無視したもので、断じて受け入れることはできない。

よって、課税客体に乏しい町村が、地域社会の存立基盤を維持し、基本的、標準的行政サービスをできるよう、次の事項について強く要望する。

1つ、地方交付税は、本来地方固有の財源であり、国の一方的な都合による法定率の引き下げは行わないこと。

2つ、地方交付税は、地方公共団体で共有している財源であるため、その趣旨にあった名称に変更するとともに、国の一般会計を経由せず、特別会計に直接繰り入れるよう制度を改めること。

3つ、地方公共団体の安定的な行財政運営に必要な一般財源の総額の確保や地方交付税の財源調整・財源保障機能の充実強化を図ること。

4つ、地方交付税の算定は、地方公共団体の人口構成や、地理的条件、社会経済条件等の違いを考慮し、基礎的行政サービスの水準が確保されるよう留意すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月22日、福島県南会津郡南会津町議会。

以上でございますが、よろしくご審議され、この意見書の採択をご決定し、提出されるようお願い申し上げます。

○児山寿明議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより議員提出議案第8号 地方交付税の充実・確保に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第9号～議員提出議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、追加日程第6、議員提出議案第9号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について、追加日程第7、議員提出議案第10号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題を解決するための意見書の提出について、追加日程第8、議員提出議案第11号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める意見書の提出についてを一括して議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○児山寿明議長　ここでお諮りいたします。

ただいま議題となりました議員提出議案3件につきましては、今期定例会の本会議において請願の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長　異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

採決いたします。

議員提出議案第9号　出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第10号　障害者自立支援法の施行にともなう諸問題を解決するための意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第11号　安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。



◎議員派遣の件について

○児山寿明議長　次に、追加日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。
お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の派遣活動とすることに決しました。



◎閉会中の継続調査について

○児山寿明議長 次に、追加日程第10、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。



◎閉会の宣告

○児山寿明議長 これで本日の議事日程は終了いたしました。

上衣の着衣を願います。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成18年第1回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間の慎重審議、まことにありがとうございました。

閉会 午後 2時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員